

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月22日

【事業年度】 第18期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【会社名】 日本郵政株式会社

【英訳名】 JAPAN POST HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 増田 寛也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

【電話番号】 03-3477-0111(日本郵政グループ代表番号)

【事務連絡者氏名】 代表執行役専務 加藤 進 康

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

【電話番号】 03-3477-0206

【事務連絡者氏名】 経営企画部IR室長 堀口 浩 司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
経常収益	(百万円)	12,774,999	11,950,185	11,720,403	11,264,774	11,138,580
経常利益	(百万円)	830,696	864,457	914,164	991,464	657,499
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	479,419	483,733	418,238	501,685	431,066
包括利益	(百万円)	291,836	2,225,078	3,567,160	805,187	305,224
純資産額	(百万円)	14,788,654	12,616,774	16,071,067	14,688,981	15,098,256
総資産額	(百万円)	286,170,709	286,098,449	297,738,131	303,846,980	296,111,587
1株当たり純資産額	(円)	3,287.86	2,704.24	3,411.60	3,361.06	2,912.76
1株当たり当期純利益	(円)	118.57	119.64	103.44	131.93	120.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	4.6	3.8	4.6	4.1	3.4
自己資本利益率	(%)	3.6	4.0	3.4	3.8	3.9
株価収益率	(倍)	10.9	7.1	9.5	6.8	8.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	3,609,800	305,850	6,965,155	4,984,168	8,151,226
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	5,186,043	1,040,484	2,015,201	1,413,220	9,352,146
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	111,256	99,003	50,578	621,040	549,640
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	52,160,289	53,603,857	62,637,954	68,419,223	70,181,478
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	(人)	245,922 [161,566]	245,472 [154,529]	243,612 [147,163]	232,112 [144,935]	227,369 [142,436]

- (注) 1. 株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。なお、「(2)提出会社の経営指標等」についても同様となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
営業収益 (百万円)	274,551	289,447	167,933	284,688	257,559
経常利益 (百万円)	215,900	243,027	114,800	217,753	198,881
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	220,791	397,647	2,129,989	325,460	293,787
資本金 (百万円)	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
発行済株式総数 (千株)	4,500,000	4,500,000	4,500,000	3,767,870	3,657,797
純資産額 (百万円)	7,940,442	8,031,667	5,912,969	5,740,721	5,625,034
総資産額 (百万円)	8,079,602	8,129,402	5,997,547	5,848,650	5,762,311
1株当たり純資産額 (円)	1,963.90	1,986.40	1,462.39	1,567.50	1,625.82
1株当たり配当額 (円)	50.00	50.00	50.00	50.00	50.00
(うち1株当たり中間配当額)	(25.00)	(25.00)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	54.61	98.35	526.79	85.59	82.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	98.3	98.8	98.6	98.2	97.6
自己資本利益率 (%)	2.8	5.0	30.5	5.6	5.2
株価収益率 (倍)	23.7	8.6	-	10.5	13.1
配当性向 (%)	91.6	50.8	-	58.4	60.7
従業員数 (人)	2,106	2,031	2,039	1,994	1,485
[外、平均臨時従業員数]	[2,857]	[2,546]	[1,856]	[1,902]	[426]
株主総利回り (比較指標：TOPIX (配当込み)) (%)	105.1 (95.0)	73.8 (85.9)	88.7 (122.1)	85.7 (124.6)	103.6 (131.8)
最高株価 (円)	1,396	1,325	1,101	1,034.5	1,268.0
最低株価 (円)	1,200	728.5	714.7	837.4	873.5

- (注) 1. 株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
2. 第16期の当期純損失は、株式会社ゆうちょ銀行株式に係る関係会社株式評価損の計上等によるものであります。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第16期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であったため記載しておりません。
5. 第18期における従業員数は、第17期より509名減少しておりますが、主として、かんぼの宿、京都通信病院及び広島通信病院の事業譲渡によるものであります。
6. 最高株価及び最低株価については、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

(参考)主たる子会社の経営指標等

参考として、主たる子会社の「主要な経営指標等の推移」を記載します。

日本郵便株式会社(連結)

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
営業収益 (百万円)	3,960,669	3,839,318	3,837,635	3,656,920	3,451,530
経常利益 (百万円)	179,865	168,111	149,191	143,545	79,477
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	126,614	87,155	53,415	93,217	62,111
包括利益 (百万円)	103,796	68,300	59,608	64,149	31,156
純資産額 (百万円)	915,130	855,378	871,293	910,154	851,356
総資産額 (百万円)	5,182,809	5,179,414	5,175,507	5,180,966	4,890,957
1株当たり純資産額 (円)	90,204.47	84,554.72	85,770.02	89,093.17	83,040.49
1株当たり当期純利益 (円)	12,661.43	8,715.53	5,341.55	9,321.74	6,211.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	17.4	16.3	16.6	17.2	17.0
自己資本利益率 (%)	14.6	10.0	6.3	10.7	7.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	203,525	213,845	260,852	215,145	121,896
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	144,421	74,941	97,922	64,573	179,664
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,761	80,602	77,812	54,842	287,009
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	1,837,678	1,893,985	1,982,123	2,082,705	1,749,621
従業員数 (人)	221,776	221,596	219,771	208,942	193,285
[外、平均臨時従業員数]	[149,326]	[143,279]	[136,995]	[135,547]	[134,149]

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株価収益率については、日本郵便株式会社株式が非上場であるため記載しておりません。
3. 日本郵便株式会社は非上場のため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
4. 第16期における従業員数は、第15期より15,657名減少しておりますが、主として、2022年4月から新しいかんぽ営業体制への移行に伴い、当社の連結子会社であるかんぽ生命保険へ従業員が出向したことによるものであります。

株式会社ゆうちょ銀行(連結)

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
経常収益 (百万円)	1,845,413	1,799,544	1,946,728	1,977,640	2,064,251
経常利益 (百万円)	373,978	379,137	394,221	490,891	455,566
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	266,189	273,435	280,130	355,070	325,070
包括利益 (百万円)	23,376	2,177,244	2,470,383	910,994	364,552
純資産額 (百万円)	11,362,365	9,003,256	11,394,827	10,302,261	9,651,874
総資産額 (百万円)	208,974,134	210,910,882	223,870,673	232,954,480	229,582,232
1株当たり純資産額 (円)	3,029.61	2,398.98	3,033.03	2,739.60	2,621.17
1株当たり当期純利益 (円)	71.00	72.94	74.72	94.71	86.84
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	5.4	4.3	5.1	4.4	4.2
自己資本利益率 (%)	2.3	2.7	2.8	3.3	3.3
株価収益率 (倍)	17.0	13.7	14.2	10.4	12.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,120,727	2,935,966	9,431,212	7,665,328	4,495,827
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,713,730	1,787,359	247,977	1,585,517	6,337,474
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	182,940	182,265	79,141	181,657	286,036
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	50,633,686	51,600,251	60,704,486	66,602,709	68,158,319
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	12,821 [4,185]	12,517 [3,866]	12,451 [3,603]	12,219 [3,246]	11,807 [2,900]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株式会社ゆうちょ銀行は、株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する同社株式を同社連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する同社株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

株式会社かんぽ生命保険(連結)

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
保険料等収入 (百万円)	3,959,928	3,245,541	2,697,936	2,418,979	2,200,945
資産運用収益 (百万円)	1,204,428	1,137,789	1,121,668	1,149,145	1,159,020
保険金等支払金 (百万円)	6,868,893	6,191,369	5,866,091	5,549,315	5,487,997
経常利益 (百万円)	264,870	286,601	345,736	356,113	117,570
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	111,806	109,236	65,465	73,113	62,067
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	120,480	150,687	166,103	158,062	97,614
包括利益 (百万円)	172,795	42,235	934,447	824	25,938
純資産額 (百万円)	2,135,137	1,928,380	2,841,475	2,421,063	2,375,377
総資産額 (百万円)	73,905,017	71,664,781	70,172,982	67,174,796	62,687,388
1株当たり純資産額 (円)	3,559.70	3,428.71	5,052.12	6,059.59	6,206.80
1株当たり当期純利益 (円)	200.86	267.40	295.33	375.14	249.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	2.9	2.7	4.0	3.6	3.8
自己資本利益率 (%)	5.8	7.4	7.0	6.0	4.1
株価収益率 (倍)	11.9	5.0	7.7	5.7	8.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,691,710	2,590,214	2,806,302	2,755,684	2,978,098
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,653,004	3,248,209	2,554,274	3,111,700	3,216,799
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	57,909	165,405	176,743	420,268	72,939
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	917,708	1,410,298	1,335,014	1,270,762	1,436,524
従業員数 (人)	8,269	8,283	8,252	8,144	19,776
[外、平均臨時従業員数]	[2,714]	[2,519]	[2,442]	[2,147]	[2,865]

- (注) 1. 株式会社かんぽ生命保険は、株式給付信託を設定しておりますが、同社連結財務諸表の株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する同社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第17期における従業員数は、第16期より11,632名増加しておりますが、主として、2022年4月から新しいかんぽ営業体制への移行に伴い、当社の連結子会社である日本郵便株式会社から従業員が出向したことに由来するものであります。

2 【沿革】

(1) 設立経緯

1871年、前島密により、郵便制度が創設されました。1875年に郵便為替事業、郵便貯金事業が創業され、1906年には郵便振替事業が創業されました。1885年に逓信省が設立され、郵便事業、郵便為替事業及び郵便貯金事業が同省に移管され、1916年に簡易生命保険事業、1926年に郵便年金事業が創業されました。1949年には、郵政事業は逓信省から郵政省に引き継がれました。

郵政事業はこのように国の直営事業として実施されてきましたが、1996年11月に発足した行政改革会議において、国の行政の役割を「官から民へ」、「国から地方へ」という基本的な視点から見直すこととされ、このような行政機能の減量、効率化の一環として、国の直営を改め「三事業一体として新たな公社」により実施することとされました。これを受け、2001年1月、郵政省は自治省及び総務庁との統合により発足した総務省及び郵政事業の実施に関する機能を担う同省の外局として置かれた郵政事業庁に再編された後に、2002年7月31日に郵政公社化関連4法が公布され、2003年4月1日に日本郵政公社(以下「公社」といいます。)が発足することとなりました。

2001年4月に小泉内閣が発足すると、財政改革、税制改革、規制改革、特殊法人改革、司法制度改革、地方分権推進等とともに、郵政事業の民営化が、「改革なくして成長なし」との基本理念のもとで進められた「聖域なき構造改革」における重要課題の一つとして位置づけられました。2004年9月、公社の4機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金及び簡易生命保険)をそれぞれ株式会社として独立させること、これらの株式会社を子会社とする純粋持株会社を設立すること等を主な内容とする「郵政民営化の基本方針」が閣議決定され、立案された郵政民営化関連6法案(郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)が、閣議決定、第162回通常国会への提出、両院郵政民営化に関する特別委員会における審議、衆議院における一部修正、参議院本会議における否決、衆議院解散・総選挙、再提出等を経て、2005年10月、第163回特別国会において可決・成立しました。日本郵政株式会社(以下「当社」といいます。)は、2006年1月、郵政民営化法及び日本郵政株式会社法に基づき、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの経営管理及び業務の支援を行うことを目的とする株式会社として設立されました。2006年9月には、当社の全額出資により、株式会社ゆうちょ(現 株式会社ゆうちょ銀行)及び株式会社かんぽ(現 株式会社かんぽ生命保険)が設立されました。

2007年10月、郵政民営化(郵政民営化関連6法の施行)に伴い公社が解散すると、その業務その他の機能並びに権利及び義務は、5つの承継会社(当社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険)並びに郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理等を行う独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(現 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構。以下「郵政管理・支援機構」といいます。)に引き継がれました。これにより、当社を持株会社とし、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険を中心とした日本郵政グループが発足いたしました。

(2) 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の公布

郵政民営化(2007年10月1日)後、約4年半が経過した2012年4月27日、第180回通常国会で郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案が可決・成立し、2012年5月8日に公布されました。

これにより、郵便事業株式会社と郵便局株式会社は、郵便局株式会社を存続会社として合併し、社名を日本郵便株式会社に変更したことにより、日本郵政グループは5社体制から4社体制へと再編されました。

また、ユニバーサルサービス(郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的かつ将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるようにすること。)の範囲が拡充され、これまでの郵便サービスのみならず、貯金、保険の基本的なサービスを郵便局で一体的に利用できる仕組みが確保されるようになりました。

当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「金融2社」といいます。)の株式は、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとされております。

なお、政府が保有する当社の株式については、政府は、2011年11月30日、第179回臨時国会において可決・成立した東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、復興債の償還費用の財源を確保するため、当社の経営状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することとされております。

(3) 当社及び金融 2 社の株式上場

上記の法律上の要請に加え、金融 2 社株式についても、金融 2 社の経営の自由度確保のため早期の処分が必要であること、また、金融 2 社の株式価値を当社の株式価格に透明性を持って反映させることといった観点を総合的に勘案し、当社及び金融 2 社の上場はいずれも遅らせることなく、同時に行うことが最も望ましいと判断し、政府による当社の株式の売出し・上場に合わせ、金融 2 社株式につきましても、同時に売出し・上場を行うこととし、2015年11月4日、当社及び金融 2 社は東京証券取引所市場第一部に同時上場いたしました（東京証券取引所の市場区分の見直しにより、2022年4月4日以降はプライム市場へ移行）。

(4) 沿革

年 月	沿革
2006年 1 月	公社の全額出資により、郵政民営化に向けた準備を行う特殊会社として当社を設立
2006年 9 月	当社の全額出資により、郵政民営化に向けた準備を行う会社として、株式会社ゆうちょ(現 株式会社ゆうちょ銀行)及び株式会社かんぽ(現 株式会社かんぽ生命保険)を設立
2007年10月	郵政民営化に伴い、当社は、郵便事業株式会社、郵便局株式会社(現 日本郵便株式会社)、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式の総数を保有する持株会社に移行 公社の全額出資により郵便事業株式会社、郵便局株式会社を設立し、両社株式を承継 株式会社ゆうちょは商号を株式会社ゆうちょ銀行に、株式会社かんぽは商号を株式会社かんぽ生命保険に変更
2007年12月	株式会社ゆうちょ銀行が新規業務(シンジケートローン(参加型)、貸出債権の取得又は譲渡等、金利スワップ取引等)の認可取得 株式会社かんぽ生命保険が新規業務(運用対象の自由化)の認可取得
2008年 4 月	株式会社ゆうちょ銀行が新規業務(クレジットカード業務、変額個人年金保険の募集業務、住宅ローン等の媒介業務)の認可取得
2009年 1 月	株式会社ゆうちょ銀行が全国銀行データ通信システムによる他の金融機関との内国為替取扱開始
2012年10月	郵便局株式会社が商号を日本郵便株式会社に変更し、郵便事業株式会社と合併
2014年 4 月	株式会社かんぽ生命保険が学資保険「はじめのかんぽ」の販売開始
2014年 7 月	株式会社かんぽ生命保険がAmerican Family Life Assurance Company of Columbus(注1)のがん保険の受託販売等の取扱開始
2015年 5 月	日本郵便株式会社が豪州物流企業Toll Holdings Limitedを子会社化
2015年10月	株式会社かんぽ生命保険が養老保険「新フリープラン(短期払込型)」の販売開始
2015年11月	当社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険が、それぞれ東京証券取引所市場第一部に株式を上場 株式会社かんぽ生命保険が法人向け商品(総合福祉団体定期保険等)の受託販売開始
2016年 3 月	株式会社かんぽ生命保険が新規業務(再保険の引受け、付帯サービス)の認可取得 株式会社かんぽ生命保険が第一生命保険株式会社(注2)と業務提携
2017年 6 月	株式会社ゆうちょ銀行が新規業務(口座貸越サービス、地域金融機関との連携に係る業務等、市場運用関係業務)の認可取得
2017年10月	株式会社かんぽ生命保険が特約「医療特約 その日からプラス」、終身保険(低解約返戻金型)「新ながいきくん 低解約返戻金プラン」、長寿支援保険(低解約返戻金型)「長寿のしあわせ」の販売開始
2018年12月	当社がアフラック・インコーポレーテッド及びアフラック生命保険株式会社と資本関係に基づく戦略提携に合意 株式会社かんぽ生命保険が新規業務(引受基準緩和型普通終身保険・特別終身保険・普通養老保険・総合医療特約の引受け、先進医療特約の引受け)の認可取得
2019年 4 月	株式会社かんぽ生命保険が引受基準緩和型商品「かんぽにおまかせ」、先進医療特約の販売開始 株式会社かんぽ生命保険株式の第2次売出し
2021年 3 月	当社及び日本郵便株式会社が楽天株式会社(注3)と業務提携に合意、当社が楽天株式会社に投資

年 月	沿革
2021年 4月	株式会社ゆうちょ銀行が新規業務(口座貸越サービスに係る信用保証業務を行う子会社の保有、フラット35の直接取扱等、損害保険募集業務)の認可取得
2021年 6月	株式会社かんぽ生命保険の保険主要株主認可を取得、株式会社かんぽ生命保険株式会社について株式処分信託を設定 当社の株式会社かんぽ生命保険に対する議決権保有割合は49.9%となり、当社は保険業法上の保険持株会社に該当しないこととなる
2022年 3月	株式会社ゆうちょ銀行が新規業務(投資一任契約の締結の媒介業務)の認可取得
2022年 4月	株式会社かんぽ生命保険が特約「医療特約 もっとその日からプラス」販売開始 当社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険が、それぞれ東京証券取引所プライム市場へ移行
2023年 3月	株式会社ゆうちょ銀行株式の第2次売出し
2023年 4月	株式会社かんぽ生命保険が学資保険「はじめのかんぽ」を改定

- (注) 1. 米国法人の日本支店が日本法人化され、日本支店の事業については日本法人へ承継されたことにより、有価証券報告書提出日現在における契約先はアフラック生命保険株式会社となっております。
2. 業務提携先グループ内部における業務移管により、有価証券報告書提出日現在における業務提携先は第一生命ホールディングス株式会社となっております。
3. 業務提携先の商号変更により、有価証券報告書提出日現在における業務提携先は楽天グループ株式会社となっております。

(参考) 郵政事業創業から2005年12月までの主な沿革

年 月	主な沿革
1871年 4月	郵便事業創業
1872年 7月	郵便制度を全国的に実施
1873年 4月	郵便料金の全国均一制を実施
1875年 1月	郵便為替事業創業、外国郵便の取扱いを開始
1875年 5月	郵便貯金事業創業
1885年12月	通信省発足
1892年10月	小包郵便の取扱いを開始
1906年 3月	郵便振替事業創業
1911年 2月	速達郵便の取扱いを開始
1916年10月	簡易生命保険事業創業
1926年10月	郵便年金事業創業
1938年 2月	東京通信病院が診療を開始
1941年10月	定額郵便貯金制度を創設
1949年 6月	二省分離に伴い郵政省発足
1949年12月	お年玉付郵便葉書の発行を開始
1962年 4月	簡易生命保険加入者福祉施設(現 かんぽの宿等)の設置及び運営等を行う特殊法人として簡易保険福祉事業団が設立
1968年 7月	郵便番号制の実施
1981年 3月	郵便貯金自動預払機(ATM)による取扱いを開始
1986年 3月	通信病院の一般開放を実施
1991年 4月	新簡易保険制度の発足(郵便年金事業を簡易保険事業に統合)
1999年 1月	ATM・CD提携サービス、デビットカードサービスを開始
2001年 1月	省庁再編に伴い、郵政省と自治省、総務庁が統合した総務省と郵政事業庁に再編
2001年 4月	郵便貯金資金の全額自主運用を開始(資金運用部への全額預託義務が廃止)
2001年10月	バイク自賠責保険の取扱いを開始
2001年12月	地方公共団体からの受託事務の取扱いを開始
2003年 4月	公社発足(簡易保険福祉事業団を統合)
2005年10月	投資信託の販売の取扱いを開始

3 【事業の内容】

(1) 当社グループの事業の内容

日本郵政グループ(以下「当社グループ」といいます。)は、当社、日本郵便株式会社(以下「日本郵便」といいます。)、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」といいます。)及び株式会社かんぽ生命保険(以下「かんぽ生命保険」といいます。)、日本郵便及びゆうちょ銀行と併せて「事業子会社」と総称します。)を中心に構成され、「郵便・物流事業」、「郵便局窓口事業」、「国際物流事業」、「銀行業」、「生命保険業」等の事業を営んでおります。 当該5事業の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であり、報告セグメントに含まれていない事業を「その他」に区分しております。

各事業における事業の内容並びに当社及び関係会社の位置づけは次に記載のとおりであります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当し、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

セグメントの名称	主な事業内容	関係会社等
郵便・物流事業	郵便の業務並びに郵便物の作成及び差出しに関する業務その他の附帯する業務等の郵便事業並びに物流事業等	日本郵便 日本郵便輸送株式会社 日本郵便メンテナンス株式会社 ＪＰビズメール株式会社 株式会社ＪＰメディアダイレクト ＪＰ楽天ロジスティクス株式会社 東京米油株式会社
郵便局窓口事業	郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務、物販事業、不動産事業、提携金融サービス等	日本郵便 株式会社郵便局物販サービス ＪＰコミュニケーションズ株式会社 日本郵便オフィスサポート株式会社 日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社 ＪＰ損保サービス株式会社 ＪＰシステム開発株式会社 株式会社ゆうゆうギフト ＪＰ東京特選会株式会社 セゾン投信株式会社 株式会社ジェイエイフーズおおいた リンベル株式会社
国際物流事業	豪州を中心としたグローバル市場におけるフォワーディング及びロジスティクス事業等	Toll Holdings Pty Limited 及び同社傘下の連結子会社180社 ＪＰトールロジスティクス株式会社 トールエクスプレスジャパン株式会社 Toll Holdings Pty Limited傘下の関連会社8社
銀行業	銀行業等	ゆうちょ銀行 ゆうちょローンセンター株式会社 JPインベストメント株式会社 及びその他連結子会社7社 ＪＰ投信株式会社 日本ＡＴＭビジネスサービス株式会社
生命保険業	生命保険業等	かんぽ生命保険 かんぽシステムソリューションズ株式会社
その他	グループシェアード事業、病院事業、宿泊事業、投資事業、不動産事業等	当社 日本郵政コーポレートサービス株式会社 ゆうせいチャレンジド株式会社 日本郵政キャピタル株式会社 日本郵政不動産株式会社 ＪＰプロパティーズ株式会社 株式会社ＪＰデジタル ＪＰツーウェイコンタクト株式会社 ＪＰビルマネジメント株式会社 株式会社Good Technology Company

(注) 1. は連結子会社、 は持分法適用関連会社であります。

2. ＪＰトールロジスティクス株式会社は、2023年4月1日付でＪＰロジスティクスグループ株式会社に商号変更し、報告セグメントは「国際物流事業」から「郵便・物流事業」に変更しております。

3. トールエクスプレスジャパン株式会社は、2023年4月1日付でＪＰロジスティクス株式会社に商号変更し、報告セグメントは「国際物流事業」から「郵便・物流事業」に変更しております。

郵便・物流事業

当事業では、郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務並びに郵便物の作成及び差出しに関する業務その他の附帯する業務等の郵便事業並びに物流事業等を行っております。

(a) 郵便事業

郵便サービスを全国一律の料金であまねく公平に提供し、国内郵便に加え、万国郵便条約などの条約・国際取り決めに基づく国際郵便(通常・小包・EMS)を提供しております。

また、お客さまの郵便発送業務一括アウトソーシングのニーズにお応えするため、郵便物などの企画・作成(印刷)から封入・封かん、発送までをワンストップで請け負うトータルサービスを提供しております。

その他、国からの委託による印紙の売りさばき、お年玉付郵便葉書の発行等の業務を行っております。

EMS = 国際スピード郵便(Express Mail Service)

(b) 物流事業

物流サービスとして、宅配便(ゆうパック等)及びメール便(ゆうメール等)の運送業務を行っており、eコマース市場の成長に伴う多様な顧客ニーズに的確に応えたサービスを提供いたします。一方、多様化・高度化する物流ニーズに対しては、物流ソリューションセンターを中心として、お客さまに最適な物流戦略、物流システムの設計、提案、構築から運用までを行う3PLサービスの提供を展開しております。

さらに、eコマースを中心とした小口荷物の国際宅配需要を獲得するため、2014年に資本・業務提携した海外物流パートナーである、仏GeoPost S.A.及び香港Lenton Group Limitedとの間で開発した国際宅配便サービスである「ゆうグローバルエクスプレス」により国際郵便で提供できない付加価値サービスに対応いたします。

3PL(サードパーティーロジスティクス) = サード・パーティー(= 3PL事業者)が、荷主の物流業務全体又は一部を荷主から包括的に受託するサービスの形態。

(c) その他

(a)及び(b)の業務の他、カタログ等に掲載されている商品若しくは権利の販売又は役務の提供に係る申込みの受け付け、商品代金の回収等の業務や、地方公共団体からの委託を受けて高齢者等への生活状況の確認、日用品の注文・図書の貸出の受付、廃棄物等の不法投棄の見回り業務等を行っております。

郵便局窓口事業

当事業では、お客さまにサービスを提供するための営業拠点として全国に設置した直営の郵便局(2023年3月31日現在20,142局(内、営業中は20,056局))及び業務を委託した個人又は法人が運営する簡易郵便局(2023年3月31日現在4,109局(内、営業中は3,589局))。ただし、銀行代理業務等に係る委託契約を締結しているのは3,579局(内、営業中は3,570局)、生命保険募集委託契約を締結しているのは410局(内、営業中は408局))において郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務等、保険窓口業務等、物販事業を行っている他、不動産事業、提携金融サービスを行っております。

簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第3条に規定する日本郵便が郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を委託する者が設ける施設であり、日本郵便と受託者との受委託契約により行う業務が異なります。

(a) 郵便・物流事業に係る窓口業務

郵便物の引受・交付、郵便切手類の販売、ゆうパック等物流サービスの引受、印紙の売りさばき等を行っております。

(b) 銀行窓口業務等

ゆうちょ銀行から委託を受け、通常貯金、定額貯金、定期貯金、送金・決済サービスの取扱い、公的年金な

どの支払い、国債や投資信託の窓口販売などを行っております。

(c) 保険窓口業務等

かんば生命保険から委託を受け、生命保険の募集や保険金の支払いなどを行っております。

(d) 物販事業

カタログ等を利用して行う商品又は権利の販売並びに商品の販売又は役務の提供に係る契約の取次ぎ及び当該契約に係る代金回収を行う業務等として、生産地特選品販売、年賀状印刷サービス、フレーム切手販売、文房具等の郵便等関連商品の陳列販売等を行っております。また、社員による販売に加え、インターネット及びDMによる販売を行っております。

(e) 不動産事業

2007年10月の郵政民営化に伴い公社から承継した不動産を基に高度商業地域に位置する旧東京中央郵便局敷地(現：J Pタワー)などを開発し、事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業のほか、賃貸用建物の運営管理業務及び分譲事業等の不動産事業を行っております。

(f) 提携金融サービス

かんば生命保険以外の生命保険会社や損害保険会社などから委託を受け、変額年金保険、がん保険、引受条件緩和型医療保険、自動車保険、傷害保険等の販売を行っております。

(g) その他の事業

(a)～(f)の業務の他、以下の業務を行っております。

- ・地方公共団体の委託を受けて行う戸籍謄本や住民票の写し等の公的証明書の交付事務、ごみ処理券等の販売、バス利用券等の交付事務
- ・当せん金付証票(宝くじ)の発売等の事務に係る業務
- ・日本放送協会からの委託を受けて行う放送受信契約の締結・変更に関する業務
- ・郵便局等の店頭スペース等の活用、窓口ロビーへのパンフレット掲出等の広告業務
- ・会員向け生活支援サービス業務(郵便局のみまもりサービス) 等

国際物流事業

当事業では、Toll Holdings Pty Limited(以下「トール社」といいます。)、同社傘下の子会社及び関連会社並びにJPトールロジスティクス株式会社及びトールエクスプレスジャパン株式会社において、アジア太平洋地域に関わる輸出入を中心としたフルラインでの国際的貨物輸送、及び、アジア太平洋地域に関わる輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービスを行っております。

トール社及び同社傘下の子会社は、下表の2部門で構成されており、不特定の顧客や小さな契約ベースの顧客を対象としたフォワーディング事業、特定顧客のニーズを満たすために構築したロジスティクス事業を提供しております。

区分	部門名	サービス概要
フォワーディング事業	グローバルフォワーディング (Global Forwarding)	アジア太平洋地域に関わる輸出入を中心としたフルラインでの国際的貨物輸送
ロジスティクス事業	グローバルロジスティクス (Global Logistics)	アジア太平洋地域における輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービスを提供

- (注) 1. JPトールロジスティクス株式会社は、2023年4月1日付でJPロジスティクスグループ株式会社に商号変更し、報告セグメントは「国際物流事業」から「郵便・物流事業」に変更しております。
2. トールエクスプレスジャパン株式会社は、2023年4月1日付でJPロジスティクス株式会社に商号変更し、報告セグメントは「国際物流事業」から「郵便・物流事業」に変更しております。

銀行業

当事業では、ゆうちょ銀行が、銀行法に基づき、預入限度額内での預金(貯金)業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債、投資信託及び保険商品の販売、住宅ローン媒介業務、クレジットカード業務などを営んでおります。また、日本郵便の郵便局ネットワークをメインチャンネルに、1.2億人規模のお客さまに生活・資産形成に貢献する金融サービスを提供し、お預かりした貯金を有価証券で運用することを主な事業としております。

また、ゆうちょ銀行及びその関係会社は、銀行業務のほか、金融商品取引業務などを行っております。

(a) 資金運用

ゆうちょ銀行は、2023年3月末日現在、個人貯金が90%超を占める194.9兆円の貯金を、主として有価証券132.7兆円(内、国債38.1兆円、その他の証券(外国債券や主な投資対象が外国債券である投資信託等で構成)78.3兆円)で運用し、資金運用収益を中心に収益を確保しております。

具体的には、想定した市場環境の下、負債の状況等を踏まえて国債等の運用資産・運用期間を適切に管理するとともに、収益源泉の多様化・リスク分散の観点から、国際分散投資の推進、オルタナティブ資産への投資など運用の高度化・多様化を図っているほか、地域経済活性化にも貢献すべく、従来からの地方公共団体向け資金供給の強化に加え、地域金融機関と連携し、地域活性化ファンドへの出資等に取り組んでおります。

こうした金融資産及び金融負債は、市場リスク(金利、為替、株式など様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク)や信用リスク(信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク)を伴うものであるため、デリバティブ取引等で一定のリスクをヘッジしつつ、安定的な収益確保に努めております。

(b) 資金調達、資産・負債総合管理

ゆうちょ銀行は、本支店その他の営業所、日本郵便が展開している郵便局ネットワークを通じて、お客さまから通常貯金、定額・定期貯金などの各種の貯金を預入限度額内でお預かりしております。

また、郵政管理・支援機構が、公社から承継した郵便貯金に相当する預り金を、特別貯金として受け入れております。

さらに、上記(a)の資金運用(資産)と市場取引も含めた資金調達(負債)について、信用・市場リスクや流動性リスク(運用・調達期間の差異や資金流出により、必要な資金調達や通常の金利での資金調達が困難となるリスク)をマネージするため、各商品のリスク特性に合わせた7つのポートフォリオに細分化して管理する枠組みのもとで、資産・負債を総合的に内部管理するA L M(Asset Liability Management)を適切に展開し、中期的な安定的収益の確保に努めております。

(c) 手数料ビジネス

ゆうちょ銀行は、本支店その他の営業所(直営店)・日本郵便の郵便局ネットワーク・各種デジタルチャネルを通じて、為替業務、国債・投資信託等の資産運用商品の販売、クレジットカード業務、住宅ローン媒介業務及び各金融機関と連携したA T M提携サービスなどを提供し、手数料(役務取引等)収益を確保しております。

生命保険業

当事業では、かんば生命保険が、保険業法に基づく免許・認可を得て、生命保険の引受け及び有価証券投資、貸付等の資産運用業務を行っております。

また、日本郵便との間で生命保険募集・契約維持管理業務委託契約等を締結し、2023年3月31日現在、20,107局(内、営業中は20,022局)の郵便局で生命保険募集等を行っております。

(a) 生命保険業

かんば生命保険は、生命保険業免許に基づき、次の～の保険引受業務及び～の資産運用業務を行っております。ただし、かんば生命保険には、他の生命保険会社にはない、業務を行うに当たっての郵政民営化法による制約があります。詳細は下記「(3) 事業に係る主な法律関連事項 (i)～(l)」をご参照ください。

業務の種類	内訳
保険引受業務	個人保険及び財形保険
	個人年金保険及び財形年金保険
	再保険(注)
資産運用業務	有価証券の取得
	不動産の取得
	金銭債権の取得
	金銭の貸付(コールローンを含む。)
	有価証券の貸付
	預金又は貯金
	金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
	有価証券関連デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引又は先物外国為替取引
その他郵政民営化法第138条に定められた方法等	

(注) かんば生命保険と郵政管理・支援機構との間で再保険契約を締結し、郵政民営化法により公社から郵政管理・支援機構に承継された、簡易生命保険契約に基づく郵政管理・支援機構の保険責任のすべてをかんば生命保険が受再しております。

(b) 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行

かんば生命保険は、次の保険会社の商品の受託販売等を行っております。

- ・アフラック生命保険株式会社
- ・エヌエヌ生命保険株式会社
- ・住友生命保険相互会社
- ・第一生命保険株式会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・日本生命保険相互会社
- ・ネオファースト生命保険株式会社
- ・三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・明治安田生命保険相互会社
- ・メットライフ生命保険株式会社

(c) 郵政管理・支援機構から委託された簡易生命保険管理業務

かんば生命保険は、郵政民営化法により公社から郵政管理・支援機構に承継された、簡易生命保険契約の管理業務を、郵政管理・支援機構から受託しております。

その他

上記の各事業のほか、集約により効率性が高まる間接業務をグループ各社から受託するグループシェアード事業、公社から承継した病院及び宿泊施設の運営、成長性の高い企業に出資を行う投資事業、不動産事業等を行っております。

(a) グループシェアード事業

当社グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1か所に集約した方が効率的な実施が見込まれる間接業務(電気通信役務及び情報処理サービスの提供、人事及び経理に関する業務、福利厚生に関する業務、不動産の管理等に関する業務、人材派遣・紹介等の業務、コールセンターに関する業務、人材育成に関する業務及び健康管理業務など)を、事業子会社等から受託して実施することにより、業務を支援するとともに、経営効率の向上を図っております。

(b) 病院事業

当社グループの企業立病院として、東京通信病院を運営しております。

(注) 通信病院設置数は2023年3月31日現在、東京通信病院の1か所であります。

なお、京都通信病院及び広島通信病院は、2022年10月1日付で事業譲渡しております。

(c) 宿泊事業

「ゆうぼうと世田谷レクセンター」の運営、管理を行っております。

(注) 宿泊事業における施設設置数は2023年3月31日現在、「ゆうぼうと世田谷レクセンター」の1か所であります。

なお、かんぼの宿は2022年4月に32か所を譲渡し、「かんぼの宿恵那」については、2023年3月に売却をしております。

(d) 投資事業

成長性の高い企業に出資を行うことにより、出資先企業と当社グループとの連携及び中長期的なグループ収益の拡大を図っております。

(e) 不動産事業

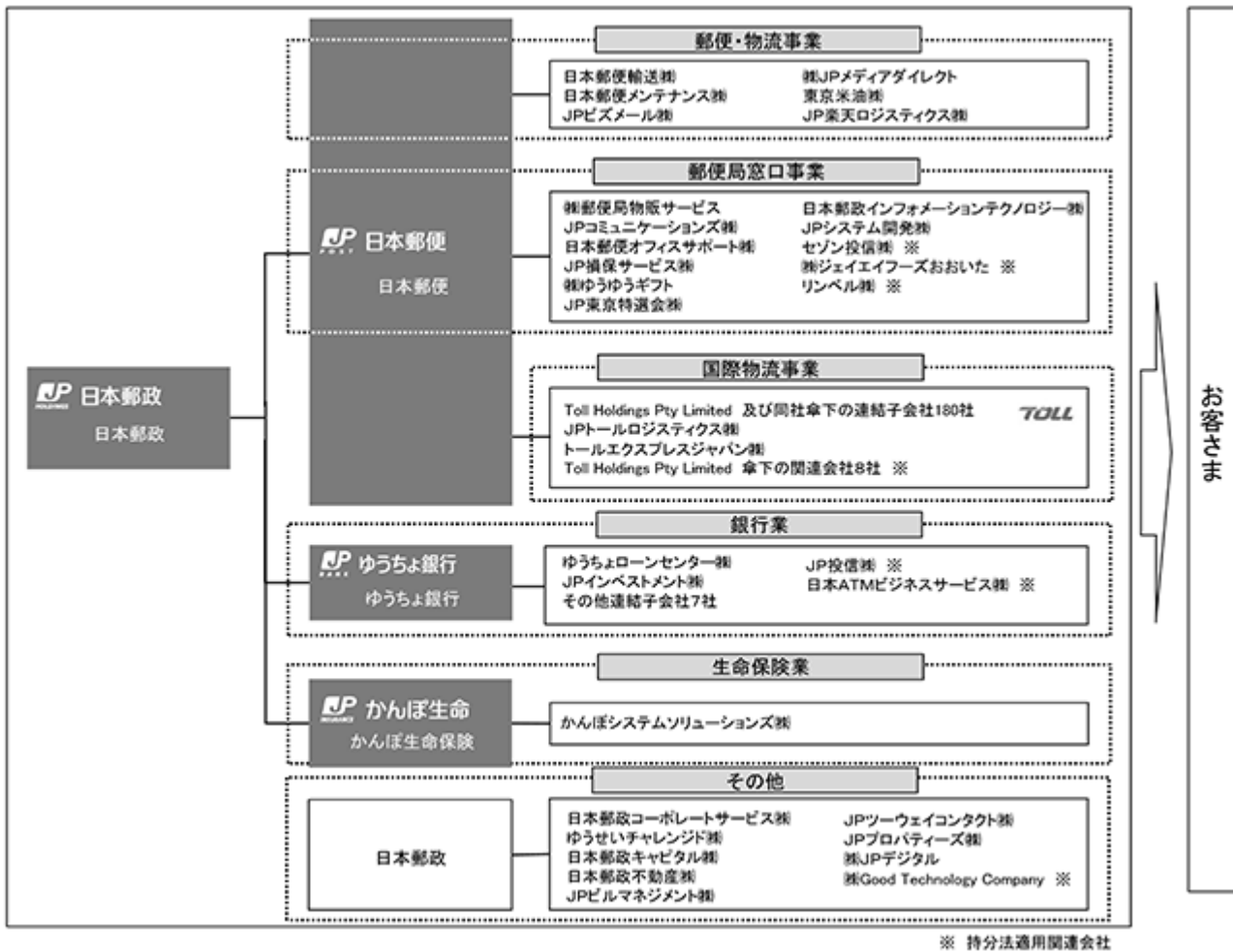
事務所・商業施設・住宅・「ホテルメルパルク」等の賃貸・管理事業等を行い、グループ不動産の開発やグループ外不動産への投資、また、他社との連携・協業を通じ不動産事業の強化を図っております。

(注) 「ホテルメルパルク」は、2022年9月末に6か所について営業を終了したため、2023年3月31日現在、営業している施設は、横浜、名古屋、大阪、広島、熊本の5か所であります。

上記のほか、当社は、事業子会社等の経営の基本方針の策定及び実施の確保並びに株主としての権利の行使を行うこととしております。

(2) 当社グループの事業系統図

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



- (注) 1. 持分法非適用の非連結子会社10社及び関連会社3社は、記載を省略しております。
2. JPツールロジスティクス株式会社は、2023年4月1日付でJPロジスティクスグループ株式会社に商号変更し、報告セグメントは「国際物流事業」から「郵便・物流事業」に変更しております。
3. トールエクスプレスジャパン株式会社は、2023年4月1日付でJPロジスティクス株式会社に商号変更し、報告セグメントは「国際物流事業」から「郵便・物流事業」に変更しております。

(3) 事業に係る主な法律関連事項

当社グループが行う事業に係る主な法律関連事項は、次のとおりであります。

日本郵政株式会社法

(a) 趣旨

当社の目的、業務の範囲等が定められております。当社は、本法により政府の規制を受けるとともに、商号の使用制限等の特例措置が講じられております。

(b) 会社の目的

当社は、日本郵便の発行済株式の総数を保有し、日本郵便の経営管理を行うこと及び日本郵便の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とされております。(法第1条)

(c) 業務の範囲

当社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとされております。(法第4条第1項)

- イ. 日本郵便が発行する株式の引受け及び保有
- ロ. 日本郵便の経営の基本方針の策定及びその実施の確保
- ハ. 日本郵便の株主としての権利の行使等
- ニ. イ. からハ. に掲げる業務に附帯する業務

(d) 業務の制限

次に掲げる事項について、総務大臣の認可が必要とされております。

- イ. その目的を達成するために法第4条第1項に規定する業務のほかに行う必要な業務(法第4条第2項)
- ロ. 募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集、又は株式交換若しくは株式交付に際して行う株式若しくは新株予約権の交付(法第8条)
- ハ. 取締役の選任及び解任並びに監査役の選任及び解任の決議(法第9条)
- ニ. 毎事業年度の事業計画(法第10条)
- ホ. 定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議(法第11条)

(e) ユニバーサルサービスの提供

当社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとされております。(法第5条)

(f) 株式の保有

当社は、常時、日本郵便の発行済株式の総数を保有していなければならないこととされております。(法第6条)

(g) 株式の処分

政府は、保有義務のある3分の1超の株式を除き、その保有する当社の株式について、できる限り早期に処分するものとされております。(法附則第3条)

なお、政府は、当社の株式の売却収入を東日本大震災に係る復興債の償還費用の財源を確保するため、当社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、当社の株式をできる限り早期に処分するものとされております。(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第14条)

日本郵便株式会社法

(a) 趣旨

日本郵便の目的、業務の範囲等が定められております。同社は、本法により政府の規制を受けるとともに、商号の使用制限等の特例措置が講じられております。

(b) 会社の目的

日本郵便は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とされております。(法第1条)

(c) 業務の範囲

イ. 日本郵便は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとされております。(法第4条)

郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務

銀行窓口業務

に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使

保険窓口業務

に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使

国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

から に掲げる業務に附帯する業務

ロ. 日本郵便は、イ. に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができるものとされております。

お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律第224号)第1条第1項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第3条第5項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第1項第1号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

から に掲げる業務に附帯する業務

ハ. 日本郵便は、イ. 及びロ. に規定する業務のほか、イ. 及びロ. に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、イ. 及びロ. に規定する業務以外の業務を営むことができるものとされております。

ニ. 日本郵便は、ロ. に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びにハ. に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならないものとされております。

金融2社は、現在、日本郵便が金融のユニバーサルサービス提供に係る責務を果たすために営む銀行代理業又は保険募集等に係る業務委託契約を日本郵便との間でそれぞれ締結しております。これらの契約を締結している銀行又は生命保険会社を、それぞれ関連銀行、関連保険会社といたします。

(d) 業務の制限

次に掲げる事項について、総務大臣の認可が必要とされております。

イ. 新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集、又は株式交換若しくは株式交付に際して行う株式若しくは新株予約権の交付(法第9条)

ロ. 毎事業年度の事業計画(法第10条)

ハ. 総務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき(法第11条)

ニ. 定款の変更、合併、会社分割及び解散の決議(法第12条)

(e) ユニバーサルサービスの提供

日本郵便は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとされております。(法第5条)

郵政民営化法

(a) 趣旨

郵政民営化の基本理念、基本方針等を定めるとともに、公社の解散に伴い、公社の機能を引き継がせる新たな株式会社(以下、本 において「新会社」といいます。)の設立、新会社の株式、新会社に関して講ずる措置、公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項が定められております。

2012年5月8日公布の郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、郵政民営化法が改正され、郵便サービスのみならず、貯金、保険の基本的なサービスを郵便局で一体的に利用できるようにするユニバーサルサービスの確保が義務づけられ、また、当社が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式については、その株式の全部を処分することを目指し、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。

(b) 株式の処分

当社の発行済株式の総数は政府が保有し、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の発行済株式の総数は当社が保有するものとされており、政府が保有する当社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとされておりますが、その割合は、常時、3分の1を超えているものとされております。

また、当社が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式について、その株式の全部を処分することを目指し、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。(法第5条、第7条及び第62条)

(c) ユニバーサルサービスの提供

当社及び日本郵便は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとし、郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとされております。(法第7条の2)

(d) 同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保

当社、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、ゆうちょ銀行について銀行法等の特例を適用しないこととする日又はかんぽ生命保険について保険業法等の特例を適用しないこととする日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとされております。

また、日本郵便は、日本郵便株式会社法第4条第2項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第3項に規定する業務(以下「届出業務」といいます。)を営むに当たっては、届出業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならないとされております。(法第8条及び第92条)

(e) ゆうちょ銀行における業務の制限

ゆうちょ銀行は、郵政民営化法により、郵政民営化時に認められていなかった業務(いわゆる新規業務)を行うときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を要するものとされています。(法第110条)

認可を要する業務の概要は、以下イ. からへ. のとおりであります。

また、内閣総理大臣及び総務大臣は、新規業務の認可や下記(g)(h)の規制に係る認可の申請があった場合、下記(f)の規制に係る政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされています。

なお、当社がゆうちょ銀行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第110条に係る認可は要しないものの、ゆうちょ銀行が各業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を要するとともに、業務を行うに当たっては、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされています。(法第110条の2)

イ. 外貨預金の受入れ、譲渡性預金の受入れ

ロ. 資金の貸付け又は手形の割引(次の から に掲げる業務を除く)

預金者等に対する当該預金者等の預金等を担保とする資金の貸付け

国債証券等を担保とする資金の貸付け

地方公共団体に対する資金の貸付け

コール資金の貸付け

当社、日本郵便又はかんぽ生命保険に対する資金の貸付け

郵政管理・支援機構に対する資金の貸付け

ハ. 銀行業に付随する業務等のうち、次の から に掲げる業務

債務の保証又は手形の引受け

特定目的会社発行社債の引受け等

有価証券の私募の取扱い

地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

外国銀行の業務の代理又は媒介

デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

有価証券関連店頭デリバティブ取引

有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

投資助言業務

信託に係る事務に関する業務

地球温暖化防止の観点での算定割当量関連業務

ニ. 登録金融機関の業務(金融商品取引法第33条第2項の業務)(次の から に掲げる業務を除く)

投資の目的又は信託契約に基づく有価証券の売買・有価証券関連デリバティブ取引及び書面取次ぎ行為

国債等の募集の取扱い等

証券投資信託の募集の取扱い等

ホ. その他の法律の規定により銀行が営むことができる業務(次の から に掲げる業務を除く)

当せん金付証券の売りさばき等

国民年金基金の加入申出受理業務

かんぽ生命保険の一部の生命保険の募集

確定拠出年金(個人型)の加入申込受理業務

拠出年金運営管理業(個人型)

ヘ. その他内閣府令・総務省令で定める業務

(f) ゆうちょ銀行における預入限度額

ゆうちょ銀行は、郵政民営化法により、当座預金に相当する振替貯金を除き、原則として一の預金者から、受入れをすることができる預金等の額が制限されております。(法第107条、郵政民営化法施行令第2条)

2019年3月13日に公布された郵政民営化法施行令の一部を改正する政令に基づき、同政令の施行日である2019年4月1日からの預入限度額は下記のとおりであります。また、預金保険制度による貯金の保護の範囲については変更ありません。

イ．通常貯金・・・1,300万円

ロ．定期性貯金(定額貯金及び定期貯金等。郵政民営化前に預入した郵便貯金(郵政管理・支援機構に引き継がれたもの)を含み、ハ．を除く。)・・・1,300万円

ハ．財形定額貯金、財形年金定額貯金、財形住宅定額貯金・・・あわせて550万円

(g) ゆうちょ銀行における子会社保有の制限

ゆうちょ銀行は、子会社対象金融機関等を子会社(銀行法第2条第8項に規定する子会社)としようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第111条第1項)

また、銀行(銀行法第16条の2第1項第1号、第2号又は第7号に掲げる会社)を子会社としてはならないものとされております。(法第111条第7項)

(h) ゆうちょ銀行における合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けの認可

ゆうちょ銀行を当事者とする合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされております。(法第113条第1項、第3項及び第5項)

ただし、内閣総理大臣及び総務大臣は、金融機関(預金保険法第2条第1項各号に掲げる者)との合併その他一定の合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けについては、上記認可をすることはしないものとされております。(法第113条第2項、第4項及び第6項)

(i) かんぽ生命保険における業務の制限

かんぽ生命保険は、郵政民営化法により、政令で定めるもの以外の保険の種類(保険)の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第138条第1項)

また、保険業法第97条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第138条第3項)

なお、保険料として収受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第138条第2項)

イ．保険契約者に対する資金の貸付け

ロ．地方公共団体に対する資金の貸付け

ハ．コール資金の貸付け

ニ．当社又は日本郵便に対する資金の貸付け

ホ．郵政管理・支援機構に対する資金の貸付け

ヘ．その他内閣府令・総務省令で定める方法

また、内閣総理大臣及び総務大臣は、新規業務の認可や下記(k)(l)の規制に係る認可の申請があった場合、下記(j)の規制に係る政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされております。

一方、当社がかんぽ生命保険の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第138条に係る認可は要しないものの、かんぽ生命保険が各業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を要するとともに、業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされております。(法第138条の2)

当社は2021年6月9日付でかんぽ生命保険の株式の2分の1以上を処分した旨の届出を行ったことから、郵政民営化法第138条の2の定めに基づき、新規業務、新商品の開発・販売、新たな方法による資産運用にかかる認可手続きは不要となり、届出制へと移行しております。なお、郵政民営化委員会から2021年10月14日に公表された「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針(令和3年10月)」において、届出後に必要に応じて郵政民営化委員会による調査審議が実施される場合があり、その場

合の調査審議に要する期間はこれまでの認可制に比べて短縮される旨の方針が示されております。

(j) かんぽ生命保険における加入限度額

かんぽ生命保険の保険契約については、郵政民営化法及び関連法令により、被保険者1人について加入できる保険金額などの限度(加入限度額)が定められております。(法第137条、郵政民営化法施行令第6条、第7条及び第8条)

なお、被保険者が郵政民営化前の簡易生命保険契約に加入している場合には、加入限度額は、以下の金額から簡易生命保険契約の保険金額等を差し引いた額となります。

イ. 基本契約の保険金額の加入限度額

被保険者が満15歳以下のとき 700万円

被保険者が満16歳以上のとき 1,000万円(被保険者が満55歳以上の場合の特別養老保険の保険金額は、加入している普通定期保険及び普通定期保険(R04)とあわせて800万円)

ただし、被保険者が満20歳以上55歳以下の場合は、一定の条件(加入後4年以上経過した保険契約がある場合など)のもとに、累計で2,000万円までとなっております。なお、特定養老保険については、年齢にかかわらず、500万円までとなっております。

ロ. 年金額(介護割増年金額を除きます。)の加入限度額

年額90万円(初年度の基本年金額)(夫婦年金保険及び夫婦年金保険付夫婦保険の配偶者である被保険者に係る額を除きます。)

ハ. 特約保険金額の加入限度額

疾病にかかったこと、傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態、傷害を受けたことを直接の原因とする死亡及びこれらに類するものに対する保障・・・あわせて1,000万円

上記に掲げるものに関し、治療を受けたことに対する保障・・・1,000万円

(注) 上記の法令で定める加入限度額以外にも、基本契約の保険種類等により付加できる特約の保険金額に一定の制限があります。

ニ. 払込保険料総額の加入限度額

財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険・・・あわせて550万円(財形商品については、他に、関連法令による払込保険料総額等の制限があります。)

(k) かんぽ生命保険における子会社保有の制限

かんぽ生命保険は、子会社対象会社を子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)としようとするとき(同法第106条第1項第16号に掲げる会社にあつては、かんぽ生命保険又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第139条第1項)

また、保険会社等(保険業法第106条第1項第1号から第2号の2まで又は第8号に掲げる会社)を子会社としてはならないものとされております。(法第139条第7項)

(l) かんぽ生命保険における保険契約の移転、合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可

かんぽ生命保険がする保険契約の移転、かんぽ生命保険を当事者とする合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとされております。(法第141条第1項、第3項、第5項及び第7項)

また、内閣総理大臣及び総務大臣は、当社又はかんぽ生命保険の子会社を移転先会社とする保険契約の移転、保険会社(保険業法第2条第2項に規定する保険会社)との合併その他一定の合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けについては、上記認可をしてはならないものとされております。(法第141条第2項、第4項、第6項及び第8項)

(注) 当社がかんぽ生命保険の株式の全部を処分した日又は当社がかんぽ生命保険の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、かんぽ生命保険と他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認める決定があった日のいずれか早い日以後は、上記(i)に記載の同法第138条の2に基づく届出は不要となります。加えて、この場合には、上記(i)から(1)までに記載の郵政民営化法上の制限等は適用されないこととされております。(法第134条)

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法

(a) 趣旨

郵政管理・支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

(b) 概要

郵政管理・支援機構の目的は、公社から承継し政府による支払保証が継続された郵便貯金(積立郵便貯金、定額郵便貯金、定期郵便貯金等)及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行することにより、郵政民営化に資するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与することとされております。(法第3条)

郵政管理・支援機構は、郵便貯金管理業務(公社から承継した郵便貯金の管理に関する業務等)及び簡易生命保険管理業務(同簡易生命保険契約の管理に関する業務等)をその業務の範囲とし、郵便貯金管理業務の一部をゆうちょ銀行に、簡易生命保険管理業務の一部をかんぽ生命保険に、それぞれ委託しております。(法第13条、第15条及び第18条)

郵政管理・支援機構は、ゆうちょ銀行との間で郵便貯金資産(郵便貯金管理業務の経理を区分する郵便貯金勘定に属する資産)の運用のための預金に係る契約を、かんぽ生命保険との間で簡易生命保険契約の再保険の契約を、それぞれ締結しております。(法第15条及び第16条)

また、郵便局ネットワークの維持の支援に要する費用に充てるため、郵政管理・支援機構が関連銀行(ゆうちょ銀行)及び関連保険会社(かんぽ生命保険)から拠出金を徴収し、日本郵便に対し郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てるための交付金を交付することとされております。(法第18条の2及び第18条の3)

郵便法

(a) 郵便の実施

郵便の業務については、日本郵便が行うことが郵便法に定められております。(法第2条)

また、日本郵便以外の何人も、郵便の業務を業とし、また、日本郵便が行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならないとされております。(法第4条)

(b) ユニバーサルサービスの提供

郵便法の目的が、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することと規定されているとおり(法第1条)、日本郵便は郵便のユニバーサルサービスを提供することが義務付けられております。

(c) 業務の制限

イ．郵便約款

日本郵便は、郵便の役務に関する提供条件について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならず、これを変更しようとするときも同様とされております。(法第68条)

ロ．郵便業務管理規程

日本郵便は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならず、これを変更しようとするときも同様とされております。(法第70条)

ハ．業務の委託

日本郵便は、郵便の業務の一部を委託しようとするときは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、総務大臣の認可を受けなければないとされております。(法第72条)

ニ．料金

日本郵便は、郵便に関する料金を定め、あらかじめ総務大臣に届け出なければならず、これを変更するときも同様とされております。また、第三種郵便物及び第四種郵便物については、日本郵便が料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならず、これを変更しようとするときも同様とされております。(法第67条)

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
日本郵便株式会社	東京都千代田区	400,000	郵便・物流事業、郵便局窓口事業	100.0	有(18人)		有	有	
日本郵便輸送株式会社	東京都港区	18,250	郵便・物流事業(貨物自動車運送事業)	100.0 (100.0)			有		
日本郵便メンテナンス株式会社	東京都江東区	50	郵便・物流事業(自動車整備事業、機械保守事業、商品販売事業、車両保守管理業務)	100.0 (100.0)			有		
J P ビズメール株式会社	東京都足立区	100	郵便・物流事業(郵便物の作成及び差出)	58.5 (58.5)					
株式会社J Pメディアダイレクト	東京都港区	300	郵便・物流事業(ダイレクトメールの企画、開発、販売事業、商品発送代行事業)	51.0 (51.0)			有		
J P 楽天ロジスティクス株式会社	東京都千代田区	100	郵便・物流事業(ロジスティクス事業)	50.1 (50.1)					
東京米油株式会社	東京都目黒区	22	郵便・物流事業(石油販売事業)	82.3 (82.3)					
株式会社郵便局物販サービス	東京都江東区	100	郵便局窓口事業(物販事業、物販業務受託事業)	100.0 (100.0)				有	
J P コミュニケーションズ株式会社	東京都港区	350	郵便局窓口事業(郵便局等における広告の掲出等に関する業務)	100.0 (100.0)			有		
日本郵便オフィスサポート株式会社	東京都港区	100	郵便局窓口事業(物品販売事業、施設管理事業及び受託業務)	100.0 (100.0)			有		
日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社	東京都新宿区	3,150	郵便局窓口事業(通信ネットワークの維持・管理)	100.0 (67.0)	有(1人)		有	有	
J P 損保サービス株式会社	東京都千代田区	20	郵便局窓口事業(各種損害保険及び自動車損害賠償責任保険の代理店事業)	70.0 (70.0)					

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
J Pシステム開発株式会社	東京都品川区	99	郵便局窓口事業(各種事業システム及び基盤技術のコンサルティング・企画・開発)	100.0 (100.0)					
株式会社ゆうゆうギフト	神奈川県横浜市西区	20	郵便局窓口事業(カタログ販売業務、通信販売業務及び酒類の販売媒介)	51.0 (51.0)					
J P東京特選会株式会社	東京都台東区	30	郵便局窓口事業(カタログ販売業務、通信販売業務)	51.0 (51.0)					
Toll Holdings Pty Limited(注)5	豪州メルボルン	4,978 百万豪ドル	国際物流事業(フォワーディング事業、ロジスティクス事業)	100.0 (100.0)	有(1人)				
J Pトールロジスティクス株式会社(注)6	東京都千代田区	100	国際物流事業(フォワーディング事業、ロジスティクス事業)	100.0 (100.0)					
トールエクスプレスジャパン株式会社(注)7	大阪府茨木市	10	国際物流事業(エクスプレス事業)	100.0 (100.0)					
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区	3,500,000	銀行業	60.6	有(3人)		有	有	
ゆうちょローンセンター株式会社	東京都中央区	2,000	銀行業(口座貸越サービスの信用保証業務及び事務代行業務)	100.0 (100.0)					
J Pインベストメント株式会社	東京都千代田区	750	銀行業(有価証券等に関する投資運用業務及び投資助言業務)	75.0 (75.0) [25.0]				有	
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区	500,000	生命保険業	49.8	有(3人)		有		
かんぽシステムソリューションズ株式会社	東京都品川区	500	生命保険業(情報システムの設計、開発、保守及び運用業務の受託)	100.0 (100.0)					

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
日本郵政コーポレートサービス株式会社	東京都港区	640	その他(人材派遣業・請負業)	100.0	有(1人)	有	有	有	
J Pビルマネジメント株式会社	東京都千代田区	150	その他(賃貸用建物の運営管理)	100.0 (100.0)			有		
ゆうせいチャレンジド株式会社	東京都世田谷区	5	その他(ビル清掃業)	100.0	有(1人)		有		
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区	1,500	その他(投資業務、経営及び財務に関するコンサルティング業務)	100.0	有(2人)	有	有	有	
日本郵政不動産株式会社	東京都千代田区	1,500	その他(不動産の所有、貸借及び管理、宅地・商業用地等の開発)	100.0	有(3人)	有	有	有	
株式会社J Pデジタル	東京都千代田区	100	その他(デジタル関連サービス業)	100.0 (10.0)	有(2人)	有	有		
J Pツーウェイコンタクト株式会社	大阪府大阪市西区	182	その他(テレマーケティングサービス)	82.9 (82.9)	有(1人)		有		
J Pプロパティーズ株式会社	東京都中央区	450	その他(ビル・マンション・店舗の所有、賃貸及び不動産のマスターリース等)	51.0 (51.0)					
他 187社									
(持分法適用関連会社)									
セゾン投信株式会社	東京都豊島区	1,000	郵便局窓口事業(第二種金融商品取引業務及び投信運用業務等)	40.0 (40.0)					
株式会社ジェイエイフーズおおいた	大分県杵築市	493	郵便局窓口事業(果実・野菜農産物の加工及び販売等)	20.0 (20.0)					
リンベル株式会社	東京都中央区	100	郵便局窓口事業(カタログギフトの企画・制作・販売等)	20.0 (20.0)					
J P投信株式会社	東京都中央区	500	銀行業(投資運用業、第二種金融商品取引業)	50.0 (50.0)					

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
日本ATMビジネスサービス株式会社	東京都港区	100	銀行業(現金自動入出金機等の現金装填及び回収並びに管理業務)	35.0 (35.0)					
株式会社Good Technology Company	東京都千代田区	10	その他(デジタル関連サービス等)	40.0 (40.0)	有(2人)				
他 8社									

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称のほか、()内に該当する会社が営む事業の概要を記載しております。
2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険、日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社及びトール社であります。
3. 上記関係会社のうち、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は有価証券報告書を提出しております。
4. 「議決権の所有割合(%)」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
5. トール社は日本郵便からの2,000百万豪ドル(約1,800億円)の追加出資により、2023年3月末時点で債務超過は解消しております。
6. JPトールロジスティクス株式会社は、2023年4月1日付でJPロジスティクスグループ株式会社に商号変更し、報告セグメントは「国際物流事業」から「郵便・物流事業」に変更しております。
7. トールエクスプレスジャパン株式会社は、2023年4月1日付でJPロジスティクス株式会社に商号変更し、報告セグメントは「国際物流事業」から「郵便・物流事業」に変更しております。
8. 上記関係会社のうち、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く)の連結経常収益に占める割合が10分の10を超えている会社は、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険であり、日本郵便の主要な損益情報等については、以下のとおりであります。なお、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険については、有価証券報告書提出会社であるため記載を省略しております。

名称	主要な損益情報等(百万円)				
	営業収益	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
日本郵便	2,761,180	83,324	66,280	707,195	4,417,564

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
郵便・物流事業	98,216 [96,699]
郵便局窓口事業	81,396 [32,188]
国際物流事業	13,673 [5,262]
銀行業	11,807 [2,900]
生命保険業	19,776 [2,865]
その他	2,501 [2,522]
合計	227,369 [142,436]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員等)を含み、派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。
2. 2022年4月から新しいかんぽ営業体制への移行に伴い、日本郵便からかんぽ生命保険へ従業員が出向したこと等により、前連結会計年度末から郵便局窓口事業の従業員数は、15,075名減少しております。また、生命保険業の従業員数は、11,632名増加しております。
3. 「その他」における従業員数は、前連結会計年度末から306名減少しておりますが、主として、2022年4月と2023年3月のかんぽの宿の事業譲渡、2022年10月の京都通信病院・広島通信病院の事業譲渡によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,485 [426]	44.9	18.2	8,408

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。
2. 当社の従業員はすべてその他に属しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、臨時従業員を除いております。
4. 平均勤続年数は、郵政省、郵政事業庁、公社等における勤続年数を含んでおります。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 従業員数は、前事業年度末から509名減少しておりますが、主として、2022年4月と2023年3月のかんぽの宿の事業譲渡、2022年10月の京都通信病院・広島通信病院の事業譲渡によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいては、日本郵政グループ労働組合等の労働組合が組織されております。

また、労使関係については概ね良好であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）等に基づき、当社及び連結子会社が公表している指標は次のとおりであります。なお、管理職に占める女性労働者の割合は2023年4月1日時点、その他の指標は当連結会計年度における実績を記載しております。

提出会社及び主たる子会社

提出会社及び主たる子会社	管理職に占める女性労働者の割合（％）	男性労働者の育児休業取得率（％）	労働者の男女の賃金の差異（％） （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）		
			全労働者	うち正規（無期）労働者	うち非正規（有期）労働者
日本郵政（当社）	12.7	100	64.6	66.1	46.1
日本郵便	8.7	72.2	57.9	58.7	58.3
ゆうちょ銀行	17.5	100	64.1	63.1	67.1
かんぽ生命保険	10.2	96.9	73.0	71.5	78.2

- (注) 1. 管理職に占める女性労働者の割合は、各会社で本籍とする社員を対象としており、他社からの出向者を含めず、他社への出向者を含めております。
2. 男性労働者の育児休業取得率は、各会社で本籍とする社員を対象としており、他社からの出向者を含めず、他社への出向者を含めております。（出向契約の締結内容に基づく個別取扱いを除く。）。加えて、臨時雇用（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含みます。）を含めておりません。また、当連結会計年度に配偶者が出産した社員のうち、育児休業等を開始した社員（開始予定の申出者を含む。）の割合を記載しております。なお、かんぽ生命保険においては、2022年4月からの新しいかんぽ営業体制への移行により、日本郵便から多数名の出向者を受け入れていることから、実態をより正確に反映するため、他社からの出向者を含み、他社への出向者を含めておりません。かんぽ生命保険を本籍とする社員のみを対象とする場合の男性労働者の育児休業取得率は96.4％であります。
3. 労働者の男女の賃金の差異は、各社の賃金台帳に記載がある社員を対象としており、出向契約の締結内容に基づき、各社において給与を支払っている他社からの出向者及び他社への出向者を含んでおります。
4. 労働者の男女の賃金の差異は、各社の賃金台帳を基に、その各社において雇用する男性労働者の賃金の平均（平均年間賃金＝賃金総額÷人員数）に対するその雇用する女性労働者の賃金の平均の割合を記載しております。総賃金から退職手当は除き、人員数から休職中の社員は除いております。また、無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）は正規（無期）雇用労働者に含めて記載しております。
5. 労働者の男女の賃金の差異の補足（差異の要因等）は下記のとおりであります。なお、給与体系は性別に関係なく同一であります。

(日本郵政)

< 正規労働者 >

- ・ 給与が高い管理職における女性割合が低い。
- ・ 給与が高くなる主要要素の1つである勤続年数について、男性の方が、2023年4月1日時点で平均勤続年数が約5年以上長い（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）は除く）。

< 非正規労働者 >

- ・ 男性のうち約4割を占める専門職採用者の給与が高い。

(日本郵便)

< 正規労働者 >

- ・ 給与が高い管理職における女性割合が低い。
- ・ 給与が高くなる主要要素の1つである勤続年数について、男性の方が、2023年4月1日時点で平均勤続年数が約5年以上長い（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）は除く）。
- ・ 時給制の無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）において、賃金単価の高い郵便物流部門に男性社員が多い。
- ・ 時給制の無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）の女性は、パートタイム（例：1日4時間）で働く社員が多く総労働時間が短い。

< 非正規労働者 >

- ・ 賃金単価の高い郵便物流部門に男性社員が多い。
- ・ 時給制契約社員において、パートタイム（例：1日4時間）で働く女性が多く総労働時間が短い。

(ゆうちょ銀行)

< 正規労働者 >

- ・ 年齢構成の男女比率に偏りがあり、相対的に賃金水準の高い高齢層・管理職層の女性比率が低い。

< 非正規労働者 >

- ・ 非正規労働者のうち、賃金水準の高い高齢再雇用社員では男性社員が約 9 割と高く、期間雇用社員（有期）では女性社員が約 9 割と高い。

（かんぽ生命保険）

< 正規労働者 >

- ・ 給与が高い管理職における女性割合が低い。
- ・ 給与が高くなる主要要素の 1 つである勤続年数について、男性の方が、2023年 4 月 1 日時点で平均勤続年数が約 6 年以上長い（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）は除く）。

< 非正規労働者 >

- ・ 男性のうち約 4 割を占める専門職採用者の給与が高い。

その他の連結子会社

連結子会社	管理職に占める女性労働者の割合（％）	男性労働者の育児休業取得率（％）	労働者の男女の賃金の差異（％） （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）		
			全労働者	うち正規（無期）労働者	うち非正規（有期）労働者
日本郵便輸送株式会社		38.5	64.8	70.6	60.1
日本郵便メンテナンス株式会社			65.9	66.9	73.6
J P ビズメール株式会社			46.2	49.2	63.0
株式会社郵便局物販サービス			72.4	78.4	52.3
日本郵便オフィスサポート株式会社	7.1	（注 5）	50.2	94.0	60.8
日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社	9.7				
トールエクスプレスジャパン株式会社	3.8	18.6	65.8	72.5	77.9
かんぽシステムソリューションズ株式会社	6.7	25.0	73.4	75.2	44.9
日本郵政コーポレートサービス株式会社	20.8	50.0	64.0	60.7	73.7
J P ツーウェイコンタクト株式会社	21.6		67.6	57.4	85.4

（注） 1．管理職に占める女性労働者の割合は、各会社を本籍とする社員を対象としており、他社からの出向者を含めず、他社への出向者を含めております。

2．男性労働者の育児休業取得率は、各会社を本籍とする社員を対象としており、他社からの出向者を含めず、他社への出向者を含めております。加えて、臨時雇用（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含みます。）を含めておりません。また、当連結会計年度に配偶者が出産した社員のうち、育児休業等を開始した社員（開始予定の申出者を含む。）の割合を記載しております。

3．労働者の男女の賃金の差異は、各社の賃金台帳に記載がある社員を対象としており、出向契約の締結内容に基づき、各社において給与を支払っている他社からの出向者及び他社への出向者を含んでおります。

4．労働者の男女の賃金の差異は、各社の賃金台帳を基に、その各社において雇用する男性労働者の賃金の平均（平均年間賃金＝賃金総額÷人員数）に対するその雇用する女性労働者の賃金の平均の割合を記載しております。総賃金から退職手当は除き、人員数から休職中の社員は除いております。また、無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）は正規（無期）雇用労働者に含めて記載しております。

5．当事業年度において育児休業取得の対象となる男性労働者が存在しませんでした。

(参考1) 提出会社及び主たる子会社に関するその他の指標

提出会社及び主たる子会社	本社における 管理職に占める女性労働者の割合(%)	男性の育児休業の 平均取得日数(日)	年次有給休暇の 平均取得日数(日)
日本郵政(当社)	10.0	23.1	16.8
日本郵便	12.0	26.6	18.9
ゆうちょ銀行	17.8	63.3	19.1
かんぽ生命保険	15.5	47.5	19.0

- (注) 1. 本社における管理職に占める女性労働者の割合は、2023年4月1日時点における、本社を勤務先とする労働者を母数として算出した、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年厚生労働省令第162号)第2条第1項第4号に定める管理的地位にある労働者のうち女性の占める割合であります。
2. 日本郵政グループ中期経営計画「JPビジョン2025」のESG目標の一つとして、上記4社の本社における女性管理者比率を2030年度(2031年4月1日時点)までに30%とする目標を掲げております。当連結会計年度(2023年4月1日時点)の実績は、15.2%であります。なお、本社女性管理者比率は、各社を本籍とする社員を対象としており、他社からの出向者は含めておらず、他社への出向者を含めております。
3. 男性の育児休業の平均取得日数は、当連結会計年度に配偶者が出産した社員のうち、育児休業等を取得した社員の平均取得日数(当連結会計年度に取得を開始した場合の、2023年度以降の見込日数も含む。)を記載しております。なお、各会社で本籍とする社員を対象としており、他社からの出向者を含めておらず、他社への出向者を含めております。加えて、臨時雇用(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含みます。)を含めておりません。
4. 年次有給休暇の平均取得日数は、当連結会計年度に労働者1人当たりが取得した年次有給休暇の平均日数を記載しております。なお、臨時雇用(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含みます。)を含めておりません。加えて、年次有給休暇の平均取得日数は、前々年度及び前年度からの繰越分日数を含んでおります。

(参考2) 多様性に関する主な社内制度及び施策

育児に関する支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業3歳迄(法定1歳) ・育児部分休業9歳迄(法定3歳) 子が障がい等の場合12歳迄 <p>2023年度は男女とも育児休業取得率100%達成に取り組むとともに、男性に関しては、3日間の育児休業(有給)の完全取得かつ、4週間以上の取得勤奨実施を義務化</p>
介護に関する支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業186日(法定93日)
病気に関する支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員に対する不妊治療のための休暇(チャイルドプラン休暇、無給、1年度30日迄) ・両立支援コーディネーターの養成、両立支援啓発研修、職場復帰支援プログラム策定
性の多様性に関する支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・同性パートナーへの制度適用(住宅、扶養手当、住居手当、介護休業等)

<p>その他人事措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再採用制度 (育児・介護、妊娠、出産、配偶者同行、がん治療、不妊治療及び私傷病休職期間満了を理由として退職した正社員を、育児・介護等の必要が解消した後、再び社員として再採用する制度。) ・短時間勤務制度 (「介護等特別な事情があると会社が認めた場合」に短時間勤務職への転換を可能とする制度。勤務形態は、「1日8時間・4週10日勤務」又は「1日4時間・4週20日勤務」。) ・早期役職復帰制度 (再採用社員、短時間勤務職からフルタイム勤務へ復帰した社員及び育児・介護、がん治療、不妊治療を理由として自ら降職した社員について、一定の要件を満たした場合に、元の役割等級を限度として昇格させることができる制度。) ・配偶者同行休職制度 (配偶者の転勤等に同行する社員について、国内外問わず、3年間の範囲内で休職を認める制度。)
<p>各種支援セミナー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護との両立やキャリア形成に関する支援セミナー実施
<p>ダイバーシティ強化月間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年からダイバーシティ強化月間を設置、男性育休の促進や不妊治療、性の多様性などテーマを複数設定し、勉強会や理解度テストを通して、職場の理解浸透を促進

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの経営理念及び経営方針

グループ経営理念

郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮しつつ、お客さま本位のサービスを提供し、地域のお客さまの生活を支援し、お客さまと社員の幸せを目指します。また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献します。

グループ経営方針

- ・ お客さまの生活を最優先し、創造性を発揮しお客さまの人生のあらゆるステージで必要とされる商品・サービスを全国ネットワークで提供します。
- ・ 企業としてのガバナンス、監査・内部統制を確立しコンプライアンスを徹底します。
- ・ 適切な情報開示、グループ内取引の適正な推進などグループとしての経営の透明性を実現します。
- ・ グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。
- ・ 働く人、事業を支えるパートナー、社会と地域の人々、みんながお互い協力し、社員一人ひとりが成長できる機会を創出します。

(2) 経営環境

当連結会計年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の抑制からの持ち直しの動きが続いていましたが、資源価格をはじめとした物価上昇の影響など、引き続き、不確実性の高い状況下にありました。

世界経済においても、全体的には回復の動きが続いているものの、金融引締めや物価上昇、ウクライナ情勢の影響を受け、回復ペースの減速がみられました。

金融資本市場では、国内の10年国債利回りは、長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策のもと、ゼロ%付近で推移していましたが、2022年12月には日本銀行が長短金利操作の運用見直しを決定したことを受け0.5%程度まで上昇しました。その後、2023年3月の米国シリコンバレーバンクの経営破綻等に端を発した金融システム不安等による一時的な下落がみられました。日経平均株価は、世界的な金融引締めを受け、2022年6月には一時25,000円台に下落しましたが、2022年8月には景気減速懸念が後退したことから一時29,000円台まで回復しました。その後は、日本銀行の長短金利操作の運用見直しを受けて一時落ち込んだものの、比較的底堅く、概ね26,000円から28,000円のレンジ圏内で推移しました。

物流業界においては、激しい競争が継続する中、最低賃金の引き上げに伴う人件費の増加や物価高騰に伴う調達コストの増加に加え、集配運送等に係る協力会社との適切なパートナーシップの構築に向けた取組の推進や、2024年から施行されるドライバーの残業時間規制への対応を迫られる等、業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっております。このような状況を踏まえ、物流業界においても、宅配運賃等の値上げを実施する動きがみられます。郵便事業においては、デジタル化の進展に伴う郵便物数の減少に加え、物流業界同様に、最低賃金の引き上げに伴う人件費の増加や物価高騰に伴う調達コストの増加等、郵便事業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況であります。

銀行業界においては、当連結会計年度の全国銀行における預金は24年連続で増加し、貸出金も12年連続で増加しました。金融システムは、米欧中央銀行の利上げや物価上昇の継続に伴う景気減速懸念などのストレスにさらされているものの、全体として安定性を維持しております。

生命保険業界においては、超高齢社会の進展、ライフスタイルの変化等を背景としたお客さまニーズの多様化や選別志向の高まりがみられます。

当社グループは、「郵便・物流」「貯金」「保険」の生活に必要な基礎的サービスや物販、提携金融サービス等を全国約2万4,000か所の郵便局ネットワークを通じて提供するほか、不動産事業など多数のサービスを展開しております。郵便・物流事業においては1日に約3,100万か所への郵便配達箇所数、銀行業においては約1億2,000万口座の通常貯金口座数、生命保険業においては約1,938万人のお客さま数(契約者さま及び被保険者さまを合わせた人数(個人保険及び個人年金保険を含み、かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約を含みます。))など、毎日の生活の中で多くのお客さまにご利用頂いており、お客さまとの接点の多さは当社グループ

の強みとなっております。

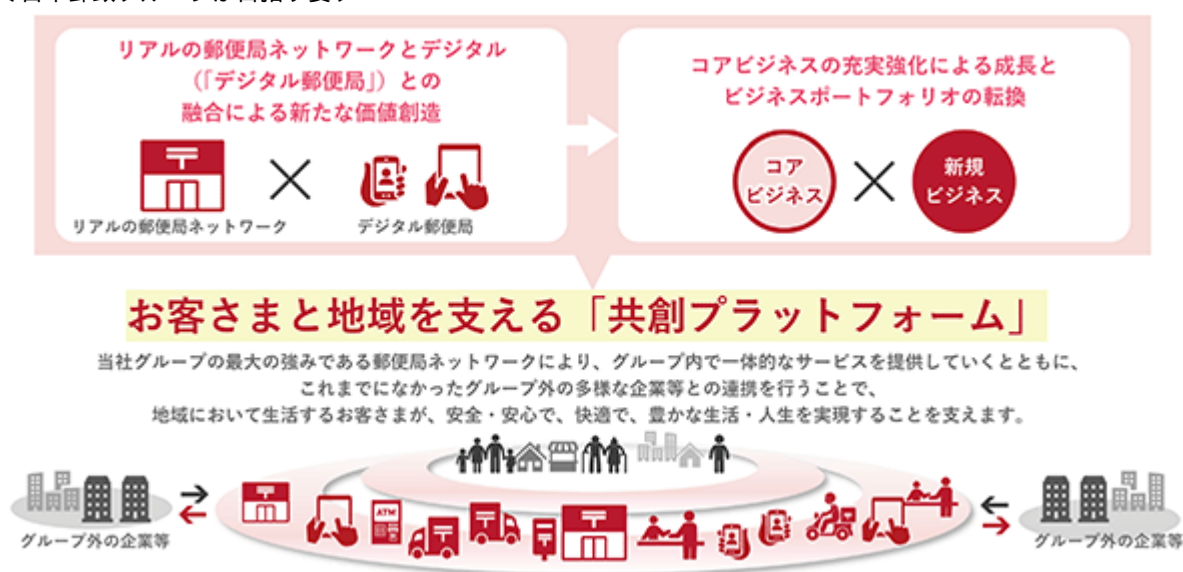
(3) 当社グループの経営戦略等

中期経営計画等について

当社グループは、2021年5月に、中期経営計画「J Pビジョン2025」（2021年度～2025年度）を発表しました。当社グループは、少子高齢化やデジタル化の進展等、グループを取り巻く社会環境の変化を踏まえ、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」を目指し、DXの推進により、リアルな郵便局ネットワークとデジタル（「デジタル郵便局」）の融合に取り組んでおります。また、ユニバーサルサービスを含むコアビジネスの充実強化に加え、不動産事業の拡大や、新規ビジネス等の推進により、ビジネスポートフォリオを転換させることで、グループの新たな成長の実現に取り組んでおります。

DXとは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することであります。

〔日本郵政グループが目指す姿〕



当社は、収益性を明確にお示しする指標として、連結当期純利益、親会社株主に帰属する当期純利益及びROEを採用しております。また、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

経営者の問題意識と今後の方針

当社グループは、中期経営計画「J Pビジョン2025」において、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」を、当社グループが目指す姿として掲げております。当社グループの最大の強みである郵便局ネットワークにより、グループ内で一体的なサービスを提供していくとともに、これまでになかったグループ外の多様な企業等との連携を行うことで、地域において生活するお客さまが、安全・安心で、快適で、豊かな生活・人生を実現することを支えてまいります。

「J Pビジョン2025」の公表からおよそ2年の間にも、デジタル技術の進展やロシアによるウクライナ侵攻、世界的な金融引締め、物価や人件費の上昇など、当社グループの事業を取り巻く環境は大きく変化していることから、2024年度中における「J Pビジョン2025」の見直しに向けて検討を進めます。

リアルな郵便局ネットワークとデジタル（「デジタル郵便局」）の融合に向けて、インターネット上で提供できるサービスの拡充やグループ全体でのデータ活用などの課題に対し、グループ横断的・一体的にDXに取り組んでまいります。

また、業務の適正を確保するため、コーポレートガバナンスのさらなる強化に向け、引き続き、グループ全体の内部統制の強化を推進し、コンプライアンス水準の向上を重点課題として、グループ各社に必要となる支援・指導を行います。特に、かんば生命保険商品の募集品質に係る問題を受けた、業務改善計画の実行に、引き続き着実に取り組んでまいります。

あわせて、部内犯罪や社員の不正、不適正営業の防止、個人情報保護、マネー・ローンダリング対策等の取組を継続・強化してまいります。

そして、郵便、貯金及び保険のユニバーサルサービスの確保については、交付金・拠出金制度も活用しつつ、その責務を果たし、地域社会に貢献するとともに、郵便局ネットワークの一層の活用・維持による安定的なサービスの提供等を図るため、グループ各社の経営の基本方針を策定し、その実施に努めてまいります。

ゆうちょ銀行及びかんば生命保険の株式については、2社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとするという郵政民営化法の趣旨に沿って、所要の準備を行ってまいります。

ESGに関する取組については、「持続可能な開発目標（SDGs）」や政府が掲げる「2050年カーボンニュートラルの実現」に向けた動きを踏まえ、グループ全体として企業価値の向上を踏まえた取組を行ってまいります。具体的には、CO₂の排出量削減に向けたグループ全体のEV車両の導入拡大、カーボン排出係数の低い電力への段階的な切り替え、より環境に配慮した郵便局の開設等により、事業サービスを通じた環境負荷軽減等に積極的に取り組みます。

そのほか、人的依存度の高いサービスを提供する当社グループにとって、人材は最も重要な経営資源との認識に立ち、お客さまへの最適なサービス及び商品の提供に向けた研修等の人材育成、女性管理職の登用拡大に向けた計画的な女性社員の育成、仕事と生活の両立ができる職場風土づくりなど、社員の多様な能力・個性を活かすダイバーシティ・マネジメントの推進に取り組んでまいります。

加えて、自然災害の発生、感染症の大流行等の危機へ備え、危機管理態勢を整備するとともに、危機発生時には迅速かつ的確な対応を行い、業務継続の確保に努めます。

当社は、資本効率の向上、株主還元強化を目的として、自己株式の取得を実施しており、2021年10月6日付の取締役会決議に基づき、2021年11月1日から2022年4月7日の間、取引一任契約に基づく市場買付により当社普通株式110,072,500株を取得し、2022年4月25日付の取締役会決議に基づき、2022年5月20日付で保有自己株式のうち110,072,529株を消却いたしました。

また、2022年5月13日付の取締役会決議に基づき、2022年5月16日から2023年3月9日までの間、取引一任契約に基づく市場買付により当社普通株式196,748,200株を取得し、2023年3月29日付の取締役会決議に基づき、2023年4月20日付で保有自己株式のうち196,748,200株を消却いたしました。その結果、4月20日時点における発行済株式総数は3,461,049,500株となりました。

さらに、2023年5月15日付の取締役会において、当社普通株式346,000,000株、取得価額の総額3,000億円をそれぞれ上限として、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）及び立会市場における取引による当社自己株式の取得について決議いたしました（取得期間は未定であり、別途、取締役会で決議の上お知らせいたします。）。

(4) 対処すべき課題

かんば生命保険商品の募集品質に係る問題について

2019年度において、かんば生命保険及び日本郵便では、お客さまのご意向に沿わず不利益が生じた契約乗換等に係る事案及び法令違反又は社内ルール違反が認められた事案（募集品質問題）が判明いたしました。

これにより、2019年12月27日、当社は、総務大臣より日本郵政株式会社法第13条第2項に基づく業務改善命令、金融庁より保険業法第271条の29第1項に基づく業務改善命令を、日本郵便は、総務大臣より日本郵便株式会社法第15条第2項に基づく業務停止命令及び業務改善命令、金融庁より保険業法第307条第1項及び第306条に基づく業務停止命令及び業務改善命令を、かんば生命保険は、金融庁より保険業法第132条第1項に基づく業務停止命令及び業務改善命令を受けました。2019年7月以降、郵便局及びかんば生命保険の支店からの積極的なかんば生命保険商品のご提案を控えてまいりましたが、当該業務停止命令により、2020年1月1日から同年3月31日までの間、お客さまの自発的な意思表示を受けて行う保険募集及び保険契約の締結を除き、かんば生命保険商品に係る保険募集及び保険契約の締結を停止いたしました。また、当該業務改善命令を受けて、2020年1月31日付で、当社及び日本郵便は業務改善計画を総務大臣及び金融庁に、かんば生命保険は業務改善計画を金融庁に提出いたしました。その後当該業務改善計画の進捗状況等について報告し協議を行っております。

業務改善計画に掲げたお客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性が特定可能な類型のご契約の調査について、具体的にお客さまのご意向に沿わず不利益を生じさせたものがないかをご確認する特定事案調査及びお客さまのご意向に沿わず不利益を生じさせたものがないかを全てのご契約について確認する全ご契約調査は、お客さま都合によるもの等を除き、お客さま対応を完了しました。また、全ご契約調査の更なる深掘調査（多数回にわたって契約の消滅・新規契約が繰り返され、お客さまのご意向に沿ったものではない可能性がある事例を確認する多数契約調査等）に係るお客さま対応も、お客さま都合によるもの等を除き、完了しました。

また、募集人調査について、特定事案調査における募集人調査は、2020年4月末までに、病休等で調査ができない事案を除き概ね完了しております。さらに、多数契約調査のうち2020年より実施している事案における募集人調査は、病休等で調査ができない事案を除き2020年10月末までに完了しております。加えて、深掘調査等の優先的に調査を行っている募集人調査は、2021年3月末までに、退職者等を除いて概ね完了しております。なお、特定事案調査及び多数契約調査のうち2020年より実施している事案の募集人資格に係る処分、募集人及び管理者等に対する人事上の処分、日本郵便及びかんば生命保険の本社・支社・エリア本部等の責任者の人事処分については2021年3月末までに、また、深掘調査等の優先的に調査を行っている募集人に対する人事処分については、2023年4月末までに休職等による長期休業者を除き完了しております。2021年3月からは、お客さまの申出内容などから問題があると考えられる募集人に対して募集人調査を実施しているほか、その他の募集人については、書面による募集実態調査を実施しております。

かんば生命保険商品の販売については、2019年7月以降、2020年1月から同年3月までの業務停止命令期間を含め、郵便局及びかんば生命保険支店におけるかんば生命保険商品の積極的な営業活動を控えてまいりましたが、JP改革実行委員会より、当社、日本郵便及びかんば生命保険にて設定した営業再開条件について概ね充足したとの評価を受けるとともに、信頼回復に向けた業務運営の趣旨が、社員へ共有・徹底されていること等が確認できたことから、2020年10月5日より、お客さまへのお詫びを第一とした信頼回復に向けた業務運営を行ってまいりました。

これらの信頼回復に向けた業務運営の活動やかんば生命保険商品と投資信託の横断的な販売への対応が進捗し、お客さまからこれらの活動に対する理解を得られてきたこと等を踏まえ、2021年4月より、郵便局及びかんば生命保険支店において、お客さまのニーズに応じた保険商品やサービスの情報提供やご提案を全てのお客さまに対し実施することとし、営業活動を通じたお客さまとの信頼関係の構築を進めていく新たな営業スタンスへ移行しました。

また、毎年10月に一斉に発送していた「ご契約内容のお知らせ」を、2021年5月より、ご契約者さまの誕生日の前月に合わせて送付することとしております。引き続き、ご契約者さまへの確認・説明等、ご契約内容確認活動を進めてまいります。

さらに、2022年4月1日から、新しいかんば営業体制の構築として、お客さま担当制を導入しました。日本郵便の訪問営業を行う社員はかんば生命保険に兼務出向して、かんば生命保険商品及びがん保険商品の提案とアフターフォローに専念することとし、貯金業務・投資信託及び一部の提携金融商品は郵便局の窓口が担当することとなりました。多様化するお客さまニーズにきめ細やかに対応するため、お客さまへの専門性を持った対応を充実してまいります。そして、同年4月1日から、新契約と契約継続の両面を評価する保有契約の純増を観点とした目標を導入するとともに、アフターフォローや募集品質の維持などの活動を評価する目標をバランスよく設定し、結果に至るまでのプロセスも重視してまいりました。

今後とも、業務改善計画に掲げる各種施策については、着実に進捗管理を実施し、当社グループの全役職員が一丸となって推進してまいります。

かんぽ生命保険商品と投資信託の横断的な販売への対応について

かんぽ生命保険商品と投資信託にまたがるお客さまの苦情を受け、お客さま本位でない営業による苦情のお客さま及び同苦情の懸念のある取引に係るお客さまに対するご意向確認、及び関連社員へのヒアリングを実施し、契約無効措置等のご要望を頂いたお客さまには、順次必要な対応を実施してまいりました。

引き続き、お客さま本位の業務運営の観点から改善に向け、お客さま本位でない営業を防止するために、社内ルールの徹底及び金融商品間の横断的な取引についてモニタリングによる取引内容の精査等を行っております。

各事業セグメント別の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

郵便・物流事業

日本郵便の郵便・物流事業において、郵便物の減少や荷物需要の増加に対応するため、以下の取組を行います。

(a) 商品・サービスの見直しとサービスの高付加価値化

引き続き、「手紙の書き方体験授業」支援の展開、スマートフォンを活用した年賀状サービスの提供、手紙の楽しさを伝える活動の展開等により、郵便利用の維持に取り組んでまいります。また、成長するEC市場やフリマ市場を確実に取り込むため、差出・受取利便性の高いサービスを提供するとともに、営業倉庫を活用した物流ソリューションの拡大、企業間物流の強化等により、収益の拡大を図ってまいります。

なお、過去5事業年度の郵便、ゆうメール、ゆうパック及びゆうパケットの取扱物数の推移は以下のとおりとなります。

(単位：百万通・百万個)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
郵便	16,781	16,350	15,244	14,858	14,445
ゆうメール	3,650	3,569	3,299	3,346	3,113
ゆうパック (含 ゆうパケット)	942	974	1,091	989	980
(再掲) ゆうパケット	357	428	497	420	426

(b) 先端技術の積極的な活用による利便性・生産性向上

郵便物の減少傾向が継続する中、成長市場である荷物分野へのリソースシフトを進めるとともに、業務量に応じたコストコントロールの取組の深化やDXの推進等を通じて、生産性の向上に努めてまいります。

具体的には、集配社員が携帯している端末機をスマートフォン化するほか、テレマティクス技術を用いて取得するデータを活用した、社員の安全確保や配達の相互応援、郵便物の配達順路や配達エリアの見直し、AIによる配送ルートの自動作成等によるゆうパック等の集配業務の効率化等を進めてまいります。また、輸送テレマティクスの導入や輸送ダイヤグラムの最適化等の輸送DXの推進、AGV（無人搬送車）の導入等による局内作業の省人化・スリム化にも取り組んでいくほか、他企業との連携により、効率の良い配送システムの構築や利便性の高い受け取りサービスの提供等を実現する新たな物流プラットフォームの構築に取り組んでまいります。

なお、燃料価格をはじめとする物価や人件費等のコストの上昇は、日本郵便の経営にも大きな影響を与えております。日本郵便においては、引き続き、デジタル技術も活用しつつ、業務の効率化等を進め、生産性の向上に取り組んでまいります。郵便物数が減少する中、ユニバーサルサービスである郵便サービスの安定的な提供及びお客さまへのサービス向上を実現するためには、将来的には、郵便料金の見直しは避けられないと考えており、2023年度においては、2022年度の業務区分別収支の状況も踏まえつつ、郵便料金の見直しについて検討を進めてまいります。また、将来にわたって、安定的かつ高品質の物流サービスを展開するためには、ゆうパック運賃の改定も必要だと考えており、2023年度においては、持続的な成長に向けて、届出運賃の改定等を行うとともに、設備投資や人的資本投資を進め、お客さまサービスの向上に取り組んでまいります。

郵便局窓口事業

日本郵便の郵便局窓口事業において、以下の取組を行います。

(a) お客さま本位のコンサルティング営業の取組

当連結会計年度に引き続き、業務改善計画を着実に実行するとともに、「お客さま本位の営業活動」を徹底し、各商品の特長を踏まえ、お客さまのニーズに沿ったご提案を行う、お客さま本位のコンサルティング営業に取り組んでまいります。そのため、お客さまとの接点の中でニーズに応じた金融商品をご提案するための研修や資格取得支援等を進めてまいります。

また、お客さまとの接点を強化・拡充すべく、青壮年層開拓のための法人・職域営業の拡大、コンサルティングアプリを含めた営業ツールの整備や来局誘致等に取り組むほか、金融コンタクトセンターによる受付商品の説明・申込代行の体制構築や、データ化したお客さまとの折衝記録の活用、オンライン面談の体制整備等、効果的・効率的な営業活動を実行するための環境整備を進めてまいります。

(b) リアルな存在としての郵便局を活かした、郵便局ネットワークの価値向上

郵便局ネットワークの価値を向上させ、持続的な成長を実現するためには、デジタル化を進めつつ、リアルな存在としての郵便局を活かし、郵便局ネットワークの価値を向上させる必要があると考えております。こうした認識のもと、様々な地方公共団体事務の受託に取り組んでいくほか、地域金融機関等との連携強化や郵便局窓口と駅窓口の一体運営等、他企業と連携しながら、地域やお客さまニーズに応じた多種多様な商品・サービスを展開してまいります。

加えて、お客さまの利便性を踏まえた店舗の最適配置や、地域ニーズを踏まえた窓口営業時間の弾力化にも取り組んでまいります。

(c) 不動産事業の拡大に向けた取組

J Pタワー等の賃貸事業を行うとともに、住宅地に所在する土地の有効活用事業として、住宅、保育所及び高齢者施設の賃貸事業を行います。また、新たな収益機会の拡大や保有不動産の有効活用の観点から、虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業及び梅田3丁目計画等を推進し、不動産事業が収益の柱の一つとなるよう取り組んでまいります。

国際物流事業

日本郵便において、トール社に対する経営管理を強化・徹底してまいります。

同社の業績不振の主要因となっていたエクスプレス事業¹について、2021年8月に譲渡が完了しました。今後は、人員配置の合理化等により、残るロジスティクス事業・フォワーディング事業の採算性を向上させるとともに、特に成長が見込まれるアジア域内においてトール社が得意とする業種にフォーカスした事業展開を行うこと等により、豪州に依存した事業構造から脱却し、日本を含むアジアを中心としたビジネスモデルへの転換による成長へ向けた取組を加速させてまいります。

さらに、海外のBtoB事業²を中心に事業展開するトール社と、国内に顧客基盤を有する日本郵便のシナジーを強化し、コントラクトロジスティクス³を中心に国内のBtoB事業の拡大を進め、国内外での総合物流事業展開による一貫したソリューションの提供を推進してまいります。また、トール社を親会社とする連結グループは、2022年12月末現在で826億円の債務超過となっておりましたが、日本郵便からの2,000百万豪ドル（約1,800億円）の追加出資により、2023年1月末時点で債務超過は解消しております。

- 1 エクスプレス事業とは豪州及びニュージーランド国内におけるネットワークを活用して道路、鉄道、海上及び航空貨物輸送サービスを提供する事業のことであります。
- 2 BtoB事業とは、Business-to-Businessの略語で、企業間の商取引、企業が企業向けに行う事業のことであります。
- 3 コントラクトロジスティクスとは、売買に関与しない第三者が特定の荷主顧客と契約を結び、輸送や在庫・配送業務の効率運営を図るサービスのことであります。

銀行業

ゆうちょ銀行は、中期経営計画の3年目にあたる2023年度においては、不確実性の高い市場環境の中、収益の

最大の源泉である「マーケットビジネス」で着実に利益の確保に努めるとともに、安定性の高い強固な事業基盤の構築に向けて、「リテールビジネス」のさらなる強化と、新たな成長エンジンと考えている「投資を通じたゆうちょ銀行らしい新しい法人ビジネス（（シグマ）ビジネス）」の基盤構築に注力してまいります。

(a) 第1のエンジン「リテールビジネス」

第1のエンジン「リテールビジネス」については、「リアルとデジタルの相互補完」という基本方針のもと、店舗ネットワークは維持しつつ、セルフ型営業店端末「Madotab」やA T Mの高機能化、通帳アプリ・家計簿アプリの機能拡充など、セルフ取引チャネルやデジタルチャネルの充実を図るとともに、お客さまがより「かんたん・べんり」に取引を行えるよう、お客さまのニーズに応じて丁寧なご案内を行います。また、新しいリテールビジネス戦略として、多様な事業者と連携し、通帳アプリや家計簿アプリ経由で、お客さまのニーズに合った最適な商品・サービスのご案内を行う「共創プラットフォーム戦略」に段階的に着手します。さらに、資産形成サポートビジネスについては、2024年からのN I S A制度（少額投資非課税制度）の拡充も踏まえ、つみたてN I S Aをはじめ、お客さまへの提案力強化を図ります。

(b) 第2のエンジン「マーケットビジネス」

第2のエンジン「マーケットビジネス」については、長らく低位で推移してきた国内金利が上昇に転じる可能性も見据え、円金利ポートフォリオを機動的に再構築してまいります。また、リスク耐性強化の観点から、クレジット資産については引き続き投資適格領域を中心に投資するほか、戦略投資領域¹については市場変動への耐性が相対的に高いデット（債券）系商品を中心に、優良ファンドへの選別的な投資を実行し、安定的な収益確保に努めます。

(c) 第3のエンジン「 ビジネス」

第3のエンジン「 ビジネス」については、2026年度以降の本格展開に向けて、2022年10月から2024年9月末までの2年間をパイロット期間と位置づけ、推進基盤整備に取り組むとともに、G P²業務の本格化に向けた国内G P関連投資の強化やマーケティング支援先の着実な拡充に努めてまいります。

ゆうちょ銀行は、「リテールビジネス」「マーケットビジネス」「 ビジネス」という3つのビジネス・エンジンを通じて、お客さまとの信頼を深めるとともに金融革新に挑戦し、中長期的にサステナブルな収益基盤の構築を目指してまいります。

- 1 戦略投資領域とは、プライベートエクイティファンド（成長が見込まれる未上場企業等へ投資するファンド）、不動産ファンド等からなる戦略的な投資領域のことであります。
- 2 G Pとは、General Partner（ジェネラルパートナー）の略語。投資ファンドにおいて投資先企業の選定、投資判断等を担うファンドの運営主体のことであります。

生命保険業

かんぽ生命保険は、生命保険会社としての社会的使命に応えるために、以下の取組を実施してまいります。

(a) 再生に向けた取組

かんぽ生命保険は、専門性と幅広さを兼ね備えた新しいかんぽ営業体制を構築し、当社グループ一体での総合的なコンサルティングサービスを実施しております。2023年度は、新しいかんぽ営業体制構築の意義を踏まえ、2023年度の営業目標の達成と、向こう3年間を見据えて営業の底力を築いていくことを目指し、取組を進めてまいります。具体的には、営業社員の育成について、中長期的な視点で一人ひとりの能力を伸ばすため、一人ひとりの能力の伸びを定量的に評価する仕組みを構築します。加えて、経営課題である営業推進に会社を挙げて取り組むため、本社・フロントラインが一体で営業を推進する体制へと改革します。その上で、目標達成に向けた手段を本社から示すとともに、積極的に意思疎通を図ることで、本社とフロントラインの情報・考え方を常に一致させ、全社を挙げて営業推進に取り組んでまいります。今後も、以上の取組を通じて、新しいかんぽ営業体制を定着させ、お客さまのご意向に沿った提案をさらに増やすことにより、新契約の回復を通じて保有契約の確保を目指してまいります。

事業基盤の強化については、「保険サービスの充実」、「資産運用の深化・高度化」、「事業運営の効率化・高度化」に取り組んでまいります。

人生100年時代における、あらゆる世代のお客さまの保障ニーズにお応えする保険サービスの開発を進め、保険サービスの充実に取り組んでまいります。

具体的には、2023年4月より、「はじめのかんぽ」の商品改定を実施しており、より魅力的な商品をお客さまに提供することで、青壮年層のお客さまの利用拡大につなげるとともに、学資保険を起点に、ご加入いただいたお客さま等から、そのご家族や知人へかんぽ生命保険商品をお勧めいただくことで、お客さま数を広げてまいりたいと考えております。今後も、継続的にお客さまニーズに応える保険サービスの開発に取り組んでまいります。

資産運用においては、ERM¹のフレームワークのもと、ALM²運用を基本として、安定的な資産運用収益の確保を目指すとともに、2025年予定の経済価値ベースの新資本規制導入の動きに適切に対処しつつ、オルタナティブ³等の投資領域ごととポートフォリオ構築の両面から資産運用を深化・高度化してまいります。

収益追求資産への投資については、直近の市場環境の変化に適切に対応するため、ポートフォリオを見直したことにより、中期経営計画期間において、総資産に占める収益追求資産の比率が16%程度となることを見込んでおります。引き続き、リスク許容量と投資機会に応じてオルタナティブ等の収益追求資産への投資を継続してまいります。

ESG⁴投資については、温室効果ガス削減目標達成に向けた投資先に対する目的を持った対話（エンゲージメント）の強化、中期経営計画期間中のKPIに設定した、投融資先再生可能エネルギー施設の総発電出力の目標達成に向けた投融資の積極化、インパクト志向の投融資を拡大するため、「インパクト“K”プロジェクト」⁵を通じた社会課題解決に向けたインパクト志向の投資⁶の推進を進めてまいります。

また、DX推進により、お客さまサービス向上と業務の効率化及び経費の削減に取り組んでいくほか、かんぽ生命保険のフロントラインにおける内務事務の見直しや効率化の推進に取り組んでまいります。

- 1 ERMとは、Enterprise Risk Managementの略語で、会社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、会社全体の自己資本などと比較・対照することによって、事業全体として行うリスク管理のことです。
- 2 ALMとは、Asset Liability Managementの略語で、資産負債の総合管理のことです。
- 3 オルタナティブとは、債券や上場株式などの相対的に歴史の長い金融商品（伝統的資産）以外の新しい投資対象や投資手法の総称です。
- 4 ESGとは、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせた言葉です。
- 5 「インパクト“K”プロジェクト」とは、かんぽ生命保険が独自に定める投資のフレームワークを用いることで、同社の実現したい未来の社会及びそれに繋がる社会課題解決に向け、各アセットの特性に応じてインパクト志向の投資を推進する取組です。
- 6 インパクト志向の投資とは、財務的リターンと並行して、ポジティブで測定可能な社会的及び環境的インパクトを同時に生み出すことを意図する投資行動を指します。

(b) 持続的成長に向けた取組

お客さま体験価値（CX）の向上の観点から、保険サービスを抜本的に見直し、お客さまの利便性や募集品質を向上させることで、「かんぽ生命に入っていてよかった」と感動いただけるよう取り組みます。また、その体験価値をご評価いただいたお客さまから、そのご家族や知人、さらには地域・社会全体へかんぽ生命をお勧めいただくことで、お客さま数を広げてまいります。

具体的には、「お客さま一人ひとりに寄り添う最適なご提案」、「その場で完結する簡便な手続きの提供」、「チーム一体でのきめ細やかなサポート」、「お客さまとのつながりを重視したアフターフォロー」に取り組んでまいります。

「お客さま一人ひとりに寄り添う最適なご提案」を行うため、お客さまのニーズや必要な保障内容などについてデジタルを活用したツールにより可視化するとともに、遠方にお住まいのご家族等にも同席いただけるシステムを導入します。また、「その場で完結する簡便な手続きの提供」では、デジタル技術の活用により、お客さまのニーズに応じて、オンライン、対面等様々なお申込み・ご請求形態を選択できるようにしてまいります。2023年度には、契約者さま向けWebサービス（マイページ）において、貸付の一部弁済や、ご契約者さまと被保険者さまが別人の保険契約における、貸付を可能とする機能等を拡充するとともに、ご家族でもマイページの閲覧ができるようにしてまいります。「チーム一体でのきめ細やかなサポート」では、コンサルタント、郵便局窓口に加えて、カスタマーセンタースタッフなど、お客さまにご対応するすべての社員がチーム一体で、きめ細やかなあたたかみのあるサポートを提供できる環境を整備してまいります。そして、「お客さまとのつながりを重視したアフターフォロー」のため、訪問による対面の対応に加えて、オンラインなど様々な方法による手厚いアフターフォローや、メール等によるお客さまごとに最適なタイミングでの情報提供を行い、お客さまのニーズに幅広くお応えし、お客さまの周囲の方々も含めた信頼の獲得を目指してまいります。

お客さま体験価値（CX）とは、Customer Experienceの略語で、商品やサービスの価格や性能といった機能的な価値だけではなく、保険加入前から加入後のアフターフォロー、保険金支払までのプロセスすべてを通じてもたらされる満足感などの感情的・心理的な価値も含めた、お客さまが体験されるすべての価値のことです。

(参考)

過去の新契約、保有契約の件数の推移は下記ようになります。

(単位：万件)

契約の種類	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
新契約(個人保険)	171	64	12	17	31
簡易生命保険	1,104	990	894	806	726
かんぽ生命保険	1,809	1,716	1,589	1,474	1,372

(注) 2007年10月1日の民営化時の簡易生命保険契約は5,517万件でした。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

A 全般

(1) ガバナンス

当社グループは、「日本郵政グループサステナビリティ基本方針」において、当社グループの事業活動を通じてサステナビリティを巡る社会課題の解決に貢献することにより、グループの持続可能な成長と中長期的な企業価値の向上に努めることを掲げております。

中期経営計画「JPビジョン2025」においては、「人生100年時代の『一生』を支え、日本全国の『地域社会』の発展・活性化に貢献し、持続可能な社会の構築を目指すこと」をESG目標として設定し、サステナビリティ経営を推進していくこととしております。

なお、中期経営計画「JPビジョン2025」は、経営会議及び取締役会において決議しております。

サステナビリティ経営の推進に関する方針の策定及び企画調整等は、サステナビリティ推進部において行っております。

経営会議の諮問機関として設置しているサステナビリティ委員会（委員長はサステナビリティ推進部を担当する執行役、年4回程度開催）においては、サステナビリティに関するリスク及び機会、対応方針、指標及び目標、取組に関する進捗状況を審議し、その審議状況については、経営会議及び取締役会に報告しております。サステナビリティに関する重要課題については、サステナビリティ委員会、経営会議及び取締役会での議論を経て決定しました。

グループ各社のサステナビリティを担当する役員が参加する日本郵政グループサステナビリティ連絡会を当社サステナビリティ委員会に併せて開催し、グループ一体となってサステナビリティ経営を推進しております。

(2) リスク管理

サステナビリティに関する各種リスクについては、サステナビリティに関する重要課題の検討を行うに際して、リスク及び機会の識別及び評価を行い、その管理方法について検討を行った上で、サステナビリティ推進部をはじめとする関係部署が連携して適切な対応を行うこととしております。

2022年度は、サステナビリティに関する重要課題の検討において、特に重要とされた課題及びそれに関連する課題に関して想定される主なリスク及び機会の識別について、サステナビリティ委員会及び日本郵政グループサステナビリティ連絡会において審議し、経営会議及び取締役会に報告しました。

(3) 戦略

サステナビリティに関する重要課題

当社グループの企業価値への影響並びにステークホルダーにとっての重要性及び期待への考察を踏まえ、サステナビリティに関する重要課題として、特に重要な課題及びそれに関連する課題を六つの領域にまとめ、取組の方向性を検討しました。

<サステナビリティに関する重要課題の特定のプロセス>

以下のプロセスにより、サステナビリティ委員会、経営会議及び取締役会での議論を経て決定しました。

ステップ1：課題の抽出

SDGs、ISO26000、GRIスタンダード等を参考に課題を洗い出し、適宜グルーピングしたものを「サステナビリティ課題リスト」として抽出。

ステップ2：社内外の視点による評価

ステップ1で抽出した課題について、当社の執行役、従業員、お客さま、取引先に対してアンケートを行うとともに、機関投資家等の意見、SASB基準において業種別重要トピックとされている事項との関連性、全国の市町村が郵便局に期待している事項、地域における有識者の声、サステナビリティに関する有識者との対話の結果等を参考として、「企業価値への影響」と「ステークホルダーにとっての重要性・期待」の2軸で評価し、特に重要な課題を特定。

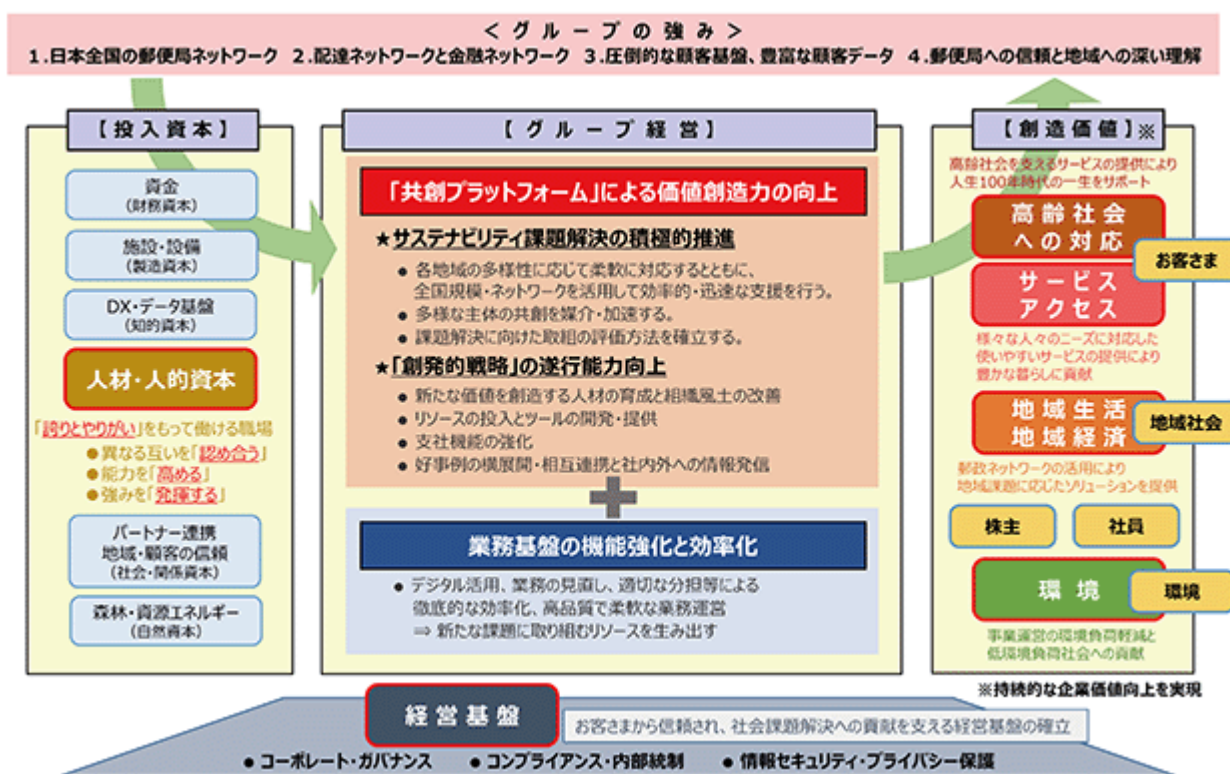
ステップ3：妥当性検証・統合整理

特に重要な課題と密接に関連する課題をグルーピングした上で、経営理念や中期経営計画との整合性の検証等を踏まえ、六つの領域に整理して、それぞれの取組の方向性を整理。

当社グループのサステナビリティに関する重要課題（六つの領域と取組の方向性）

- | | |
|-------------------|--|
| (a) [地域生活・地域経済] | 郵政ネットワークの活用により地域課題に応じたソリューションを提供 |
| (b) [高齢社会への対応] | 高齢社会を支えるサービスの提供により人生100年時代の一生をサポート |
| (c) [サービスアクセス] | 様々な人々のニーズに対応した使いやすいサービスの提供により豊かな暮らしに貢献 |
| (d) [環境] | 事業運営の環境負荷軽減と低環境負荷社会への貢献 |
| (e) [人材・人的資本] | 「誇りとやりがい」をもって働ける職場 |
| (f) [経営基盤] | お客さまから信頼され、社会課題解決への貢献を支える経営基盤の確立 |

今回特定したサステナビリティに関する重要課題について、当社グループの価値創造プロセスにおける位置付けは、以下のとおりであります。



具体的な取組

サステナビリティに関する重要課題について、リスク及び機会に対処するための具体的な取組の確認と推進管理は、サステナビリティ委員会及び日本郵政グループサステナビリティ連絡会において行うこととしております。

上記で示した六つの領域の重要課題のそれぞれについては、以下のような取組を行っております。

(a) 地域生活・地域経済

地方の人口減少局面の中でも地域社会を支えるインフラ機能を果たすため、鉄道会社・地方銀行等の他企業や地方公共団体との連携・協業を推進しているほか、地域活性化ファンドへの参加により地域社会の発展・活性化に貢献するなど、郵政ネットワークの活用により地域課題に応じたソリューションの提供を進めております。

(b) 高齢社会への対応

高齢者に対するみまもりサービスや終活紹介サービスの拡充を図るほか、つみたてNISA等の積極的なご提案によりお客さまの資産形成を支援するなど、高齢社会を支えるサービスの提供により人生100年時代の一生を支えます。

(c) サービスアクセス

全国の郵便局において当社グループの各種サービスを提供するのはもちろんのこと、あらゆる世代へ基礎的な保障・サービスの提供を進めております。さらに、デジタルサービスの拡充、郵便局ネットワークとデジタル接点の融合したサービスの提供、外国人や障がい者との窓口でのコミュニケーション支援などにより、様々な人々のニーズに対応した使いやすいサービスの提供により豊かな暮らしに貢献しております。

(d) 環境

事業活動における温室効果ガス排出量の削減に向けて、EV車両の導入拡大、郵便局等における照明器具等のLED化及び再生可能エネルギー由来の電力への積極的な切替えを図るとともに、ペーパーレス化の推進、はがき等でのFSC®(注)認証紙の使用拡大など、事業運営に当たっての環境負荷の軽減を図っております。

また、当社グループの持つリソースを活用した地域のカーボンニュートラル化を推進する施策の展開を進めるほか、気候変動対応等を目的としたテーマ型投資の拡大、投融資ポートフォリオの脱炭素化の推進など、低環境負荷社会の実現に向けた貢献を進めております。

なお、気候変動に係る取組の当社の基本的なスタンスについては、後述の「気候変動に関する取組」も併せてご参照ください。

(注) FSC認証は、適切に管理された森林と、そこから生産された林産物、再生資源、そのほかの管理された供給源からの原材料で作られた製品を識別する、国際的な森林認証制度であります。当社のライセンス番号は「FSC@N003846」であります。

(e) 人材・人的資本

後述の「B 人的資本」をご参照ください。

(f) 経営基盤

コンプライアンス態勢について引き続き整備を図るとともに、内部通報制度の拡充、ミスコンダクト事象の把握、サイバーセキュリティ態勢の確保、情報漏えいリスクへの対応、データガバナンス態勢の整備などにより、お客さまから信頼され、社会課題解決への貢献を支える経営基盤の確立を図ります。

気候変動に関する取組

当社グループは、中期経営計画「J Pビジョン2025」において、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス排出量の削減を主要目標の一つに掲げ、経営戦略の一環として気候変動への対応を推進しております。

当社グループにおける気候変動対応は、当社代表執行役社長を最高責任者とし、取締役会が適切に監督しております。

当社グループは、気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同表明をしており、これに基づいて、グループの主要事業（グループ連結収益に占める割合が比較的大きい事業）について、気候変動リスク及び機会を特定し、それらが事業ポートフォリオに及ぼす影響を把握するためのシナリオ分析を実施しております。特定した気候変動リスク及び機会に対しては、上記（d）に記載のような具体的な取組を進めているところでありますが、今後とも対応策の検討を更に深めていくとともに、事業ポートフォリオへの定量的な影響に関する分析も進めてまいります。

(4) 指標及び目標

中期経営計画で掲げる目標及びその進捗状況

中期経営計画「J Pビジョン2025」においては、リスク及び機会に関する評価、管理及び監視のために特に重要でありグループ全体として取り組む必要性が高いと考える以下の2項目について、グループ目標値を設定しております。この2項目の進捗状況については、サステナビリティ委員会及び日本郵政グループサステナビリティ連絡会において推進管理を行い、経営会議及び取締役会に報告しております。

(a) 温室効果ガス排出量：2030年度までに、2019年度比46%削減（注1）

2050年 カーボンニュートラルの実現を目指す（注2）

(b) 女性管理者比率： 2030年度 本社における女性管理者比率 30%（注3、注4）

- (注) 1. Scope 1（自社が直接排出する排出量）及びScope 2（他社から供給された電気等の使用に伴う排出量）が対象。不動産事業など新規事業による増加分を除きます。
2. 目標達成のためには我が国における再生可能エネルギーの普及などカーボンニュートラル化が相当程度進むことが必要であり、当社グループも、我が国及び世界のカーボンニュートラル化を後押しします。
3. 当社及び事業子会社の本社を勤務先とする労働者を母数として算出した、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号）第2条第1項第4号に定める管理的地位にある労働者のうち女性の占める割合であります。また、2030年度までの取組の結果である2031年4月1日における比率であります。
4. 本社以外においても、女性管理者増加に向けて、管理者・役職者を目指す社員を増やすための環境整備・人材育成に取り組めます。

上記の目標に対してのこれまでの進捗は、以下のとおりであります。

(a) 温室効果ガス排出量実績

（単位：万t-CO₂、%）

	2019年度 （基準年）	2020年度 （実績）	2021年度 （実績）
総排出量	164	150	114
累計削減量（対2019年度）		13	49
累計削減率（対2019年度）		8.1	30.4

- (注) 1. グループの排出量の大宗を占める当社、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険、日本郵便輸送株式会社及びトール社のScope 1及びScope 2の実績であります。
2. 削減実績には、宿泊事業及びトール社のエクスプレス事業売却分が含まれております。
3. 2022年度実績は、当社Webサイトにて公表する予定であります。
<https://www.japanpost.jp/sustainability/library/data/#emissions>

(b) 女性管理者比率（当社及び事業子会社の本社）の実績

対象組織	2022年度 （実績）
当社及び事業子会社の本社	15.2%

(注) 2022年度までの取組の結果である2023年4月1日における比率であります。

その他の重要課題に関する指標の管理

その他の重要課題領域における主な取組に関しては、以下のように、その推進管理の必要性に応じて適切な指標を設定し、サステナビリティ委員会において進捗の把握を行うこととしております。

(a) 地域生活・地域経済

(3) (a) で掲げた各取組については、施策別の取組数等を指標として進捗管理を行います。

(b) 高齢社会への対応

(3) (b) で掲げた各取組については、各サービスの利用者数（つみたてNISAについては稼働口座数）等を指標として進捗管理を行います。

(c) サービスアクセス

(3) (c) で掲げた各取組のうち新たな取組については、各サービスの利用可能状況等を指標として進捗管理を行います。

(d) 環境

(3) (d) で掲げた各取組のうち、温室効果ガス排出量については、(4) (a) のとおり削減目標を設定してその達成状況を把握するほか、各種環境負荷に係る資源の使用量等を指標として進捗管理を行います。また、低環境負荷社会の実現に向けた貢献については、その取組状況や投資額等を指標として進捗管理を行います。

(e) 人材・人的資本

後述の「B 人的資本」をご参照ください。

(f) 経営基盤

(3) (f) で掲げた各取組のうち新たに導入した制度に係るものについては、その利用状況等を指標として進捗管理を行います。

B 人的資本

(1) グループ人事方針の位置づけと策定プロセス

当社グループは今般、中期経営計画「JPビジョン2025」に基づく経営戦略と人事戦略を実現するための基本的な方向性を定めるものとして「グループ人事方針」を策定しました。

本方針を通じて、お客さま、地域及び社会への貢献の拡大と、企業価値の向上につなげてまいります。

策定に当たっては、フロントライン社員の存在を特に意識し、当社グループの注力すべき項目として、目指す姿としての「誇りとやりがい」、その達成のための三つの軸、「異なる互いを認め合う」、「能力を高める」、「強みを発揮する」という4要素を抽出し、それぞれの要素に関する具体的な指標及び目標の整理を行いました。

<策定に当たって、特に意識した事項>

- ・フロントライン社員の「誇りとやりがい」の向上を最重要課題とし、その実現に必要な施策を体系化すること
- ・挑戦をより高く評価する人事評価制度見直しなど、社員の意識・変化をもたらす人事制度見直しを意識すること
- ・フロントライン社員に伝わりやすい内容であること

なお、ガバナンスとリスク管理は前述の「A 全般」をご参照ください。

(2) 戦略

グループ人事方針

日本郵政グループは、社員全員が「誇りとやりがい」をもって働ける会社を目指します。

そのために、「異なる互いを認め合う」、「能力を高める」、「強みを発揮する」を軸に、社員の成長と挑戦を支援する人材育成と環境整備に取り組みます。

こうした人的資本経営の実践を通して、持続的な企業価値の向上を図り、お客さまの幸せと地域の発展に貢献します。

社員の仕事への前向きな姿勢・行動が、お客さま、地域・社会への貢献を拡大し、広い意味での企業価値を向上させます。そこで、当社グループは、日々、お客さまのために「縁の下の力持ち」として尽力している社員全員が、誇りとやりがいを感じ、仕事に前向きに取り組める職場を提供します。

郵便事業の創業者、前島密の信条：縁の下の力持ちになることを厭うな。人のためによかれと願う心を常に持てよ。

社員が誇りとやりがいを感じつつ仕事に取り組めるよう、社員が互いの違いを認め合う職場という基盤（＝「異なる互いを認め合う」）及び能力や意欲を高める自発的取組を支援する環境（＝「能力を高める」・「強みを発揮する」）を会社は提供します。

- ・「異なる互いを認め合う」については、心身の健康増進と、ハラスメントがなく、性別・年齢などに関係なく多様な生き方や個々の社員の事情を尊重しあう、相互承認、安心感の得られる職場を提供します。
- ・「能力を高める」については、事業環境変化に伴うサービスの内容・提供方法の変化に対応できるよう、また、働き方を自律的に選択できるよう、能力・知識・技術獲得の機会を提供します。
- ・「強みを発揮する」については、挑戦の機会を提供し、また挑戦を評価する仕組みを強化し、自身の強みや創造性を発揮してお客さまのため新たな取組に挑戦する組織や風土を構築します。
- ・こうした取組で「異なる互いを認め合うこと、能力を高めること、強みを発揮すること」ができる人材の育成を進めます。



社員の能力発揮・意欲向上が事業の発展をもたらすとの認識の上で、人事施策を企画・実施し、社員と共に事業の発展を推進していきます。

(3) 指標及び目標

グループ人事方針は、社員の「誇りとやりがい」の向上を追求することとし、そのための三つの軸、「異なる互いを認め合う」、「能力を高め合う」、「強みを発揮する」を設定しております。以下で、各要素の目指す姿、関連人事施策並びに指標及び目標を示します。人事施策並びに指標及び目標については、毎年評価・反省を実施し、必要な見直しを行います。

「誇りとやりがい」

< 目指す姿と人事施策 >

社員の誇りとやりがい（エンゲージメント）を高めることで、社員の幸せと生産性向上を実現します。

誇りとやりがいを高めるには、「異なる互いを認め合う」環境を基盤として整備すること、個々の社員の「能力を高める」こと、そして、個々の社員が「強みを発揮する」ことが必要と考え、後述のとおり、各要素についての具体的な施策、指標及び目標を設定し、その実現に努めます。

並行して、社員が誇りとやりがいをどの程度感じているかを定期的に把握し、結果の分析や社員との共有を図り、課題の抽出・対策につなげます。

< 指標・目標 >

対象組織	施策、指標及び目標	実績
当社及び事業子会社	<ul style="list-style-type: none"> 社員の「誇りとやりがい」の定期的な定量把握（2023年度～グループ社員満足度調査の見直しの実施） 社員と調査結果の共有及び継続的な改善策の実行 	-

「異なる互いを認め合う」

< 目指す姿と人事施策 >

社員が健康のうえ、個々の違いや能力、多様な働き方を認め合い、尊重することで、安心感やイノベーションの創出を促し、社員の誇りとやりがいを高めます。そのために、次のような施策を実施します。

- ・「真の多様性」の実現への意識啓発・行動改革
- ・女性活躍・高齢者の就業・障がい者雇用・性の多様性への対応の推進
- ・健康経営の推進、柔軟で多様な勤務・休暇制度の整備・定着及びライフイベントと仕事との両立支援の推進
- ・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の根絶など、適切な労務管理

< 指標・目標 >

対象組織	指標及び目標	実績
当社及び事業子会社	<ul style="list-style-type: none"> 健康経営KPI 達成（2024年度） 要医療1・2の社員割合 1%以内 特定保健指導脱出率 23%以上 男女ともに育休取得 100% 男性育休平均日数 1か月以上 ハラスメント認定件数 前年度以下 障がい者雇用率 2.5%（2024年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 要医療1・2の社員割合 1.12% 特定保健指導脱出率 23.3%（2022年度） 女性100% 男性76.7%（2022年度） 平均30.5日（2022年度） - 2.42%（2022年6月）
当社及び事業子会社の本社	<ul style="list-style-type: none"> 本社女性管理者比率 30%（2030年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 15.2%（2022年度）

医療上の措置を緊急又は早急に必要とする者

「能力を高める」

<目指す姿と人事施策>

挑戦や成長意欲を重視し、自律的なキャリア形成やDX推進等に必要なスキル習得などで、努力が報われる実感を伴いながら、社員の誇りとやりがいを高めます。そのために、次のような施策を実施します。

- ・挑戦と能力向上を促す自律的なキャリア形成支援
- ・「職務が評価された」、「努力が報われた」と実感できる人事諸制度の実現
- ・DX推進等による業務効率化や新たな業務へのスキル習得支援
- ・コンサルティングやマネジメント、経営課題解決に必要な能力等、専門性強化

<指標・目標>

対象組織	指標及び目標	実績
当社及び事業子会社	・キャリア形成の支援策実施 (シニア層向け等のリスキリング施策実施)	-
当社及び事業子会社の本社	・本社(全員)、支社(対象者) DX研修受講率100%(2025年度)	・本社 受講率95.3%(2022年度)

本社附属組織等を除く

「強みを発揮する」

<目指す姿と人事施策>

適所適材の実感を持って働くことや風通しのよい組織への変革により、自身の強みや創造性の発揮を促し、社員の誇りとやりがいを高めます。そのため、次のような施策を実施します。

- ・お客さま本位の姿勢で、強みや創造性を発揮できる人材の採用・育成・配置及び職場環境の整備
- ・新たなチャレンジや組織風土の変革に取り組む社員を高く評価する仕組みの導入
- ・柔軟な要員配置・働き方によるグループ内の人材流動化
- ・グループ内外の人事交流の促進及び外部専門人材の積極的な採用や副業の受入れ

<指標・目標>

対象組織	指標及び目標	実績
当社及び事業子会社	・適所適材指標の新設 (誇りとやりがい調査の特定項目を抽出) ・年休取得平均日数 18日以上 ・グループ内外の人事交流人数 2021年度水準の維持 (グループ4社間の交流人数 約1,500人)	・ - ・平均18.9日(2022年度) ・2022年度達成
当社及び事業子会社の本社	・戦略的副業の取組人数 前年度以上 ・中途採用の推進	・28人(2022年度) ・67人(2022年度)

3 【事業等のリスク】

下記～において、当社グループの事業内容、経営成績、財政状態等に関する事項のうち投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主なリスクを例示しております。ただし、当社グループの事業等のリスクは、これらに限定されるものではありません。

下記「. 当社経営陣が特に重視する当社グループの事業等のリスク」に、当連結会計年度末現在において当社経営陣が特に重視する事項について、その他の重要なリスクは下記及びに記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

<当社グループのリスク管理態勢>

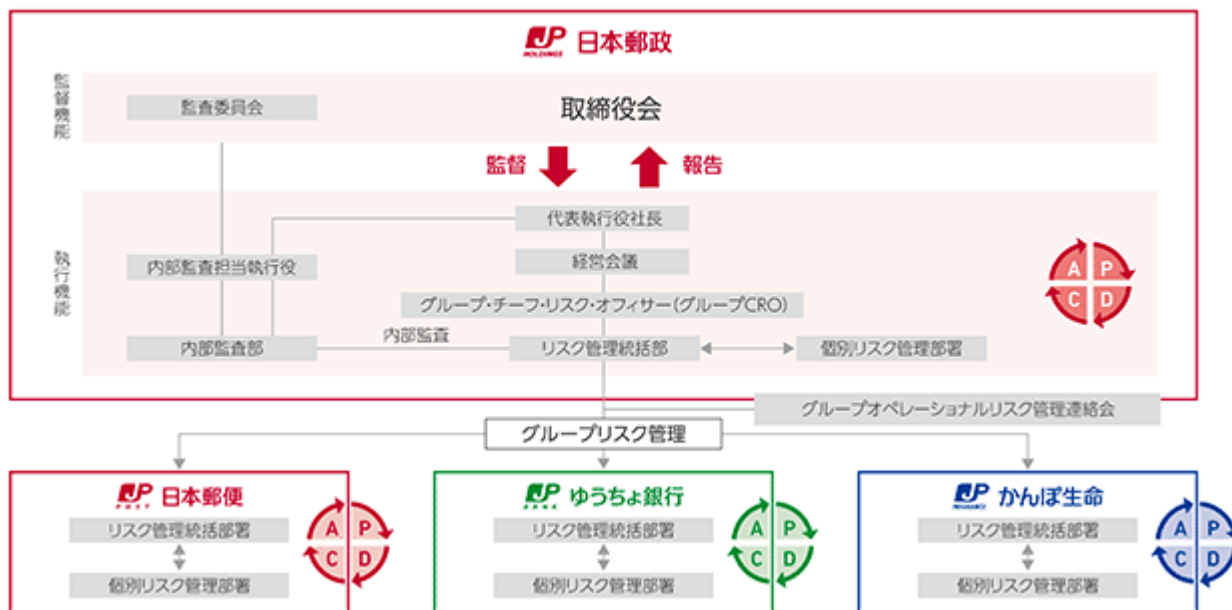
当社グループでは、「日本郵政グループ協定」及び「日本郵政グループ運営に関する契約」（いずれも2015年4月1日発効。以下「グループ協定等」といいます。）に基づき、事業子会社の管理対象リスクや当社への報告事項等、リスク管理に係る基本事項を定め、当社がグループのリスク管理状況や改善状況をモニタリングすること等により、グループ全体のリスク管理を行っております。

当社では、グループガバナンス強化のため、グループのリスク管理統括責任者として、執行役の中から「グループ・チーフ・リスク・オフィサー（グループCRO）」を選任し、グループCROは、グループのリスク管理状況・取組について取締役会等への報告を行い、取締役等から監督を受けております。

また、グループ各社のリスク管理担当役員をメンバーとする「グループオペレーショナルリスク管理連絡会」等を通じ、事業子会社のリスク管理の向上に向けた情報共有・協議等を実施しております。

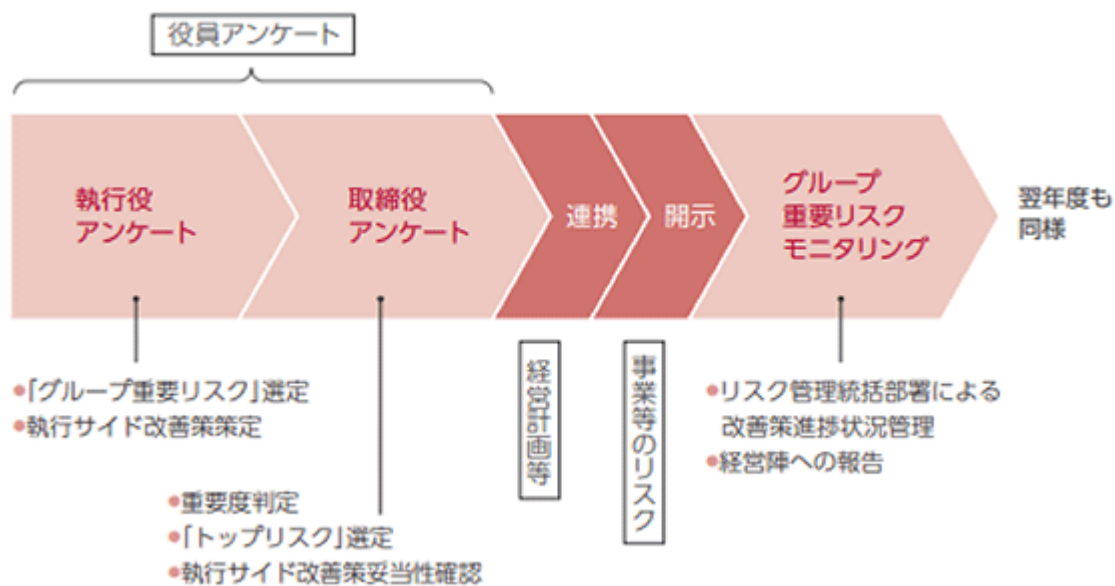
なお、事業子会社は、自社のリスク管理を統括する部署を定め、自ら主体的に自社の事業特性に応じたリスクの特定、評価、制御、モニタリング等のリスク管理を行うとともに、当社に対し必要事項を報告する等のリスク管理態勢を整備しております。

日本郵政グループのリスク管理態勢



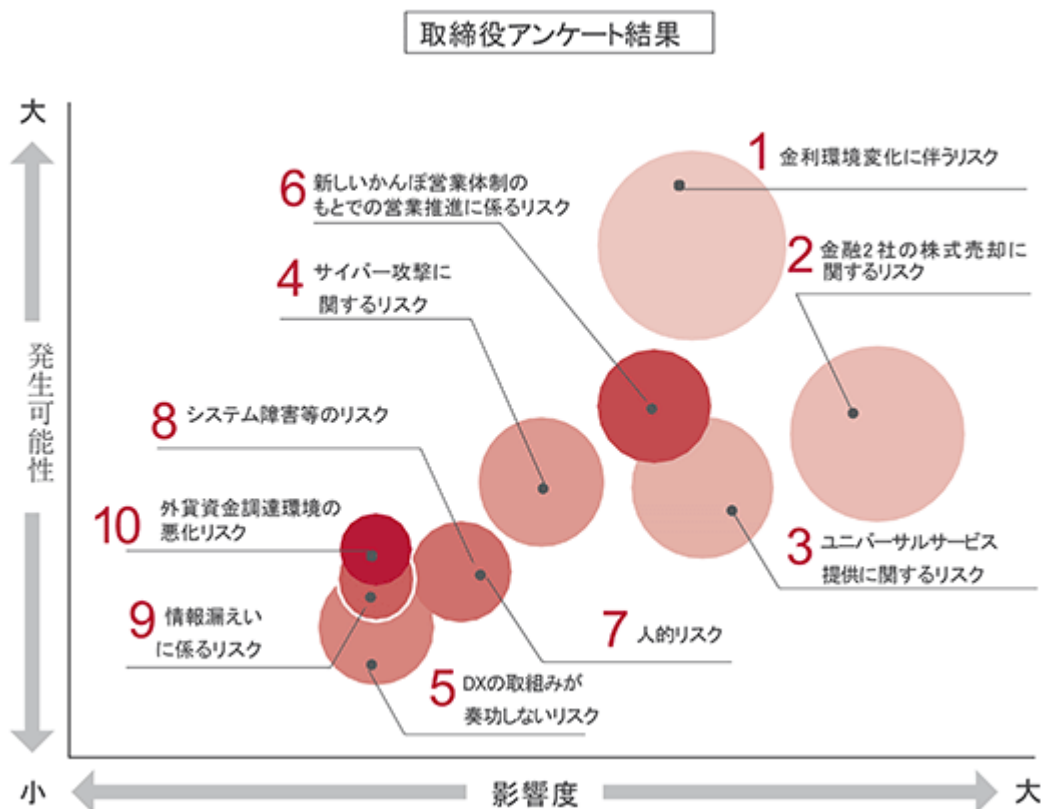
<グループ重要リスク管理>

当社は、外部環境の変化や事業戦略等を踏まえ、毎年、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク（グループ重要リスク）の見直しを行っております。具体的なリスクの特定、評価については、取締役及び執行役員へのアンケート（役員アンケート）を通じて行い、改善策の策定、取組状況のモニタリング等を経営陣が行うPDCAサイクルを回しております。



・ 当社経営陣が特に重視する当社グループの事業等のリスク

当社は、役員アンケートに基づき、グループ重要リスクのうち発生可能性と当社グループの業績への影響度の観点から特に優先度の高いものを「経営陣が特に重視する当社グループの事業等のリスク」（以下「トップリスク」）としております。下図はトップリスクの相対的な位置づけを図示したものであります。ここに記載した各リスクの発生可能性、影響度、優先度は、本書提出日現在における当社経営陣の認識であり、発生可能性、影響度又は優先度を「小」と記載したリスクが発生し当社グループの事業等に重大な影響を及ぼす可能性を否定するものではありません。



1. 金利環境変化に伴うリスク

当社グループの収益の多くは、銀行業及び生命保険業から生じる収益により占められております。

（低金利継続リスク）

低金利環境の長期化を受け、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の債券運用収益は低位で推移しており、引き続き回復しない場合には、さらに基礎的な収益力が低下し、当社グループの収益の減少幅が拡大するリスクがあります。

ゆうちょ銀行については、保有する金融資産と貯金や外貨を含む市場性調達の負債の期間や金利更改サイクル等に差異が存在すること、低金利環境の継続による運用収益の減少に比して相対的に貯金の調達コストが減少しないことにより、資金粗利鞘が減少するリスクがあります。

かんぽ生命保険については、保険契約者に対する債務のデレージョンが運用資産より長期であること、既に保有している保険契約の予定利率は変わらないことから、当初想定していた運用収益が確保できない、さらに逆ざや（資産運用ポートフォリオの平均運用利回りが既契約の責任準備金の積立てに用いた予定利率を下回る現象）となるリスクがあります。

（金利急上昇リスク）

世界的な高インフレを背景とした米国等の金融引き締め等の中、2022年12月には日銀による大幅緩和が一部修正されておりますが、今後の各国中央銀行の金融政策動向、国内外の景気変動、日本国政府の財政運営やその信認の変化等、様々な要因により急激な金利上昇が生じ、当社グループの保有資産の価値が大幅に下落するリスクや、定額貯金（預入から6か月経過後は払戻し自由、3年までは6か月ごとの段階金利、それ以降は固定金利の10年満期・複利貯金）等の預け替え、保険の解約が進むリスクがあります。

ゆうちょ銀行では、数十兆円規模の海外金融資産を保有しており、海外クレジット市場の信用スプレッド拡大時

にはこれら海外金融資産の価格が下落し、保有する投資信託における収益認識できない特別分配金の発生等を通じて収益が大幅に減少する場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

これらに対し、金融２社では中長期的に収益の確保を図ることを目的に、資産・負債を総合管理するALM (Asset Liability Management)の枠組みの下、財務健全性の観点からストレス・テスト等を実施し、また、市場環境の変化、リスク・リターン等を踏まえた機動的なポートフォリオ運営を行うことにより、市場リスク等を適切に管理するよう努めておりますが、低金利環境の長期化や急激な金利上昇が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融２社の株式売却に関するリスク（売却に至るまで及び売却後のリスク）

当社は、郵政民営化法において、金融２社の経営状況、ユニバーサルサービスの履行への影響等を勘案しつつ、保有する金融２社の株式をできる限り早期に処分するものとされており、当社グループの中期経営計画において、金融２社株式の保有割合を50%以下とすることを目指しております（下記「（参考）日本国政府による当社株式の保有状況及び当社による金融２社の株式保有状況（2023年3月期末日時点）」をご参照）。

今後の当該株式の売却については、証券市場への影響に配慮し、時期、売回数、規模等を慎重に検討し進めていく所存ではありますが、適切な時期に適切な条件で売却できず、売却収入が当社保有の金融２社株式の帳簿価額を下回った場合には、当社の損益計算書に売却損失を計上する可能性があります（下記「（参考）金融２社株式処分の連結財務諸表への影響」をご参照）。また、想定通りに売却が進まない結果、金融２社に係る郵政民営化法上の上乗せ規制が撤廃されず金融２社の経営自由度の拡大が実現できない可能性もあります（下記「当社グループ全般に関するリスク 2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク 当社グループ固有に適用される規制等」をご参照）。

また、2022年4月の東京証券取引所の市場区分見直しに際し、ゆうちょ銀行はプライム市場の上場維持基準のうち「流通株式比率35%以上」に適合しなかったため、経過措置の適用を受けた上で、プライム市場へ移行しました。当社は、2023年3月に当社保有のゆうちょ銀行の株式を一部売却しましたが、2023年3月末時点においてゆうちょ銀行は上記比率に適合しておりません（注）。ゆうちょ銀行が上場維持基準に適合できないことにより、ゆうちょ銀行の株式の株価下落により当社業績が悪化する、又はゆうちょ銀行株式売却がさらに困難になる可能性があります。

一方、当社グループの利益の大部分を占めるのは金融２社の利益であり（下記「（参考）セグメント利益・資産（2023年3月末現在）」をご参照）、金融２社の株式の売却が進み、当社の持分比率が減少することで、親会社株主に帰属する当期純利益が減少することにより、当社の財務の健全性の確保ができなくなるほか、キャッシュフローの悪化、資金調達能力が制限される可能性があります。また、当社が金融２社から受け取る配当金が減少することにより、当社の期待する配当原資の確保ができなくなる可能性があります。

また、当社が金融２社の株式を処分しその持分が低下するのに伴い、金融２社以外の事業のウエイトが高まり、当該各事業における収益の悪化が、当社グループの事業、業績及び財政状態に、より影響を及ぼすこととなります。

さらには、金融２社の株式保有割合が低下することにより、当社の利益と金融２社の少数株主の利益が相反し、金融２社の意思決定が、当社グループの意向に沿わないなど、グループの一体的な業務運営が難しくなる可能性があります。また、顧客離れ、ブランド力低下により当社グループの収益が金融２社の持分低下の影響を超えてさらに低下する可能性もあります（下記「（参考）議決権等議決事項（2023年3月末現在）」をご参照）。

当社としては、株式売却により得た資金を活用して、資本の効率化の観点から自己株式取得も行いつつ、新たなビジネスを展開し、ビジネスポートフォリオの転換に取り組みます。加えて、郵便局を核としたグループ運営を徹底し、グループ各社の経営方針の整合性確保や、グループ内の人事交流、情報共有を図り、グループガバナンスを維持してまいります。しかしながら、それらが機能しなかった場合、金融２社に代わる事業基盤やグループのシナジー効果を確保できず、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（注）今後、2025年3月末までに上場維持基準を充足できない場合には、1年間の改善期間に入ります。さらに、改善期間内に基準に適合しなかった場合には、一定の監理銘柄（確認中）指定期間及び整理銘柄指定期間を経て上場廃止となります。

3. ユニバーサルサービス提供に係るリスク

当社及び日本郵便は、郵政民営化法等に基づき、ユニバーサルサービス確保の責務を負っております。

当責務については、2015年9月「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」に関する情報通信審議会の答申において、短期的には、「日本郵政及び日本郵便は自らの経営努力により現在のサービスの範囲・水準の維持が求められる」、中長期的には、「郵政事業を取り巻く環境の変化やこれに応じた国民・利用者が郵政事業に期待するサービスの範囲・水準の変化も踏まえて、ユニバーサルサービスの確保の方策やコスト負担の在り方について継続的に検討していくことが必要」とされました。こうした中、同審議会による2019年9月「郵便サービスのあり方に関する検討」に関する答申においては、郵便サービスを「あまねく、公平に」安定的に提供し続けるため、そのあり方について検討結果が取りまとめられ、郵便法改正を経て、日本郵便において土曜日配達休止、お届け日数の繰り下げなどの見直しを行いました。

上記見直し後も、ユニバーサルサービスの維持に当たっては、全国各地の郵便局及び配送拠点等に係る設備費、車両費、社員の人件費等が発生しております。

今後、電子メールやウェブサイト等インターネットを通じた通信手段、金融サービスの普及等を背景に、郵便、貯金、保険といった郵便局で提供するサービスのご利用が減少した場合であっても、ユニバーサルサービスを維持する法的義務があることから、収益性の低い事業又は拠点等を縮小する等の対応が制限される可能性があります。

一方、ユニバーサルサービスを維持し、全国あまねく有人店舗展開を行うことは、他社にない当社グループの強みでもあります。お客さまが対面で相談したいというニーズに今後もお応えするため、当社グループの中期経営計画のもと、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」の実現に向けて他社や地方公共団体と連携を図りながら、お客さまや地域のニーズに応じた商品・サービスの提供を行い、収益力の向上に取り組むとともに、業務運営のデジタル化等により業務効率化を図ってまいります。その上で、安定的なサービス提供の維持のため、コストに見合う各種郵便料金の改定を検討しております。

しかしながら、このような取組が奏功しなかった場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、ユニバーサルサービス維持のための費用負担の増大から当社グループの損益が大幅に悪化した結果、事業運営コストを賄うために収益性を過度に追求した営業や過度のリスクを伴う資金運用を行った場合、コンダクト・リスクや運用リスクが顕在化する可能性もあります。

4. サイバー攻撃に関するリスク（セキュリティの脆弱性を含む）

当社グループは、郵便・物流事業、銀行業、生命保険業等を運営している中で、事業運営上のシステムへの依存度が高い状況にあります。さらにリアルタイムの郵便局ネットワークとデジタル（デジタル郵便局）とを融合し、幅広い世代・地域のお客さまへ新しい価値を提供するため、グループ一体でのDXを推進しており、今後ますますその重要性が高まることが予想されます。一方、近年増加の著しいサイバー攻撃や各種サービスの不正利用により企業・団体が保有する個人情報等の漏えいが多発しており、当社グループにおいても、サイバー攻撃の高度化、インターネットを介したお客さまとの双方向アクセス増加、在宅勤務（テレワーク）の拡大等の結果、当該リスクが高まっております。

こうした中、当社グループのサイバーセキュリティ担当役員で構成するグループサイバーセキュリティ委員会を設置し、グループ全体でセキュリティの高度化の推進、セキュリティ専門家による点検・指導、対策推進等サイバー攻撃への対応に努めております。

不正アクセス等のサイバー攻撃に対しては、メール受信やWeb閲覧に対するウイルス感染抑止等の入口対策、外部デバイスの接続制限や、許可された通信先以外の遮断等の出口対策を講じ、恒常的にサイバーセキュリティ対策の高度化に取り組んでおります。加えて、各種サイバーセキュリティ演習を実施し、事業継続も含めたインシデントレスポンス能力の向上などに努めております。

しかしながら、当社グループのシステムへの攻撃、各種サービスの不正利用により、事業が大規模かつ長期間に亘り停止又は制約を受けるような事案が発生した場合、さらに、お客さま対応に不備が生じ社会的信用の低下を招いた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5. DXの取組が奏功しないリスク

少子高齢化・デジタル化の進展の中、企業が競争上の優位性を確保するためには、データとデジタル技術を活用して、ビジネス環境の激しい変化に対応し、お客さまや社会のニーズに基づき、商品・サービス、ビジネスモデル、業務等を変革することが必要となります。

当社グループでは、2021年7月に当社の連結子会社として株式会社JPデジタルを設立し、お客さまへの新たな体験価値を生み出す「みらいの郵便局」施策によりリアル/デジタル両面からお客さまと郵便局のタッチポイントの増加を目指すほか、JPプラットフォームアプリやOne ID等のグループ横断的なDX施策を進めてまいります。

また、当社グループは、P-DX（Postal-Digital transformation：デジタル化された差出情報と、日本郵便ならではの配達先情報を活用し、データ駆動型のオペレーションサービスを実現するための郵便・物流事業改革）の推進によるオペレーション改革、窓口業務運営のデジタル化等を進めております。

しかしながら、これらの施策が計画どおり進まない場合や、事業環境の変化に適時かつ適切に対応できず、競争力が低下する場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6. 新しいかんぽ営業体制のもとでの営業推進に係るリスク

当社グループは、2019年12月にかんぽ生命保険商品の募集品質に係る諸問題により行政処分を受け、業務改善計画に基づく改善取組を行ってまいりました。2021年度には、信頼回復に向けた業務運営を継続する中で、お客さまのニーズを確認しながら金融商品の情報提供やご提案を実施する、新たな営業スタンスへ移行しました。また、2022年4月からは、お客さま担当制の導入などを含む「新しいかんぽ営業体制」を開始しました。日本郵便からかんぽ生命保険に兼務出向した高い機動性と専門性を持つコンサルタントと、多様なお客さまニーズに応える日本郵便の窓口社員が、それぞれの能力を最大限に発揮することを目指します。

新たな営業体制のもと、営業目標の達成に向けて、社員一人ひとりへの営業方針の浸透、営業活動の活発化を図るとともに、お客さま体験価値（CX）を最優先としたビジネスモデルへの改革と新商品の開発や既存商品の改定、お客さまの利便性を考慮した募集フローの確立等に取り組んでまいりますが、これらが奏功せず、営業方針の理解不足やスキルの不足、保険募集に対するモチベーションの低下等によって、新契約の実績が計画通り進捗せず、保有契約の維持を図れない可能性があります。加えて、マネジメント態勢等が十分に浸透しないことにより、不適正募集、お客さま本位の業務運営に反する事象が生じた場合、社会的信用の低下を招く可能性もあります。

なお、新契約の実績低迷は、かんぽ生命保険が日本郵便に支払う募集手数料等の事業費減少により、短期的にはかんぽ生命保険の利益増加の要因となりますが、長期的には、保有契約件数減少等につながり、当社グループの事業、業績、財政状態及びかんぽ生命保険のEV等の指標にも影響を及ぼす可能性があります。

7. 人的リスク（人材確保・ハラスメント・労働問題・人件費増加）

2023年3月末現在、当社グループは、全国に20万人を超える従業員を配置しておりますが、少子高齢化による労働人口の減少や、当社グループの魅力や優位性が低下した場合などには、人材の確保が困難となる可能性があります。

郵便・物流事業では、郵便物や荷物の配達・集荷等の業務において、多数の協力会社に協力をいただいていることから、協力会社とのパートナーシップ構築に向けた取組を進めております。一方、2024年4月から、自動車運転業務に係るドライバーの時間外労働時間が年間960時間に制限されることを受けて、トラックドライバー等の人手不足が深刻化し、適切な水準の人員の確保が困難となる可能性があります。

加えて、DX推進に必要なIT等の高度な専門性を有する人材の確保も、競争激化から困難となる可能性があります。

また、魅力的な労働環境を提供できなかった場合、あるいは人事処遇やハラスメント等の人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題等が発生した場合には、人材の流出・不足を招く可能性があります。

さらに昨今、国内の賃金水準が上昇しており、労使交渉・労働法制の変更等を受けて給与等を増額した場合には、一人あたりは小さな増額であっても、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、かかる事態に対処するため、働きやすい職場づくり、労働条件の整備、人材育成、女性活躍をはじめとしたダイバーシティの推進、ハラスメント相談体制の整備等を推進しておりますが、かかる施策が奏功しない場合には、人員不足、人件費の増加、競争力の低下等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、人的資本に関する事項は、上記「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」をご参照ください。

8. システム障害等のリスク

郵便・物流事業、銀行業、生命保険業等を運営している当社グループにおいては、事業運営上のシステムへの依

存度が高く、当社グループのコンピュータシステムは、お客さまや各種決済機構等のシステムに接続する極めて重要な機能を担っております。こうした中、大規模自然災害、テロリズム、停電、ITガバナンスの不備、システムの新規開発・更改における瑕疵、通信事業者等の第三者の役務提供の瑕疵、人的過失等により重大なシステム障害等が発生する可能性があります。当社グループでは、各社の基幹システムの基盤更改（日本郵便の郵便・物流システム(2024年2月サービスイン)、ゆうちょ銀行の業務システム・営業店システム（2023年5月サービスイン））等に当たり、ITガバナンスの強化に向けてグループCIOが経営層を含めた推進会議に出席し、情報共有を行うとともに、事業子会社のCIOと連携して、グループ内外で発生した障害に迅速に対応し、真因分析、再発防止策等に取り組んでおります。

しかしながら、このような取組によっても、システムの障害等に起因し、当社グループの事業が大規模かつ長期間に亘り停止又は制約を受ける場合、当社グループが保有する個人情報及び機密情報等の漏えいが発生した場合、お客さま対応に不備が生じた場合には、業務の停止・混乱及びそれに伴う損害賠償や対応費用、行政処分、社会的信用の低下等が発生することにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

9. 情報漏えいに係るリスク

当社グループが保有するお客さま、従業員、取引先等に関する情報は、郵便法、銀行法、保険業法及び金融商品取引法等を踏まえ、個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に取り扱うことに加え、社会的受容性にも十分配慮する必要があります。データガバナンスの強化が求められております。

また、2022年4月施行の改正個人情報保護法に基づく報告が義務付けられ、当社グループ内においても、個人情報データ等の漏えい事案を個人情報保護委員会等へ報告しております。かかる事態の発生を防止するため、グループ全社員を対象としたコンプライアンス教育を通じて個人情報保護を含めた情報管理に対する意識の醸成、適切な情報管理の徹底を図っております。さらに、2022年11月にグループ横断的なデータガバナンスを所掌するデータガバナンス室を新設するとともに、2023年3月にグループDXコミティの下にグループ・データガバナンス分科会を設置し、体制強化を図っております。

このような施策が奏功せず、当社グループが保有する個人情報等の漏えいが発生した場合は、損害賠償や対応費用、行政処分、社会的信用の低下等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、サイバー攻撃による個人情報等の漏えいに関するリスクについては上記「4. サイバー攻撃に関するリスク」をご参照ください。

10. 外貨資金調達環境の悪化リスク

当社グループでは、特にゆうちょ銀行において、収益源泉・リスクの分散を目的に、外国債券やこれを主な投資対象とする投資信託等の保有が増加しておりますが、世界的な高インフレを背景とした米欧中銀の金融引き締め等により、国内外の金利差が拡大していることから、外貨調達コストの上昇が顕在化し、業績に悪影響を与えております。今後、さらに外貨調達コストが上昇した場合、当社グループの業績及び財政状態に大きく影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの外国証券の運用において、為替リスクを軽減する目的から通貨スワップや為替予約等のヘッジ取引を行っておりますが、ヘッジコストの上昇等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

・当社グループ全般に関するリスク

1. 事業環境に関するリスク

(1) 経済・政治情勢その他の事業環境の変化に伴うリスク

郵便・物流事業等

米中覇権争いの激化、ロシア・ウクライナ情勢の長期化等による地政学リスクの高まりに伴い国内外の経済・金融の悪化やサプライチェーンの寸断による物流事業の停滞、エネルギー価格及び人件費の高騰等により、事業費が増加し収益性が低下する可能性があります。また、トール社がアジア太平洋地域等におけるフォワーディング、ロジスティクス等の国際物流事業を行っており、上記の地政学リスクの高まり等を原因とする世界経済の減速、各国・地域の経済情勢や政治情勢等の変動により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

銀行業・生命保険業

世界的な金融政策の変更、米欧金融機関の経営破綻、地政学リスクの高まり等に起因する歴史的な金融・資本市場の動揺、グローバル経済の減速懸念の中で、金融2社の海外金融資産の増加を受けて、海外クレジット市場の信用スプレッド拡大、外貨の調達、通貨ベースの拡大によるヘッジコスト上昇の影響で、保有資産の評価損、減損損失及び売却損の計上、剰余金の処分による分配可能額の減少・消失等が、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、金融2社の資産運用・ALMに係るリスクについては、上記「 」当社経営陣が特に重視する当社グループの事業等のリスク 1. 金利環境変化に伴うリスク及び10. 外貨資金調達環境の悪化リスク」をご参照ください。その他の資産運用リスクは次のとおりであります。

(市場リスク)

金利リスクの影響の他、直接又は金銭の信託や投資信託を通じて間接的に保有している株式(プライベートエクイティファンドを含む。)の株価が、国内外の経済状況又は市場環境の変化によって変動する場合、あるいは為替相場が大幅に変動する場合には、保有有価証券に評価損・減損損失や売却損等が生じる可能性があります

(信用リスク)

有価証券の発行体や貸出先などの債務者において、国内外の経済情勢の深刻な影響や特定の業種を取り巻く経営環境の変化、誤った経営判断、不祥事、その他不測の事態による財政状態の悪化等が生じた結果、与信関係費用が増加し又は保有する有価証券等の価値が下落する可能性があります。

(市場流動性リスク・資金流動性リスク)

金融市場の混乱等により、市場の流動性が減退した場合、市場において正常に金融商品の取引・資金決済ができなくなる場合、大量解約に伴う解約返戻金の増加、巨大災害に伴う保険金の大量支払等により資金繰りが悪化した場合には、保有する資産の価値が減少する可能性、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性、また、資金調達コストが上昇する可能性があります。

これらに対し、リスク管理態勢を高度化し、財務健全性の観点からストレス・テスト等を実施し、運用の分散や機動的な運営に努め、必要な法令上の規制比率を確保しておりますが、金融・資本市場、国内外の経済情勢その他事業環境の大幅な変動が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 他社との競合に関するリスク

当社グループの事業はいずれも激しい競争状況に置かれており、競業他社は、AI・Fintech・テレマティクス等の技術の活用、事業環境の変化、事業戦略の変更等で、競争力の優れた商品構成、サービス、価格競争力、事業規模、シェア、ブランド価値、顧客基盤、事業拠点、ATM・物流拠点その他のインフラ・ネットワーク等を有する可能性があります。

また、近年、国内外の各業界において統合や再編、業務提携が積極的に行われているほか、参入規制や業務範囲等の規制緩和が行われている中で、当社グループが市場構造の変化に対応できない可能性があります。

特に、eコマース市場の拡大に伴い宅配取扱数量の増加がみられる中で、物流事業における競争は激しく、競業他社が競争力のある価格でサービスを提供することが日本郵便のシェアに影響を与えます。また、物流事業者やEC事業者による提携、主要なECプラットフォームによる独自の物流サービスの展開等が進んでおり、他社の提供するサービスへの乗り換えが発生する可能性があります。

こうした中、当社グループの中期経営計画で掲げた、お客さまサービスの向上やDXの推進によるビジネスモデル等の変革に取り組んでおりますが、かかる取組が奏功しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 大規模災害発生時等の事業継続に関するリスク

当社グループは、国内外で事業活動を行っており、各国・地域における地震、台風、洪水、大雪等の大規模自然災害、新型コロナウイルス等の感染症、戦争、テロリズム等の人的災害、水道、電気、ガス、通信、金融サービス等に係る社会的インフラの重大な障害や混乱等の発生、当社グループの店舗その他の設備や施設の損壊等が生じた場合、当社グループの事業運営に支障をきたし、設備やインフラの回復、お客さまの損失の補償等のために長期の時間及び多額の費用を要する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、非対面・非接触サービスの定着や、ライフスタイルが変わるような事業環境の変化が生じた場合に当社グループが適切に対応できない可能性があります。特に、かんぽ生命保険においては、大規模災害や感染症の大流行に起因して、危険準備金を超える保険金・給付金の支払いが発生する可能性があります。

グループ各社は、緊急事態が発生した場合に優先的に再開させる重要業務を明確にし、事業継続と復旧をスムーズに実現させるための事業継続計画(BCP)を策定し、緊急時の危機管理体制を整備しております。しかしながら、同計画による対応を適切に行ったとしても、緊急事態の規模や状況によっては、事業活動を円滑に継続、又は早期に業務が復旧できる保障はなく、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク

(1) 法的規制及びその変更に関するリスク

当社グループは業務を行うにあたり、以下のような各種の法的規制等の適用を受けております。

これらの規制により、当社グループは新規事業の展開や既存事業の拡大、低収益分野からの撤退又は縮小が制約される可能性があります。

当社グループの中期経営計画で新たな成長戦略に取り組んでおりますが、当社グループに適用のある法令等の改正や新たな法的規制等により、当社グループの競争条件が悪化したり、事業活動の一部が制限又は変更を余儀なくされた場合は、新たな対応費用の増加、収益機会等の喪失等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの法的規制については、上記「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 事業に係る主な法律関連事項」をご参照ください。

郵便法等に基づく規制

郵便法上、郵便約款や業務委託の認可制、全国一律料金制度といった、本事業特有の規制又は他の事業や他社とは異なる規制を受けております。また、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、一般信書便事業は一定の参入条件が課された許可制とされております。現時点において参入している民間事業者はありませんが、同法の改正等により、信書便事業の業務範囲の拡大や参入条件が変更されるなど参入規制が緩和された場合には、新規事業者の参入により競争が発生する可能性があります。

これらの規制の内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

銀行法及び保険業法に基づく規制

金融２社は、銀行法及び保険業法等に基づき、自己資本比率規制及びソルベンシー・マージン規制を含む金融業規制を受けており、銀行持株会社・保険主要株主である当社も、銀行持株会社としての連結自己資本比率規制を含む各種規制を受けております。

また、銀行業におけるパーゼル規制の最終化や保険業における経済価値ベース規制等の新たな規制の導入や、国際的な監督規制として、システム上重要な銀行（SIBs）に対する規制が課せられる可能性もあります。

一方、日本郵便は、銀行法に基づき、ゆうちょ銀行を所属銀行とする銀行代理業者として、内閣総理大臣の承認を得ない限り、法令で定められた業務以外の業務を営むことができず、また、分別管理義務、銀行代理業務を行う際のお客さまへの説明義務、断定的判断の提供等の一定の禁止行為等の規制を受けております。また、保険業法に基づき、かんぽ生命保険を所属保険会社等とする生命保険募集人として、お客さまに対する説明義務、虚偽説明等の一定の禁止行為等の規制を受けております。

当社グループが上記規制に違反する等した場合には、規制当局から、許可、免許又は登録の取消し、業務の一部又は全部の停止、改善措置等を命ぜられる可能性があり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

〔当社グループが受けている主な許認可等〕

許認可等の名称	根拠条文	会社名	有効期限	許認可等の取消事由等
銀行持株会社の認可	銀行法第52条の17第1項	日本郵政株式会社	なし	同法第52条の34第1項
保険主要株主の認可	保険業法第271条の10第1項	日本郵政株式会社	なし	同法第271条の16第1項
銀行代理業の許可	銀行法第52条の36第1項	日本郵便株式会社	なし	同法第52条の56第1項
生命保険募集人の登録	保険業法第276条	日本郵便株式会社	なし	同法第307条第1項
銀行業の免許	銀行法第4条第1項	株式会社ゆうちょ銀行	なし	同法第26条第1項、第27条、第28条
生命保険業の免許	保険業法第3条第4項	株式会社かんぽ生命保険	なし	同法第132条第1項、第133条、第134条

上記許認可等が取消しとなるような事由の発生は認識しておりませんが、将来、何らかの理由により、各法が定める取消事由等に該当し、所管大臣より許認可の取消処分等を受けることとなった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループ固有に適用される規制等

日本国政府は、郵政民営化法により、当社株式の発行済株式総数の3分の1超を保有する義務を負っていることから、引き続き当社に重要な影響を及ぼしうることになります。また、当社が将来、日本国政府の保有割合が発行済株式総数の3分の1を下回るような新株式の発行による資金調達を実施する場合、日本国政府にも一部を割り当てることが必要となる場合、その条件等について日本国政府と合意できずに、資金調達を断念せざるを得なくなる可能性があります。その他、当社グループに関する日本国政府の利益は、当社のその他の株主の利益と相反する可能性があり、また、日本国政府が、株主としての経済的利益よりも公共政策上の判断等を優先した場合等には、当社のその他の株主の利益に反する支配力又は影響力の行使がなされる可能性があります。

当社及び日本郵便は、日本郵政株式会社法及び日本郵便株式会社法により、新規業務、株式の募集、取締役の選解任(当社のみ)、事業計画の策定等を行う場合には、総務大臣の認可(日本郵便の新規業務は届出)が必要とされております。

金融２社は、郵政民営化法により、新規業務、合併、会社分割、事業の譲渡・譲受け等を行う場合には、内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要とされているほか、ゆうちょ銀行においては銀行を、かんぽ生命保険においては保険会社等を子会社として保有することはできません。また、銀行業における預入限度額規制、生命保険業における加入限度額規制が課される等、同業他社とは異なる規制が課されております(金融２社におけるこれらの規制を「郵政民営化法上の上乗せ規制」といいます。)

なお、かんぽ生命保険については、当社が株式の2分の1以上を処分した旨の総務大臣への届出を行ったため、上記業務について、認可は要しなくなったものの、内閣総理大臣及び総務大臣への届出は要するとともに、業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされております。

こうした事業活動への一定の制約は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ます。

W T O (World Trade Organization : 世界貿易機関)による政府調達ルール

公社を承継した機関として、当社、日本郵便及び金融 2 社が政府調達協定その他の国際協定の適用を受ける物品等を調達する場合には、国際協定に定める手続の遵守が求められます。当社グループ各社は、適切な調達に向けた態勢を整備しておりますが、当該手続を遵守できなかった場合には、調達行為が成立しない、あるいは遅れが発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法令等違反に関するリスク

当社グループでは、貯金払戻金窃取や郵便物等の放棄・隠匿事案等が複数件発生しており、発生原因の分析、再発防止策の検討等を行い、法令等違反の撲滅に向けて、コンプライアンスの徹底・強化、並びにグループガバナンス及び内部統制の強化に取り組んでおります。

また、当社グループは、2019年12月にかんぽ生命保険商品の募集品質に係る諸問題に関し、監督当局からの行政処分を受け、2020年1月に策定した業務改善計画に基づき各種施策に取り組み、外部専門家で構成された J P 改革実行委員会のモニタリングを受けながら、お客さまからの信頼回復を図ってまいりました。

さらに、当社グループは、お客さまの声や内部通報制度等を通じた社員の声の収集・分析を行い、潜在的なリスクを検知して防止策を講じ、法令等遵守を徹底しております。

しかしながら、かかる態勢・予防策が十分な効果を発揮せず、法令等違反があった場合には、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融対策及び銀行口座の不正使用等に伴うリスク

金融犯罪が多様化かつ高度化し、世界各所でテロ犯罪が継続的に発生する等、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策（以下「マネロン等対策」といいます。）の重要性が急速に高まっております。

本邦においては、2021年8月の我が国のマネロン等対策に関する法規制の遵守状況及び対策の実効性を審査する F A T F 第4次対日相互審査結果の公表及び本邦の行動計画の策定等を受けて、マネロン等対策の強化が課題となっております。

当社グループの商品・サービス、従業員、提携先又は委託先企業に関連して、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の犯罪、銀行口座の不正使用等が発生した場合には、当社グループに対する社会的信用が低下する可能性があります。

このため、当社グループは、国内外の法令諸規制を遵守する態勢を整備するとともに、役員・従業員への研修等を通じてマネロン等対策の強化を図っております。

しかしながら、かかる取組が有効に機能せず、仮に法令諸規制の違反等が発生した場合には、業務停止、制裁金等の行政処分等により、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) お客さま本位の業務運営に関するリスク

当社グループでは、経営理念にお客さま本位のサービスを提供する旨掲げており、各社において「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を制定・公表し、その徹底に向け、取り組んでおりますが、2019年にかんぽ生命保険商品の募集品質に係る問題、2020年にかんぽ生命保険商品と投資信託の横断的な販売について、お客さま本位といえない営業が行われていた問題が発覚しました。当社グループは、業務改善計画を着実に実行しており、さらに外部専門家の方々で構成された J P 改革実行委員会から受けた評価、助言等も踏まえ、グループガバナンスの強化等を図っております。さらに、信頼回復に向け、お客さまや社員の声を経営改善に活用する等、改善策を実行し、「お客さま本位の業務運営」に取り組んでまいりました。

当社は、2021年4月にグループコンダクト統括室を設置し、子会社からのコンダクト・リスクに係る情報を迅速に把握する態勢を整備し、グループとして一体的な対応をしております。また、2022年4月にグループコンダクト向上委員会を設置し、グループ行動憲章を実践していくためのグループコンダクトを向上させる取組について、外部有識者による助言をいただき、信頼回復などに取り組んでおります。

当社グループは、こうしたお客さま本位の業務運営を徹底し、組織風土改革を含む信頼回復に向けた取組を継続してまいりますが、今後、お客さまの不利益となるような事例が追加で判明した場合には、更なる行政処分を受ける可能性があり、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟その他法的手続に関するリスク

当社グループは、事業の遂行に当たり、人事労務、業務上の事故、外部委託、知的財産権等の利用に関する事項をはじめとする、訴訟、行政処分その他の法的手続が提起されるリスクを有しております。実際、人事処遇や

勤務管理などの人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題等に関連する訴訟等を、当社グループの従業員等から提起されております。

かかる訴訟等の解決には相当の時間及び費用を要する可能性があるとともに、社会的関心・影響の大きな訴訟等が発生した場合や、当社グループに対して損害賠償の支払等が命じられる等不利な判断がなされた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2020年10月に最高裁判所から、労働契約法第20条（平成30年法律第71号による改正前のもの）に基づき、一部の手当や休暇制度について、正社員と期間雇用社員である原告間に差異があるのは不合理との判決を言い渡されました。当社グループにおける今後の人事労務制度の改正内容については、最高裁判所の判決内容を踏まえ、検討してまいります。その対応内容によっては相当の費用を要するなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 社会的信用の低下に関するリスク

当社グループの事業、従業員、提携先又は委託先企業に関連して、郵便物や荷物の誤配・紛失等、交通事故、重大な事務事故、個人情報等の漏えい、サイバー攻撃等によるシステム障害、お客さま本位の業務運営に反する行為、反社会的勢力との取引、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の犯罪、労働問題、ハラスメント等が発生した場合には、当社グループの社会的信用が低下する可能性があります。

当社グループでは、グループ全社員へのコンプライアンス教育や「お客さま本位の業務運営」の徹底を通じ、かかる事態の未然防止に努めております。

2021年には、日本郵便において、経費で購入した業務用カレンダーの配布にあたって全国郵便局長会より不適切な指示が行われていた問題が発覚しました。再発防止のため、「会社の活動」と「業務外の活動」のしゅん別に関する全役員・社員への継続的な指導等を着実に実行し、同様の事案を発生させないよう取り組んでおります。また、同カレンダーの配布にあたって、業務上得られた個人情報を業務外の活動に使用する等の不適切な取扱いも発覚したことに伴い、再発防止のため、個人情報の適正な取扱いの徹底等に関する教育・研修を日本郵便の全社員対象に行っております。

しかしながら、これらの施策にもかかわらず上記のような事態が生じ、当社グループの風評・風説が、市場関係者への情報伝播、インターネット上の掲示板やSNSへの書込み等により拡散した場合、又は、報道機関により否定的報道が行われた場合には、仮にそれらが事実に基づかない場合であっても、お客さまや市場関係者等から否定的な認識又は強い批判がなされ社会的信用が低下し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3. 事業運営に関するリスク

(1) 中期経営計画に関するリスク

当社グループは、中期経営計画において、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」を目指し、DXの推進により、リアルな郵便局ネットワークとデジタルの融合に取り組んでおります。ユニバーサルサービスを含むコアビジネスの充実強化については、郵便・物流事業では、P-DXの推進、商品・サービス、オペレーションの戦略的見直しによる競争力の強化（荷物収益の拡大等）に取り組んでおります。加えて、不動産事業の拡大や、新規ビジネス等の推進により、ビジネスポートフォリオの転換、グループの新たな成長の実現に取り組んでおります。

しかしながら、将来の戦略、計画、方針等には本「事業等のリスク」に記載のものを含む様々なリスクが内在しており、想定通りに進捗しなかった場合には、当該計画の実現又は目標の達成ができず、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、コアビジネスのうち、銀行業及び生命保険業にかかる事業戦略及び経営計画に関するリスクについては、下記「. 各事業に特有のリスク」をご参照ください。

(2) サステナビリティ経営に係るリスク

上記「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載のとおり、当社グループは、「日本郵政グループサステナビリティ基本方針」において、当社グループの事業活動を通じてサステナビリティを巡る社会課題の解決に貢献することにより、グループの持続可能な成長と中長期的な企業価値の向上に努めることを掲げるとともに、当社グループの中期経営計画において、「人生100年時代の『一生』を支え、日本全国の『地域社会』の発展・活性化に貢献し、持続可能な社会の構築を目指すこと」をESG目標として設定しております。

当社グループのサステナビリティに関する重要課題については、地域生活・地域経済、高齢社会への対応、サービスアクセス、環境、人材・人的資本、経営基盤、といった領域を特定しております（それぞれの領域における取組の方向性については、上記「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」をご参照ください。）。

これらの課題に関するリスク及び機会に対処するための具体的な取組については、サステナビリティ委員会及び日本郵政グループサステナビリティ連絡会において確認と推進管理を行っておりますが、その対応が十分でない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態並びに当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

(3) グループ外の企業との資本・業務提携、外部委託及び企業買収並びに業務範囲の拡大等に伴うリスク

資本・業務提携・外部委託先に関するリスク

当社グループは、当社グループ外の企業との間で様々な資本・業務提携、外部委託を行っております。主な資本・業務提携等は、下表のとおりであります。

こうした資本・業務提携、外部委託については、シナジー効果を含めたモニタリングを実施しておりますが、目標の変更や当社グループとの関係の変化等により、期待通りの効果が得られない場合や、顧客情報等の漏えい、不祥事等が発生した場合等には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

企業名	日付	当社グループ	内容
アフラック・インコーポレーテッド アフラック生命保険	2018年12月	当社	戦略提携に合意 アフラック・インコーポレーテッドの発行済株式総数(自己株式を除く。)の約7%を取得 (2023年3月末現在の保有株式数は、5,230万株)
楽天グループ株式会社	2021年3月	当社・日本郵便	資本・業務提携に合意 楽天株式会社(現楽天グループ株式会社)の発行済株式総数(自己株式を除く。)の約8%を取得
	同年4月	当社・日本郵便・ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険	業務提携に合意
	同年7月	日本郵便	J P 楽天ロジスティクス設立(日本郵便の連結子会社)

他の企業の買収に関するリスク

他の企業の買収については、当該事業分野の競争激化や当社のノウハウ不足から業務範囲の拡大が功を奏せ

ず、過度の人的・物的負担が生じる可能性があり、また、買収先企業を当社グループ事業と統合する上では、買収先企業の重要な顧客等との良好な関係を維持できない、買収資産の価値が毀損し損失が発生する、又は買収先企業の経営陣を含む人材流出が発生する等により、当初想定した成果をもたらさず、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 投資事業に関するリスク

当社グループでは、日本郵政キャピタル株式会社及びＪＰインベストメント株式会社が投資事業を営んでおり、国内外への投資や新たな事業領域への出資等を行っております。こうした中、投資先の事業環境の変化その他様々な理由により、投資先の業績又は財政状態が悪化した場合には、投資資金を回収できず、また、投資活動により取得・発生した株式などの金融資産やのれんに評価損・減損損失が発生するなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループの投資先に内在する内部統制上の不備や法令等違反の問題を当社グループが投資後に早期に是正できない場合、当社グループの信用や企業イメージが低下し、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 不動産投資に伴うリスク

当社グループは、日本郵便株式会社において、自社所有の不動産を有効活用し、事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業、分譲住宅事業等の不動産事業を営むとともに、日本郵政不動産株式会社及び同社子会社のＪＰプロパティーズ株式会社において、自社所有及びグループ外から取得した不動産により同事業を営んでおります。国内外の景気又は特定地域の経済状況や紛争の発生、人口、市場における需給等の変化により、不動産価格の下落、賃貸料の下落・未収、空室率の上昇、建築資材の価格や工事労務費等の高騰、着工・竣工時期の遅延や見直し、棚卸資産の増加等の影響を受ける可能性があります。さらに、法的規制の変更、大規模災害や感染症の発生、特に新型コロナウイルス感染症の影響により、テナント賃料の減免等が一部発生しているほか、収束後も、eコマース市場の拡大などの消費者動向の変化、ライフスタイルや働き方の変容により、商業施設（特に小売り）やオフィスの需要の変化等の影響を受ける可能性があります。

また、上記不動産事業の利益拡大を目指してまいりますが、不動産事業におけるノウハウの不足、必要な人員の採用、定着が進まないこと等によっては想定通りに進捗する保証はなく、グループ外の企業との共同プロジェクトにおいては、当社グループによるプロジェクトへの管理が及ばなくなったり、共同事業者との間で意見の不一致が生じること等により、事業の進捗に支障が生じる可能性があります。

これらの事象が当社グループの不動産事業の収益や費用に影響を及ぼしたり、保有不動産等に評価損・減損損失や売却損が発生する場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 海外子会社に関するリスク

トール社の業績に関するリスク

国際物流事業を担うトール社の事業は、世界経済の減速や新型コロナウイルス感染症、サイバー攻撃等の影響等もあり、厳しい経営環境が継続しております。エクスプレス事業については、2021年8月、Allegro Funds Pty Ltdの傘下企業への譲渡手続が完了いたしました。トール社のオペレーションから当該事業を完全に切り離すために追加の費用等が生じる可能性があります。

エクスプレス事業の譲渡後、日本郵便は、人員配置の合理化等によりトール社の残るロジスティクス事業及びフォワーディング事業の採算性の向上に努めるとともに、ＪＰロジスティクスグループ株式会社の活用等により、豪州に依存した経営構造から日本を含むアジアを中心としたビジネスモデルへの転換による成長を図ります。しかしながら、同社にかかる経営改善策及び成長戦略が功を奏せず、トール社の業績が向上しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、日本郵便がトール社の事業再編その他日本を含むアジアを中心としたビジネスモデルへの転換をさらに進めるに際して総務大臣の認可が必要となる場合、必要な認可を適時に取得できないことにより、事業再編等に支障が生じる可能性があります。

また、トール社は、日本郵便の買収以前に多数の企業買収を行っておりますが、複数のビジネス・ユニットによる取引先の競合やオペレーションの重複等が解消しない可能性、複雑な業務及び設備、並びに世界各地の多様な従業員を十分に管理できない可能性があります。さらに競合関係にある競業他社が、トール社より優れた商品・サービスを提供することで、トール社のマーケットシェア及び利益が低減すること、自然災害、事故等により、基幹システム、主要な輸送手段、倉庫が損害等を受けること、さらには、買収時に発見できなかった問題が発生すること等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、トール社を親会社とする連結グループは、2022年12月末時点で826億円の債務超過となっております。

た。これを受けて、日本郵便はトール社に対し2,000百万豪ドル（約1,800億円）の追加出資を行っており、これにより、2023年3月末時点でトール社の債務超過は解消しておりますが、トール社の収益性の悪化等により、日本郵便において減損損失が発生し又はさらなる出資を要する可能性があります。

トール社に適用される規制等

トール社は、豪州を中心に、アジア太平洋地域等におけるフォーワーディング、ロジスティクス事業を行っており、関連する国・地域の事業許可や租税に係る法規制、運送、貿易管理、独占禁止、為替規制、環境等の法規制の適用を受けております。法令等の改正や新たな法規制等により、当社グループの競争条件が悪化したり、事業活動の一部が制限又は変更を余儀なくされた場合、また、コンプライアンス態勢が十分な効果を発揮せず、法規制等の違反が生じた場合は、新たな対応費用の増加、収益機会の喪失等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動・国際財務報告基準(IFRS)の適用のリスク

トール社の連結財務諸表は外貨建て(豪ドル)で作成されており、大幅な為替相場の変動が生じた場合、外貨建ての資産・負債等が当社の連結財務諸表作成のために円換算される際に為替相場の変動による影響を受けるため、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、トール社の連結財務諸表は国際財務報告基準(IFRS)が適用されていることから、同基準の変更により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

資金繰り等のリスク

トール社は、継続的に設備投資等を行っており、金融機関からの借入等が一定程度ありますが、その返済が困難となる場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 宿泊事業・病院事業に関するリスク

当社の営む宿泊事業について、2023年3月末までに、営業中の全かんぼの宿33施設の事業譲渡・売却を完了しました。しかしながら、当社運営時における事象には、事業譲渡・売却後も事業譲渡先等に対する損害賠償責任を負うリスク、行政処分等のリスクが残存します。

病院事業については、自然災害、火災、医療事故等から生じる潜在的な損失の発生、損害賠償責任、行政処分等のリスクを内包しております。また、高齢化等に伴う近時の医療費適正化の流れは、病院事業の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

京都通信病院及び広島通信病院を2022年10月1日に事業譲渡したため、当社が運営する病院は東京通信病院のみになりましたが、近年継続して営業損失を計上していることから、病院の状況を踏まえ、増収対策や経費削減による経営改善を進めております。しかしながら、経営改善策が当初想定した成果をもたらさない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 金融2社との関係に関するリスク(グループ協定等、人的関係・取引関係)

グループ会社としてシナジー効果を発揮するため、当社と事業子会社との間でグループ協定等を締結し、グループ共通の理念、グループ運営に係る基本的事項等について合意しておりますが、金融2社についてはその独立性を確保する観点から、グループ運営に必要な事項や法令等に基づき当社による管理等が必要となる事項について、事前協議又は報告のみを求めております。

グループ協定等の存続期間は、金融2社がそれぞれ日本郵便と締結している日本郵便株式会社法第2条第2項に定める銀行窓口契約又は同条第3項に定める保険窓口業務契約が解除される日までとしており、これらの契約の解除は、当社による金融2社の株式売却と連動しておりません。

こうした中、当社グループの企業価値を最大化していくために、当社及び日本郵便と金融2社との間で契約関係(下記「5 経営上の重要な契約等」をご参照)、人的関係・取引関係(下記「(参考) ~ 」をご参照)を構築しグループ運営を行うこととしておりますが、これらが機能しない場合、金融2社と当社及び日本郵便とのシナジー効果を実現できない可能性や、利益相反を適切に管理できない可能性があります。また、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの受託手数料が郵便局窓口事業セグメントの収益の大部分を占めることから、金融2社の経営方針に変更が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 当社の商標等の金融2社との関係に関するリスク

当社及び事業子会社等が締結した、「日本郵政グループ運営に関する契約」等(以下「グループ運営契約」といいます。)に基づき、金融2社株式売却後も、金融2社は引き続き「日本郵政」ブランド及び関連商標の使用を継続する予定であります。

そのため金融2社の株式売却後も、金融2社における業績の低迷、従業員の不祥事その他の理由により金融2社の社会的信用が低下した場合には、「日本郵政」のブランド・イメージに悪影響を及ぼす可能性、当社グループのコンプライアンス等の内部統制の有効性に疑義があるものと受け止められる可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はグループ運営契約に基づき、金融2社から、当社グループに属することによる利益の対価としてブランド価値使用料を受け取っており、金融2社がそれぞれ日本郵便株式会社法第2条第2項に定める関連銀行又は同条第3項に定める関連保険会社である限り、收受することを想定しております。しかしながら、金融2社にグループ運営契約を適用しなくなった場合、又は重大な経済情勢の変化等に起因してブランド価値使用料の算定方法が変更された場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 財務に関するリスク

(1) 保有株式及び固定資産の減損損失に関するリスク

当社が保有する金融2社の株式や特定投資株式の株価等が帳簿価額に比べて著しく下落し、回復する可能性が認められない場合には、減損損失を計上することになり、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、これにより当社の分配可能額が減少し、会社法の規定により当社株主への配当の支払いが困難となる可能性があります。

また、当社グループは、郵便・物流事業、郵便局窓口事業及び国際物流事業を中心に、多額の固定資産を所有しております。経営環境の変化や収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなった場合には、減損損失を計上することが必要となり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産に関するリスク

当社グループは、現行の会計基準に従い、将来の課税所得見積りを行った上で、貸借対照表に繰延税金資産を計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更等により、繰延税金資産全額又は一部に回収可能性がないと判断した場合、繰延税金資産が減額され、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

かんぽ生命保険の繰延税金資産の計上では、当該課税所得の見積りにおいて、経営計画を基礎としており、今後、当該計画における取組方針の下、一定の新契約水準に到達する前提で作成しております。しかし、同社の足元の新契約の実績は緩やかな回復に留まっており、このまま、新契約の実績が想定どおり進捗しない期間がより長期に継続する場合や、経済環境の大幅な悪化の継続などによる見積りの前提の変更、あるいは税制改正に伴う税率の引き下げにより繰延税金資産額が減少する場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 退職給付債務に関するリスク

当社グループの退職給付費用及び債務は、将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、金利環境の急変等により、実際の結果が前提と異なる場合、又は、退職給付制度を改定した場合には退職給付費用及び債務が増加することで、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 国際財務報告基準(IFRS)の適用に関するリスク

当社は、今後の国際財務報告基準(IFRS)の適用について国内外の会計基準の動向等を勘案し対応を検討してまいります。将来的に同基準を適用する場合、現行会計と異なる業績評価や経営管理が当社グループに不利に働くことで当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 格付の低下に関するリスク

当社及び金融2社は、格付機関より信用格付を取得しておりますが、財務内容の悪化、日本国債の格下げ等により当該格付が格下げとなった場合、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる、業務運営に対する不安を想起させる等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

・各事業に特有のリスク(上記、の記載を除く。)

1. 日本郵便の事業に関するリスク

(1) 金融2社から日本郵便に対する郵便局窓口業務の委託(代理店営業)に関するリスク

日本郵便は、金融2社との銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等に基づき金融2社から受託手数料を受領しております。

2018年12月、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行され、2020年3月期から郵便局ネットワーク維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便が負担すべき額を除きます。)は、金融2社からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便に交付される交付金で賄われることとなり、これを契機に受託手数料が見直されました。

本受託手数料が、銀行法・保険業法に定められたアームズレングスルールの遵守等のもと、今後、減額する又は対象となる業務の範囲を限定する等、日本郵便にとって不利に改定された場合、また、競合商品との競争が激化する等の理由で郵便局の利用者数や利用頻度、金融2社の商品・サービスの利用が減少した場合には、郵便局窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。特に、ゆうちょ銀行からの受託手数料は、ゆうちょ銀行の直営店での業務コストをベースに、日本郵便での取扱実績に基づき算出されるため、ゆうちょ銀行において業務コストが削減された場合には、当社グループの郵便局窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。

当社グループとしては、今後もユニバーサルサービスが郵便局で一体的に利用できるよう、日本郵便と金融2社との関係を引き続き強化していく所存であります。金融2社はユニバーサルサービスの提供に係る法的義務を負うものではなく、郵便局ネットワークに代替する販売チャネルをより重視するようになった場合等の理由から、銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等の解除が発生した場合には、当社グループの郵便局窓口事業の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. ゆうちょ銀行の事業に関するリスク

(1) 事業戦略・経営計画に係るリスク

ゆうちょ銀行は、「信頼を深め、金融革新に挑戦」のスローガンの下、5つの重点戦略である「リアルとデジタルの相互補完による新しいリテールビジネスへの変革」、「デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上」、「多様な枠組みによる地域への資金循環と地域リレーション機能の強化」、「ストレス耐性を意識した市場運用・リスク管理の深化」、「一層信頼される銀行となるための経営基盤の強化」を通じて、2021年度から2025年度までを計画期間とする中期経営計画を推進しております。

しかしながら、これらに向けたゆうちょ銀行の事業戦略・経営計画は、本項に記載したリスク要因等に伴い、当初計画した成果が得られない可能性もあります。特に、市場(金利・為替等)・経済情勢(景気・信用状況等)等が想定通り推移しなかった場合、例えば、市場金利の低下による運用利回りの減少や米ドルをはじめとする海外短期金利上昇に伴う外貨調達コストの増加、海外のクレジットスプレッド拡大による保有投資信託の特別分配金発生、プライベートエクイティファンドの投資先の企業価値向上や資金回収ペースの想定との乖離、国際分散投資等の高度化・加速の中で、適切なポートフォリオ分散を達成できない可能性の他、より高いリスクを有する運用資産の増加によって価格変動リスクを受けやすくなり、ゆうちょ銀行の事業、業績及び財政状態に及ぼす影響が大きくなる可能性があります。加えて、ゆうちょ銀行は、現在、主にLP(有限責任組合員)として出資しておりますが、今後はGP(無限責任組合員)業務の本格化を計画しており、この場合ゆうちょ銀行が負う上記の投資リスクはより高くなることを見込まれます。さらに、DXの推進等による、各種決済サービス及び資産形成サポートサービスの利用促進等並びに店舗改革等の業務効率化、運用・リスク管理・営業等の人材確保・育成が、想定通り進捗しなかった場合、役員取引等利益の拡大や営業経費の削減等の計画が達成できなくなる可能性や、ゆうちょ銀行の既存の対面型のサービスとの両立が困難となる可能性があります。さらに、ゆうちょ銀行が推進するビジネス(上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 対処すべき課題 銀行業」をご参照ください。)については、地域経済の低迷、地域金融機関又は地方自治体の利益相反若しくは協力不足、適切な収益機会の逸失等により期待された成果を上げない可能性があります。また、減損損失、売却損の計上等により十分な利益水準が確保できない場合や、相場変動によりその他有価証券の評価損が拡大し、分配可能額を確保できない場合等には、株主還元目標が達成できない可能性があります。

3. かんぽ生命保険の事業に関するリスク

(1) 事業戦略・経営計画に関するリスク

かんぽ生命保険は、募集品質問題等の反省を踏まえ、お客さまから真に信頼される企業へと再生し、持続的な成長を目指すため、「信頼回復に向けた取組みの継続」、「事業基盤の強化」、「お客さま体験価値の向上」、「ESG経営の推進（社会課題の解決への貢献）」、「企業風土改革・働き方改革」、「ガバナンスの強化・資本政策」に取り組むことを基本方針とした2021年度から2025年度を計画期間とする中期経営計画をはじめとする事業戦略・経営計画を策定しております。

しかしながら、これらに含まれる施策には、各種のリスクが内在しております。また、将来において、かんぽ生命保険による上記施策の実施を阻害するリスクが高まる又は新たなリスクが生じる可能性もあります。

さらに、これらの事業戦略・経営計画は、市場金利、外国為替、株価、事業環境、法制度、一般的経済状況、新しいかんぽ営業体制の下での日本郵便及びかんぽ生命保険の従業員の活動状況などの多くの前提を置き、作成されておりますが、かかる前提通りとならない場合や各施策に対する十分な事業評価が行われない場合には、当該計画における目標を達成できない可能性があります。なかでも、新契約の実績は、新しい営業体制を立ち上げ、お客さま担当制や新医療特約の取扱いなどを開始する中、お客さまとの面談件数は堅調に推移したものの、提案数の増加には十分結びついておらず、結果として緩やかな回復にとどまっております。収益の源泉となる保有契約が減少する中でかんぽ生命保険の純利益への影響も顕在化してきており、このまま、新契約の実績が想定どおりに進捗しないなどの期間がより長期にわたり継続する場合には、保有契約件数の減少等につながり、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、かんぽ生命保険は、自己株式取得等により、当社のかんぽ生命保険株式の議決権比率が50%を下回ったことから、新商品の販売開始に当たって郵政民営化法に基づく認可手続は不要となり、届出制へ移行しました。このため、新商品の投入スピードの向上が見込まれるものの、かんぽ生命保険が届出を適時適切に行うことができない、郵政民営化委員会から適正な競争関係の確保と役務の適切な提供の配慮義務に関して必要な意見が述べられる、金融庁による保険業法上の認可が得られない等の事由により、新商品を予定通りに販売できない、販売した場合であっても、予想を超える外部要因等により収益が確保できない等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらには、中期経営計画期間において、DX推進等をはじめ、かんぽ生命保険全体で約2,500億円規模の投資を行うこととしております。これらの投資の管理・維持にも相当程度のコストが生じる見込みであります。投資額やコストに見合った成果が得られない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 商品に関するリスク

かんぽ生命保険の取り扱う商品は、個人向け生命保険、とりわけ養老保険・終身保険などの貯蓄性商品の割合が高く、長期的な日本の人口動態等の要因のほか、国内の雇用水準及び家計水準、代替商品であるその他の商品に対する相対的魅力、保険会社の財務健全性、社会的信用に対する一般的な認識が、新契約数や保有契約の消滅率に影響を及ぼしているほか、長引く低金利環境等により、貯蓄性商品の貯蓄としての魅力が低下しております。また、かんぽ生命保険の顧客基盤は中高年層及び女性の比重が高く、青壮年層の割合が相対的に低くなっております。

かんぽ生命保険では、人口減少や公的医療費の増加等の社会的課題を踏まえ、2022年4月より、お客さまの保障ニーズに対応するため、新しい医療特約「もっとその日からプラス」の取扱い等を開始し、また、2023年4月より、昨今の教育費用の高まりやお客さまからのご要望を受け、学資保険「はじめのかんぽ」の改定を行うとともに、子育てに役立つ情報・サービスを提供する子育て支援サイトを開設するなど、青壮年層を含めたあらゆる世代のお客さまニーズにマッチした保険サービスの開発や、DX推進とともにお客さま体験価値(CX)を最優先とするサービス提供体制の構築を目指しておりますが、これらが想定どおりに進捗しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 保険負債に関するリスク

保険料設定と責任準備金の積立に関するリスク

かんぽ生命保険は、保険の種類及び内容、契約時の被保険者の年齢、性別、保険金額等を考慮して計算基礎率(予定死亡率、予定利率、予定事業費率)等に基づいて保険料を設定しておりますが、実際の死亡率、運用利回り、経費が事前に設定した計算基礎率を超過又は下回った場合には、損失が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、かんぽ生命保険は、保険業法及び関連業規制に基づき、保険料収入の大部分を責任準備金として将来の保険金等の支払いに備えて積み立てており、各保険契約の保障対象となる事象の起こる頻度や時期、保険金等支払額、資産運用額等につき一定の前提を置き責任準備金を計算しておりますが、これらの前提と実際の結

果が乖離した場合や環境の変化により将来乖離が見込まれる場合には、責任準備金の積増しが必要となる可能性があり、さらに、規制当局が定める責任準備金の積立に関する規制や標準利率・標準生命表に変更があった場合には、保険料見直しや責任準備金の積増しが必要となる可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

契約者配当準備金に関するリスク

かんぽ生命保険が確保すべき契約者配当準備金の繰入額は費用として扱われ、これにより各事業年度における純利益が減少します。かんぽ生命保険はかんぽ生命保険商品の競争力、業績、ソルベンシー・マージン比率等の様々な要素を考慮して繰入額を判断しておりますが、その繰入額によっては、かんぽ生命保険の株主への配当原資の額、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約については、「旧簡易生命保険契約に基づく保険責任に係る再保険契約」において、かんぽ生命保険が引き受けた保険契約と区分してその収益及び費用を経理するものとし、簡易生命保険契約の再保険損益の8割を契約者配当準備金に繰り入れることとしております。また、再保険配当の計算方法の変更の必要性について、毎事業年度、郵政管理・支援機構と当社間で協議することとされておりますが、本契約締結以降、当該計算方法が変更されたことはなく、当連結会計年度末現在において変更の予定もありません。

(参考)金融2社の株式売却に関するリスク(上記[.2 . 関連、 .3 (8) 関連])

日本国政府による当社株式の保有状況及び当社による金融2社の株式保有状況(2023年3月期末日時点)

(日本国政府による当社株式の保有状況)

株式保有	保有割合 (発行済株式)	保有割合 (議決権)	郵政民営化法の規定
日本国政府保有(当社株式)	34.3%	36.3%	3分の1超

(当社による金融2社の株式の保有状況)

株式保有	保有割合 (発行済株式)	保有割合 (議決権)	郵政民営化法の規定
当社保有(ゆうちょ銀行株式)	60.3%	60.6%	できる限り早期に処分
当社保有(かんぽ生命保険株式)	47.8%	49.8%	同上

金融2社株式処分の連結財務諸表への影響

金融2社の形態	売却価額が減少した場合の連結財務諸表への影響	
子会社	売却価額<当社持分の減少額	連結貸借対照表の資本剰余金が、売却による当社持分の減少額と売却価額の差額分だけ減少
持分法適用関連会社	同上	連結損益計算書に、売却による当社持分の減少額と売却価額の差額について売却損失を計上
上記以外	売却価額<株式の帳簿価額	同上

セグメント利益・資産(2023年3月末現在)

(単位:百万円)

	郵便・物流 事業	郵便局窓口 事業	国際物流事業	銀行業	生命保険業	合計
セグメント利益	35,212	50,466	723	455,537	117,892	658,385
構成比	5.3%	7.7%	0.1%	69.2%	17.9%	100.0%
セグメント資産	2,059,374	2,585,101	405,955	229,580,406	62,687,388	297,318,226
構成比	0.7%	0.9%	0.1%	77.2%	21.1%	100.0%

その他(病院事業、関係会社受取配当金等)に区分されるものを除きます。

議決権等議決事項(2023年3月末現在)

	日本国政府の当社に 対する議決権	ゆうちょ銀行に 対する当社の議決権	かんぽ生命保険に 対する当社の議決権
議決権保有割合	36.3%	60.6%	49.8%
株主総会で特別決議を要する事項についての単独可決の可否 (議決権割合は2/3超が必要)	×	×	×
株主総会で普通決議を要する事項についての単独可決の可否 (議決権割合は1/2超が必要)	×		×
株主総会で特別決議を要する事項についての単独否決の可否 (議決権割合は1/3超が必要)			

当社と金融2社との人的関係（本書提出日現在）

会社名	氏名	兼務状況	理由
日本郵政	増田寛也	ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の役員(非常勤)を兼任	グループ経営体制の強化、及び金融2社のトップマネジメント強化のため
ゆうちょ銀行	池田憲人	当社の役員(非常勤)を兼任	グループ経営体制の強化のため
	田中進	同上	国会において各子会社等に関する専門的な質問への答弁対応の必要があるため
かんぽ生命保険	谷垣邦夫	同上	グループ経営体制の強化のため
	大西徹	同上	国会において各子会社等に関する専門的な質問への答弁対応の必要があるため

当社の役員の状況については下記「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況」をご参照ください。

当社と金融2社との主な取引等（2023年3月期）

取引等内容	取引等先	金額 (百万円)	取引等条件の決定方法等
ブランド価値使用料	ゆうちょ銀行	4,425	下記「5 経営上の重要な契約等 (1) 日本郵政グループ協定等」をご覧ください
システム利用料 ()	ゆうちょ銀行	18,122	システムの提供にかかる必要経費に一定の利益率を乗じた金額を、日本郵便及び金融2社が、利用状況等に応じて負担
ブランド価値使用料	かんぽ生命保険	2,288	下記「5 経営上の重要な契約等 (1) 日本郵政グループ協定等」をご覧ください
システム利用料 ()	かんぽ生命保険	2,908	システムの提供にかかる必要経費に一定の利益率を乗じた金額を、日本郵便及び金融2社が、利用状況等に応じて負担

() PNETサービス、情報系共用システムサービス及び人事関係システムサービスの利用料

日本郵便と金融2社との主な取引等（2023年3月期）

取引等内容	取引等先	金額 (百万円)	取引等条件の決定方法等
銀行代理業の業務に係る受託手数料の受取 (1)	ゆうちょ銀行	340,055	銀行代理業等の委託業務に関連して発生する原価を基準に決定
保険代理業務の業務に係る受託手数料の受取 (1)	かんぽ生命保険	134,846	募集手数料については、代理店方式を採用している他の生命保険会社の例に準じて設定。維持・集金手数料については、業務量に応じた計算により額を設定
郵便料金等の受取	ゆうちょ銀行	10,720	一般の利用者の料金と同一の条件で取引
	かんぽ生命保険	5,555	
土地・建物等の賃貸 (2)	ゆうちょ銀行	7,047	不動産鑑定評価の考え方に基づき決定
	かんぽ生命保険	7,619	
シェアードサービス利用料の受取 (3)	ゆうちょ銀行	2,673	必要経費に加え、利用状況、他企業における平均的な利益率を勘案し両社交渉により手数料率等を決定
	かんぽ生命保険	1,340	

(1) 受託手数料の詳細は下記「5 経営上の重要な契約等 参考1 ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの委託手数料、参考2 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要及び金融2社との業務委託契約への影響」をご参照ください。

(2) 営業店等の施設の賃貸、社員用社宅関連業務の提供等

(3) グループ内物流業務の提供等

(4) 上記のほか、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成17年法律第101号)」に基づき、郵便局ネットワーク維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便が負担すべき額を除く。)は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便に交付される交付金で賄われることとなっております。当事業年度に日本郵便が郵政管理・支援機構から交付を受けた交付金の額は280,818百万円であり

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の状況及び分析・検討

当連結会計年度末の資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりであります。

資産の部合計は、前連結会計年度末比7,735,393百万円減の296,111,587百万円となりました。

主な要因は、銀行業等における現金預け金1,740,520百万円の増、銀行業及び生命保険業等における金銭の信託1,025,286百万円の増、銀行業等における貸出金516,275百万円の増の一方、銀行業及び生命保険業等における有価証券10,402,212百万円の減、銀行業及び生命保険業における買現先勘定785,369百万円の減によるものであります。

負債の部合計は、前連結会計年度末比8,144,667百万円減の281,013,330百万円となりました。

主な要因は、銀行業における貯金689,707百万円の増、銀行業等におけるその他負債554,210百万円の増の一方、銀行業等における借入金4,151,607百万円の減、生命保険業における責任準備金3,015,234百万円の減、生命保険業等における債券貸借取引受入担保金1,809,262百万円の減によるものであります。

純資産の部合計は、前連結会計年度末比409,274百万円増の15,098,256百万円となりました。

主な要因は、非支配株主持分2,641,071百万円の増、繰延ヘッジ損益104,786百万円の増の一方、資本剰余金1,458,718百万円の減、銀行業等におけるその他有価証券評価差額金837,535百万円の減によるものであります。

各事業セグメント別の資産の状況は以下のとおりであります。

郵便・物流事業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比126,093百万円減の2,059,374百万円となりました。

主な要因は、次期基幹システムの更改等によりソフトウェアが25,999百万円増加した一方、子会社への追加出資等により現金預け金が181,153百万円減少したことによるものであります。

郵便局窓口事業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比47,403百万円減の2,585,101百万円となりました。

主な要因は、不動産開発による建設仮勘定の増加等により有形固定資産が68,444百万円増加した一方、子会社への追加出資等により現金預け金が170,728百万円減少したことによるものであります。

当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントの区分として従来「郵便局窓口事業」に含まれていた「JPビルマネジメント株式会社の営む事業を「その他」に変更しており、前連結会計年度末比については、区分方法の変更に伴う組替後の数値により記載しております。

国際物流事業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比29,317百万円減の405,955百万円となりました。

主な要因は、建物が7,586百万円増加した一方、営業未収入金等のその他資産が33,168百万円減少したことによるものであります。

銀行業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比3,374,032百万円減の229,580,406百万円となりました。

主な要因は、現金預け金が1,555,610百万円、金銭の信託が736,454百万円、貸出金が1,162,399百万円増加した一方、有価証券が6,776,082百万円減少したことによるものであります。

生命保険業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比4,487,407百万円減の62,687,388百万円となりました。

主な要因は、保有契約の減少に伴い保険契約準備金が減少したことに対応し、有価証券が3,576,086百万円減少、貸出金が646,123百万円減少したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況及び分析・検討

当連結会計年度、当社グループは、中期経営計画「JPビジョン2025」の2年目として、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」の実現のため、さまざまな企業との協業を推進し、コアビジネスの充実・強化に向け、各施策に取り組んでまいりました。

DXの推進に関して、2022年7月に、リアル郵便局ネットワークとデジタルを融合し、お客さまの体験価値を高める郵便局の実現に向け、「みらいの郵便局」の実証実験プロジェクトを開始しました。

コアビジネスの充実強化に関して、郵便・物流事業では、荷物分野や物流ソリューションにおいて、お客さまニーズを捉えた商品やサービスにより収益拡大に取り組みました。郵便局窓口事業においては、かんぽ生命保険商品の不適正募集等の問題に係る業務改善施策を着実に実行していくほか、お客さま本位のコンサルティング営業の徹底に努めました。国際物流事業では、コスト削減の取組を徹底するとともに、アジアにおけるコントラクトロジスティクスの強化・拡大を目指しました。銀行業では、「ゆうちょ通帳アプリ」・家計簿アプリ「ゆうちょレコ」などのデジタルチャネルから得られる家計データを活用し、新しいリテールビジネスへの変革を進めました。生命保険業では、2年目を迎える「新しいかんぽ営業体制」をさらに推進したほか、2023年4月に学資保険「はじめのかんぽ」の改定を行いました。

ビジネスポートフォリオの転換に関して、当社は、2023年3月にゆうちょ銀行株式の1,112,166,200株を処分し、当社のゆうちょ銀行に対する議決権保有割合は60.6%となりました（株式処分前の議決権保有割合は89.0%）。かんぽ生命保険株式会社については、2021年5月及び6月等の株式処分等により議決権保有割合は49.8%となっております。引き続き、ゆうちょ銀行株式について「JPビジョン2025」の期間中において、保有割合が50%以下になるまで、できる限り早期に売却することを目指します。金融2社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとする郵政民営化法の趣旨に沿って、所要の準備を行ってまいります。

このような取組を行った結果、当連結会計年度における連結経常収益は11,138,580百万円(前期比126,193百万円減)、連結経常利益は657,499百万円(前期比333,965百万円減)、連結経常利益に、特別損益や契約者配当準備金繰入額等を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、431,066百万円(前期比70,618百万円減)となりました。

各事業セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

郵便・物流事業

郵便・物流事業につきましては、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号）の施行に伴うサービスの見直しとして、郵便区内特別郵便物の差出条件の変更を行うとともに、同郵便物の料金の改定を行いました。

また、「手紙の書き方体験授業」支援の展開、スマートフォンを活用した年賀状サービスの提供、手紙の楽しさを伝える活動の展開等により、郵便の利用の維持を図るとともに、成長するEC市場やフリマ市場を確実に取り込むため、自宅以外で荷物等を受け取り又は差し出すことができる「はこぼす」として利用可能な「PUDDOステーション」を拡大するなど、利便性向上に向けた取組を進めてきました。

加えて、日本郵便と楽天グループ株式会社の両社が出資するJP楽天ロジスティクス株式会社において、効率的な配送ネットワークの構築に取り組んだほか、荷量の増加に対応するため、新たな倉庫拠点を開設しました。また、佐川急便株式会社との取組として、「飛脚ゆうパケット便」及び「飛脚グローバルポスト便」の受託を開始したほか、「郵便局カタログ」商品を「飛脚クール便（冷凍）」でお届けする取組を行っております。

さらに、輸送テレマティクス の導入や輸送ダイヤグラムの最適化等、輸送DXを推進してきたほか、ロボティクス（AGV（無人搬送車）等）や配送の高度化（ドローンや配送ロボット等）についても、将来的な実用化に向けての実証実験・試行に取り組んでまいりました。2023年2月には、DXの本格的な実運用に対応した次世代型郵便局として、市川南郵便局を開局し、AGVや制御管制システムの運用等、DXの取組を進めております。

あわせて、「コンプライアンスは経営上の最重要課題」との基本的考え方にに基づき、郵便物等の放棄・隠匿を含む部内犯罪の根絶、顧客情報の保護、内部通報制度の改善等に取り組みました。

また、当年度の総取扱物数は、郵便物が144億4,510万通（前期比2.8%減）、ゆうパックが9億8,032万個（前期比0.8%減）、ゆうメールが31億1,290万個（前期比7.0%減）となりました。

このような取組を行った結果、当連結会計年度の郵便・物流事業におきましては、厳しい競争環境等によるゆうパック（ゆうパケットを含む。）の取扱数量の減少のほか、年賀葉書の減少等により経常収益は2,001,619百万円（前期比42,005百万円減）、経常費用は引き続きコストコントロールの取組を進めたものの、水道光熱費の上昇や新規子会社費用の影響等もあり増加し、経常利益は35,212百万円（前期比68,685百万円減）となりました。また、日本郵便の当連結会計年度における郵便・物流事業の営業収益は1,997,817百万円（前期比43,393百万円減）、営業利益は32,852百万円（前期比69,393百万円減）となりました。

輸送テレマティクスとは、スマートフォンアプリやGPS情報等を活用し、運送便の動態管理等を実現することです。

引受郵便物等の状況

区分	前事業年度		当事業年度	
	物数(千通・千個)	対前期比(%)	物数(千通・千個)	対前期比(%)
総数	19,192,732	2.2	18,538,319	3.4
郵便物	14,857,863	2.5	14,445,101	2.8
内国	14,833,119	2.5	14,423,155	2.8
普通	14,329,819	2.6	13,870,967	3.2
第一種	7,675,104	1.2	7,532,007	1.9
第二種	5,049,532	2.6	4,936,378	2.2
第三種	173,491	2.9	163,434	5.8
第四種	16,634	0.0	15,261	8.3
年賀	1,367,774	12.1	1,170,803	14.4
選挙	47,284	360.6	53,084	12.3
特殊	503,300	0.9	552,188	9.7
国際(差立)	24,743	7.5	21,946	11.3
通常	13,324	0.3	11,877	10.9
小包	2,849	15.9	2,062	27.6
国際スピード郵便	8,570	19.0	8,007	6.6
荷物	4,334,870	1.3	4,093,218	5.6
ゆうパック (含 ゆうパケット) (再掲)ゆうパケット	988,575	9.4	980,317	0.8
ゆうメール	3,346,295	1.4	3,112,902	7.0

(注) 1. 第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の概要 / 特徴は、以下のとおりであります。

- | 種類 | 概要 / 特徴 |
|--------|--|
| 第一種郵便物 | お客さまがよく利用される「手紙」(封書)のことであります。一定の重量及び大きさの定形郵便物とそれ以外の定形外郵便物に分かれます。また、郵便書簡(ミニレター)、特定封筒(レターバックライト)及び小型特定封筒(スマートレター)も含んでおります。 |
| 第二種郵便物 | お客さまがよく利用される「はがき」のことであります。通常はがき及び往復はがきの2種類があります。年賀郵便物の取扱期間(12月15日～1月7日)以外に差し出された年賀はがきを含んでおります。 |
| 第三種郵便物 | 新聞、雑誌など年4回以上定期的に発行する刊行物で、日本郵便の承認を受けたものを内容とするものであります。 |
| 第四種郵便物 | 公共の福祉の増進を目的として、郵便料金を低料又は無料としているものであります。通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物、学術刊行物郵便物があります。 |
2. 年賀は、年賀郵便物(年賀特別郵便(取扱期間12月15日～12月28日)及び12月29日～1月7日に差し出された年賀はがきで消印を省略したもの)の物数であります。
 3. 選挙は、公職選挙法に基づき、公職の候補者又は候補者届出政党から選挙運動のために差し出された通常はがきの物数であります。別掲で示しております。
 4. 特殊は、速達、書留、特定記録、本人限定受取等の特殊取扱(オプションサービス)を行った郵便物の物数の合計であります。交付記録郵便物用特定封筒(レターバックプラス)及び電子郵便(レタックス、Webゆうびん、e内容証明)を含んでおります。
 5. ゆうパックは、一般貨物法制の規制を受けて行っている宅配便の愛称であります。配送中は、追跡システムにより管理をしております。
 6. ゆうパケットは、一般貨物法制の規制を受けて行っている宅配便の愛称であります。小型の荷物をお届けするもので、ゆうパックより安値でポスト投函も可能な商品であります。配送中は、追跡システムにより管理をしております。
 7. ゆうメールは、一般貨物法制の規制を受けて行っている1kgまでの荷物の愛称であります。主に冊子とした印刷物やCD・DVDなどをお届けするもので、ゆうパックより安値でポスト投函も可能な商品であります。

郵便局窓口事業

郵便局窓口事業につきましては、郵便局等での積極的な募集活動を停止していたかんぽ生命保険商品、投資信託、提携金融商品（変額年金保険・引受条件緩和型医療保険・傷害保険）について、信頼回復に向けた業務運営を行うことから始めることとし、2020年10月以降、その取組を進めてまいりました。

この取組においては、お客さまからご要望があった場合のみ金融商品のご提案を行ってまいりましたが、2021年4月からは、信頼回復に向けた業務運営を継続する中で、お客さまの想定されるニーズの確認を行いながら、お客さまニーズに応じた金融商品の情報提供やご提案を実施することで、営業活動を通じたお客さまとの信頼関係の構築を進めていく新たな営業スタンスへ移行しております。

不適正募集の根絶については、新規契約申込時の重層的なチェックの実施のほか、募集品質データの管理基盤を構築し、募集人に対する指導やリスク管理を強化するなど、募集品質の向上や募集管理態勢の高度化に向けた取組を継続してまいりました。

また、窓口業務運営のデジタル化を進めており、非対面・非接触サービスへのニーズの高まりに対応すべく、投資信託のオンライン相談等を開始したほか、がん保険や引受条件緩和型医療保険、自動車保険のデジタル申込み、デジタル発券機や郵便窓口セルフレジの導入等を進めてまいりました。

そのほか、郵便局のショッピングセンター内等への新規出店や既存店舗の配置の見直し等を通じ、郵便局ネットワークの最適化にも取り組んでまいりました。また、郵便局ネットワークの価値を高めるため、地方公共団体事務の受託や郵便局窓口における地域金融機関の事務事務の受付・取次、郵便局窓口と駅窓口の一体運営等、地方公共団体や他企業と連携しながら、地域やお客さまニーズに応じた個性・多様性ある郵便局の展開を進めてまいりました。

あわせて、「コンプライアンスは経営上の最重要課題」との基本的考え方にに基づき、かんぽ生命保険商品の募集品質に係る問題に取り組んだほか、資金横領を含む内部犯罪の根絶、顧客情報の保護、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融 対策、内部通報制度の改善等に取り組ましました。

拡散金融とは、「大量破壊兵器等の拡散に関与する者への資金や金融サービスの提供」をいいます。

また、不動産事業においては、JPタワー等による事務所、商業施設、住宅や保育施設等の賃貸事業等を行いました。不動産事業における主なプロジェクトの概要は以下のとおりであります。

名称	土地面積 (千㎡)	延床面積 (千㎡)	簿価 (百万円)		持分シェア
			土地等	建物他	
JPタワー	約11	約212	285,315	227,783	共同事業 メジャーシェア
大宮JPビルディング	約6	約45	9,706	3,903	単独事業
JPタワー名古屋	約12	約180	39,248	10,945	共同事業 メジャーシェア
KITTE博多	約5	約64	19,431	7,385	単独事業
広島JPビルディング	約4	約44	19,563	3,244	単独事業

(注) 2023年3月31日時点

このような取組を行った結果、当連結会計年度の郵便局窓口事業におきましては、保険手数料や銀行手数料の減少が続き、経常収益は1,075,762百万円(前期比80,953百万円減)となる一方、経常費用は2022年4月からの新しいかんぽ営業体制への移行に伴う人件費の減少等により減少した結果、経常利益は50,466百万円(前期比25,980百万円増)となりました。また、日本郵便の当連結会計年度における郵便局窓口事業の営業収益は1,074,041百万円(前期比77,756百万円減)、営業利益は49,311百万円(前期比24,741百万円増)となりました。

当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントの区分として従来「郵便局窓口事業」に含まれていたJPビルマネジメント株式会社の営む事業を「その他」に変更しており、前期比については、区分方法の変更に伴う組替後の数値により記載しております。

郵便局数

支社名	営業中の郵便局(局)							
	前事業年度末				当事業年度末			
	直営の郵便局		簡易郵便局	計	直営の郵便局		簡易郵便局	計
	郵便局	分室			郵便局	分室		
北海道	1,207	1	255	1,463	1,206	1	252	1,459
東北	1,896	1	574	2,471	1,898	0	560	2,458
関東	2,390	0	158	2,548	2,395	0	152	2,547
東京	1,469	0	5	1,474	1,471	0	5	1,476
南関東	950	0	69	1,019	950	0	70	1,020
信越	975	0	313	1,288	975	0	307	1,282
北陸	667	0	160	827	666	0	156	822
東海	2,050	1	285	2,336	2,049	1	277	2,327
近畿	3,086	4	314	3,404	3,090	4	312	3,406
中国	1,751	2	439	2,192	1,749	1	426	2,176
四国	930	0	200	1,130	930	0	193	1,123
九州	2,495	0	882	3,377	2,496	0	857	3,353
沖縄	175	0	22	197	174	0	22	196
全国計	20,041	9	3,676	23,726	20,049	7	3,589	23,645

国際物流事業

国際物流事業につきましては、日本郵便の子会社であるトール社の経営改善の取組を継続しており、豪州事業の合理化等の効率化施策を推進するとともに、アジア域内で特に成長が見込まれる国や業種を重視した事業展開を進めるなど、日本を含むアジアを中心としたビジネスモデルへの転換を進めております。

加えて、JPトールロジスティクス株式会社を活用し、コントラクトロジスティクスを中心としたBtoB事業の拡大に取り組みました。

このような取組を行った結果、当連結会計年度の国際物流事業におきましては、2021年8月のエクスプレス事業譲渡の影響による同事業の収益剥落の影響に加え、フォーワーディング事業の貨物単価下落等による減収もあり、経常収益は600,179百万円(前期比87,638百万円減)、経常費用はエクスプレス事業の費用剥落等により減少したものの、経常損失は723百万円(前期は21,226百万円の経常利益)となりました。また、日本郵便の当連結会計年度における国際物流事業については、営業収益は599,462百万円(前期比88,044百万円減)、営業利益(EBIT)は10,732百万円(前期比18,055百万円減)となりました。

なお、トール社の債務超過については、日本郵便からの2,000百万豪ドル(約1,800億円)の追加出資により、2023年1月末時点で解消しております。

また、JPトールロジスティクス株式会社及びトールエクスプレスジャパン株式会社について、輸送や在庫・配送業務の効率運営を実現し、「国内BtoBビジネスの拡大」を進めるため、2023年4月に事業を再編し、社名をそれぞれJPロジスティクスグループ株式会社及びJPロジスティクス株式会社に变更し、報告セグメントを「国際物流事業」から「郵便・物流事業」に変更しております。

コントラクトロジスティクスとは、売買に関与しない第三者が特定の荷主顧客と契約を結び、輸送や在庫・配送業務の効率運営を図るサービスのことであります。

銀行業

ゆうちょ銀行では、中期経営計画（2021年度～2025年度）で策定した5つの重点戦略（「リアルとデジタルの相互補完による新しいリテールビジネスへの変革」、「デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上」、「多様な枠組みによる地域への資金循環と地域リレーション機能の強化」、「ストレス耐性を意識した市場運用・リスク管理の深化」、「一層信頼される銀行となるための経営基盤の強化」）に基づき、着実にビジネスの拡大・強化に取り組んでまいりました。

具体的には、ゆうちょ銀行の持続的な企業価値向上を支える成長エンジンと位置づけている「リテールビジネス」、「マーケットビジネス」及び「新しい法人ビジネス（ビジネス）」という3つのビジネス・エンジン各々において、5つの重点戦略につき、以下のとおり取り組みました。

第1のエンジン「リテールビジネス」では、主に個人のお客さまを対象に、全国約24,000の店舗ネットワーク、約31,000台のATMネットワーク、すべてのお客さまが利用しやすいデジタルチャネル等を通じて、日本全国あまねく「安心・安全」で「親切・丁寧」な金融サービスの提供に取り組みました。

店舗ネットワークについては、ご自身でスムーズに口座開設等の取引を行えるセルフ型営業店端末「Madotab」をゆうちょ銀行の全直営店（233店舗）に配備したほか、ATMネットワークについては、通帳繰越機能付きATMの配備を進める等、お客さまニーズに応えるとともに、業務効率化を推進しました。

デジタルサービスについては、スマートフォンを利用し、いつでも貯金の現在高や入出金明細の確認、送金、定額・定期貯金の預入・払戻し、投資信託の購入、住所・電話番号の変更等の基本的な銀行取引ができる「ゆうちょ通帳アプリ」の利用口座が700万口座を突破するとともに、スマートフォンを利用して金融資産や毎月の収支の管理ができる家計簿アプリ「ゆうちょレコ」のサービスを開始しました。さらに、キャッシュカード一体型のVisaデビットカード「ゆうちょデビット」の発行を開始する等、キャッシュレス化の取組を推進しました。

資産形成サポートビジネスについては、お客さまのライフプランや家計の状況の変化等に合わせた最適な運用ポートフォリオを提供する「ゆうちょファンドラップ」の提供を開始しました。

第2のエンジン「マーケットビジネス」については、適切なリスク管理の下、市場環境の変化を踏まえつつ、国際分散投資の拡大等に取り組みました。

具体的には、インフレ高進を受けた米欧中央銀行の急速な金融引締め及びそれを受けた景気減速懸念や、米欧の金融システム不安の高まり等を受け、市場環境が大きく変動する中、機動的なポートフォリオ運営により、利益を確保してまいりました。

また、リスク対比リターンやリスク耐性強化を意識しつつ、投資適格領域の外国社債等を中心にリスク性資産残高を拡大するとともに、リスク性資産のうち、プライベートエクイティファンド等の戦略投資領域については、優良案件への選別的な投資に努め、残高を積み上げました。

さらに、市場環境が大きく変動する中、ストレステストの高度化やモニタリングの強化を推進し、リスク管理の一層の深化を図りました。

ゆうちょ銀行は、ビジネスの中長期的なサステナビリティ（持続性）を強化するため、「リテールビジネス」と「マーケットビジネス」に次ぐ第3の新しい成長エンジンとして、「投資を通じたゆうちょ銀行らしい新しい法人ビジネス（ビジネス）」を2022年11月に公表しました。

ビジネスは、「社会と地域の発展に貢献する」というゆうちょ銀行のパーパスに合致するとともに、全国津々浦々に展開する店舗ネットワークなど、ゆうちょ銀行の強みを活かした、新しい法人ビジネスであります。具体的には3つの業務の柱があり、まず、第一に、ゆうちょ銀行子会社のJPインベストメント株式会社を中核としたGP業務の本格化により、全国の成長性のある中堅・中小企業に投資（資本性資金の供給）を行い、国内への資金循環を強化してまいります。第二に、投資先のベンチャー企業等の便利な商品・サービスを、ゆうちょ銀行の店舗ネットワークを通じて全国各地で紹介・媒介（マーケティング）し、投資先企業等の成長を支援してまいります。第三に、ゆうちょ銀行の店舗ネットワークを活用して、全国各地の投資先候補の発掘（ソーシング）を行ってまいります。

当連結会計年度においては、GP業務本格化の一環として、JPインベストメント株式会社が設立した「JPインベストメント地域・インパクトファンド1号」に出資したほか、ビジネスの考え方が投資ガイドライン等に反映されているフロンティア・キャピタル株式会社に出資しました。

また、投資先企業の紹介・媒介（マーケティング）業務として、スマートフォンを活用して訪日外国人向けに簡便な「免税還付手続きの電子化サービス」を提供する株式会社Pie Systems Japanと協業契約を締結し、加盟店開拓業務をスタートしました。

このような取組を行った結果、当連結会計年度の銀行業におきましては、外国債券の売却に伴う外国為替売買益の増加等により、経常収益は2,064,115百万円(前期比86,472百万円増)、経常費用は外貨調達コストの増加等に

より増加し、経常利益は455,537百万円(前期比35,356百万円減)となりました。

また、ゆうちょ銀行における損益の概要などの詳細な状況については、下記「(参考1) 銀行業を行う当社の子会社であるゆうちょ銀行(単体)の状況」「(参考2) 自己資本比率の状況」「(参考3) 資産の査定」に記載のとおりであります。

(参考1) 銀行業を行う当社の子会社であるゆうちょ銀行(単体)の状況

(a) 損益の概要

当事業年度の業務粗利益は、前事業年度比2,482億円減少の1兆426億円となりました。このうち、資金利益は、外債投資信託の収益減少を主因に、前事業年度比3,623億円の減少となりました。外債投資信託の収益減少は、海外の金利上昇やクレジットスプレッドの拡大等による、為替ヘッジコストの増加、収益認識できない特別分配金の増加、投資信託内債券の早期償還に伴う償還益の減少、投資信託の解約益の減少等によるものであります。役務取引等利益は、2022年1月の料金改定の影響によりATM関連手数料や為替・決済関連手数料等が増加したことを主因に、前事業年度比189億円の増加となりました。その他業務利益は、外国債券の売却に伴う外国為替売買損益の増加を主因に、前事業年度比951億円の増加となりました。

経費は、預金保険料の減少や日本郵便への委託手数料の減少等により、前事業年度比572億円減少の9,236億円となりました。

業務純益は、前事業年度比1,910億円減少の1,189億円となりました。

臨時損益は、プライベートエクイティファンドや不動産ファンドに係る収益の拡大等により、前事業年度比1,477億円増加の3,292億円となりました。

経常利益は、前事業年度比432億円減少の4,482億円となりました。

この結果、当期純利益は3,246億円、前事業年度比303億円の減益となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	1,290,865	1,042,610	248,255
資金利益	1,147,500	785,114	362,385
役務取引等利益	127,400	146,354	18,954
その他業務利益	15,964	111,140	95,176
うち外国為替売買損益	78,954	199,045	120,091
うち国債等債券損益	63,245	88,083	24,837
経費(除く臨時処理分)	980,906	923,664	57,241
人件費	116,943	115,285	1,657
物件費	819,027	772,942	46,085
税金	44,935	35,436	9,498
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	309,959	118,945	191,013
一般貸倒引当金繰入額	9	-	9
業務純益	309,949	118,945	191,004
臨時損益	181,509	329,297	147,787
うち株式等関係損益	125,583	74,993	200,577
うち金銭の信託運用損益	286,671	246,820	39,851
経常利益	491,459	448,242	43,216
特別損益	5,682	1,188	6,870
固定資産処分損益	5,698	312	6,011
減損損失	15	875	859
税引前当期純利益	497,141	447,054	50,087
法人税、住民税及び事業税	104,295	145,782	41,486
法人税等調整額	37,901	23,334	61,236
法人税等合計	142,196	122,447	19,749
当期純利益	354,945	324,607	30,338

(注) 1. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

2. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
5. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
6. 金額が損失又は費用には を付しております。

(参考) 与信関係費用

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
与信関係費用	9	12	21
一般貸倒引当金繰入額	9	12	21
貸出金償却	-	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-	-
償却債権取立益	-	-	-

- (注) 1. 金融再生法開示債権に係る費用を計上しております。
2. 金額が損失又は費用には を付しております。

(b) 国内・国際別の資金利益等

ゆうちょ銀行は、海外店や海外に本店を有する子会社(以下「海外子会社」といいます。)を有しておりませんが、円建の取引を「国内業務部門」、外貨建取引を「国際業務部門」に帰属させ(ただし、円建の対非居住者取引は「国際業務部門」に含む。)、各々の収益・費用を計上した結果、国内業務部門・国際業務部門別の資金利益等は次のとおりとなりました。

当事業年度は、国内業務部門においては、資金利益は2,761億円、役務取引等利益は1,469億円、その他業務利益は 181億円となりました。

国際業務部門においては、資金利益は、海外の金利上昇やクレジットスプレッドの拡大等による、為替ヘッジコストの増加、収益認識できない特別分配金の増加、投資信託内債券の早期償還に伴う償還益の減少、投資信託の解約益の減少等に伴う外債投資信託の収益減少等による外国証券利息の減少や、資金調達費用の増加等により5,089億円に減少、役務取引等利益は 5 億円、その他業務利益は1,292億円となりました。

この結果、国内業務部門、国際業務部門の相殺消去後の合計は、資金利益は7,851億円、役務取引等利益は1,463億円、その他業務利益は1,111億円となりました。

イ. 国内業務部門

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	402,257	276,171	126,085
資金運用収益	446,743	307,787	138,956
うち国債利息	304,191	235,493	68,698
資金調達費用	44,486	31,615	12,871
役務取引等利益	127,631	146,904	19,273
役務取引等収益	157,355	174,503	17,147
役務取引等費用	29,724	27,598	2,125
その他業務利益	17,525	18,109	584
その他業務収益	433	54,455	54,022
その他業務費用	17,958	72,564	54,606

ロ．国際業務部門

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	745,243	508,942	236,300
資金運用収益	991,619	925,669	65,949
うち外国証券利息	991,228	917,648	73,580
資金調達費用	246,376	416,726	170,350
役務取引等利益	231	550	318
役務取引等収益	354	331	23
役務取引等費用	586	881	295
その他業務利益	33,490	129,250	95,760
その他業務収益	87,044	236,472	149,427
その他業務費用	53,554	107,221	53,667

ハ．合計

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	1,147,500	785,114	362,385
資金運用収益	1,369,747	1,232,408	137,338
資金調達費用	222,246	447,294	225,047
役務取引等利益	127,400	146,354	18,954
役務取引等収益	157,710	174,834	17,124
役務取引等費用	30,310	28,480	1,830
その他業務利益	15,964	111,140	95,176
その他業務収益	87,477	290,927	203,449
その他業務費用	71,513	179,786	108,273

(注) 1．資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前事業年度4,404百万円、当事業年度10,863百万円)を控除しております。

2．「国内業務部門」「国際業務部門」間の内部取引による相殺消去額(資金貸借に係る利息)は下表のとおりであります。なお、当事業年度末より、当該資金貸借に係る利息の算出方法を見直しております。

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
国内業務部門・資金運用収益	68,616	1,047
国際業務部門・資金調達費用	68,616	1,047

(c) 国内・国際別資金運用 / 調達の状況

当事業年度の資金運用勘定の平均残高は219兆6,067億円、利回りは0.56%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は210兆3,378億円、利回りは0.21%となりました。

国内・国際別に見ますと、国内業務部門の資金運用勘定の平均残高は210兆2,108億円、利回りは0.14%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は204兆2,173億円、利回りは0.01%となりました。

国際業務部門の資金運用勘定の平均残高は76兆6,089億円、利回りは1.20%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は73兆3,333億円、利回りは0.56%となりました。

イ．国内業務部門

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B) - (A)
資金運用勘定	211,342,025	446,743	0.21	210,210,806	307,787	0.14	0.06
うち貸出金	4,620,369	10,120	0.21	5,179,919	9,589	0.18	0.03
うち有価証券	69,451,545	341,824	0.49	63,733,361	272,085	0.42	0.06
うち預け金等	60,361,005	29,872	0.04	63,294,696	27,549	0.04	0.00
資金調達勘定	204,529,496	44,486	0.02	204,217,396	31,615	0.01	0.00
うち貯金	192,386,838	20,984	0.01	194,561,694	12,963	0.00	0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	17,507	17	0.09	5,142	5	0.09	0.00

(注) 1. 「国内業務部門」は円建取引であります。

2. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度2,629,573百万円、当事業年度2,751,073百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度2,629,573百万円、当事業年度2,751,073百万円)及び利息(前事業年度 967百万円、当事業年度 2,532百万円)を控除しております。
3. 預け金等は、譲渡性預け金、日銀預け金、コールローン、買入金銭債権であります。「ロ．国際業務部門」「八．合計」においても同様であります。
4. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「ロ．国際業務部門」「八．合計」においても同様であります。

ロ．国際業務部門

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B) - (A)
資金運用勘定	70,834,616	991,619	1.39	76,608,908	925,669	1.20	0.19
うち貸出金	26,122	137	0.52	30,250	161	0.53	0.00
うち有価証券	70,670,623	991,228	1.40	76,363,251	917,648	1.20	0.20
うち預け金等	-	-	-	-	-	-	-
資金調達勘定	70,222,165	246,376	0.35	73,333,363	416,726	0.56	0.21
うち債券貸借取引 受入担保金	1,458,983	2,579	0.17	1,786,878	52,173	2.91	2.74

(注) 1. 「国際業務部門」は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については、「国際業務部門」に含めております。

2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有しておりません。
3. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度1,531,380百万円、当事業年度2,357,381百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度1,531,380百万円、当事業年度2,357,381百万円)及び利息(前事業年度5,372百万円、当事業年度13,396百万円)を控除しております。

八．合計

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B) - (A)
資金運用勘定	217,361,148	1,369,747	0.63	219,606,759	1,232,408	0.56	0.06
うち貸出金	4,646,492	10,257	0.22	5,210,170	9,750	0.18	0.03
うち有価証券	140,122,168	1,333,053	0.95	140,096,612	1,189,734	0.84	0.10
うち預け金等	60,361,005	29,872	0.04	63,294,696	27,549	0.04	0.00
資金調達勘定	209,936,168	222,246	0.10	210,337,804	447,294	0.21	0.10
うち貯金	192,386,838	20,984	0.01	194,561,694	12,963	0.00	0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	1,476,490	2,597	0.17	1,792,020	52,179	2.91	2.73

- (注) 1. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度4,160,954百万円、当事業年度5,108,455百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度4,160,954百万円、当事業年度5,108,455百万円)及び利息(前事業年度4,404百万円、当事業年度10,863百万円)を控除しております。
2. 「国内業務部門」「国際業務部門」間の内部取引による相殺消去額(資金貸借の平均残高及び資金貸借に係る利息)は下表のとおりであります。なお、当事業年度末より、当該資金貸借に係る利息の算出方法を見直しております。

	前事業年度		当事業年度	
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)
国内業務部門・資金運用勘定	64,815,494	68,616	67,212,955	1,047
国際業務部門・資金調達勘定	64,815,494	68,616	67,212,955	1,047

(d) 役務取引等利益の状況

当事業年度の役務取引等利益は、2022年1月の料金改定の影響によりA T M関連手数料や為替・決済関連手数料等が増加したことを主因に、前事業年度比189億円増加の1,463億円となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
役務取引等利益	127,400	146,354	18,954
為替・決済関連手数料	83,722	91,121	7,399
A T M関連手数料	22,776	32,890	10,114
投資信託関連手数料	13,666	11,892	1,774
その他	7,234	10,449	3,215

(参考) 投資信託の取扱状況(約定ベース)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
販売金額	200,433	229,468	29,034
純資産残高	2,595,536	2,387,139	208,396

(e) 預金残高の状況

当事業年度末の貯金残高は、通常貯金等の残高増加を主因に、前事業年度末比1兆5,095億円増加の194兆9,515億円となりました。

預金の種類別残高(末残・構成比)

種類	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
預金合計	193,441,929	100.00	194,951,503	100.00	1,509,574
流動性預金	112,254,409	58.03	119,611,343	61.35	7,356,934
振替貯金	10,749,849	5.55	12,710,600	6.51	1,960,751
通常貯金等	100,805,356	52.11	106,132,120	54.44	5,326,764
貯蓄貯金	699,203	0.36	768,622	0.39	69,418
定期性預金	81,022,589	41.88	75,217,326	38.58	5,805,262
定期貯金	4,352,435	2.24	3,307,143	1.69	1,045,292
定額貯金	76,670,153	39.63	71,910,183	36.88	4,759,970
その他の預金	164,930	0.08	122,833	0.06	42,097
譲渡性預金	-	-	-	-	-
総合計	193,441,929	100.00	194,951,503	100.00	1,509,574

預金の種類別残高(平残・構成比)

種類	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
預金合計	192,386,838	100.00	194,561,694	100.00	2,174,856
流動性預金	107,384,771	55.81	116,105,780	59.67	8,721,008
振替貯金	10,025,532	5.21	11,263,216	5.78	1,237,684
通常貯金等	96,703,365	50.26	104,110,687	53.51	7,407,321
貯蓄貯金	655,873	0.34	731,876	0.37	76,002
定期性預金	84,779,519	44.06	78,238,475	40.21	6,541,043
定期貯金	4,533,450	2.35	3,869,594	1.98	663,856
定額貯金	80,246,068	41.71	74,368,881	38.22	5,877,187
その他の預金	222,547	0.11	217,438	0.11	5,108
譲渡性預金	-	-	-	-	-
総合計	192,386,838	100.00	194,561,694	100.00	2,174,856

(注) 1. 通常貯金等 = 通常貯金 + 特別貯金(通常郵便貯金相当)

2. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものです。「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」に相当するものです。「定額貯金」は「その他の預金」に相当するものですが、「定期性預金」に含めております。

3. 特別貯金(通常郵便貯金相当)は郵政管理・支援機構からの預り金のうち、郵政管理・支援機構が公社から承継した定期郵便貯金、定額郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金に相当する郵便貯金で満期となったものなどです。

4. 上記の通常貯金、定期性預金は、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 事業に係る主な法律関連事項 郵政民営化法 (f) ゆうちょ銀行における預入限度額」に記載の郵政民営化法における預入限度額規制上の区分とは異なります。

(f) 資産運用の状況(未残・構成比)

当事業年度末の運用資産のうち、国債は38.1兆円、その他の証券は78.3兆円となりました。

種類	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
預け金等	66,622,875	29.00	68,283,567	30.16	1,660,691
コールローン	2,470,000	1.07	2,460,000	1.08	10,000
買現先勘定	9,861,753	4.29	9,788,452	4.32	73,300
債券貸借取引支払保証金	-	-	250,241	0.11	250,241
金銭の信託	5,828,283	2.53	6,564,738	2.89	736,454
うち国内株式	2,024,619	0.88	1,857,660	0.82	166,959
うち国内債券	1,406,103	0.61	1,270,609	0.56	135,494
有価証券	139,549,103	60.75	132,769,420	58.64	6,779,683
国債	49,259,766	21.44	38,114,711	16.83	11,145,054
地方債	5,580,874	2.42	5,640,868	2.49	59,993
短期社債	1,434,510	0.62	1,400,895	0.61	33,615
社債	9,118,414	3.96	9,233,579	4.07	115,164
株式	20,533	0.00	22,078	0.00	1,544
その他の証券	74,135,001	32.27	78,357,286	34.61	4,222,284
うち外国債券	24,509,689	10.67	26,139,010	11.54	1,629,320
うち投資信託	49,534,425	21.56	52,110,200	23.01	2,575,775
貸出金	4,441,967	1.93	5,604,366	2.47	1,162,399
その他	920,646	0.40	659,674	0.29	260,971
合計	229,694,629	100.00	226,380,460	100.00	3,314,168

(注) 「預け金等」は譲渡性預け金、日銀預け金、買入金銭債権であります。

(g) 評価損益の状況(未残)

当事業年度末の評価損益(その他目的)は、内外金利の上昇及び海外のクレジットスプレッドの拡大等に伴い、ヘッジ考慮後で、前事業年度末から1兆90億円減少し、2,140億円(税効果前)となりました。

	前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B) - (A)	
	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)
満期保有目的の債券	23,069,257	55,784	27,053,673	305,320	3,984,415	249,535

	前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B) - (A)	
	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)
その他目的	122,720,450	2,002,106	112,766,018	1,117,315	9,954,432	884,790
有価証券	116,892,166	1,673,052	106,201,280	1,216,159	10,690,886	456,893
国債	34,285,554	85,743	23,072,127	423,816	11,213,426	509,560
外国債券	22,701,193	1,484,225	22,365,282	1,476,129	335,911	8,096
投資信託	49,534,425	82,347	52,110,200	184,011	2,575,775	101,664
その他	10,370,993	20,735	8,653,668	20,165	1,717,324	40,900
時価ヘッジ効果額		852,922		1,306,052		453,130
金銭の信託	5,828,283	1,181,977	6,564,738	1,207,209	736,454	25,232
国内株式	2,024,619	1,202,212	1,857,660	1,104,910	166,959	97,301
その他	3,803,663	20,234	4,707,077	102,299	903,413	122,534
デリバティブ取引 (繰延ヘッジ適用分)	16,081,660	779,085	18,078,012	903,304	1,996,351	124,219
評価損益合計 + + +		1,223,021		214,011		1,009,010

(注) 「有価証券」には、有価証券のほか、現金預け金中の譲渡性預け金、買入金銭債権を含んでおります。

(h) 業種別貸出金残高の状況(未残・構成比)

業種別	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4,415,145	100.00	5,571,866	100.00	1,156,720
農業、林業、漁業、鉱業	-	-	-	-	-
製造業	92,847	2.10	114,676	2.05	21,828
電気・ガス等、情報通信業、運輸業	130,030	2.94	98,563	1.76	31,466
卸売業、小売業	18,836	0.42	38,585	0.69	19,748
金融・保険業	606,744	13.74	477,763	8.57	128,980
建設業、不動産業	96,815	2.19	113,654	2.03	16,839
各種サービス業、物品賃貸業	81,943	1.85	74,825	1.34	7,118
国、地方公共団体	3,304,344	74.84	4,573,378	82.07	1,269,033
その他	83,582	1.89	80,419	1.44	3,162
国際及び特別国際金融取引勘定分	26,821	100.00	32,500	100.00	5,678
政府等	-	-	-	-	-
その他	26,821	100.00	32,500	100.00	5,678
合計	4,441,967		5,604,366		1,162,399

- (注) 1. 「国内」とは本邦居住者に対する貸出、「国際」とは非居住者に対する貸出であります。
2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有しておりません。
3. 「金融・保険業」のうち郵政管理・支援機構向け貸出金は、前事業年度末246,483百万円、当事業年度末157,418百万円であります。

(参考2) 自己資本比率の状況

ゆうちょ銀行の自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、ゆうちょ銀行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位: 億円、%)

	2023年3月31日
1. 連結自己資本比率(2 / 3)	15.53
2. 連結における自己資本の額	92,244
3. リスク・アセット等の額	593,951
4. 連結総所要自己資本額	23,758

(注) 連結総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位: 億円、%)

	2023年3月31日
1. 単体自己資本比率(2 / 3)	15.52
2. 単体における自己資本の額	92,169
3. リスク・アセット等の額	593,836
4. 単体総所要自己資本額	23,753

(注) 単体総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

(参考3) 資産の査定

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、ゆうちょ銀行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

(a) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

(b) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

(c) 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

(d) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(a)から(c)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2022年3月31日	2023年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	0	0
要管理債権	-	-
正常債権	46,580	57,318

生命保険業

かんぽ生命保険では、2019年度に判明したかんぽ生命保険商品の募集品質に係る問題について、お客さまからの信頼回復に向けた取組を継続してまいりました。再発防止策として、金融庁に提出した業務改善計画において掲げた「健全な組織風土の醸成・適正な営業推進態勢の確立」、「適正な募集管理態勢の強化」、「取締役会等によるガバナンスの強化」を着実に実行しました。

また、2022年4月より、専門性と幅広さを兼ね備えた新しいかんぽ営業体制を構築し、当社グループ一体での総合的なコンサルティングサービスを提供しております。

上記の信頼回復に向けた取組のほか、「保険サービスの充実」、「資産運用の深化・高度化」及び「事業運営の効率化・高度化」といった事業基盤の強化、また「お客さま体験価値（CX）の向上」を中心に取り組みました。

「保険サービスの充実」については、人生100年時代における、あらゆる世代のお客さまの保障ニーズにお応えするため、2022年4月より、新医療特約「もっとその日からプラス」の取扱いを開始したほか、2022年10月より、ご加入の保険の保険期間が満了を迎えるお客さまの保障継続ニーズ等にお応えするため、契約更新制度を導入しております。

「資産運用の深化・高度化」については、保険金等の確実なお支払いのためALMを基本としつつ、低金利環境下における安定的な利差益の確保を目指し、リスク許容度の範囲で、収益追求資産への投資を継続しております。これまで多様化させてきた資産運用の深化・高度化を掲げて、海外社債投資や国内株式の自家運用、オルタナティブ投資等について継続して取り組んでおります。これら資産運用の取組については、ERMの枠組みのもとで行っており、財務の健全性の確保やリスク対比リターン向上を図っております。また、ESG投資において、「Well-being向上」、「地域と社会の発展」、「環境保護への貢献」を重点取組テーマとし、かんぽ生命らしい“あたたかさ”の感じられる投資に取り組んでおります。

「事業運営の効率化・高度化」については、事務のペーパーレス化といった業務プロセスの改善にとどまらず、ビジネスモデルの変革等のDXを推進することにより、お客さまサービス向上と業務の効率化及び経費の削減に取り組んでおります。加えて、更なる事業費管理の高度化に向け、自律的にコストコントロールの役割を担う予算管理者を本社各部に設置する等の新たな事業費管理の仕組みを導入し、経費削減を進めております。これにより生じた経営資源は、お客さまサポート領域、DX推進等の強化領域にシフトしてまいります。

また、「お客さま体験価値（CX）の向上」のため、保険サービスの抜本的な見直し及びお客さまの利便性・募集品質の向上により、「かんぽ生命に入っていてよかった」と感動いただけるように取り組みました。具体的な取組としては、時間や場所に制約されない非対面等のニーズに対応するため、お客さま自身のスマートフォン等を用いた簡便な手続きの提供に取り組んでおります。2022年4月より、第1回保険料相当額等の払込みにおけるキャッシュレス決済サービスを開始するとともに、契約者さま向けWebサービス（マイページ）において、2022年5月より、新型コロナウイルス感染症による入院保険金請求を可能とし、2022年9月には、貸付金の弁済機能を拡充いたしました。

これらの取組をしましてまいりましたが、当連結会計年度、生命保険業におきましては、保有契約の減少による保険料等収入の減少等により、経常収益は6,379,561百万円(前期比74,646百万円減)となりました。加えて、有価証券売却損の増加及び新しいかんぽ営業体制の構築に伴う事業費の増加等により、経常利益は117,892百万円(前期比238,220百万円減)となりました。

かんぽ生命保険における保険引受及び資産運用の状況などの詳細な状況については、下記「(参考)生命保険業を行う当社の子会社であるかんぽ生命保険の状況」に記載のとおりであります。

(参考)生命保険業を行う当社の子会社であるかんぽ生命保険の状況

(下表(a)イ. ~ ニ. の個人保険及び個人年金保険には、かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約を含みません。)

(a) 保険引受及び資産運用の状況

イ. 保有契約高明細表

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度末		当事業年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人保険	14,740	42,283,881	13,722	38,950,900
個人年金保険	850	1,242,707	686	972,944

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものであります。

ロ. 新契約高明細表

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度				当事業年度			
	件数	金額	新契約	転換による純増加	件数	金額	新契約	転換による純増加
個人保険	173	577,452	577,413	39	314	836,677	836,665	12
個人年金保険	0	202	202	-	0	557	557	-

(注) 1. 件数は、新契約件数に転換後契約件数を加えた数値であります。なお、転換後契約とは、既契約の転換によって成立した契約であります。

2. 個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資であります。

ハ. 保有契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	前事業年度末	当事業年度末
個人保険	2,584,325	2,353,983
個人年金保険	301,878	244,689
合計	2,886,204	2,598,672
うち医療保障・生前給付保障等	339,817	322,178

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額)。

2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

二．新契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
個人保険	46,175	65,888
個人年金保険	16	47
合計	46,192	65,936
うち医療保障・生前給付保障等	2,173	6,439

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額)。
2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。
3. 新契約年換算保険料は、新契約に係る年換算保険料に、既契約の転換による転換前後の年換算保険料の純増加分を加えた数値であります。

(参考) かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約の状況

(a) 保有契約高

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度末		当事業年度末	
	件数	保険金額・年金額	件数	保険金額・年金額
保険	8,062	21,261,390	7,265	19,212,527
年金保険	1,328	440,490	1,240	407,337

(注) 計数は、郵政管理・支援機構における公表基準によるものであります。

(b) 保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	前事業年度末	当事業年度末
保険	954,668	863,712
年金保険	437,567	408,686
合計	1,392,236	1,272,398
うち医療保障・生前給付保障等	287,264	270,889

(注) かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約について、上記八．に記載しております個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料と同様の計算方法により、かんぽ生命保険が算出した金額であります。

ホ．一般勘定資産の構成

区分	前事業年度末		当事業年度末	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
現預金・コールローン	1,305,070	1.9	1,468,483	2.3
買現先勘定	2,120,137	3.2	1,384,764	2.2
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	39,543	0.1	47,345	0.1
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	4,521,912	6.7	4,772,321	7.6
有価証券	53,418,564	79.5	49,842,478	79.5
公社債	46,747,946	69.6	44,743,706	71.4
株式	425,553	0.6	410,088	0.7
外国証券	4,332,519	6.4	2,949,260	4.7
公社債	4,181,527	6.2	2,787,121	4.4
株式等	150,992	0.2	162,139	0.3
その他の証券	1,912,544	2.8	1,739,423	2.8
貸付金	4,251,956	6.3	3,605,832	5.8
保険約款貸付	140,980	0.2	140,355	0.2
一般貸付	965,872	1.4	916,374	1.5
機構貸付	3,145,103	4.7	2,549,102	4.1
不動産	80,572	0.1	78,727	0.1
うち投資用不動産	-	-	-	-
繰延税金資産	1,005,357	1.5	1,028,662	1.6
その他	432,112	0.6	456,994	0.7
貸倒引当金	379	0.0	379	0.0
合計	67,174,848	100.0	62,685,230	100.0
うち外貨建資産	5,466,745	8.1	4,343,334	6.9

- (注) 1. 機構貸付とは、郵政管理・支援機構(簡易生命保険勘定)への貸付であります。
2. 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しております。

ヘ．一般勘定資産の資産別運用利回り

(単位：%)

区分	前事業年度	当事業年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	0.24	0.71
商品有価証券	-	-
金銭の信託	3.49	4.44
有価証券	1.63	1.33
うち公社債	1.49	1.49
うち株式	4.63	6.68
うち外国証券	2.95	0.68
貸付金	1.83	1.81
うち一般貸付	1.15	1.06
不動産	-	-
一般勘定計	1.61	1.43
うち海外投融資	2.95	0.29

- (注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益 - 資産運用費用として算出した利回りであります。
2. 一般勘定計には、有価証券信託に係る資産を含めております。
3. 海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計であります。

(b) 基礎利益

基礎利益は、保険料等収入、保険金等支払金、事業費等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標であります。

かんぽ生命保険の当事業年度における基礎利益は、1,923億円となりました。

(経常利益等の明細(基礎利益))

(単位：百万円)

項目	前事業年度	当事業年度
基礎利益 (A)	429,798	192,346
キャピタル収益	169,699	287,199
金銭の信託運用益	114,553	150,378
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	26,942	50,567
金融派生商品収益	-	-
為替差益	20,879	6,814
その他キャピタル収益	7,324	79,438
キャピタル費用	164,085	351,009
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	51,108	177,296
有価証券評価損	-	306
金融派生商品費用	7,398	60,588
為替差損	-	-
その他キャピタル費用	105,578	112,817
キャピタル損益 (B)	5,614	63,810
キャピタル損益含み基礎利益 (A) + (B)	435,413	128,535
臨時収益	-	-
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	-
個別貸倒引当金戻入額	-	-
その他臨時収益	-	-
臨時費用	79,651	10,883
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	79,651	10,883
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用	-	-
臨時損益 (C)	79,651	10,883
経常利益 (A) + (B) + (C)	355,762	117,652

(注) 当事業年度より、経済的な実態の反映及び各社間の取扱いに一貫性を持たせる観点から、基礎利益の計算方法について一部改正(為替に係るヘッジコストを基礎利益の算定に含め、投資信託の解約益を基礎利益の算定から除外)がなされており、これを適用しております。また、前事業年度の数値は、当事業年度における計算方法を適用した数値であります。

(参考) その他項目の内訳

(単位：百万円)

項目	前事業年度	当事業年度
基礎利益への影響額	98,254	33,378
投資信託の解約益	10	20,826
金銭の信託に係るインカム・ゲインに相当する額	105,578	112,817
為替に係るヘッジコスト	7,314	58,612
その他キャピタル収益	7,324	79,438
投資信託の解約益	10	20,826
金銭の信託に係るインカム・ゲインに相当する額	-	-
為替に係るヘッジコスト	7,314	58,612
その他キャピタル費用	105,578	112,817
金銭の信託に係るインカム・ゲインに相当する額	105,578	112,817
為替に係るヘッジコスト	-	-
その他臨時費用	-	-
追加責任準備金繰入額	-	-

(c) かんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率

生命保険会社は将来の保険金等の支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つであります。

この比率が200%を下回った場合は、当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性の一つの基準を満たしていることになります。

当連結会計年度末におけるかんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率は1,009.1%と高い健全性を維持しております。

(単位：百万円)

項目	前連結会計年度末	当連結会計年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,858,523	5,636,995
資本金等	1,526,526	1,552,875
価格変動準備金	972,606	889,960
危険準備金	1,690,994	1,701,877
異常危険準備金	-	-
一般貸倒引当金	32	31
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	1,086,306	989,508
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	1,809	2,534
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	3,873	3,273
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	299,478	249,674
負債性資本調達手段等	300,000	300,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	23,104	52,740
その他	-	-
リスクの合計額 $\{[(R_1^2 + R_5^2)^{1/2} + R_8 + R_9]^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2\}^{1/2} + R_4 + R_6$ (B)	1,120,660	1,117,128
保険リスク相当額 R_1	125,154	119,580
一般保険リスク相当額 R_5	-	-
巨大災害リスク相当額 R_6	-	-
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	44,708	40,824
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	-	-
予定利率リスク相当額 R_2	125,089	118,481
最低保証リスク相当額 R_7	-	-
資産運用リスク相当額 R_3	957,278	961,987
経営管理リスク相当額 R_4	25,044	24,817
ソルベンシー・マージン比率 $(A) / \{(1/2) \times (B)\} \times 100$	1,045.5%	1,009.1%

(注) 保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

(d) かんぽ生命保険のE V

イ. E Vの概要

E Vについて

エンベディッド・バリュー(以下「E V」といいます。)は対象事業に割り当てられた、資産及び負債から生じる株主への分配可能な利益の価値の見積りであります。ただし、将来の新契約から生じる価値は含みません。この価値は、修正純資産及び保有契約価値で構成されるものであります。

修正純資産は株主に帰属すると考えられる純資産(時価)であり、必要資本とフリー・サープラスで構成されるものであります。

保有契約価値は、保有契約及び保有契約に係る資産から将来発生すると見込まれる株主への分配可能な利益の評価日時点の現在価値であり、必要資本を維持するための費用等を控除したものであります。

生命保険契約は、一般に販売時に多くのコストが発生するため、一時的には損失が発生するものの、契約が継続することで、将来にわたり生み出される利益によりそのコストを回収することが期待される収支構造となっております。現行の法定会計では、このような収支構造をそのまま各年度の損益として把握しておりますが、E Vは、全保険期間を通じた損益を現在価値で評価することとなるため、現行の法定会計による財務情報では不足する情報を補うことができる指標の一つと考えております。

E E Vについて

E Vの開示に関する一貫性と透明性の改善を図る目的で、2004年5月にヨーロッパの主要保険会社のC F O(最高財務責任者)の集まりである、C F Oフォーラムが、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー(以下「E E V」といいます。)原則及び指針(ガイダンス)を制定いたしました。

2016年5月には、C F OフォーラムによってE E V原則の改正が公表され、E Vに2016年1月から施行された欧州ソルベンシー等の計算で用いた計算手法及び前提の使用が許容されるようになりました。

E E Vの計算手法

今回のE E Vの計算には、市場整合的手法を用いております。この手法は、資産又は負債から発生するキャッシュ・フローを市場で取引されている金融商品と整合的に評価するものであります。

ロ. 簡易生命保険契約について

かんぽ生命保険は、郵政民営化法に基づき、2007年10月1日に発足しました。また、2007年9月末までに契約された簡易生命保険契約は、郵政管理・支援機構に承継されるとともに、郵政管理・支援機構が負う保険責任のすべてについて、かんぽ生命保険が受再しております。

かんぽ生命保険は、郵政管理・支援機構との再保険契約において、簡易生命保険契約を他の保険契約と区分して管理すること(簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金も区分して管理すること)、簡易生命保険契約から生じた利益(危険準備金及び価格変動準備金の戻入による利益も含んでおります。)も区分して管理すること、及び郵政管理・支援機構が簡易生命保険契約に対して既に約款で約束している確定配当所要額と再保険損益(確定配当所要額及び法人税等を除いたこの区分における利益)の8割の合計額を、郵政管理・支援機構へ再保険配当として支払うことを定めております。E E Vの計算においては、この郵政管理・支援機構への再保険配当を差し引いた後の利益を反映しております。

このように郵政管理・支援機構への再保険配当の原資に、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金の戻入による利益が含まれることから、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金は修正純資産には含めておらず、将来において戻入する前提で保有契約価値に含めて計算しております。

八．E E Vの計算結果

かんぽ生命保険のE E Vは以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	増減
E E V	36,189	34,638	1,550
修正純資産	20,927	20,108	818
保有契約価値	15,261	14,529	731

	前事業年度	当事業年度	増減
新契約価値	115	74	41

修正純資産

修正純資産は、資産の市場価値のうち、契約者に対する負債及びその他の負債の価値を超過する部分であり、株主に帰属すると考えられる価値であります。株主配当や、2022年8月に開始した自己株式の取得及びキャピタル損を主な理由として、当事業年度末における修正純資産は前事業年度末から減少しております。修正純資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	増減
修正純資産	20,927	20,108	818
純資産の部計 ^(注1)	15,448	15,715	267
価格変動準備金 ^(注2)	2,774	1,786	987
危険準備金 ^(注2)	4,877	4,416	460
その他 ^(注3)	41	101	59
上記項目に係る税効果	2,131	1,708	422

- (注) 1. 計算対象に子会社を含めているため、かんぽ生命保険の連結貸借対照表の純資産の部合計を計上しております。ただし、その他の包括利益累計額合計を除いております。また、自己株式に計上している株式給付信託(BBT)が保有するかんぽ生命保険の株式の帳簿価額を加えております。
2. 簡易生命保険契約に係る部分を除いております。
3. 保険契約に係らない有価証券、貸付金及び不動産の含み損益、一般貸倒引当金、退職給付の未積立債務(未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異)並びに劣後債の含み損益を計上しております。

当事業年度末の修正純資産を計算する際に除いた保険契約に係る部分は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	会社合計	保険契約に係る部分	修正純資産
修正純資産	63,217	43,108	20,108
純資産の部計 ^(注1)	15,715		15,715
価格変動準備金 ^(注2)	8,899	7,112	1,786
危険準備金 ^(注2)	17,018	12,602	4,416
その他 ^(注3)	39,856	39,957	101
上記項目に係る税効果	18,273	16,564	1,708

- (注) 1. かんぽ生命保険の連結貸借対照表の純資産の部合計を計上しております。ただし、その他の包括利益累計額合計を除いております。また、自己株式に計上している株式給付信託(BBT)が保有するかんぽ生命保険の株式の帳簿価額を加えております。
2. 保険契約に係る部分()は、簡易生命保険契約に係る部分を計上しております。「口．簡易生命保険契約について」をご参照ください。
3. 有価証券、貸付金及び不動産の含み損益、一般貸倒引当金、退職給付の未積立債務(未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異)並びに劣後債の含み損益を計上しております。

保有契約価値

保有契約価値は、保有契約の評価日時点における価値を表したもので、保有契約及び保有契約に係る資産から将来発生すると見込まれる株主への分配可能な利益を現在価値に割り引いております。「二．前事業年度末 E E V からの変動要因」に記載のとおり、前提条件(経済前提)と実績の差異を主な理由として、当事業年度末における保有契約価値は前事業年度末から減少しております。保有契約価値の内訳は以下のとおりであります。

将来利益の計算において保険契約に係る資産は簿価評価しております。また、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金が将来において戻入する前提で、その戻入による利益を含めて計算しております。「ロ．簡易生命保険契約について」をご参照ください。

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	増減
保有契約価値	15,261	14,529	731
確実性等価将来利益現価	19,109	17,636	1,472
オプションと保証の時間価値	2,174	1,594	579
必要資本を維持するための費用	0	0	0
ヘッジ不能リスクに係る費用	1,674	1,513	160

新契約価値

新契約価値は、当期間に獲得した新契約(条件付解約による加入契約及び転換契約については正味増加分のみ)の契約獲得時点における価値を表したものであります。

当事業年度の新契約価値は前事業年度から増加しているものの、当事業年度において新契約量の規模が小さい一方、新契約獲得にはその多寡によらない一定の事業費等が必要となるため、当事業年度の新契約価値はマイナスとなります。新契約価値の内訳は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度	当事業年度	増減
新契約価値	115	74	41
確実性等価将来利益現価	73	36	37
オプションと保証の時間価値	33	16	17
必要資本を維持するための費用	0	0	0
ヘッジ不能リスクに係る費用	7	21	13

なお、新契約マージン(新契約価値の保険料収入現価に対する比率)は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度	当事業年度	増減
新契約価値	115	74	41
保険料収入現価 ^(注)	3,624	5,716	2,091
新契約マージン	3.19%	1.30%	1.89ポイント

(注) 将来の収入保険料を、新契約価値の計算に用いたリスク・フリー・レートで割り引いております。

二．前事業年度末 E E V からの変動要因

(単位：億円)

	修正純資産	保有契約価値	E E V
前事業年度末 E E V	20,927	15,261	36,189
前事業年度末 E E V の調整	708		708
前事業年度末 E E V (調整後)	20,218	15,261	35,480
当事業年度新契約価値		74	74
期待収益(リスク・フリー・レート分)	12	342	330
期待収益(超過収益分)	72	1,596	1,668
保有契約価値からの移管	827	827	
うち前事業年度末保有契約	1,270	1,270	
うち当事業年度新契約	442	442	
前提条件(非経済前提)と実績の差異	456	91	548
前提条件(非経済前提)の変更		280	280
前提条件(経済前提)と実績の差異	541	1,396	1,937
当事業年度末 E E V	20,108	14,529	34,638

前事業年度末 E E V の調整

かんぽ生命保険は当事業年度において自己株式350億円の取得及び358億円の株主配当金を支払っており、修正純資産がその分減少しております。

当事業年度新契約価値

新契約価値は、当事業年度に新契約を獲得したことによる契約獲得時点における価値を表したものであり、契約獲得に係る費用を控除した後の金額が反映されております。当事業年度において新契約量の規模が小さい一方、新契約獲得にはその多寡によらない一定の事業費等が必要となるため、新契約価値はマイナスになっております。

期待収益(リスク・フリー・レート分)

保有契約価値の計算にあたっては、将来の期待収益をリスク・フリー・レートで割り引いておりますので、時間の経過とともに割引の影響が解放されます。これには、オプションと保証の時間価値、必要資本を維持するための費用及びヘッジ不能リスクに係る費用のうち当事業年度分の解放を含んでおります。修正純資産からは、対応する資産からリスク・フリー・レート(0.075%)分に相当する収益が発生しております。

期待収益(超過収益分)

E E V の計算にあたっては、将来の期待収益としてリスク・フリー・レートをを用いておりますが、実際の会社はリスク・フリー・レートを超過する利回りを期待しております。この項目は、その期待される超過収益を表しております。

保有契約価値からの移管

当事業年度に実現が期待されていた利益が、保有契約価値から修正純資産に移管されます。これには、前事業年度末の保有契約から期待される当事業年度の利益と、当事業年度に獲得した新契約からの、契約獲得に係る費用を含めた当事業年度の損益が含まれております。

これらは保有契約価値から修正純資産への振替えであり、E E V の金額には影響しません。

前提条件(非経済前提)と実績の差異

前事業年度末の保有契約価値の計算に用いた前提条件(非経済前提)と、当事業年度の実績の差額であります。

主に新型コロナウイルス感染症に係る保険金支払の増加により、E E V は548億円減少しました。

前提条件(非経済前提)の変更

前提条件(非経済前提)を更新したことにより、翌事業年度以降の収支が変化することによる影響であります。

主に事業費前提の変更により、E E Vは280億円減少しました。

前提条件(経済前提)と実績の差異

市場金利やインプライド・ボラティリティ等の経済前提が、前事業年度末E E V計算に用いたものと異なることによる影響であります。当該影響は、当事業年度の実績及び翌事業年度以降の見積りの変更を含んでおります。

主にキャピタル損により、修正純資産は541億円減少しました。

主に海外金利上昇に伴う外国債券の含み益の減少により、保有契約価値は1,396億円減少しました。

ホ．感応度(センシティブティ)

前提条件を変更した場合のE E Vの感応度は以下のとおりであります。感応度は、一度に1つの前提のみを変化させることとしており、同時に2つの前提を変化させた場合の感応度は、それぞれの感応度の合計とはならないことにご注意ください。

(単位：億円)

前提条件	E E V	増減額
当事業年度末E E V	34,638	
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	34,121	516
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	35,048	410
感応度3：リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)	34,859	221
感応度4：株式・不動産価値10%下落	33,247	1,391
感応度5：事業費率(維持費)10%減少	36,552	1,913
感応度6：解約失効率10%減少	34,920	282
感応度7：保険事故発生率(死亡保険)5%低下	35,541	903
感応度8：保険事故発生率(年金保険)5%低下	34,115	522
感応度9：必要資本を法定最低水準に変更	34,638	0
感応度10：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	34,301	336
感応度11：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	34,017	621

感応度1から4について、修正純資産の増減額は以下のとおりであります。また、感応度5から11については、保有契約価値のみの増減額となります。

(単位：億円)

前提条件	増減額	(参考) 会社合計の 増減額 (注)
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	273	19,327
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	228	14,451
感応度3：リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)	295	21,031
感応度4：株式・不動産価値10%下落	58	3,033

(注) 参考値として、保有契約に係る資産の含み損益も加えた増減額(税引後に換算)を示しております。なお、E E Vの計算にあたって、保険契約に係る部分の資産の含み損益については、修正純資産ではなく、保有契約価値の計算に含めて評価しております。

当事業年度において新契約量の規模が小さく、新契約価値の感応度に重要性がないため、算定しておりません。

感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇

()リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が各年限とも50bp上昇した場合の影響を表しております。金利の変動により時価が変動する債券・貸付金等を再評価するとともに、将来の運用利回りや割引率を変動させて保有契約価値を再計算しております。

()リスク・フリー・レートについて、補外開始年度以降は終局金利を変えずに補外しております。

感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下

()リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が各年限とも50bp低下した場合の影響を表しております。なお、50bp低下によりリスク・フリー・レートが0%を下回る場合は0%としております。ただし、50bp低下前のリスク・フリー・レートが0%を下回る場合はその値をそのまま使用しております。

()リスク・フリー・レートについて、補外開始年度以降は終局金利を変えずに補外しております。

感応度3：リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)

- ()リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が各年限とも50bp低下した場合の影響を表しておりません。なお、感応度2と異なり、リスク・フリー・レートの正負を判定せず、下限を設けずに50bp低下させております。
- ()リスク・フリー・レートについて、補外開始年度以降は終局金利を変えずに補外しております。

感応度4：株式・不動産価値10%下落

株式及び不動産の評価日時点の価格が10%下落した場合の影響を表しております。

感応度5：事業費率(維持費)10%減少

事業費率(契約維持に係るもの)が10%減少した場合の影響を表しております。

感応度6：解約失効率10%減少

解約失効率が10%減少(基本となる解約失効率に90%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。

感応度7：保険事故発生率(死亡保険)5%低下

死亡保険について、保険事故発生率(死亡率・罹患率)が5%低下(基本となる保険事故発生率に95%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。

感応度8：保険事故発生率(年金保険)5%低下

年金保険について、保険事故発生率が5%低下(基本となる保険事故発生率に95%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。

感応度9：必要資本を法定最低水準に変更

必要資本を法定最低水準(ソルベンシー・マージン比率200%水準)に変更した場合の影響を表しておりません。

感応度10：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇

オプションと保証の時間価値の計算に使用する、株式オプションのインプライド・ボラティリティが25%上昇した場合の影響を表しております。

感応度11：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇

オプションと保証の時間価値の計算に使用する、金利スワップションのインプライド・ボラティリティが25%上昇した場合の影響を表しております。

へ．注意事項

EEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ多くの前提条件を使用し、それらの多くは個別会社の管理能力を超えた領域に属するものであります。また、将来の実績がEEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合もあり得ます。

これらの理由により、本EEV開示は、EEV計算に用いられた将来の税引後利益が達成されることを表明するものではなく、使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

ト．その他の特記事項

かんぽ生命保険では、保険数理に関する専門知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、EEVについて検証を依頼し、意見書を受領しております。

その他

各報告セグメントにおける事業のほか、病院事業については、地域医療機関との連携や救急患者の受入の強化等による増収対策、業務の効率化による経費削減、また、経営改善が見込めない逓信病院（2か所¹）を譲渡する等、病院の経営改善を進めているところであります。昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた患者数の減少等の影響により、営業収益は13,352百万円(前期比668百万円減)となったものの、業務効率による経費削減等の効果等により営業損失2,938百万円(前期は3,687百万円の営業損失)となりました。今後も引き続き上記増収対策や経費削減等の経営改善に取り組みます。

また、宿泊事業については、ホテル・旅館の運営に実績又は意欲を有する事業者等への譲渡が最善と判断し、譲渡先の選定を進めてまいりました。その結果、かんぼの宿は、当連結会計年度をもって、運営していた33施設全てを事業譲渡等致しました。

不動産事業については、当社の子会社である日本郵政不動産株式会社において、五反田計画や蔵前計画等既存の開発計画の推進、グループ外不動産の取得等、不動産投資(投資額：542.4億円)を行うとともに、「ホテルメルパルク」の賃貸・管理事業を行いました²。また、日本郵政不動産株式会社における建物管理・運営機能の強化等を目的として、2022年4月1日付で、日本郵便の100%子会社であったJPビルマネジメントの株式の全部を取得し、子会社化を実施しました。同社は、同年8月末に竣工した「広島JPビルディング」及び2023年3月末に竣工した「蔵前JPテラス」の運営管理を受託しております。今後も、建築資材調達費の高騰等の不動産関連市場の動向等を引き続き注視し、不動産事業を慎重に進めてまいります。

投資事業については、当社の子会社である日本郵政キャピタル株式会社において、当社グループの新規事業の種の探索や既存事業とのシナジーの創出のため、ネットワーク、ブランド力等を活用して成長が期待できる企業への出資(当連結会計年度11件、約40億円)を行い、出資先企業と当社グループとの連携を進めました。今後も、投資先の価値や将来の成長性を見極めながら、出資等に取り組みます。

グループシェアード事業については、業務集約による効率化効果が大きいと考えられる業務をグループ横断的に集約し、一括してBPR(ビジネスプロセス・リエンジニアリング)やDXを行い、効率化・生産性向上を図る取組を進めております。2023年2月には当社の子会社である日本郵政コーポレートサービス株式会社が日本郵便から共通事務集約センターの業務の一部を受託することとしました。今後も、対象業務を順次拡大していく予定であります。

- 1 京都逓信病院及び広島逓信病院は、2022年10月1日付で事業譲渡したため、本書提出日現在、当社が運営する施設は東京逓信病院の1か所であります。
- 2 「ホテルメルパルク」は、2022年9月末に6か所について営業を終了したため、本書提出日現在、営業している施設は、横浜、名古屋、大阪、広島、熊本の5か所であります。

(3) キャッシュ・フローの状況及び分析・検討

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は当期首から1,762,254百万円増加し、70,181,478百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動においては、銀行業における資金の運用や調達、生命保険業における保険料の収入や保険金の支払等の結果、8,151,226百万円の支出(前期は4,984,168百万円の収入)となりました。

主な要因として、借入金金の減少3,971,000百万円、責任準備金の減少3,015,234百万円があげられます。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動においては、銀行業及び生命保険業における有価証券の売却、償還による収入等及び有価証券の取得による支出等の結果、9,352,146百万円の収入(前期比7,938,926百万円の収入増)となりました。

主な要因として、有価証券の償還による収入38,666,999百万円や有価証券の売却による収入19,019,006百万円、有価証券の取得による支出47,557,119百万円があげられます。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動においては、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入等の結果、549,640百万円の収入(前期は621,040百万円の支出)となりました。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

中期経営計画において、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進やユニバーサルサービスを含むコアビジネスの充実強化等、グループの成長に資する投資として、デジタルサービスの拡充やデジタル郵便局実現等に向けた戦略的なIT投資や、グループ保有不動産等の不動産投資を計画しております。

また、上記の他に、当社グループ・グループ各社の企業価値向上に資する幅広い分野での資本提携やM&Aも実施いたします。なお、それらの実行にあたっては、投資判断基準等に照らして慎重に検討し、適切と判断したものを実施することとしております。

その財源は、既存のキャッシュ・フローのほか、潤沢な借入余力を活かした借入金や金融2社株式を売却した場合の売却手取金を想定しております。

なお、現在予定している設備の新設計画としては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備等の新設等」の記載をご参照ください。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産・負債及び収益・費用の金額に影響を与える見積りを必要とします。

当社グループは、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

特に以下の重要な会計上の見積りが当社グループの連結財務諸表に大きな影響を及ぼす可能性があると考えております。

金融商品の時価評価

当社グループの有価証券の一部及びデリバティブ取引は、時価法に基づいて評価しております。時価は、公表された相場価格に基づいて算定しておりますが、公表された相場価格がない場合には合理的な見積りに基づいて算定された価額によっております。

将来、見積りに影響する新たな事実の発生等により、見積額は変動する可能性があります。

金融商品の時価の算定方法は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(金融商品関係)に、金融商品のうち有価証券の時価評価に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

有価証券の減損

当社グループの金銭の信託で運用する有価証券を含め売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価又は実質価額が著しく下落したものについては合理的な基準に基づいて減損処理を行っております。株式市場の悪化等、将来の金融市場の状況によっては、多額の減損損失を計上する可能性があります。

固定資産の減損

当社グループは、原則として内部管理上独立した業績報告が行われる単位を基礎として、資産のグルーピングを行っております。資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により、使用価値は将来キャッシュ・フローに基づき合理的に算定しております。

固定資産の回収可能価額について、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件が変更された場合、固定資産の減損を実施し、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性の評価

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の判断に際しては、将来の課税所得を合理的に見積っております。

当連結会計年度における保険子会社の新契約実績は緩やかな回復に留まっておりますが、当該課税所得の見積りにおいては、当連結会計年度に作成した経営計画を基礎としており、今後、当該計画における取組方針の下、一定の新契約水準に到達する前提で作成しております。なお、保険子会社において計上した繰延税金資産の回収可能性については、当該経営計画を基礎とした前提の下、複数のストレスシナリオを考慮して判断しております。

以上のとおり、繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、将来、当社グループを取り巻く経営環境に大きな変化があった場合等、その見積額が変動した場合は、繰延税金資産の回収可能性が変動する可能性があります。

責任準備金の積立方法

当社グループは、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てております。

責任準備金の計算に使用される予定死亡率、予定利率及び予定事業費率などの基礎率は合理的であると考えておりますが、実際の結果が著しく乖離した場合や環境の変化により将来乖離が見込まれる場合には、責任準備金の金額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、責任準備金の積立方法は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結財務

諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

退職給付債務及び退職給付費用

当社グループの退職給付債務及び退職給付費用は、割引率など将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件に基づいて算出しております。

このため、実際の結果が前提条件と異なる場合や前提条件の変更が行われた場合には、将来の退職給付債務及び退職給付費用が変動する可能性があります。

なお、退職給付債務等の計算の基礎に関する事項は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(退職給付関係)に、退職給付債務の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

(5) 連結自己資本比率の状況

銀行持株会社としての当社の連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	当連結会計年度末
1. 連結自己資本比率(2 / 3)	17.35
2. 連結における自己資本の額	110,142
3. リスク・アセット等の額	634,712
4. 連結総所要自己資本額	25,388

(注) 連結総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

(6) 目標とする経営指標の達成状況

当社グループにおいては、主要な経営目標として1株当たり当期純利益を採用しており、2023年3月期においては当初業績予想109.36円に対し1株当たり当期純利益120.82円となりました。2023年3月期の経営成績の状況及び分析・検討については、上記「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営成績の状況及び分析・検討」に示しております。

(7) 生産、受注及び販売の状況

当社グループは、郵便・物流事業、郵便局窓口事業、国際物流事業、銀行業及び生命保険業を中心とした広範囲な事業を営んでおり、生産、受注といった区分による表示が困難であることから、「生産、受注及び販売の状況」については、上記「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営成績の状況及び分析・検討」におけるセグメントの業績に関連付けて示しております。

5 【経営上の重要な契約等】

当社グループの経営上の重要な契約等は、次のとおりであります。

(1) 日本郵政グループ協定等

日本郵政グループ協定等の締結について

当社は、事業子会社等との間で、グループ協定等を締結しております。

グループ協定等において、当社及び事業子会社等が、グループ共通の理念、方針その他のグループ運営(グループ全体の企業価値の維持・向上のための諸施策の策定及びその遂行をいいます。)に係る基本的事項について合意することにより、金融2社の上場後においても、引き続きグループ会社が相互に連携・協力し、シナジー効果を発揮する体制を維持しております。グループ協定等の締結は、グループ会社、ひいてはグループ全体の企業価値の維持・向上に寄与していると考えております。

ブランド価値使用料について

グループ協定等に基づき、当社は、事業子会社等からブランド価値使用料を受け取っております。ブランド価値使用料は、当社グループに属することにより、当社グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価、すなわち、郵政ブランドに対するロイヤリティの性格を有するものであります。

ブランド価値使用料は、当社グループに属することによる利益が事業子会社等の業績に反映されていることを前提とし、事業子会社等が享受する利益が直接的に反映される指標を業績指標として採用し、業績指標に一定の料率を掛けて額を算定することとしており、2023年3月期のブランド価値使用料の総額は126億円であります。

なお、主要な子会社のブランド価値使用料の具体的な算定方法及び2023年3月期の金額は次のとおりであります。

日本郵便

算定方法：連結営業収益（トール社連結及びトールエクスプレスジャパン株式会社分を除く。）（前年度）
×0.20%

金 額：59億円

ゆうちょ銀行

算定方法：貯金残高（前年度平均残高）×0.0023%

金 額：44億円

かんぽ生命保険

算定方法：保有保険契約高（前年度末）×0.0036%

金 額：22億円

この算定方法は、重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り変更しないこととしております。

金融2社株式の処分後のグループ協定等について

郵政民営化法第7条第2項の規定により、当社が保有する金融2社の株式は、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス提供に係る責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分することとされておりますが、当社による金融2社の議決権所有割合にかかわらず、金融2社は、それぞれ日本郵便株式会社法第2条第2項に定める関連銀行又は同条第3項に定める関連保険会社である限り、グループ協定等を維持するものと考えております。

(2) 銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約(期間の定めのない契約)

日本郵便は、日本郵便株式会社法第5条の責務として、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにするユニバーサルサービス義務を果たすために、ゆうちょ銀行との間で、銀行窓口業務契約を締結(2012年10月1日)するとともに、かんぽ生命保険との間で、保険窓口業務契約を締結(2012年10月1日)しております。

銀行窓口業務契約では、日本郵便が、ゆうちょ銀行を関連銀行として、通常貯金、定額貯金、定期貯金の受入れ及び普通為替、定額小為替、通常払込み、電信振替の取引を内容とする銀行窓口業務を営むこととしております。

保険窓口業務契約では、日本郵便が、かんぽ生命保険を関連保険会社として、普通終身保険、特別終身保険、普通養老保険及び特別養老保険の募集並びにこれらの保険契約に係る満期保険金及び生存保険金の支払の請求の受理の業務を営むこととしております。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、特段の事由が生じた場合等を除き、当事者の合意がない限り解除することはできないものと定めております。

(3) 銀行代理業に係る業務の委託契約及び金融商品仲介業に係る業務の委託契約並びに生命保険募集・契約維持管理業務委託契約

銀行代理業に係る業務の委託契約及び金融商品仲介業に係る業務の委託契約(期間の定めのない契約)

日本郵便は、ゆうちょ銀行との間で、銀行代理業に係る業務の委託契約(2007年9月12日(締結)、2008年4月22日(変更)、2012年10月1日(変更)、2021年4月26日(変更))、金融商品仲介業に係る業務の委託契約(2007年9月12日(締結)、2012年10月1日(変更))を締結しております。

日本郵便が、銀行代理業に係る業務の委託契約に基づいて行う業務は、上記(2)の銀行窓口業務契約で定めた業務を含め、銀行代理業務、手形交換業務、告知事項確認業務等であります。

日本郵便が、金融商品仲介業に係る業務の委託契約に基づいて行う業務は、金融商品仲介業務、本人確認事務等であります。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6か月前までに、本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、解除について合意にいたらない場合、書面による通知により解除することができるものと定めております。銀行窓口業務に該当する業務については、上記(2)の契約に定めがある場合を除くほかは、本契約の定めるところによります。

生命保険募集・契約維持管理業務委託契約(期間の定めのない契約)

日本郵便は、かんぽ生命保険との間で、生命保険募集・契約維持管理業務の委託契約を締結(2007年9月12日(締結)、2012年10月1日(変更)、2014年9月30日(変更)、2016年3月31日(変更))しております。

日本郵便が、生命保険募集・契約維持管理業務の委託契約に基づいて行う業務は、上記(2)の保険窓口業務契約で定めた業務を含め、保険契約の締結の媒介、保険金、年金、返戻金、貸付金及び契約者配当金等の支払等であります。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6か月前までに、本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、解除について合意にいたらない場合、書面による通知により解除することができるものと定めております。保険窓口業務に該当する業務については、上記(2)の契約に定めがある場合を除くほかは、本契約の定めるところによります。

(4) 郵便貯金管理業務委託契約及び簡易生命保険管理業務委託契約等(期間の定めのない契約)

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は、郵政管理・支援機構の業務である郵便貯金管理業務(公社から承継した郵便貯金の管理に関する業務等)及び簡易生命保険管理業務(同簡易生命保険契約の管理に関する業務等)の一部(払戻し、利息支払等)について、郵政管理・支援機構とそれぞれ郵便貯金管理業務委託契約、簡易生命保険管理業務委託契約を締結し委託を受けております。

また、ゆうちょ銀行は郵政管理・支援機構との間で郵便貯金資産(郵便貯金管理業務の経理を区分する郵便貯金勘定に属する資産)の運用のための貯金に係る契約を、かんぽ生命保険は郵政管理・支援機構との間で簡易生命保険契約の再保険に係る契約をそれぞれ締結しております。

さらに、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は、郵政管理・支援機構との間で郵政管理・支援機構が保有する郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者及び地方公共団体に対する貸付金の総額に相当する額について、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの借入金として郵政管理・支援機構がそれぞれ債務を負うものとする契約を締結してお

ります。

なお、郵便貯金管理業務委託契約、簡易生命保険管理業務委託契約及び簡易生命保険契約の再保険に係る契約の変更又は解除は、総務大臣の認可が必要とされております。

(5) 郵便貯金管理業務の再委託契約及び簡易生命保険管理業務再委託契約

郵便貯金管理業務の再委託契約(期間の定めのない契約)

ゆうちょ銀行は、日本郵便との間で、ゆうちょ銀行が郵政管理・支援機構から受託している郵便貯金管理業務について、日本郵便が郵便貯金管理業務の一部を営むこととする郵便貯金管理業務の再委託契約(2007年9月12日(締結)、2008年9月30日(変更)、2012年10月1日(変更))を締結しております。

なお、本契約は、期間の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6か月前までに、本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、書面により本契約の解除を通知することができるものと定めております。

簡易生命保険管理業務再委託契約(期間の定めのない契約)

かんぽ生命保険は、日本郵便との間で、かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受託している簡易生命保険管理業務について、日本郵便が簡易生命保険管理業務の一部を営むこととする簡易生命保険管理業務再委託契約(2007年9月12日(締結)、2012年10月1日(変更))を締結しております。

なお、本契約は、期間の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6か月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨、書面による通知を行い、解約することができるものと定めております。

(6) 総括代理店委託契約(1年ごとの自動更新)

かんぽ生命保険は、かんぽ生命保険を保険者とする生命保険契約の募集を行う簡易郵便局に対する指導・教育等について、日本郵便と総括代理店契約(2007年9月12日(締結)、2012年10月1日(変更))を締結しております。

なお、本契約は、契約当事者のいずれか一方から、6か月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨、書面による通知を行い、解約することができるものと定められております。また、生命保険募集・契約維持管理業務委託契約(上記(3))が解除された場合は、予告なしに解除することができるものと定められております。

(参考1) ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの委託手数料

日本郵便は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険との間で、上記(2)、(3)、(5)、(6)に係る業務の対価としての委託手数料の算定方法を定めております。

ゆうちょ銀行とは、委託手数料支払要領を締結しており、2020年3月期からは基本委託手数料として、平均総預かり資産残高に応じて支払われる「貯金や投資信託等の預かり資産に係る事務等」、送金決済取扱件数に応じて支払われる「送金決済その他役務の提供事務等」の手数を設定しております。

これに営業目標達成や事務品質の向上を確保するため、成果に見合った「営業・事務報奨」を合わせた手数料となっております。

基本委託手数料は、ゆうちょ銀行での単位業務コストをベースに、日本郵便での取扱実績等に基づき委託業務コストに見合う額を算出し、その前年度からの増減率を、前年度の基本委託手数料に乗じて算出することとしております。

かんぽ生命保険とは、代理店手数料規程等を定めており、募集した新契約に応じて支払われる「新契約手数料」、保有契約件数等に応じて支払われる「維持・集金手数料」、総括代理店契約業務に対して支払われる「総括代理店手数料」が設定されております。

「新契約手数料」には、募集品質の確保を前提に一定基準以上の実績を確保した場合にボーナス手数料等のインセンティブの仕組みを設定する場合があります。2024年3月期においては、2023年3月期に引き続き、募集品質の向上に対するインセンティブの仕組みを実施しております。

また、「維持・集金手数料」には、契約維持管理のための活動促進等を目的にその活動内容に応じたインセンティブ手数料を設定しております。2024年3月期においては、2023年3月期に引き続き、保有契約の維持に対するインセンティブの仕組みを実施しております。

募集手数料は複数年の分割払いとなっており、最初の1年間の支払金額を高く、残りの期間を均等に低く支払うこととしておりましたが、2021年3月期から、契約の継続をより重視するため、最初の1年間の支払金額と残りの期間に支払う金額の比率を変更し、最初の1年間の支払金額を減額し、残りの期間の支払金額を増額しております。維

持・集金手数料に設定されている単価は、実地調査に基づく所要時間や、これに係る人件費等を基に算出しておりません。

(参考2) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要及び金融2社との業務委託契約への影響

2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、2019年4月1日に独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の名称が「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更され、また、郵政管理・支援機構の目的として、「郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与すること」が追加されました。

郵便局ネットワーク維持に要する費用は、従来、日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の契約に基づく委託手数料により賄われていましたが、当該費用のうち、日本郵便が負担すべき額を除くユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用は、本法に基づき、2020年3月期から、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便に交付される交付金で賄われております。

当該ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用の算定方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎とした次の費用の合計額となります。

- ア あまねく全国において郵便局でユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における人件費、賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用、現金の輸送及び管理に要する費用、並びに固定資産税及び事業所税
- イ 簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最小限度の委託に要する費用

当該ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用及び交付金・拠出金の算定等に係る郵政管理・支援機構の事務経費は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務において見込まれる利用者による郵便局ネットワークの利用の度合等に応じて按分され、銀行窓口業務に係る按分額をゆうちょ銀行が、保険窓口業務に係る按分額をかんぽ生命保険が拠出金として拠出することとなり、拠出金の額は郵政管理・支援機構が年度ごとに算定し、総務大臣の認可を受けることとされております。

また、2020年3月期から、当該ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用は、日本郵便が負担すべき額を除き、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便に交付される交付金で賄われることとなり、これを契機にゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が業務委託契約等に基づいて日本郵便に支払っている委託手数料についても2020年3月期から見直しを行っております。銀行代理業務手数料は、郵便局ネットワーク維持に係る「窓口基本手数料」を廃止するなど、保険代理業務手数料は、保有契約件数等に応じて支払われる「維持・集金手数料」のうち、郵便局数等に応じて支払われる手数料を対象に減額するなどの見直しを行いました。

過去5年間の金融2社からの手数料及び郵政管理・支援機構からの交付金の推移は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
ゆうちょ銀行	6,006	3,697	3,663	3,543	3,400
かんぽ生命保険	3,581	2,487	2,070	1,902	1,348
交付金		2,952	2,934	2,909	2,808

- (注) 1. 2021年3月期及び2022年3月期のかんぽ生命保険の手数料合計額は不適正契約に伴う保険手数料の影響により、かんぽ生命保険が同日付で提出した有価証券報告書に記載されている手数料額と一致しません。
2. 2022年3月期のゆうちょ銀行の手数料合計額は委託業務に係る事故等に伴う貯金手数料の影響により、ゆうちょ銀行が同日付で提出した有価証券報告書に記載されている手数料額と一致しません。

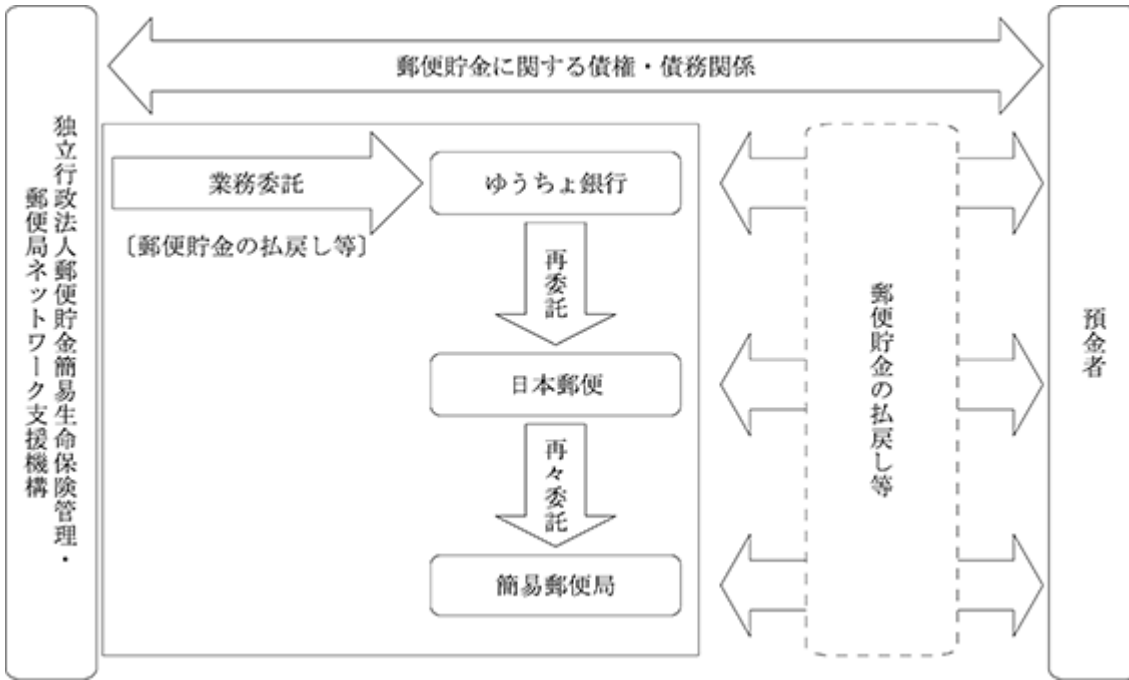
金融2社から郵政管理・支援機構への拠出金の推移は以下のとおりであります。

(単位：億円)

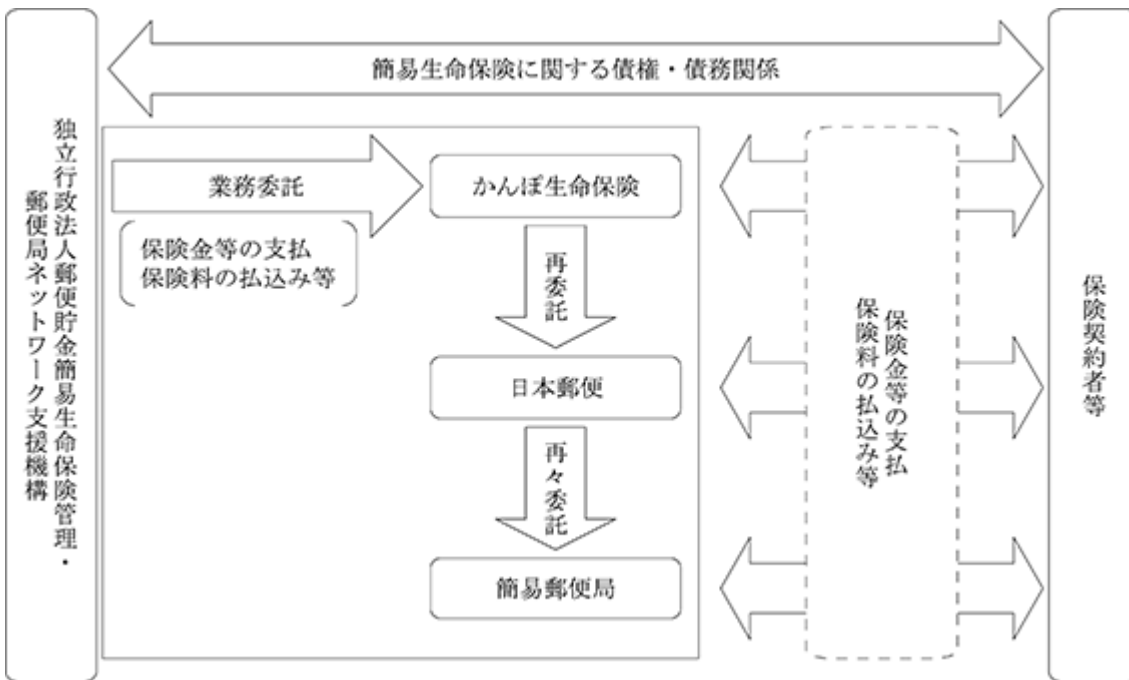
	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
ゆうちょ銀行	2,378	2,374	2,370	2,307	2,436
かんぽ生命保険	575	560	540	501	564

(参考3) 郵政管理・支援機構と契約している業務委託契約の関係は以下のとおりになります。

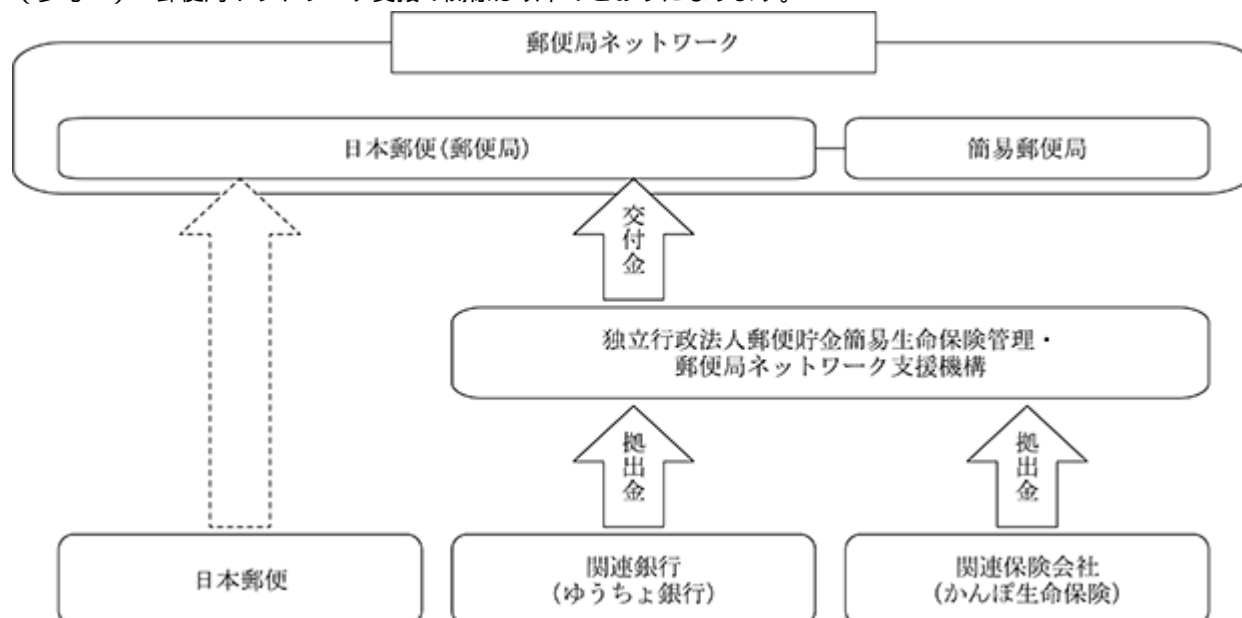
郵便貯金管理業務委託契約



簡易生命保険管理業務委託契約



(参考4) 郵便局ネットワーク支援の関係は以下のとおりになります。



(7) 郵便局局舎の賃貸借契約

日本郵便は、日本郵便の営業所である郵便局を関係法令に適合するように設置するため、15,264局の郵便局局舎(2023年3月31日現在)について賃貸借契約を締結しております。このうち従業員等との間で賃貸借契約を締結している局舎の数が4,313局となっておりますが、これは明治初期の国家財政基盤が不安定な時代にあって、予算的な制約を乗り越え、郵便を早期に全国に普及させるため、地域の有力者が業務を請け負い、郵便局の局舎として自宅を無償提供したことが起源となっているものであります。また、1948年4月に従業員の局舎提供義務が廃止されたことに伴い、すべての郵便局局舎について賃貸借契約を締結することといたしました。その後、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化を推進しており、賃貸借契約についても必要に応じて見直しを行い、現在に至っております。

郵便局局舎の賃借料については、従業員等との賃貸借契約を含め、積算法又は賃貸事例比較法に基づき算定しており、定期的に不動産鑑定士による検証等の見直しを実施しております。最近5年間の賃借料総額の実績は、2018年度分594億円、2019年度分594億円、2020年度分593億円、2021年度分595億円、2022年度分597億円となっております。

一部の郵便局局舎の賃貸借契約については、日本郵便の都合で、その全部又は一部を解約した場合で、貸主が当該建物を他の用途に転用することができず損失を被ることが不可避な場合には、貸主から補償を求めることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、2023年3月31日現在、発生する可能性のある解約補償額は59,588百万円であります。なお、日本郵便の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

賃貸借契約の契約期間は、2010年6月までに締結した契約については1年間の自動更新となっておりますが、これまで郵便局局舎は長期間、使用しているという実態を踏まえ経済合理性の観点から、長期賃貸を前提とした契約内容に見直しを行ったため、2010年7月以降に締結する契約については、税法上の耐用年数に10年を加えた年数としております。

(8) 簡易郵便局の郵便窓口業務等委託契約

日本郵便は、簡易郵便局受託者(2023年3月31日現在、3,549者)との間で、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託契約、荷物の運送の取扱いに関する業務の委託契約、銀行代理業に係る業務の再委託契約、郵便貯金管理業務の再再委託契約、生命保険契約維持管理業務の再委託契約、簡易生命保険管理業務の再再委託契約及びカタログ販売等業務に係る委託契約(受託者によっては各契約の一部)を締結しております。なお、簡易郵便局の郵便窓口業務等委託契約の期間は3年間であります。

また、かんぽ生命保険は、簡易郵便局受託者(2023年3月31日現在、410者)との間で、生命保険募集委託契約を締結しております。

(参考) 簡易郵便局受託者の資格については、簡易郵便局法の規定により、禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの等を除く、以下の者でなければならぬと定められております。

地方公共団体

農業協同組合

漁業協同組合

消費生活協同組合(職域による消費生活協同組合を除く。)

から までの者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を適正に行うために必要な能力を有する者

(9) 米国アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック生命保険株式会社との資本関係に基づく戦略提携に関する基本合意書

当社は、2018年12月19日開催の取締役会において、アフラック・インコーポレーテッド(本社：米国ジョージア州、会長兼最高経営責任者：ダニエル・P・エイモス)及びその完全子会社であるアフラック生命保険株式会社(本社：東京都新宿区、代表取締役社長：古出真敏、以下「アフラック生命」といいます。)と資本関係に基づく戦略提携(以下「戦略提携」といいます。)を行うことを決議し、同日付で戦略提携に関する基本合意書を締結いたしました。

基本合意書の目的

当社とアフラック生命は、長年に亘り、当社の連結子会社である日本郵便及びかんば生命保険とともに行ってきたがん保険に関する様々な取組を通じて、ビジネスパートナーとして強固な信頼関係を確立してきました。

戦略提携は、これまでのがん保険に関する取組について再確認するとともに、当社によるアフラック生命の親会社アフラック・インコーポレーテッドへの投資を通じて、アフラック生命のビジネスの成長が当社への利益貢献につながるという双方の持続的な成長サイクルの実現を目指すものであります。

基本合意書の内容

(a) 資本関係

当社は、必要な許認可等の取得を前提として、アフラック・インコーポレーテッド普通株式の発行済株式総数(自己株式を除く。)の7%程度を、信託を通じて取得します。取得から4年経過し議決権が20%以上となった後()、アフラック・インコーポレーテッドを当社の持分法適用関連会社とすることを主たる内容とする資本関係を構築します。

これは、当社によるアフラック・インコーポレーテッドの支配権もしくは経営権の獲得又は経営への介入を目的とするものではありません。

なお、2019年4月29日に、信託を通じて、アフラック・インコーポレーテッド普通株式の取得を開始し、2020年2月13日をもって、予定していた株式数の取得を完了しました。

()アフラック・インコーポレーテッドでは、定款の規定により、原則として、普通株式を48か月保有し続けると、1株につき10議決権を行使することができます。

(b) がん保険に関する取組の再確認

当社及びアフラック生命は、日本郵便及びかんば生命保険との間で実施してきたがん保険に関する取組を再確認し、今後も進展させるべく合理的な努力を行います。

(c) 新たな協業の取組の検討

がん保険に関する取組に加えて、当社、日本郵便、かんば生命保険及びアフラック生命の各社の企業価値向上に資することを目的とした新商品開発における協力や、デジタルテクノロジーの活用、国内外での事業展開や第三者への共同投資における協力、資産運用における協力など新たな協業の取組の検討を行います。

(d) 最高経営者会議及び戦略提携委員会

当社、アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック生命は、当社及びアフラック・インコーポレーテッドの各最高経営執行者による定例会議を「最高経営者会議」として引き続き活用し、戦略提携に関する事項も協議します。

また、これまで当社、日本郵便、かんば生命保険及びアフラック生命の間で開催してきた、各社の代表執行役、代表取締役等による定例会議を「戦略提携委員会」として引き続き活用し、戦略提携に関する事項も協議します。

(10) 楽天グループとの資本・業務提携

当社、日本郵便及び楽天グループ株式会社(東京都世田谷区、代表取締役会長兼社長三木谷浩史、以下「楽

天」)は、物流、モバイル、D Xなど様々な領域での連携を強化することを目的に、2021年3月12日、業務提携合意書を締結しました。

2021年3月29日、当社は、楽天グループの第三者割当増資による募集新株式の引受けを行い、同社の普通株式131,004千株を取得いたしました。

2021年4月28日、当社、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が楽天と業務提携合意書を改めて締結しました。

加えて、日本郵便は楽天との間で、2021年4月28日、楽天が設立する新会社(J P 楽天ロジスティクス合同会社。2021年7月2日に合同会社から株式会社への組織変更を行い、 J P 楽天ロジスティクス株式会社に商号変更。)に対して日本郵便が出資をすることに関する統合契約書及び J P 楽天ロジスティクスの運営等に関する株主間契約書を締結しました。

当社グループは、全国を網羅する郵便局や物流のネットワークを基盤に、人々の生活に必要な不可欠な社会インフラとしての役割を担っております。一方、楽天グループは70以上のサービスと1億以上の楽天会員を有し、独自の経済圏を形成しております。

両社グループは、本資本・業務提携に基づき、お客さまの利便性の向上、地域社会への貢献、そして事業の拡大を目的に、両社グループの経営資源や強みを効果的に生かしたシナジーの最大化を図ります。

また、両社グループは、引き続き、関係の更なる深化の可能性について幅広く検討してまいります。

業務提携の概要

2021年4月28日までに両社グループが合意しました業務提携の内容(その後の協議を踏まえて更新したもの)は、以下のとおりであります。

(a) 物流

- ・ 共同の物流拠点の構築
- ・ 共同の配送システム及び受取サービスの構築
- ・ R F C (楽天フルフィルメントセンター)の利用拡大及び日本郵便のゆうパック等の利用拡大に向けた、日本郵便・楽天グループ両社の協力・取組
- ・ 上記取組のための日本郵便・楽天グループの両社が出資する新会社の設立、物流D Xプラットフォームの共同事業化

(b) モバイル

- ・ 郵便局内のイベントスペースを活用した楽天モバイルの申込み等カウンターを設置(全国285か所、2022年3月末時点)
- ・ 日本郵便の配達網や郵便局ネットワークを活用したマーケティング施策の実施

(c) D X

- ・ 当社グループのD X推進のための当社グループと楽天グループの間の人材交流に関する協議・検討
- ・ 楽天グループによる当社グループのD X推進への協力

(d) 金融

- ・ 楽天カード(ゆうちょ銀行デザイン)の取扱いの開始(2021年12月1日から)
- ・ 楽天カード(ゆうちょ銀行デザイン)の状況を踏まえた、楽天カードの基盤を活用したゆうちょ銀行を発行主体とするクレジットカードに関する協議・検討
- ・ その他のキャッシュレス決済分野等での協業に関する協議・検討
- ・ 保険分野での協業に関する協議・検討

(e) E C

- ・ 楽天グループが運営するサイト内での日本郵便が取り扱う商品の販売の開始(2022年3月1日から)
- ・ 郵便局内での楽天市場の販売商品の注文申込みの受付(2022年4月1日~同年6月30日の期間で、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県内の2府4県の郵便局にて実施)

両社グループは、以上のほかにも企業価値の向上に資する戦略的な提携について協議、検討します。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度において、郵便局窓口事業及びその他事業にかかる不動産開発等、業務基盤系システムの更改等、お客さまサービスと業務効率化に資する経営基盤強化のための投資を行いました。

当連結会計年度における設備投資の内訳は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額 (百万円)	摘要
郵便・物流事業	75,715	次期基幹システムの更改(23,083百万円)等
郵便局窓口事業	105,043	虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業(48,866百万円)等
国際物流事業	34,654	
銀行業	54,223	ゆうちょ総合情報システムにかかる開発(42,202百万円)等
生命保険業	36,794	
その他	60,779	蔵前JPテラス(26,532百万円)等
計	367,211	
消去又は全社	1,126	
合計	366,084	

- (注) 1. 所要資金については、自己資金及び借入金で充当しております。
2. 設備投資には、無形固定資産の取得に係る投資を含んでおります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他		合計
東京通信病院 (東京都)	その他	診療施設	3,503	19	10,779 (21)		1,672	15,974	608 [193]
本社等 その他の施設 (東京都ほか)	その他	その他	32,882	145	75,155 (333)		11,516	119,700	877 [192]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。
3. 上記のほか、当社の連結会社以外の者との間で賃貸借している主要な設備はありません。

(2) 主要な連結子会社の状況

2023年3月31日現在

会社名	事業所名	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他		合計
日本郵便	本社・支社 (14か所)	郵便・物流 事業	荷扱所等	422,093	28,232	659,894 (4,874)	12,176	7,658	1,130,055	95,343 [94,547]
	郵便局 (20,056局)	郵便局窓口 事業	店舗、郵便局 施設等	359,837	609	552,832 (3,753)	2	225,382	1,138,665	80,607 [29,928]
	その他 (20か所)		合計	781,931	28,842	1,212,726 (8,628)	12,178	233,041	2,268,720	175,950 [124,475]
ゆうちょ 銀行	本社及び エリア本部 (14か所) 支店及び 出張所 (235か所) その他 (67か所)	銀行業	店舗、事務 センター等	75,954	585	63,917 (202)	-	49,758	190,216	11,742 [2,898]
かんぽ生命 保険	本社及び エリア本部 (14か所) 支店 (82か所)	生命保険業	店舗、本社等	35,590	40	43,112 (69)	4,189	9,497	92,429	19,148 [2,827]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。
2. 日本郵便における本社・支社、郵便局及びその他の設備の数は重複しておりません。また、帳簿価額はそれぞれのセグメントの区分に応じて分けて記載しております。
3. 日本郵便における郵便局数には閉鎖中の郵便局は含まれませんが、帳簿価額には含まれております。
4. 上記のほか、当社の連結会社以外の者から賃貸借している設備があります。日本郵便(年間賃借料68,874百万円)、ゆうちょ銀行(年間賃借料2,510百万円)、かんぽ生命保険(年間賃借料7,585百万円)であり、主要なものは日本郵便における郵便局施設となります。
5. 上記には、日本郵便が賃貸しているJPTower等の設備(400,872百万円)が含まれております。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。

(3) 主要な在外子会社の状況

2023年3月31日現在

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数(人)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地(面積千㎡)	その他	合計	
トール社及び同社傘下の子会社	LOYANG, SINGAPORE	国際物流事業	ロジステイクス施設	30,716	231		9,567	40,515	45 [-]
	TUAS, SINGAPORE	国際物流事業	ロジステイクス施設	12,611	1,038		1,105	14,755	188 [-]
	DAMPIER, AUSTRALIA	国際物流事業	ロジステイクス施設	2,363	261		2,340	4,965	40 [25]

- (注) 1. トール社及び同社傘下の子会社の所有する設備のうち、主要なものを記載しております。
2. 帳簿価額のうち「その他」には、IFRS第16号適用による使用权資産を含んでおります。
3. 上記には、当社の連結子会社以外の者から賃借している土地・建物等が含まれております。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は3月末の人員数を[]内に外書きで記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備等の新設等

2023年3月31日現在

セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)	資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				着手	完了
郵便・物流 事業	郵便局施設・設備の改修 (注2)	44,667	自己資金	2014年4月	2026年度
	次期基幹システムの更改	47,191	自己資金	2020年4月	2025年度
	電動車の購入	8,766	自己資金	2020年4月	2023年度
郵便局窓口 事業	郵便局施設・設備の改修 (注2)	14,955	自己資金	2014年4月	2026年度
	大阪駅前不動産開発(オフィス、 商業施設、劇場他)(注3)	27,937	自己資金	2020年10月	2023年度
	オープン出納機の更改	26,512	自己資金	2023年4月	2024年度
国際物流 事業	自動倉庫への投資(注4)	205 百万豪ドル	自己資金 リース	2022年10月	2024年度
銀行業	A T M (2019~2023年度)	9,582	自己資金	2020年1月	2023年度
	A T M (2024~2028年度)	26,180	自己資金		2028年度
	ゆうちょ総合情報システム (2023年度)	31,405	自己資金	2020年3月	2024年度
	ゆうちょ総合情報システム (2025年度)	18,313	自己資金	2022年6月	2025年度
	新AMLシステム	9,628	自己資金	2021年5月	2023年度
生命保険業	次世代システムの構築	47,083	自己資金	2021年4月	2025年度
その他	五反田不動産開発(オフィス、 ホテル、ホール他)	19,800	自己資金	2021年8月	2023年度
	名古屋栄計画(オフィス、商業 施設、ホテル、シネコン他)	7,173	自己資金	2022年7月	2025年度

- (注) 1. 投資予定額については、当連結会計年度末に計画されている投資予定額の総額から既支払額を差し引いた金額を記載しております。
2. 郵便局施設・設備の改修については、計画の見直し等により、投資予定額の総額、完了予定年月を変更しております。
3. 大阪駅前不動産開発の投資予定額については、共同事業者負担分を含みます。
4. 自動倉庫への投資については、使用権資産115百万豪ドルを含みます。
5. 上記のほか、中期経営計画に記載している投資計画については、各案件の投資額等を更に検討した上で、順次具体化してまいります。

(2) 重要な設備の除売却等

経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000,000
計	18,000,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,657,797,700	3,461,049,500	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式で、単元株式数は 100株であります。
計	3,657,797,700	3,461,049,500		

- (注) 1. 当社は、2007年10月1日に、4,320,000,000株(2015年8月1日付で実施した普通株式1株につき30株の割合の株式分割を反映した株式数)を、現物出資(現物出資当初の2007年10月1日の株式数は144,000,000株であり、郵政民営化法第38条の規定に基づき公社から出資(承継)された財産7,703,856百万円)により発行しております。
2. 当社は、2023年3月29日付の取締役会決議に基づき、2023年4月20日付で保有する自己株式のうち196,748,200株を消却しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年6月30日 (注1)	732,129,771	3,767,870,229		3,500,000		875,000
2022年5月20日 (注2)	110,072,529	3,657,797,700		3,500,000		875,000

- (注) 1. 2021年6月30日付の自己株式消却による、発行済株式総数の732,129,771株の減少であります。
2. 2022年5月20日付の自己株式消却による、発行済株式総数の110,072,529株の減少であります。
3. 当社は、2023年3月29日付の取締役会決議に基づき、2023年4月20日付で保有する自己株式のうち196,748,200株を消却しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	137	50	5,856	789	1,293	703,407	711,533	
所有株式数(単元)	12,559,568	5,334,575	1,017,338	1,081,732	6,836,227	14,613	9,730,306	36,574,359	361,800
所有株式数の割合(%)	34.33	14.58	2.78	2.95	18.69	0.03	26.60	100.00	

(注) 1. 自己株式196,848,273株は、「個人その他」に1,968,482単元、「単元未満株式の状況」に73株含まれております。

2. 株式給付信託が保有する当社株式1,140,500株は、「金融機関」に11,405単元含まれております。

3. 当社は、2023年3月29日付の取締役会決議に基づき、2023年4月20日付で保有する自己株式のうち196,748,200株を消却しましたが、所有株式数の割合は、消却前である2023年3月31日時点の発行済株式総数を分母として計算しております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関3丁目1-1	1,255,956	36.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	369,425	10.67
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	121,173	3.50
日本郵政社員持株会	東京都千代田区大手町2丁目3-1	93,029	2.68
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	45,568	1.31
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	31,821	0.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	28,313	0.81
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	28,027	0.80
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	25,849	0.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	20,057	0.57
計	-	2,019,222	58.34

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合につきましては、自己株式(196,848千株)を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託が保有する当社株式(1,140千株)を含めておりません。

2. 当社は、2023年3月29日付の取締役会決議に基づき、2023年4月20日付で196,748千株の自己株式の消却を実施し、発行済株式総数は3,461,049千株となっておりますが、発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、消却前である2023年3月31日時点の発行済株式総数を分母として計算しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 196,848,200		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,460,587,700	34,605,877	同上
単元未満株式	普通株式 361,800		同上
発行済株式総数	3,657,797,700		
総株主の議決権		34,605,877	

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、単元未満株式の買取請求による取得分を含めておりません。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式1,140,500株(議決権11,405個)が含まれております。
3. 「単元未満株式」欄には、自己株式(自己保有株式)が73株含まれております。
4. 当社は、2023年3月29日付の取締役会決議に基づき、2023年4月20日付で保有する自己株式のうち196,748,200株を消却しました。また、2023年5月15日付の取締役会において、当社普通株式346,000,000株、取得価額の総額3,000億円をそれぞれ上限として、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)及び立会市場における取引による当社自己株式の取得について決議しておりますが(取得期間については未定)、同決議に基づく自己株式の取得は本書提出日現在実施されておられません。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 日本郵政株式会社	東京都千代田区大手町 2丁目3-1	196,848,200		196,848,200	5.38
計		196,848,200		196,848,200	5.38

- (注) 1. 「自己名義所有株式数」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式1,140,500株を含めておりません。
2. 当社は、2023年3月29日付の取締役会決議に基づき、2023年4月20日付で保有する自己株式のうち196,748,200株を消却しました。その結果、自己株式の消却後の「自己名義所有株式数」は100,000株、「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は0.00%となっております。
3. また、2023年5月15日付の取締役会において、当社普通株式346,000,000株、取得価額の総額3,000億円をそれぞれ上限として、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)及び立会市場における取引による当社自己株式の取得について決議しておりますが(取得期間については未定)、同決議に基づく自己株式の取得は本書提出日現在実施されておられません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、2015年12月21日開催の当社報酬委員会において、当社の執行役並びに日本郵便の取締役(業務を執行していない取締役を除く。)及び執行役員(以下、併せて「本制度対象役員」といいます。)に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を新たに導入することを決定し、2016年4月26日開催の同委員会の決議において詳細を決定いたしました。

本制度の概要

当社及び日本郵便の業務執行を担う役員等の報酬と株式価値との連動性を明確にし、役員等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主のみならずと共有することにより、当社及び日本郵便の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する役員等の貢献意識を一層高めることを目的とするものであります。

本制度は、株式給付信託と称される仕組みを採用します。株式給付信託とは、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて株式市場から取得され、本制度対象役員に対して、予め定める株式給付規程に従って、当社株式及び一定割合の当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、本制度対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社の執行役又は日本郵便の取締役若しくは執行役員を退任した時とします。

本制度対象役員に給付される予定の当社株式の総数

1,113,900株(2023年5月31日現在)

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本制度対象役員を退任した者のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2021年10月6日)での決議状況 (取得期間2021年11月1日~2022年4月7日)	133,000,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	105,043,800	
当事業年度における取得自己株式	5,028,700	99,999
残存決議株式の総数及び価額の総額	22,927,500	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	17.2	0.0
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(注) 取引一任契約に基づく市場買付による当社自己株式の取得であります。

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2022年5月13日)での決議状況 (取得期間2022年5月16日~2023年3月9日)	278,000,000	200,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	196,748,200	199,999
残存決議株式の総数及び価額の総額	81,251,800	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	29.2	0.0
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(注) 取引一任契約に基づく市場買付による当社自己株式の取得であります。

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2023年5月15日)での決議状況 (取得期間 未定)	346,000,000	300,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(注) 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)及び立会市場における取引による取得であります。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	51	0
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	110,072,529	100,056	196,748,200	199,989
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	196,848,273		100,073	

- (注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれておりません。
2. 当事業年度及び当期間における保有自己株式数には、株式給付信託が保有する当社株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続して安定的に行うことを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を意識し、着実な株主への利益還元を実現するため、安定的な1株当たり配当を目指してまいります。

当社の剰余金の配当の決定機関は、経営の機動的な運営を確保するため、定款において取締役会と定めております。また、毎年3月31日、9月30日を基準日として、剰余金の配当をすることができる旨を定めております。

当事業年度の配当につきましては、業績等を総合的に判断した結果、普通株式の年間配当は、1株当たり50円といたします。

内部留保資金につきましては、企業価値の向上を目指すべく、成長機会獲得のための投資や資本効率を意識した資本政策などに活用してまいります。

なお、日本郵政株式会社法第11条に基づき、当社の剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)については、総務大臣の認可を受けなければその効力を生じません。

基準日が2023年3月期に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額
2023年5月15日 取締役会決議	173,047	50.00円

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社グループは、当社グループ各社がコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、当社が持株会社として以下の体制でグループ経営に臨むことにより、当社グループ全体としても適切なガバナンスの実現を図っております。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の考え方を基本として当社グループのコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

- (a) 郵便局ネットワークを通じて当社グループの主要3事業のユニバーサルサービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- (b) 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
- (c) お客さま、株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- (d) 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督のもと、迅速・果敢な意思決定・業務執行を行ってまいります。

また、当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に関する「日本郵政株式会社コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、コーポレートガバナンス体制を構築しております。

企業統治の体制等

(a) 企業統治の体制の概要

当社は指名委員会等設置会社であり、代表執行役社長が業務執行に関する迅速な意思決定を行い、取締役会がその状況を適切に監督し、社外取締役が過半数を占める指名委員会、報酬委員会及び監査委員会は、それぞれ、株主総会に提出する取締役選任議案の決定、取締役及び執行役の個人別報酬の決定、取締役及び執行役の職務執行の監査などを行っております。

また、当社は、代表執行役社長の諮問機関として経営会議及び投資委員会を設置し、重要な業務執行について協議・報告を行っております。さらに、コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会及び情報開示委員会の専門委員会を経営会議の諮問機関として設置し、これらの委員会が専門的な事項につき審議を行い、その結果を経営会議に報告することにより、経営全体として課題解決に取り組んでおります。

(b) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、以下の観点から「指名委員会等設置会社」を選択しております。

- イ．経営の基本方針の策定等の重要な意思決定及び監督とその決定に基づく業務執行とを分離し、経営の機動性を高めるとともに、取締役会による当社グループの経営監督体制を構築する。
- ロ．独立役員を中心とした取締役会並びに指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の3委員会の機能発揮により、社外の視点を経営に十分に活用するとともに、経営の意思決定の透明性及び公正性を確保する。
- ハ．すべてのステークホルダーのみなさまに対して、適切に説明責任を果たし得るコーポレートガバナンス体制を実現する。

(c) 会社の機関の概要

イ. 監督機能

取締役会

有価証券報告書提出日現在における取締役会は、取締役15名(うち社外取締役10名)で構成し、経営の基本方針等、法令で定められた事項のほか、特に重要な業務執行に関する事項等を決定するとともに、取締役及び執行役の職務の執行の監督を行っております。

〔議長〕 増田 寛也(取締役兼代表執行役社長)

〔構成員〕 飯塚 厚(取締役)、池田 憲人(取締役)、千田 哲也(取締役)、谷垣 邦夫(取締役)、岡本 毅(社外取締役)、肥塚 見春(社外取締役)、秋山 咲恵(社外取締役)、貝阿彌 誠(社外取締役)、佐竹 彰(社外取締役)、諏訪 貴子(社外取締役)、伊藤 弥生(社外取締役)、大枝 宏之(社外取締役)、木村 美代子(社外取締役)、進藤 孝生(社外取締役)

当事業年度は取締役会を12回開催し、グループ各社の経営課題の他、自己株式の取得、ゆうちょ銀行普通株式の売出し等の経営戦略上の重要案件について議論を行うとともに、グループの業績、リスク管理、コンプライアンス及び内部監査の状況等について報告を受けました。

個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数	出席率
取締役兼代表執行役社長〔議長〕	増田 寛也	12	12	100%
取締役	池田 憲人	12	12	100%
取締役	衣川 和秀	12	12	100%
取締役	千田 哲也	12	12	100%
社外取締役	三村 明夫(注1)	2	2	100%
社外取締役	石原 邦夫	12	12	100%
社外取締役	チャールズ・デイトマース・レイク二世	12	12	100%
社外取締役	広野 道子 (藤井 道子)(注2)	11	6	55%
社外取締役	岡本 毅	12	12	100%
社外取締役	肥塚 見春	12	12	100%
社外取締役	秋山 咲恵	12	11	92%
社外取締役	貝阿彌 誠	12	12	100%
社外取締役	佐竹 彰	12	12	100%
社外取締役	諏訪 貴子(注3)	10	10	100%

(注) 1 2022年6月17日に退任しております。

2 2023年2月28日に退任しております。

3 2022年6月17日に就任しております。

指名委員会

有価証券報告書提出日現在における指名委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名)で構成し、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。

なお、日本郵政株式会社法の規定により、当社の取締役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととされております。

〔委員長〕 岡本 毅(社外取締役)

〔委員〕 進藤 孝生(社外取締役)、増田 寛也(取締役兼代表執行役社長)

当事業年度は指名委員会を2回開催し、取締役候補者及び取締役候補者のスキルマトリックスについて審議、決定を行いました。個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数	出席率
社外取締役〔委員長〕	石原 邦夫	2	2	100%
社外取締役	岡本 毅	2	2	100%
社外取締役	三村 明夫(注)	1	1	100%
取締役兼代表執行役社長	増田 寛也	2	2	100%

(注) 2022年6月17日に退任しております。

報酬委員会

有価証券報告書提出日現在における報酬委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名)で構成し、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、同方針に基づき、個人別の報酬等の内容を決定しております。

〔委員長〕 肥塚 見春(社外取締役)

〔委員〕 大枝 宏之(社外取締役)、増田 寛也(取締役兼代表執行役社長)

当事業年度は報酬委員会を4回開催し、取締役及び執行役の個人別報酬並びに執行役の業績連動報酬について決定しました。その他、役員報酬制度の見直しについて議論を行いました。個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数	出席率
社外取締役〔委員長〕	岡本 毅	4	4	100%
社外取締役	石原 邦夫	4	4	100%
取締役兼代表執行役社長	増田 寛也	4	4	100%

監査委員会

有価証券報告書提出日現在における監査委員会は、取締役4名(うち社外取締役4名)で構成し、取締役・執行役の職務執行や、内部統制システムの構築・運用状況の監査、計算書類等に係る会計監査人の監査の方法・結果の相当性の監査、監査報告の作成等を行い、また、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定することとしております。

〔委員長〕 佐竹 彰(社外取締役、常勤)

〔委員〕 貝阿彌 誠(社外取締役)、諏訪 貴子(社外取締役)、伊藤 弥生(社外取締役)

活動状況については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況」をご参照ください。

ロ．執行機能

執行役社長

執行役社長は、取締役会から委任を受けた重要な業務の執行を決定し、また、重要な業務を執行します。

執行役社長以外の執行役

執行役社長以外の執行役は、取締役会が定める職務分掌における担当分野において、取締役会から委任を受けた業務の執行を決定し、また、業務を執行します。

また、企業統治に関して設置した各機関とは別に、業務執行上の意思決定の円滑と充実化のための諮問機関として、経営会議及び各専門委員会を設置しております。概要については以下のとおりであります。

経営会議

執行役社長の諮問機関として、執行役社長が指名する執行役で構成し、原則として、取締役会決議事項、執行役社長の権限事項等の協議を行うほか、グループの重要な経営状況等の報告を行っております。

投資委員会

執行役社長の諮問機関として、執行役社長が指名する執行役で構成し、原則として、高度な機密性を有する子会社等の新設、子会社等の株式の取得及び処分並びに他の会社への資本参加等の案件について協議を行っております。

コンプライアンス委員会

経営会議の諮問機関として、以下の者で構成し、当社及び当社グループのコンプライアンスに係る事項について審議を行い、その結果を経営会議に報告しております。

- ・コンプライアンス統括部、内部監査部、経営企画部及び人事部を担当する執行役
- ・コンプライアンス統括部長、内部監査部長、経営企画部長及び人事部長

サステナビリティ委員会

経営会議の諮問機関として、以下の者で構成し、当社及び当社グループのサステナビリティ経営に係る事項について審議を行い、その結果を経営会議に報告しております。

- ・サステナビリティ推進部、コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、お客さま満足推進部、総務部、人事部、経営企画部IR室及び広報部を担当する執行役

情報開示委員会

経営会議の諮問機関として、以下の者で構成し、当社の情報開示及び株主との対話に係る事項について審議を行い、その結果を経営会議に報告しております。

- ・経営企画部IR室、コンプライアンス統括部、経理・財務部を担当する執行役

八．グループ・ガバナンス体制

グループ協定等の締結

当社は、グループ運営規程を定め、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険とグループ協定等を締結し、グループ共通の理念、方針、その他のグループ運営に係る基本的事項について合意しており、これによりグループ各社が相互に連携・協力し、シナジー効果を発揮する体制を構築しております。

また、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明度確保に必要な事項については、当社が個別の承認・協議又は報告を求めることにより、グループ・ガバナンスを確保しております。

グループ運営会議

日本郵政グループ協定に基づき、効率的かつ効果的なグループ運営を推進するため、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、グループ会社の経営陣の認識の共有を図る場として、以下の者で構成するグループ運営会議を設置しております。

- ・当社の執行役社長と執行役副社長若干名
- ・日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の社長

(d) 内部統制システムの整備の状況

当社は、当社グループの経営方針に則り、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る「日本郵政株式会社内部統制システムの構築に係る基本方針」を定めるとともに、コンプライアンス、内部監査、リスク管理、情報セキュリティなどの内部統制について、グループ協定等を締結することにより当社グループ各社に態勢の整備を求めています。

また、当社グループ各社から報告を求めることにより、適切な運営が行われているかを常にモニタリングし、必要に応じて改善のための指導を行っております。運用状況は以下のとおりであります。

イ．内部統制システム全般

- ・当社は、当社グループの内部統制及びコーポレートガバナンスのさらなる強化を目的として、「内部統制等総括会議」を設置し、内部統制又はコーポレートガバナンスに関する必要な事項について審議しております。
- ・内部統制部門を所管する執行役が、「内部統制システムの構築に係る基本方針」の運用状況について、四半期ごとに内部統制等総括会議及び取締役会等(取締役会、監査委員会及び経営会議をいいます。以下同じ。)に報告することにより、内部統制システムが有効に機能しているか確認しております。

ロ．グループ運営体制

- ・当社は、事業子会社との間で日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書(以下「グループ運営覚書」といいます。)を締結し、グループ共通の理念、方針その他のグループ運営に係る基本的事項について合意しており、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について、承認・協議を行う又は報告を求める体制を構築しております。
- ・また、監督官庁等からの命令等に関する報告や営業・業務に関する報告等の項目についても、適切な運用を行っております。
- ・グループ運営覚書に基づき、事業子会社から重要なグループ内取引等について報告等を受け、当社において点検を行い、グループ内取引が適正に行われていることを確認しております。

ハ．コンプライアンス体制

- ・当社グループでは、コンプライアンスが経営の最重要課題のひとつであることを認識し、コンプライアンス委員会及び業務推進部署から独立したコンプライアンス統括部署の設置等、実効性のあるコンプライアンス態勢を整備しております。
- ・また、グループのコンプライアンス経営の推進に係る方針、具体的な運用、お客さまに特にご迷惑をおかけした重大なコンプライアンス違反事案(犯罪に該当する行為も含む。)ほか営業・業務上の課題も含めた諸問題への対応等について情報共有・協議等を行うため、グループコンプライアンス委員会を設置し、同委員会において報告された重要な事項を取締役会等に報告しております。
- ・コンプライアンス推進の具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、その取組状況を四半期ごとにコンプライアンス委員会及び取締役会等に報告しております。
- ・「コンプライアンス・ハンドブック」の作成・配布、研修の実施等により役員及び社員のコンプライアンス意識向上に取り組んでおります。
- ・コンプライアンス違反等が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内窓口、社外窓口及び不適正金融営業通報窓口を設置し、その利用について情報紙を定期的に発行する等して役員及び社員へ周知しております。なお、かんば生命保険商品及び投資信託等のグループ会社を取り扱う金融営業専用の不適正金融営業通報窓口では、コンプライアンス違反等とは明確に認められない事象も含めて通報を受け付けられるよう周知し、運用を図っております。
- ・公益通報者保護法の改正内容に沿って通報できる者の範囲を拡大して通報者保護の充実を図るとともに、セキュアな環境で、かつ、利便性を向上させるためのポータルサイトとして「ワンストップ相談・通報プラットフォーム」を導入するとともに、外部の弁護士が通報の受け付けから調査、結果通知までの一連の対応を行うことができる「外部専門チーム」を新設するなどして、内部通報制度の改善に取り組んでおります。
- ・FATF第4次対日相互審査結果(2021年8月30日公表)等、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融の防止に向けた国際的な要請を踏まえ、グループ共通の重要課題である「継続的顧客管理」、

「取引モニタリング」、「法人の実質的支配者の管理」について、グループコンプライアンス委員会等で進捗状況等を確認するなど、グループの推進態勢を強化しております。

ニ．反社会的勢力排除体制

- ・当社グループでは、「日本郵政グループ行動憲章」、「経営トップの宣言」や「反社会的勢力に対する基本方針」をグループ各社のホームページに掲載する等により、社内外に向けて反社会的勢力との関係を遮断し被害を防止することを宣言しております。
- ・反社会的勢力との対応については、反社会的勢力との対応を統括する部署を設置し、関連情報の一元的管理、対応マニュアルの整備、契約書等への暴力団排除条項の導入指導等を行うとともにグループ各社や外部専門機関とも連携して、組織全体として関係遮断・排除に取り組んでおります。

ホ．リスク管理体制

- ・当社グループでは、グループ運営覚書にグループ各社の管理対象リスクや当社への報告事項などリスク管理に係る基本事項を定め、グループのリスク管理状況や改善状況をモニタリングし、グループ全体のリスク管理の状況を取締役会等に報告しております。
- ・また、日本郵政グループオペレーショナルリスク管理連絡会などを通じグループ各社のリスク管理の向上に向けた情報共有・協議を実施しております。
- ・さらに、当社グループでは、グループ全体のリスクをコントロールする枠組みとして、R A F（リスクアペタイト・フレームワーク）を導入し、経営層が経営計画とともに取得するリスクと種類を承認し、想定外損失の回避、リスク・リターンの向上、アカウントビリティの確保を通じて企業価値の向上を目指しております。
- ・また、当社グループでは、外部環境の変化や事業戦略等を踏まえ、毎年、役員アンケートを通じてグループ事業に重大な影響を及ぼすリスクの見直しを行い、上位10項目をトップリスクとして、また、それ以外の重要リスクを含めて、有価証券報告書「事業等のリスク」において開示しております。これらのリスクに対する改善策の策定、取組状況をモニタリングし、取締役会等に報告し、レビューを受けるP D C Aサイクルを回しております。
- ・当社は、グループ運営覚書において定められた危機管理態勢及び危機対応策等に関するルールに基づき、グループ各社の危機管理態勢の有効性の確認、災害発生時の報告・情報共有の実施、緊急時における情報伝達体制の確認等を行い、危機管理態勢の整備状況、訓練の実施状況について日本郵政グループ危機管理委員会へ報告しております。
- ・また、新型コロナウイルス感染症に対しては、グループ内での統一した対処方針を決定の上、対策を実施しております。
- ・当社は、事業子会社のミスコンダクト事象及び事業子会社の会議体に報告されているグループの価値を大きく毀損する可能性のある事象について、原則週次で各社から報告を受け、それらの事象に関するS N S投稿状況等をモニタリングし、その結果を経営陣へ報告しております。なお、緊急で発生した場合は発生の都度、報告しております。

ヘ．内部監査体制

- ・当社グループは、2022年9月に、グループ各社が実施する内部監査の基本的な考え方を示した「グループ内部監査基本方針」を制定いたしました。
- ・当社は、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告しております。
- ・内部監査発見事項の措置状況を四半期ごとに確認し、その結果を取締役会等に報告しております。
- ・事業子会社の内部監査活動状況等を四半期ごとに把握・評価し、取締役会等に報告しております。
- ・また、郵便局等のフロントラインの実態を把握するため、予備監査的なヒアリング活動（オンサイトモニタリング）を実施しております。

ト．財務報告に係る体制

- ・当社は、金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(企業会計審議会)に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。また、年度評価計画、進捗状況、当社及び当社グ

グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の判断結果等を取締役会等に報告しております。

チ．情報保存管理体制

- ・当社は、文書管理規程において各種情報の保存及び管理の方法等を明確化しております。
- ・文書決裁、保存までのプロセスを電子化した「統合文書管理システム」を適切に運用しております。
- ・経営会議及び専門委員会の議事録については、正確に記録・作成し、情報の保存及び管理を適切に行っております。

リ．効率的職務執行体制

- ・当社では、経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について審議しております。また、定期的にグループ運営会議を開催し、グループ経営に関する重要事項の課題等を議論しております。
- ・グループ運営会議では定例案件の経営情報報告に加え、事業子会社へ寄せられているお客さまの声・社員の声の状況、オペレーショナルリスクの発生状況、SNS上の投稿等のデータの分析結果等について共有し、議論しております。
- ・組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌並びに執行役の職務権限及び責任を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図っております。

ヌ．監査委員会関連体制

- ・内部監査部門及びコンプライアンス部門等、内部統制部門を所管する執行役は監査委員会に定期的に報告を行うとともに、役員及び社員は監査委員会の監査に必要な情報を随時報告しております。また、監査委員会が必要と認めるときには、監査委員会は内部監査部門を所管する執行役に対して調査を求め、又はその職務の執行について具体的に指示を行うこと、内部監査部門の重要な人事、中期監査計画及び年度監査計画の策定等は、監査委員会の同意を得た上で行うことしております。
- ・監査委員会の職務を補助するため、執行部門から独立した事務局を設置し、必要な人員を配置しております。また、監査委員会の職務の執行に必要な費用については、必要額を予算計上等し、監査委員会の活動が制約なく行われるようにしております。
- ・代表執行役と監査委員会は、経営上の重要事項について定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努めております。監査委員会は、会計監査人及び事業子会社の監査委員会又は監査役と定期的に意見交換を行うなどして連携を図っております。

また、「内部統制システムの構築に係る基本方針」は、以下のとおり取締役会において決議しております。

〔日本郵政株式会社内部統制システムの構築に係る基本方針〕

- 1 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「3事業会社」という。)との間で日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書(以下「グループ運営覚書」という。)を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項(グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項を含む。)等について、事前承認申請又は報告(株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険にあつては事前協議又は報告)を求める。
 - (2) 上記(1)その他の方法により把握した情報のうち、グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については、速やかに経営会議及び取締役会に報告する。
 - (3) グループ内取引が適正に行われ、グループ各社の健全性に重大な影響を及ぼすことのないよう、グループ運営覚書において、グループ内取引に関する基本方針及びグループ各社が遵守すべき事項等について定める。
- 2 当社の執行役及び使用人並びに子会社の取締役、執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) グループの経営理念、経営方針及び行動憲章を定め、グループ各社の役職員が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、グループ運営覚書において、コンプライアンス態勢の基本的枠組みを構築する。
 - (2) グループのコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会及びグループコンプライアンス委員会を設置し、グループの経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、営業・業務上の課題も含めた諸問題への対応等について審議し、重要な事項を経営会議、監査委員会及び取締役会に報告する。
 - (3) 当社の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。また、グループ運営覚書において、3事業会社にコンプライアンス・マニュアルの作成、研修の実施などによるコンプライアンスの徹底を求める。
 - (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、グループの行動憲章に基づき、グループ全体として断固対決する姿勢を持ち、反社会的勢力との一切の関係を遮断し排除する。また、平素からグループ各社及び警察等の外部専門機関と連携をとり、違法行為や不当要求行為等には毅然と対応する。
 - (5) グループの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、グループ運営覚書において、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び報告に関するルールを定める。また、財務報告に係る内部統制の整備等を統括する部署及び財務報告に係る内部統制の独立的評価を実施する部署を設置し、グループの財務報告の信頼性の確保に努めるとともに、重要な事項を必要に応じて経営会議、監査委員会及び取締役会に報告する。
 - (6) 法令又は社内規則の違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知する。
 - (7) 被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施する。また、グループ運営覚書において、3事業会社に実効性のある内部監査を求めるとともに、内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等のモニタリングを行い、その結果を経営会議、監査委員会及び取締役会に報告する。
- 3 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) グループリスク管理における基本方針として、リスク管理の基本原則、管理対象リスクなどリスク管理に当たって遵守すべき基本事項をグループ運営覚書に定める。
 - (2) グループのリスク管理を統括する部署を設置し、グループが抱えるリスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、発生リスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、グループのリスク管理の実施状況を、経営会議、監査委員会及び取締役会に報告する。
 - (3) 当社のリスク管理について、管理方針及び管理規程により、リスクの区分、管理方法、管理態勢等を定めて実施する。また、リスク管理に係る重要な事項は経営会議において審議する。
 - (4) 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、グループ運営覚書において、危機管理態勢及び危機対応策等に関するルールを定める。

4 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営会議規則及び文書管理規程等において、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

5 当社の執行役並びに子会社の取締役及び執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。

(2) 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌並びに執行役の職務権限及び責任を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。

(3) 効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、認識の共有を図るためにグループ運営会議を設置する。

6 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の使用人を配置する。

7 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会事務局の使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。

8 監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局の使用人は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の指揮命令に従い、調査を行い報告を受ける等の業務を実施する。

9 監査委員会への報告に関する体制

(1) 内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的にグループの内部統制に係る業務の執行状況を報告する。

(2) 内部監査部門を所管する執行役は、グループの内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。この場合において、監査委員会が必要と認めたときには、監査委員会は内部監査部門を所管する執行役に対して調査を求め、またはその職務の執行について具体的に指示を行うものとする。

(3) コンプライアンス部門を所管する執行役は、グループのコンプライアンス推進状況及びコンプライアンス違反の発生状況等について、定期的に監査委員会に報告する。

また、内部通報等により発覚したグループの重大なコンプライアンス違反事案（そのおそれのある事案を含む。）については、速やかに監査委員に報告する。

(4) 執行役及び使用人は、グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。

(5) 執行役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、グループの業務執行に関する事項を報告する。

(6) 監査委員会又は監査委員に報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならないものとする。

10 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

執行役及び使用人は、監査委員が監査委員会の職務の執行として弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を会社に対して請求したときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。

11 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表執行役は、当社の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。

(2) 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。

(3) 監査委員会は、その職務の執行に当たり、3事業会社の監査委員会又は監査役と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。

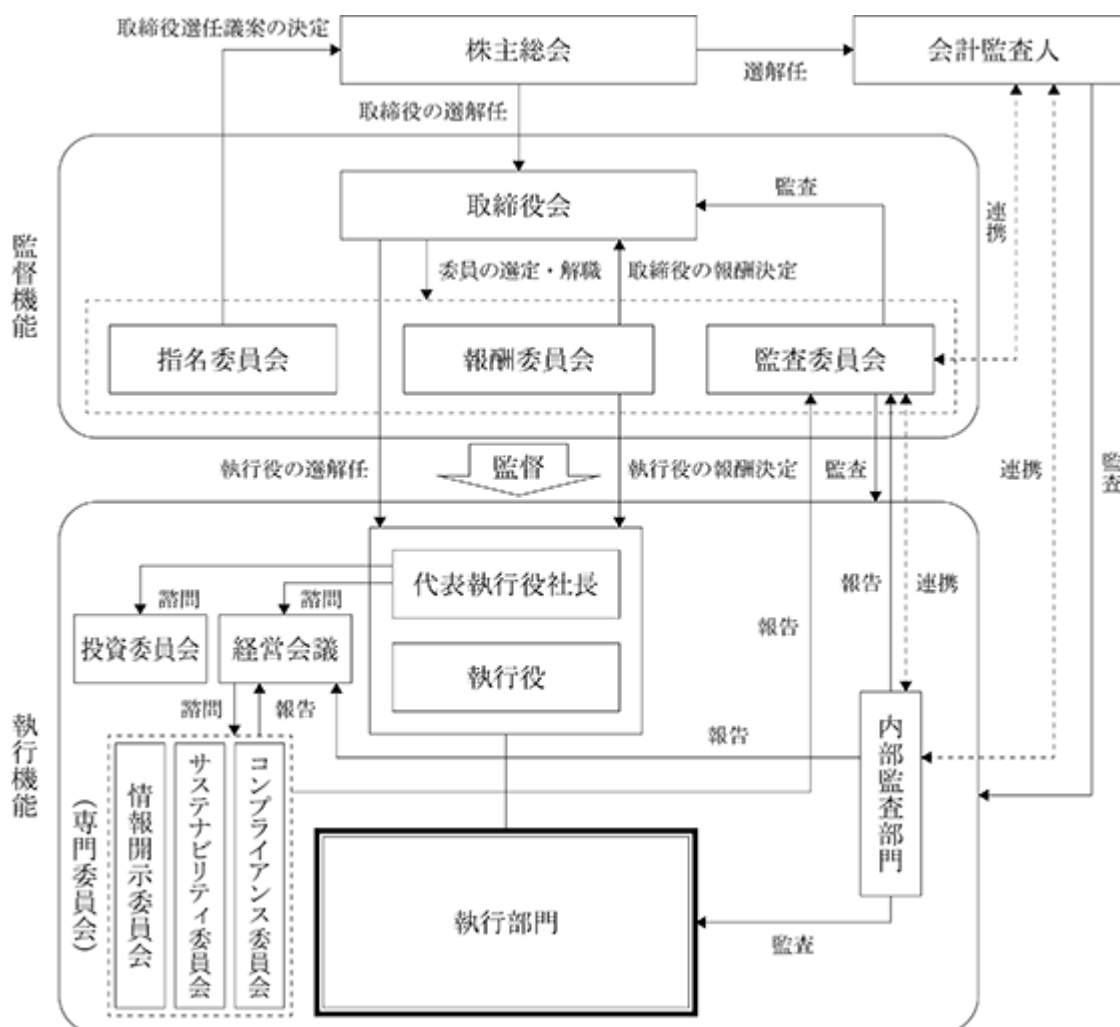
(4) 内部監査部門の重要な人事は、監査委員会の同意を得た上で行う。

(5) 内部監査計画のうち中期監査計画及び年度監査計画の策定等は、監査委員会の同意を得た上で行う。

(e) 当社のコーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制図は、次のとおりであります。

[模式図(参考資料)]



(f) 取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(同項に定める非業務執行取締役等であるものに限る。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当社と当該取締役との間で当該契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に掲げる金額の合計額としております。

(g) 取締役等との補償契約

当社は、すべての取締役及び執行役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(h) 役員等損害賠償責任保険契約

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する損害賠償責任保険を締結しており、被保険者である当社及び当社の子会社である日本郵便のすべての取締役、執行役、執行役員及び監査役が、会社の役員（執行役員を含む。）としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は当該役員が職務を行う会社が全額負担しております。

(i) 取締役の定数

当社に、20名以内の取締役を置く旨を定款で定めております。

(j) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

また、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨及び補欠取締役の任期は、他の取締役の任期の満了の時までとする旨を定款で定めております。

(k) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(l) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

なお、日本郵政株式会社法第11条の規定により、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)の決議は、総務大臣の認可を受けなければその効力を生じません。

(m) 取締役及び執行役の責任免除

取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

男性34名 女性7名(役員のうち女性の比率17.1%)

取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (代表執行役社長) 指名委員会委員 報酬委員会委員	増田 寛也	1951年12月20日	1977年4月 建設省入省 1995年4月 岩手県知事 2007年8月 総務大臣 内閣府特命担当大臣(地方分権改革) 2009年4月 株式会社野村総合研究所顧問 東京大学公共政策大学院客員教授 当社代表執行役社長 2020年1月 同 取締役兼代表執行役社長 2020年6月 同 取締役兼代表執行役社長 日本郵便株式会社取締役(現職) 株式会社ゆうちょ銀行取締役(現職) 株式会社かんぽ生命保険取締役(現職) 2021年6月 当社取締役兼代表執行役社長 グループCEO(現職)	(注) 2	
取締役 (代表執行役副社長)	飯塚 厚	1959年5月12日	1983年4月 大蔵省入省 2011年7月 財務省理財局次長 2012年12月 内閣官房日本経済再生総合事務局次長 2014年7月 財務省理財局次長 2015年7月 東海財務局長 2016年6月 国税庁次長 2017年7月 財務省関税局長 2018年11月 S O M P Oホールディングス株式会社顧問 2019年1月 損保ジャパン日本興亜総合研究所株式会社(現 S O M P Oインスティテュート・プラス株式会社)理事長 2020年6月 当社専務執行役 2021年4月 日本郵便株式会社専務執行役員 2021年6月 当社代表執行役副社長 グループCFO 2023年6月 当社取締役兼代表執行役副社長 グループCFO(現職)	(注) 2	
取締役	池田 憲人	1947年12月9日	1970年4月 株式会社横浜銀行入行 1996年6月 同 取締役 2001年4月 同 代表取締役 2003年6月 同 取締役 横浜キャピタル株式会社代表取締役会長 2003年12月 株式会社足利銀行頭取(代表取締役) 2004年6月 同 頭取(代表執行役) 2008年9月 A . T . カーニー特別顧問 2012年2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長 2016年4月 株式会社ゆうちょ銀行代表執行役社長 2016年6月 同 取締役兼代表執行役社長(現職) 当社取締役(現職)	(注) 2	3,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	千田 哲也	1960年4月22日	1984年4月 郵政省入省 2011年7月 株式会社かんぽ生命保険執行役 経営企画部長 2013年6月 当社常務執行役 2013年7月 株式会社かんぽ生命保険常務執行 役 2016年6月 同 専務執行役 2017年11月 当社専務執行役 2019年4月 株式会社かんぽ生命保険代表執行 役副社長 2019年8月 当社常務執行役 2020年1月 株式会社かんぽ生命保険代表執行 役社長 2020年6月 同 取締役兼代表執行役社長 当社取締役(現職) 2023年6月 日本郵便株式会社代表取締役社長 兼執行役員社長(現職)	(注)2	5,200
取締役	谷垣 邦夫	1959年8月26日	1984年4月 郵政省入省 2006年1月 当社部長(実施計画担当) 2007年10月 同 総務・人事部長 2008年6月 同 執行役 経営企画部長 2009年6月 同 常務執行役 経営企画部長 2013年1月 同 専務執行役 2016年6月 株式会社かんぽ生命保険執行役副 社長 2017年1月 日本郵便株式会社執行役員副社長 2018年4月 当社常務執行役 2019年4月 同 専務執行役 2021年11月 株式会社ゆうちょ銀行執行役副社 長 2023年6月 株式会社かんぽ生命保険取締役兼 代表執行役社長(現職) 当社取締役(現職)	(注)2	17,900
取締役 指名委員会委員長	岡本 毅	1947年9月23日	1970年4月 東京ガス株式会社入社 2002年6月 同 執行役員 2004年4月 同 常務執行役員 2004年6月 同 取締役常務執行役員 2007年4月 同 代表取締役副社長執行役員 2010年4月 同 代表取締役社長執行役員 2014年4月 同 取締役会長 2016年6月 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役 2018年4月 東京ガス株式会社取締役相談役 2018年6月 当社取締役(現職) 2018年7月 東京ガス株式会社相談役(現職)	(注)2	5,600
取締役 報酬委員会委員長	肥塚 見春	1955年9月2日	1979年4月 株式会社高島屋入社 2007年5月 同 執行役員 2009年3月 同 上席執行役員 2010年2月 株式会社岡山高島屋代表取締役社 長 2013年5月 株式会社高島屋取締役 2013年9月 同 代表取締役専務 株式会社岡山高島屋取締役 株式会社高島屋取締役 2016年3月 同 顧問 2016年5月 Dear Mayuko株式会社代表取締役 社長 2016年10月 同 顧問 2018年3月 同 顧問 2018年6月 当社取締役(現職) 2020年3月 株式会社高島屋参与	(注)2	5,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	秋山 咲恵	1962年12月1日	1987年4月 アーサーアンダーセン・アンド・カンパニー(現 アクセンチュア株式会社)入社 1994年4月 株式会社サキコーポレーション設立 代表取締役社長 2018年9月 同 ファウンダー(顧問)(現職) 2019年6月 当社取締役(現職)	(注)2	1,600
取締役 監査委員会委員	貝阿彌 誠	1951年10月5日	1978年4月 裁判官任官 2000年4月 東京地方裁判所部総括判事 2007年7月 法務省大臣官房訟務総括審議官 2009年7月 東京高等裁判所判事 2009年12月 和歌山地方・家庭裁判所所長 2011年1月 長野地方・家庭裁判所所長 2012年11月 東京高等裁判所部総括判事 2014年7月 東京家庭裁判所所長 2015年6月 東京地方裁判所所長 2017年2月 弁護士登録(現職) 2018年9月 大手町法律事務所弁護士(現職) 2020年6月 当社取締役(現職)	(注)2	
取締役 監査委員会委員長	佐竹 彰	1955年12月8日	1979年4月 住友商事株式会社入社 2011年4月 同 執行役員資源・化学品事業部門資源・化学品総括部長 2013年4月 同 常務執行役員財務部長 2016年4月 同 専務執行役員 2017年6月 住友精密工業株式会社取締役専務執行役員 2018年6月 同 代表取締役副社長執行役員 2019年4月 住友商事株式会社顧問 2019年6月 株式会社かんぼ生命保険社外取締役 2020年6月 当社取締役(現職)	(注)2	
取締役 監査委員会委員	諏訪 貴子	1971年5月10日	1995年10月 株式会社ユニシアジェックス(現日立Astemo株式会社)入社 2004年4月 ダイヤ精機株式会社代表取締役(現職) 2018年6月 日本郵便株式会社社外取締役 2022年6月 当社取締役(現職)	(注)2	
取締役 監査委員会委員	伊藤 弥生	1964年3月1日	1986年4月 日本電信電話株式会社入社 1988年7月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社(現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)入社 2008年4月 同 公共システム事業本部ビジネス企画推進室長 2016年4月 日本マイクロソフト株式会社エンタープライズパートナー営業統括本部シニアビジネスデベロプメントマネージャー 2017年2月 ヤマトホールディングス株式会社デジタルイノベーション推進室推進部長 2018年6月 同 IT戦略担当戦略部長 2019年5月 ユニゾホールディングス株式会社常務執行役員 2020年11月 S Gシステム株式会社入社 2021年4月 同 執行役員 2023年6月 当社取締役(現職)	(注)2	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 報酬委員会委員	大枝 宏之	1957年3月12日	1980年4月 日清製粉株式会社(現 株式会社日清製粉グループ本社)入社 2008年6月 株式会社日清製粉グループ本社執行役員 日清製粉株式会社常務取締役業務本部長 2009年6月 株式会社日清製粉グループ本社取締役 2010年6月 日清製粉株式会社専務取締役業務本部長 2011年4月 株式会社日清製粉グループ本社取締役社長 2012年4月 日清製粉株式会社取締役社長兼任 2015年4月 同 取締役会長兼任 2017年4月 株式会社日清製粉グループ本社取締役相談役 2017年6月 同 特別顧問(現職) 株式会社製粉会館取締役社長 2023年6月 当社取締役(現職)	(注)2	
取締役	木村 美代子 (酒川 美代子)	1964年6月12日	1988年4月 プラス株式会社入社 1999年5月 アスクール株式会社入社 2010年2月 アスマル株式会社代表取締役社長 2017年8月 アスクール株式会社取締役CMO(チーフ・マーケティング・オフィサー)執行役員 B to Cカンパニーライフクリエーション本部長兼パリュウ・クリエーション・センター本部長 2020年3月 同 取締役 マーチャンダイジング本部管掌CMO(チーフ・マーケティング・オフィサー)執行役員 2021年5月 同 取締役 ブランディング、デザインおよびサプライヤーリレーション担当 2022年9月 株式会社キングジム取締役常務執行役員開発本部長(現職) 2023年6月 当社取締役(現職)	(注)2	
取締役 指名委員会委員	進藤 孝生	1949年9月14日	1973年4月 新日本製鐵株式会社(現 日本製鉄株式会社)入社 2005年6月 同 取締役経営企画部長 2006年6月 同 執行役員経営企画部長 2007年4月 同 執行役員総務部長 2009年4月 同 副社長執行役員 2009年6月 同 代表取締役副社長 2012年10月 新日鐵住金株式会社(現 日本製鉄株式会社)代表取締役副社長 2014年4月 同 代表取締役社長 2019年4月 日本製鉄株式会社代表取締役会長(現職) 2023年6月 当社取締役(現職)	(注)2	10,000
計					49,400

(注)1. 取締役 岡本 毅、肥塚 見春、秋山 咲恵、貝阿彌 誠、佐竹 彰、諏訪 貴子、伊藤 弥生、大枝 宏之、木村 美代子、進藤 孝生は、社外取締役であります。

2. 2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

取締役を兼務しない執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役専務	加藤 進康	1965年2月17日	1987年4月 郵政省入省 2007年10月 株式会社かんぽ生命保険経営企画部長 2011年4月 同 人事部長 2013年2月 同 支払管理部長兼支払サービス室長 2013年4月 同 執行役 支払管理部長兼支払サービス室長 2013年10月 同 執行役 支払管理部長 2015年9月 同 執行役 保険金部長 2016年6月 同 常務執行役(～2021年6月) 2017年6月 当社常務執行役(～2020年6月) 2021年6月 当社常務執行役 日本郵便株式会社常務執行役員 2022年6月 当社常務執行役 グループC A O 2023年6月 同 代表執行役専務(現職) 日本郵便株式会社専務執行役員(現職)	(注)	900
専務執行役	山代 裕彦	1955年7月18日	1980年4月 三井不動産株式会社入社 2005年4月 同 ビルディング本部ビルディング事業部長 2007年4月 同 ビルディング本部ビルディング事業第一部長 兼三井記念病院建替事業支援室長 2009年4月 同 執行役員ビルディング本部ビルディング事業第一部長 兼三井記念病院建替事業支援室長 2011年4月 同 常務執行役員関西支社長 2015年4月 同 グループ上席執行役員 三井不動産リアルティ株式会社代表取締役社長 2020年4月 同 代表取締役副会長 三井不動産株式会社顧問 2021年7月 当社専務執行役(現職) 2022年4月 日本郵便株式会社専務執行役員(現職)	(注)	
専務執行役	浅井 智範	1963年9月30日	1988年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 2013年4月 みずほ証券株式会社財務企画部長 2015年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ監査委員会室審議役 2015年7月 同 監査委員会室長 2018年7月 当社経理・財務部付部長 2019年7月 同 執行役 2020年2月 同 執行役 経理・財務部長 2021年4月 日本郵便株式会社執行役員 2021年6月 当社常務執行役 経理・財務部長 日本郵便株式会社常務執行役員 2021年10月 当社常務執行役 2023年6月 同 専務執行役(現職) 日本郵便株式会社専務執行役員(現職)	(注)	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
専務執行役	早川 真崇	1975年1月15日	<p>2000年10月 検事任官(東京地方検察庁)</p> <p>2008年7月 法務省刑事局付(総務課)</p> <p>2011年4月 徳島地方検察庁三席検事</p> <p>2013年4月 千葉地方検察庁</p> <p>2014年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) (現職)</p> <p>渥美坂井法律事務所・外国法共同 事業入所(オブカウンスル)</p> <p>2015年5月 同 パートナー</p> <p>2016年1月 同 シニアパートナー</p> <p>2022年4月 当社常務執行役 グループCCO</p> <p>日本郵便株式会社常務執行役員</p> <p>2023年6月 当社専務執行役 グループCCO (現職)</p> <p>日本郵便株式会社専務執行役員 (現職)</p>	(注)	500
常務執行役	福本 謙二	1951年3月6日	<p>1975年4月 郵政省入省</p> <p>2010年10月 当社経営企画部付部長</p> <p>2013年6月 同 常務執行役(現職)</p> <p>2021年4月 日本郵便株式会社常務執行役員 (現職)</p>	(注)	9,400
常務執行役	古里 弘幸	1958年10月28日	<p>1981年4月 株式会社日立製作所入社</p> <p>2002年4月 同 金融システム事業部アプリ ケーション開発本部長</p> <p>2007年4月 同 金融システム事業部全国金融 システム本部長</p> <p>2010年10月 同 アプリケーションサービス事 業部副事業部長</p> <p>2011年4月 同 産業・流通システム事業部副 事業部長</p> <p>2013年4月 同 アプリケーションサービス事 業部長</p> <p>2016年4月 株式会社日立システムズ執行役 員 金融事業グループ副グループ 長</p> <p>2017年4月 同 常務執行役員 金融事業グ ループ長</p> <p>2019年4月 当社常務執行役</p> <p>2021年4月 日本郵便株式会社常務執行役員 (現職)</p> <p>2021年6月 当社常務執行役 グループCIO (現職)</p>	(注)	2,400
常務執行役	正村 勉	1959年12月10日	<p>1980年4月 日立ソフトウェアエンジニアリン グ株式会社(現 株式会社日立ソ リューションズ)入社</p> <p>2010年4月 同 技術開発本部長</p> <p>2010年10月 株式会社日立ソリューションズ 技術開発統括本部技術開発本部長</p> <p>2012年4月 同 理事 技術統括本部副統括本 部長</p> <p>2013年4月 同 理事 プラットフォームソ リューション事業本部サービスビ ジネス事業部長</p> <p>2013年11月 当社グループIT統括部付部長</p> <p>2014年1月 同 執行役</p> <p>2015年6月 同 執行役 グループIT企画部 長</p> <p>2016年4月 同 執行役 グループIT統括部 情報セキュリティ室長</p> <p>2021年4月 同 執行役</p> <p>日本郵便株式会社執行役員</p> <p>2021年6月 当社常務執行役 グループCISO (現職)</p> <p>日本郵便株式会社常務執行役員 (現職)</p>	(注)	900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	中田 裕人	1967年4月17日	1991年4月 建設省入省 2014年7月 国土交通省住宅局安心居住推進課長 2015年10月 同 土地・建設産業局不動産市場整備課長 2016年7月 同 土地・建設産業局不動産課長 2018年7月 同 総合政策局政策課長 2019年7月 同 大臣官房参事官(会計担当) 2020年7月 同 大臣官房会計課長 2021年6月 当社常務執行役(現職)	(注)	
常務執行役	一木 美穂 (吉田 美穂)	1969年7月22日	1992年4月 郵政省入省 2008年8月 郵便局株式会社(現 日本郵便株式会社)本社経営企画部担当部長 2012年4月 同 改革推進室長 2012年10月 日本郵便株式会社 本社郵便局総本部経営管理部改革推進室長 2013年4月 同 経営企画部郵便局改革推進室長 2014年9月 同 総務・人事部女性活躍室長 2015年4月 同 人事部女性活躍室長 2017年4月 同 人事部人材研修育成室長 2019年4月 同 経営企画部調査室長 2020年4月 同 調達部長 2020年10月 同 金融営業推進部長 2021年4月 同 執行役員(南関東支社長) 2023年4月 当社常務執行役(現職) 日本郵便株式会社常務執行役員(現職)	(注)	1,400
常務執行役	中俣 力	1961年12月25日	1985年4月 日本電気株式会社入社 2003年7月 同 官庁営業本部グループマネージャー 2008年4月 同 官公ソリューション事業本部官公営業本部統括マネージャー 2010年4月 同 官公営業本部長代理 2013年4月 同 官公営業本部長 2015年4月 同 執行役員 2017年4月 同 執行役員常務 2023年4月 当社常務執行役(現職)	(注)	
常務執行役	飯田 恭久	1965年5月2日	1992年1月 ジレット・ジャパン社(現P&G)入社 1999年8月 ウォルト・ディズニー・インターナショナル・ジャパン株式会社入社 2002年8月 ダイソン・ジャパン株式会社入社 代表取締役社長 2006年4月 楽天株式会社入社 2006年11月 同 執行役員 2008年6月 米国LinkShare Corporation CEO 2012年5月 リンクシェア・ジャパン株式会社代表取締役社長 2014年1月 楽天株式会社上級執行役員 2015年1月 Rakuten USA, Inc. プレジデント 2017年4月 楽天株式会社 楽天インタラクティブカンパニー プレジデント 2018年9月 アメリカRHQ ダイレクター 2019年7月 楽天株式会社アド&マーケティングカンパニー シニアヴァイスプレジデント 2021年4月 当社執行役 2021年6月 同 執行役 グループCDO 2021年12月 日本郵便株式会社執行役員 2023年6月 当社常務執行役 グループCDO(現職) 日本郵便株式会社常務執行役員(現職)	(注)	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	市倉 昇	1958年6月10日	1983年4月 日本専売公社(現 日本たばこ産業株式会社)入社 2006年6月 当社プロジェクトマネジメントチーム部長 2007年10月 同 上場準備室次長 2008年6月 同 上場準備室長 2009年6月 同 執行役 上場準備室長 2009年8月 同 執行役 上場準備室長兼経営企画部付部長 2010年1月 同 執行役 経営企画部付部長 2010年10月 同 執行役 2013年9月 同 執行役 経理部長 2013年11月 同 執行役 2014年6月 同 常務執行役 2016年6月 同 専務執行役 2020年6月 株式会社かんぼ生命保険取締役兼代表執行役副社長 当社常務執行役(現職) 2023年6月 日本郵便株式会社代表取締役副社長兼代表執行役員副社長(現職)	(注)	20,800
常務執行役	田中 進	1959年8月23日	1982年4月 郵政省入省 2007年10月 株式会社ゆうちょ銀行執行役 2009年6月 同 常務執行役 2010年10月 当社常務執行役(現職) 2012年4月 株式会社ゆうちょ銀行専務執行役 2013年6月 同 取締役兼執行役員副社長 2015年3月 同 取締役兼代表執行役員副社長(現職)	(注)	2,800
常務執行役	大西 徹	1966年6月17日	1990年4月 郵政省入省 2008年4月 株式会社かんぼ生命保険経営企画部調査広報室長 2009年4月 同 経営企画部担当部長 2009年7月 同 法務部長 2010年1月 同 人事部企画役 2012年6月 同 経営企画部企画役 2013年7月 同 経営企画部長 2015年6月 同 執行役 経営企画部長兼関連事業室長 2018年4月 同 執行役 近畿工リア本部長 2019年7月 同 執行役 2020年6月 同 常務執行役 2023年6月 同 取締役兼代表執行役員副社長(現職) 当社常務執行役(現職)	(注)	
常務執行役	西口 彰人	1964年9月16日	1988年4月 郵政省入省 2009年4月 当社経営企画部次長 2010年1月 内閣官房郵政改革推進室参事官 2010年11月 郵便事業株式会社経営企画部次長 2012年2月 同 総務部長 2012年10月 日本郵便株式会社総務部長 2013年1月 当社秘書室長 2014年4月 同 秘書室長 上場準備室長(兼務) 2016年1月 同 秘書室長 I R室長(兼務) 2016年4月 同 I R室長 2016年6月 同 執行役 I R室長 2016年12月 同 執行役 2017年1月 日本郵便株式会社執行役員 2021年3月 当社常務執行役(現職) 2021年6月 日本郵便株式会社常務執行役員 2023年6月 同 常務執行役員 近畿支社長(現職)	(注)	8,200
執行役	櫻井 誠	1962年5月5日	1986年4月 株式会社三和銀行入行 2007年1月 当社総務部担当部長 2009年10月 同 秘書室長 秘書役 2013年1月 同 執行役 経営企画部長 2013年9月 同 執行役 2021年4月 同 執行役 宿泊事業部長 2022年4月 同 執行役 宿泊施設管理室長 2023年4月 同 執行役(現職)	(注)	3,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	風祭 亮	1968年3月1日	1991年4月 郵政省入省 2015年4月 当社法務部長 日本郵便株式会社総務部企画役 2016年12月 当社IR室長 2017年9月 同 経営企画部長 2018年4月 同 執行役 経営企画部長 2021年4月 日本郵便株式会社執行役員 2022年4月 当社 執行役 法務部長 2023年6月 同 執行役(現職)	(注)	4,300
執行役	三谷 暢宣	1970年5月20日	1993年4月 株式会社旭通信社(現 株式会社ADKホールディングス)入社 2002年11月 株式会社電通入社 2012年5月 同 マーケティングソリューション局エクスペリエンスマーケティング部長 2015年4月 同 BIプランニング局BIプランニング3部長 2017年7月 同 事業企画局プロジェクト推進部長 2018年3月 同 ソリューション開発室局長補(現 ソリューションクリエイションセンター チーフ・ソリューション・ディレクター) 2021年4月 当社執行役(現職) 日本郵便株式会社執行役員(現職)	(注)	
執行役	板垣 忠之	1965年7月30日	1988年4月 有楽土地株式会社入社 2011年12月 当社不動産企画部担当部長 2012年1月 郵便局株式会社(現 日本郵便株式会社)不動産部担当部長 2012年10月 日本郵便株式会社郵便局総本部不動産部担当部長 2014年1月 当社不動産企画部次長 2014年4月 日本郵便株式会社不動産部企画役 2017年4月 当社不動産企画部付部長 2018年4月 同 グループ不動産統括部付部長 2021年6月 同 執行役(現職)	(注)	
執行役	竹本 勉	1963年7月29日	1986年4月 郵政省入省 2007年10月 当社西日本プロジェクト設計室長 2008年4月 同 CRE部門ファシリティマネジメント部担当部長 2010年4月 同 不動産部門施設部担当部長 2014年1月 同 不動産部門施設部次長(心得) 2017年4月 同 不動産部門施設部次長 2018年4月 同 不動産部門施設部付部長 2019年4月 同 不動産部門施設部長 2020年10月 同 施設部長 2021年7月 同 執行役(現職)	(注)	
執行役	砂山 直輝	1972年12月24日	1996年4月 日本輸出入銀行(現 国際協力銀行)入行 2001年8月 同 国際審査部調査役 2003年7月 同 総務部統合リスク管理課副参事役 2005年11月 三菱UFJ証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 2013年6月 同 投資銀行本部M&Aアドバイザーグループ マネージング・ディレクター 2021年9月 ポラリス・キャピタル・グループ株式会社 投資グループ マネージング・ディレクター 2022年2月 当社執行役 2022年4月 同 執行役 新規ビジネス室長 2022年6月 日本郵便株式会社執行役員(現職) 2022年11月 当社 執行役 事業共創部長 2023年4月 同 執行役(現職)	(注)	400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役 人事部長	牧 寛久	1966年7月7日	1991年4月 郵政省入省 2007年10月 当社総務・人事部担当部長 2014年4月 同 人事部次長 2016年4月 同 人事部付部長 2017年7月 同 経理・財務部長 2020年2月 同 人事部長 2022年6月 同 執行役 人事部長(現職) 日本郵便株式会社執行役員(現職)	(注)	5,800
執行役	柿木 彰	1963年3月4日	1987年4月 野村コンピュータシステム株式会社(現 株式会社野村総合研究所)入社 2002年4月 株式会社野村総合研究所ITアーキテクチャーコンサルティング部グループマネージャ 2004年4月 同 システム基盤統括部長 2005年4月 同 技術開発部長 2009年10月 同 ビジネスインテリジェンス事業部長 2012年10月 同 ビッグデータビジネス推進室長 2013年4月 同 ICTインテグレーション事業二部長 2014年10月 同 IT基盤イノベーション事業本部統括部長 2018年4月 同 デジタル基盤イノベーション本部統括部長 2019年4月 同 DX生産革新本部統括部長 2021年4月 NRIセキュアテクノロジーズ株式会社代表取締役社長 2023年1月 同 代表取締役会長 2023年4月 同 顧問 2023年6月 当社執行役(現職)	(注)	
執行役 総務部長	中畑 育子	1966年7月3日	1991年4月 郵政省入省 2014年6月 当社事業部門病院管理部担当部長 2020年6月 同 病院管理部長 2022年6月 同 総務部長 2023年6月 同 執行役 総務部長(現職) 日本郵便株式会社執行役員(現職)	(注)	100
執行役	西田 晃久	1962年3月7日	1984年4月 名古屋国税局入局 2012年7月 金融庁検査局統括検査官 2016年7月 同 検査局主任統括検査官 2017年7月 同 監督局銀行一課モニタリング室長 2018年7月 同 総合政策局リスク分析総務課リスク管理検査室長 2019年7月 同 総合政策局リスク分析総務課検査監理官 2021年12月 当社監査部企画役 2022年4月 同 内部監査部企画役 2023年6月 同 執行役(現職) 日本郵便株式会社執行役員(現職)	(注)	
執行役 秘書部長	若林 勇	1961年11月12日	1986年4月 郵政省入省 2013年8月 当社経営企画部門リスク管理統括部担当部長 2017年4月 同 秘書室担当部長 2018年7月 同 秘書室次長 2021年6月 同 秘書室長 2023年4月 同 秘書部長 2023年6月 同 執行役 秘書部長(現職)	(注)	
計					61,700

(注) 2023年3月期に係る定時株主総会後最初に開催された取締役会の終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

社外取締役の状況

当社の社外取締役は、10名であります。社外取締役は、企業経営者や弁護士等、多様なバックグラウンドを有しており、それぞれの専門分野における豊富な経験や知見を活かし意見を述べることで、取締役会及び指名・報酬・監査の各委員会の議論が多角化、活性化していると考えております。これらの社外取締役としての活動は、当社の経営の重要事項の決定、業務執行の監督等において重要な役割を果たしており、当社として社外取締役の選任状況は適切であると認識しております。

当社の社外取締役の一部は、監査委員会の構成員として、当社経営の監督・監査に関し、内部監査部門や会計監査人と以下のような連携を行い、活動状況を定期的に取締役会に報告しております。

(a) 監査委員会と会計監査人との連携

監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、監査上の主要な検討事項（KAM）について協議し、あるいは会計監査上の重要なポイント等を把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図っております。

(b) 監査委員会と内部監査部門との連携

監査委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況、監査結果、内部監査に関する重要な事項について報告を受け、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに報告を受けております。この場合において、監査委員会が必要と認めるときには、監査委員会は内部監査部門に対して調査を求め、又はその職務の執行について具体的に指示を行うものとしております。また、内部監査部門の重要な人事、中期監査計画・年度監査計画の策定等は、監査委員会の同意を得た上で行うことしております。さらに、監査委員会に内部監査部門を所管する執行役が常時出席し、監査上の問題認識の共有を図っているほか、監査委員会は、内部監査部門から職務・責任の遂行状況及び監査手法・人材育成等、内部監査の持続的な高度化・強化策の内容及び実施状況について報告を受け、年次で内部監査機能の整備・運用状況をレビューし、評価を行う等、監査委員会と内部監査部門とは緊密に連携しております。

また、社外取締役は、取締役会決議に基づき整備されている内部統制システムについて、取締役・執行役等からその構築・運用状況の定期的な報告を受け、コンプライアンス部門、リスク管理所管部門、経理・財務部門など内部統制機能を所管する部門からも定期的に報告を受けております。

社外取締役の兼職する主な他の法人等及び選任の理由は以下のとおりであり、上記「取締役の状況」の「所有株式数」の欄に記載しております当社株式の保有を除き、その他の各社外取締役と当社との人的関係、資本的關係及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役10名は全員、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。

氏名	兼職する主な他の法人等	社外取締役の選任の理由及び当社との関係
岡本 毅	東京ガス株式会社相談役 旭化成株式会社社外取締役 三菱地所株式会社社外取締役	<p>岡本毅氏は、総合エネルギー企業である東京ガス株式会社において、代表取締役社長、取締役会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。</p> <p>また、2016年6月には当社の主要子会社である株式会社ゆうちょ銀行の社外取締役に就任し、当社グループの事業に対する知見も深めております。</p> <p>その経歴を通じて培った企業経営における幅広い経験・見識に基づき、取締役会、指名委員会、報酬委員会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。</p> <p>引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」（「参考」欄をご参照）を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
肥塚 見春	南海電気鉄道株式会社社外取締役 積水化学工業株式会社社外取締役	<p>肥塚見春氏は、国内外において百貨店業等を展開する株式会社高島屋において営業部門等の要職を経て、代表取締役専務等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。</p> <p>また、2018年6月から2022年6月までの間、当社監査委員として執行役及び取締役の職務執行の監査に携わってまいりました。</p> <p>その経歴を通じて培った企業経営における幅広い経験・見識に基づき、取締役会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。</p> <p>引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」（「参考」欄をご参照）を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
秋山 咲恵	株式会社サキコーポレーション ファウンダー（顧問） ソニー株式会社社外取締役 オリックス株式会社社外取締役 三菱商事株式会社社外取締役	<p>秋山咲恵氏は、産業用検査ロボット製造企業である株式会社サキコーポレーションを創業し、代表取締役社長として長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。</p> <p>その経歴を通じて培ったテクノロジー分野等に関する知見、企業経営における幅広い経験・見識に基づき、取締役会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。</p> <p>引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」（「参考」欄をご参照）を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
貝阿彌 誠	弁護士 セーレン株式会社社外監査役 東急不動産ホールディングス株式会社社外取締役	<p>貝阿彌誠氏は、東京地方裁判所所長を務めるなど長年にわたり法曹の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての経験・見識に基づき、取締役会、監査委員会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。</p> <p>引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」（「参考」欄をご参照）を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>

氏名	兼職する主な他の法人等	社外取締役の選任の理由及び当社との関係
佐竹 彰		<p>佐竹彰氏は、住友商事株式会社において事業部門、財務部門等の要職を経て、住友精密工業株式会社の代表取締役副社長執行役員等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。</p> <p>また、2019年6月には主要子会社である株式会社かんば生命保険の社外取締役、監査委員に就任し、当社グループの事業に対する知見も深めております。</p> <p>その経歴を通じて培った財務・会計等に関する知見、企業経営における幅広い経験・見識に基づき、取締役会、監査委員会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。</p> <p>引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
諏訪 貴子	ダイヤ精機株式会社代表取締役	<p>諏訪貴子氏は、精密金属加工メーカーであるダイヤ精機株式会社の代表取締役として長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。</p> <p>また、2018年6月には主要子会社である日本郵便株式会社の社外取締役に就任し、当社グループの事業に対する知見も深めております。</p> <p>その経歴を通じて培ったテクノロジー分野等に関する知見、企業経営における幅広い経験・見識に基づき、取締役会、監査委員会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。</p> <p>引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
伊藤 弥生	株式会社カナデン社外取締役 三井住建道路株式会社社外取締役	<p>伊藤弥生氏は、長年にわたり、日本の大手の情報通信企業、物流企業等において経営企画やIT戦略に関する業務に携わってまいりました。</p> <p>その経歴を通じて培った物流業、IT分野等に関する豊富な経験・見識に基づき、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
大枝 宏之	株式会社日清製粉グループ本社特別顧問 株式会社荏原製作所社外取締役 積水化学工業株式会社社外取締役 公益財団法人一橋大学後援会理事長	<p>大枝宏之氏は、国内最大手の製粉会社である株式会社日清製粉グループ本社及び日清製粉株式会社の取締役社長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。</p> <p>その経歴を通じて培った企業経営における幅広い経験・見識に基づき、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
木村 美代子 (酒川 美代子)	株式会社キングジム取締役常務執行役員開発本部長 アサヒホールディングス株式会社社外取締役監査等委員	<p>木村美代子氏は、アスクル株式会社の創業メンバーの一人として事業を立ち上げ、同社の子会社であるアスマル株式会社の代表取締役社長、アスクル株式会社及び株式会社キングジムの取締役を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。</p> <p>その経歴を通じて培ったマーケティング分野等に関する知見、企業経営における幅広い経験・見識に基づき、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>

進藤 孝生	日本製鉄株式会社代表取締役会長	<p>進藤孝生氏は、日本を代表する大手鉄鋼企業である日本製鉄株式会社において、代表取締役社長、代表取締役会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。</p> <p>その経歴を通じて培った企業経営における幅広い経験・見識に基づき、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
-------	-----------------	---

<参考：「日本郵政株式会社独立役員指定基準」>

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

1. 過去に当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等
3. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者等
4. 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又は従業員
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者)
6. 当社の主要株主(法人(国を除く。))である場合には、当該法人の業務執行者等
7. 当社が主要株主である法人の業務執行者等
8. 当社グループの大口債権者又はその業務執行者等
9. 次に掲げる者(重要でない者を除く。)の配偶者又は二親等内の親族
 - (1) 前記1から8までに掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者
10. 当社グループの業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
11. 当社グループから多額の寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者)

別記

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

当社グループ	当社及び当社の子会社
業務執行者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業務執行者等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当社グループを主要な取引先とする者	過去3事業年度における当社グループからその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当社グループの主要な取引先である者	過去3事業年度におけるその者から当社グループへの支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多額の金銭	個人：過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭 団体：過去3事業年度における当社グループからその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である場合の金銭
主要株主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
大口債権者	当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者
多額の寄付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

過去3事業年度における当社グループから当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満

過去3事業年度における当該取引先から当社グループへの支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当社グループからの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

(a) 監査委員会の役割

監査委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担い、取締役・執行役の職務執行や、内部統制システムの構築・運用状況の監査、計算書類等に係る会計監査人の監査の方法・結果の相当性の監査、監査報告の作成等を行い、また、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案内容を決定することを主な役割としております。

(b) 監査の方法

監査委員会は、監査方針・監査計画を定め、内部監査部門等と連携するとともに、取締役会等の重要会議に出席し、取締役・執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務・財産の状況を調査するなどの方法により、監査を実施しております。取締役会決議に基づき整備されている内部統制システムについては、取締役・執行役等からその構築・運用の状況について定期的に報告を受け、コンプライアンス部門、リスク管理所管部門、経理・財務部門など内部統制機能を所管する部門からも定期的に報告を受けております。

子会社については、子会社の取締役、監査委員・監査役と情報の交換等を図り、必要に応じ、事業の報告を受けております。

さらに、監査委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況の報告、職務執行の適正を確保する体制整備に係る通知を受け、説明を求めるなどして、計算書類等について検討しております。

なお、これらの監査活動においては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、電話会議・Web会議等を積極的に活用し、監査の実効性に支障を来すことのないよう対応しております。

監査委員会は、これらの監査活動を定期的に取締役会に報告し、監査委員以外の取締役との情報共有に努めるとともに、必要に応じて取締役会で、あるいは執行部門に意見を述べております。

(c) 監査委員会の組織及び人員

有価証券報告書提出日現在における監査委員会は、取締役4名(うち社外取締役4名)で構成されております。

なお、佐竹彰監査委員は、住友精密工業株式会社等において、代表取締役副社長執行役員等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営及び財務部門の業務に携わっており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査委員会の職務を補助する組織として、執行部門から独立した監査委員会事務局を設置し、専属の使用人5名(有価証券報告書提出日現在)を配置して、監査委員会が行う監査に関する補助等、監査委員会に関する事務を行っております。

(d) 当事業年度の監査活動状況

イ. 監査委員会の開催状況等

当社は監査委員会を月1回以上開催し、必要に応じて更に開催して監査を実施しております。当事業年度の開催回数と各委員の出席状況、主な議題は次のとおりであります。また、このほか、監査委員会では、グループの営業拠点等の住査、主要子会社の監査委員・監査役との意見交換等を実施しております。

(開催回数と各委員の出席状況)

氏名	開催回数	出席回数	出席率
佐竹 彰	20	20	100%
貝阿彌 誠	20	20	100%
肥塚 見春(注1)	5	5	100%
広野 道子(注2)	13	5	38%
諏訪 貴子(注3)	2	2	100%

(注)1 2022年6月17日に退任しております。

2 2022年6月17日に就任し、2023年2月28日に退任しております。

3 2023年3月1日に就任しております。

(主な議題)

決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員会監査計画 ・ 内部監査の評価、内部監査計画の同意 ・ 会計監査人の再任、報酬同意 ・ 監査委員会の監査報告書 ・ 監査委員会監査基準改定
報告事項 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表執行役との意見交換 ・ 執行役のヒアリング ・ 主要子会社社長との意見交換 ・ 内部監査実施結果 ・ 内部統制システムの構築・運用状況 ・ 会計監査人の監査計画、レビュー・監査結果 ・ 常勤監査委員の監査活動

常勤の監査委員は、監査の環境整備、社内情報の収集に努めました。また、内部統制システムの構築・運用状況や、会計監査人の職務の執行状況等、特に、当事業年度は中期経営計画「J P ビジョン2025」の進捗状況について、経営会議等の社内の重要な会議への出席、社員へのヒアリング等により収集した情報を他の監査委員や取締役会と共有することに努めました。

ロ. 具体的な検討内容

当事業年度において重点的に監査し、検討した内容は以下のとおりであります。

内部統制システムの構築・運用

() コンプライアンス態勢

- ・ かんば生命保険商品の募集品質の確保
- ・ 郵便局長など管理社員による部内犯罪抑止の取組
- ・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等の取組
- ・ 内部通報制度の改善状況

() リスク管理態勢

- ・ コンダクト・リスクの管理態勢
- ・ 運用に係るリスク管理態勢(ストレステストの実施状況等)

() 情報セキュリティへの取組及び適切な開示・I R 活動

- ・ 顧客情報の管理状況
- ・ サイバーセキュリティ強化への取組
- ・ E S G ・ S D G s も踏まえた適切な開示状況
- ・ I R 活動での株主との「建設的な対話」状況

() 適正な連結会計・財務報告を確保する内部統制

- ・ 監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）の検討等会計監査人との連携
- () 事業子会社以外のグループ子会社の経営・内部統制状況

中期経営計画「JPビジョン2025」の進捗状況

内部監査の状況

当社は、被監査部門から独立した組織として内部監査部を設置しており、内部監査部に40名(2023年3月末現在)配置しております。

当社の内部監査は、当社グループの健全かつ適正な業務の運営に資するため、「グループ内部監査基本方針（2022年9月に制定した、当社グループの内部監査の基本的な考えを示したもの）」、「グループ運営覚書」及び「日本郵政株式会社内部監査規程」等に基づき、当社グループの経営諸活動の遂行状況及び内部管理態勢等を適切性、有効性の観点から検証・評価しております。また、内部監査の実施に当たっては、内部監査人協会の「内部監査の専門職的実施の国際基準」等に則り監査を行っており、監査委員会及び会計監査人と緊密な連携を保ち、コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、経理・財務部など内部統制機能を所管する部署とも連携することで、効率かつ実効性ある内部監査の実現に努めております。

加えて、内部監査の品質向上のため、内部監査員へのサーベイや、監査委員会が実施した内部監査機能の整備・運用状況の評価を活用しております。

なお、会計監査人との相互連携については、監査計画・監査発見事項を共有しております。内部監査と監査委員会監査との連携については、上記「(2) 役員状況 社外取締役の状況」をご参照ください。

また、内部監査の報告体制については、上記「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制等 (d) 内部統制システムの整備の状況 へ、内部監査体制」をご参照ください。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で、監査契約を締結し、会計監査を受けております。

(b) 継続監査期間

18年間

(c) 業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成

当期において、業務を執行した公認会計士は、前野充次氏(継続監査年数3年)、村松啓輔氏(同1年)、富山貴広氏(同7年)であります。

また、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士10名、その他21名であります。

(d) 監査法人の選定方針と理由

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、監査委員会は、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときは、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針であります。

これらの方針を踏まえ、有限責任 あずさ監査法人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるか総合的に勘案し、同監査法人を会計監査人として選定しております。

(e) 監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は、第18期事業年度の有限責任 あずさ監査法人の職務遂行状況、監査体制等について、「会計監査人の選任等に関する評価基準」により確認・評価し、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に基づき、同監査法人の再任の適否を検討しました。

その結果、解任事由に該当する事項は認められず、職務の遂行状況等を総合的に勘案した結果、第18回定時株主総会に提出する、「会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないこと」に関する議案の内容は決定しないこととしました。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	234	26	228	2
連結子会社	683	56	710	86
計	917	83	939	89

イ. 前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であり、コンフォートレター作成業務等であります。

また、当社の連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であり、自己資本比率算定に関する合意された手続による調査業務等であります。

ロ. 当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であり、社債発行における引受事務幹事会社への書簡作成業務であります。

また、当社の連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であり、自己資本比率算定に関する合意された手続による調査業務等であります。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対する報酬((a)を除く)の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社		8		8
連結子会社	316	55	381	32
計	316	64	381	41

イ. 前連結会計年度

当社が監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であり、税務アドバイザー業務等であります。

また、当社の連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であり、税務アドバイザー業務等であります。

ロ. 当連結会計年度

当社が監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であり、税務アドバイザー業務等であります。

また、当社の連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であり、税務アドバイザー業務等であります。

(c) その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

イ. 前連結会計年度

該当事項はありません。

ロ . 当連結会計年度

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査人の監査計画・監査内容、監査に要する時間、監査体制、前事業年度の報酬水準等を考慮し、法令に従い監査委員会の同意を得て、決定しております。

(e) 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて検討した結果、これらについて適切と判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第4項の規定に基づき同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役及び執行役の報酬等につきましては、報酬委員会が以下のとおり「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めており、当該方針に則って報酬等の額を決定しております。

また、当社では、報酬委員会において、上記方針に則って、取締役及び執行役の職責・役位に応じた報酬水準の相当性などについて多角的な検討を行い、役位ごとの基本報酬額を定める「日本郵政株式会社役員報酬基準」及び執行役の業績連動型株式報酬について定める「日本郵政株式会社役員株式給付規程」を定めております。

これらの基準・規程に基づき、個人別の基本報酬額及び株式報酬に係る付与ポイント等を報酬委員会において決定しており、それぞれの内容は上記方針に沿うものであると判断しております。

〔取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針〕

(a) 報酬体系

イ．取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。

ロ．当社の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。

ハ．当社の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬(確定金額報酬)及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。

(b) 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当社の現況を考慮して相応な程度とする。

(c) 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の基本報酬(確定金額報酬)及び経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当社の現況を考慮して相応な程度とする。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基本報酬とすることができる。

株式報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点から、職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する係数を乗じて算出されるポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式及び一定割合の株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

なお、国家公務員からの出向者が執行役に就任した場合にあっては、当該執行役の退任時(退任後、引き続いて国家公務員となる場合を除く。)に国家公務員としての在職期間を通算の上、社員の退職手当規程を準用して算出された退職慰労金を支給できるものとする。

(d) その他

当社の取締役又は執行役であってグループ会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員を兼職する場合は、当該取締役又は執行役が主たる業務執行を行う会社においてその報酬を支給する。

業績連動型報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

執行役に対して支給する業績連動型の株式報酬については、執行役の職責に応じた基本ポイント及び職務の遂行状況等に基づく個人評価ポイントに、当事業年度の会社業績（経営計画の達成状況等）に応じて変動する係数に乗じて、付与ポイントを算定しております。

執行役の個人評価については、当該執行役が担当する業務における成果、取組状況等を個別に評価して決定しております。

会社業績に係る指標については、経営の達成度について総合的な判断を可能とするため、複数の異なるカテゴリーから指標を設定することとし、当社の事業形態・内容に適したものとして、財務指標である「親会社株主に帰属する連結当期純利益」、「連結経常利益率」、非財務指標である中期経営計画「J Pビジョン2025」、「グループにおける重大な事務事故・不祥事の発生状況、コンプライアンス体制の運用状況」をその指標としております。

また、支給対象の執行役に重大な不正・違反行為等が発生した場合には、当該執行役への支給株式数の算定の基礎となるポイントの減額・没収（マルス）ができる制度を設けております。

なお、業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払割合の決定方針は定めておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)					
執行役	571	529	42		26
社外役員	104	104			10

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者に対しては、取締役としての報酬等は支給しておりません。
2. 取締役3名は、主要な連結子会社の取締役及び執行役(員)を兼務しており、主要な連結子会社に属し専ら主要な連結子会社の業務執行を行った期間について、当社取締役としての報酬等は支給しておりません。なお、主要な連結子会社から受け取る3名の報酬総額は117百万円となります。
3. 執行役26名は、主要な連結子会社の取締役又は執行役(員)を兼務し、うち5名は主要な連結子会社に属し専ら主要な連結子会社の業務執行を行った期間について、当社執行役としての報酬等は支給しておりません。なお、主要な連結子会社から受け取る5名の報酬総額は154百万円となります。
4. 業績連動報酬等には、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。なお、当社では原則として、毎年度事業年度末において、当該事業年度に発生したと見込まれる金額を引当金として費用計上し、退任時(給付時)等に当該引当金を取り崩す処理を行っております。
5. 当社は、非金銭報酬等として執行役に対して本制度に基づき株式報酬を交付しております。当該株式報酬については業績連動報酬等に含めております。
6. 役員退職慰労金、役員賞与の支給はありません。

当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標、実績

会社業績に係る指標	目標	実績
親会社株主に帰属する連結当期純利益	400,000百万円以上	431,066百万円
連結経常利益率	6.560%以上	5.903%
中期経営計画「J Pビジョン2025」の進捗状況	共創プラットフォーム、DX、ガバナンス強化、ESG経営など各施策を着実に実施	
グループにおける重大な事務事故・不祥事の発生状況、コンプライアンス体制の運用状況	グループのミスコンダクト事象等の把握・連携体制の構築、内部通報制度の利用促進などコンプライアンス体制を充実	

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲並びに報酬額等の決定に関する手続の概要等

当社は、「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」に基づき、役位ごとの報酬額を定める「日本郵政株式会社役員報酬基準」及び業績連動型報酬について定める「日本郵政株式会社役員株式給付規程」を報酬委員会において定めております。

報酬委員会は、当該方針又は当該規程に基づき、取締役及び執行役の役職及び役位に応じた個人別の報酬額並びに業績等に応じた個人別の株式報酬に係る付与ポイント等を決定しております。

〔当事業年度における報酬委員会の活動内容〕

開催日	委員の出席状況	主な決議事項
2022年5月13日	3名(3名中)	執行役に対する株式報酬に係る付与ポイントの決定、役員報酬制度の改定、株式報酬に係る付与ポイント算定基準の改定、株式給付信託への追加拠出
2022年6月17日	3名(3名中)	取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の決定、取締役及び執行役の個人別の報酬額の決定、退任執行役に対する株式報酬に係る付与ポイントの決定
2023年2月22日	3名(3名中)	執行役の個人別の報酬額の決定
2023年3月29日	3名(3名中)	退任執行役に対する株式報酬に係る付与ポイントの決定、新任執行役の個人別の報酬額の決定

非金銭報酬等の内容

当社は、非金銭報酬等として執行役に対して上記「業績連動型報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法」に基づき株式報酬を支給しております。当該株式報酬については上記「役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」に記載のとおり業績連動報酬等に含めて開示しており、その内容は「1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載のとおりであります。

(5) 【株式の保有状況】

提出会社における投資株式の区分の基準及び考え方

純投資目的である投資株式は、主に株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものであり、純投資目的以外の目的である投資株式は、業務提携の強化等を目的とするものであります。

提出会社における株式の保有状況

当社の株式の保有状況については以下のとおりであります。

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、業務提携の強化等純投資以外の観点から、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される上場企業の株式等(以下、本「(5) 株式の保有状況 提出会社における株式の保有状況 (a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」において「政策保有株式」といいます。)を取得し保有することができることとしております。

当社が保有する政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を勘案の上、その保有の狙い・合理性について取締役会において毎年度検証するとともに、検証の内容を開示します。

2023年4月の取締役会において、上記主旨に則り検証を行った結果、当社の保有する政策保有株式2銘柄について、継続保有が適当であることを確認いたしました。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	3
非上場株式以外の株式	2	99,066

八. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社大和証券 グループ本社	30,000,000	30,000,000	当社は株式会社大和証券グループ本社との資本関係を構築するとともに、当社グループと大和証券グループとの間で資産形成分野における新たな協業の検討を進めることについて合意しており、お客さま一人ひとりのライフスタイル・ニーズに応じた新たなコンサルティングサービスの開発における協力体制の構築を進めております。具体的には、2022年5月から株式会社ゆうちょ銀行において、大和証券株式会社が提供するゆうちょファンドラップを取り扱っており、従来当社グループの顧客でなかった新たな顧客層の獲得による顧客ベースの拡大による収益拡大効果が見込まれ、当社グループの企業価値の向上、利益への貢献が期待されます。定量的な保有効果について現時点で示すことは困難ではありますが、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を勘案し、保有の合理性があると判断したものであります。	無
	18,630	20,781		
楽天グループ株式会社	131,004,000	131,004,000	当社は楽天株式会社（2021年4月1日に楽天グループ株式会社に社名変更）の株式の取得により資本関係を構築し、両社グループは物流、モバイル、DXなど様々な領域での連携を強化しております。定量的な保有効果について現時点で示すことは困難ではありますが、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を勘案し、保有の合理性があると判断したものであります。	無
	80,436	126,680		

みなし保有株式

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

(b) 保有目的が純投資目的である投資株式

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

(c) 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

(d) 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

かんぽ生命保険における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)であるかんぽ生命保険については以下のとおりであります。

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

かんぽ生命保険は、業務提携の強化等純投資以外の観点から、かんぽ生命保険の中長期的な企業価値向上に資すると判断される上場企業の株式等(以下、本「(5) 株式の保有状況 かんぽ生命保険における株式の保有状況 (a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」において「政策保有株式」といいます。)を取得し保有することができるものとしております。

かんぽ生命保険が保有することができる政策保有株式については、取締役会においてその保有目的の適切性及び保有することの合理性等について精査し、保有の適否を毎年度検証するとともに、検証の内容を開示することとしております。

なお、かんぽ生命保険は、現在政策保有株式を保有しておりません。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	4,259
非上場株式以外の株式	-	-

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

(b) 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式				
非上場株式以外の株式	121	397,582	124	419,814

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)	
			含み損益 の合計額	減損処理 の合計額
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	11,217	12,458	67,493	-

(c) 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

(d) 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に基づいて作成しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2022年4月1日至2023年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2022年4月1日至2023年3月31日)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構に加入し情報を入手するとともに、外部団体による研修に参加することにより会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制の整備を行っております。
また、適正な連結財務諸表等を作成するための基本方針、社内規程、マニュアル等の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
現金預け金	68,502,665	4 70,243,186
コールローン	2,510,000	2,500,000
買現先勘定	11,958,586	11,173,216
債券貸借取引支払保証金	-	250,241
買入金銭債権	436,845	525,632
商品有価証券	11	19
金銭の信託	1 10,762,356	1 11,787,642
有価証券	1, 2, 3, 4, 5 193,172,232	1, 2, 3, 4, 5 182,770,020
貸出金	3, 6 8,693,923	3, 6 9,210,199
外国為替	3 213,924	3 124,943
その他資産	3, 4 3,183,566	3, 4 2,945,647
有形固定資産	7, 8 3,105,104	7, 8 3,178,680
建物	1,038,414	1,044,093
土地	1,608,472	1,613,766
建設仮勘定	165,308	235,520
その他の有形固定資産	292,909	285,300
無形固定資産	224,931	266,735
ソフトウェア	197,692	241,744
のれん	8,905	6,926
その他の無形固定資産	18,333	18,065
退職給付に係る資産	69,639	76,022
繰延税金資産	1,019,228	1,065,309
貸倒引当金	6,036	5,909
資産の部合計	303,846,980	296,111,587

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)		当連結会計年度 (2023年3月31日)	
負債の部				
貯金	4, 12	191,731,173	4, 12	192,420,880
売現先勘定	4	22,032,546	4	22,057,310
保険契約準備金		58,196,072		55,103,778
支払備金	10	402,608	10	410,387
責任準備金	10, 11	56,533,454	10, 11	53,518,219
契約者配当準備金	9	1,260,009	9	1,175,171
債券貸借取引受入担保金	4	3,751,134	4	1,941,872
借入金	4	5,942,886	4	1,791,279
外国為替		697		1,411
社債	13	300,000	4, 13	335,000
その他負債		3,455,867		4,010,077
賞与引当金		127,237		125,570
退職給付に係る負債		2,223,051		2,212,694
従業員株式給付引当金		515		511
役員株式給付引当金		1,139		1,176
睡眠貯金払戻損失引当金		58,813		54,655
特別法上の準備金		972,606		889,960
価格変動準備金	11	972,606	11	889,960
繰延税金負債		364,257		67,152
負債の部合計		289,157,998		281,013,330
純資産の部				
資本金		3,500,000		3,500,000
資本剰余金		1,458,718		-
利益剰余金		6,138,069		6,238,845
自己株式		96,106		201,307
株主資本合計		11,000,681		9,537,537
その他有価証券評価差額金		1,731,180		893,645
繰延ヘッジ損益		479,930		375,143
為替換算調整勘定		112,443		116,148
退職給付に係る調整累計額		169,902		137,703
その他の包括利益累計額合計		1,308,709		540,056
非支配株主持分		2,379,590		5,020,661
純資産の部合計		14,688,981		15,098,256
負債及び純資産の部合計		303,846,980		296,111,587

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	1 11,264,774	1 11,138,580
郵便事業収益	2,688,197	2,559,172
銀行事業収益	1,976,004	2,062,509
生命保険事業収益	6,454,191	6,374,579
その他経常収益	146,379	142,318
経常費用	10,273,309	10,481,081
業務費	7,398,205	7,783,737
人件費	2,429,768	2,434,286
減価償却費	255,361	229,490
その他経常費用	189,973	33,567
経常利益	991,464	657,499
特別利益	29,440	112,235
固定資産処分益	21,639	20,593
特別法上の準備金戻入額	-	82,645
価格変動準備金戻入額	-	82,645
移転補償金	1,185	832
受取保険金	4,383	735
事業譲渡益	-	6,995
その他の特別利益	2,232	432
特別損失	106,504	12,454
固定資産処分損	4,609	3,859
減損損失	11,280	3,224
特別法上の準備金繰入額	67,789	-
価格変動準備金繰入額	67,789	-
早期割増退職金	-	1,992
訴訟関連費用	-	969
事業譲渡損	10,898	-
その他の特別損失	11,926	2,407
契約者配当準備金繰入額	2 73,113	2 62,067
税金等調整前当期純利益	841,287	695,212
法人税、住民税及び事業税	221,456	193,095
法人税等調整額	1,322	18,570
法人税等合計	222,779	174,525
当期純利益	618,508	520,687
非支配株主に帰属する当期純利益	116,823	89,620
親会社株主に帰属する当期純利益	501,685	431,066

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
当期純利益	618,508	520,687
その他の包括利益	1 1,423,696	1 825,912
その他有価証券評価差額金	1,210,064	707,864
繰延ヘッジ損益	169,335	82,206
為替換算調整勘定	7,771	4,039
退職給付に係る調整額	36,525	31,807
持分法適用会社に対する持分相当額	0	6
包括利益	805,187	305,224
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	705,175	283,482
非支配株主に係る包括利益	100,011	21,741

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,085,191	4,374,229	831,661	11,127,759
会計方針の変更による 累積的影響額			4,972		4,972
会計方針の変更を反映し た当期首残高	3,500,000	4,085,191	4,369,257	831,661	11,122,787
当期変動額					
剰余金の配当		202,193			202,193
欠損填補		1,267,127	1,267,127		-
親会社株主に帰属する 当期純利益			501,685		501,685
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		76,336			76,336
自己株式の取得				345,450	345,450
自己株式の処分				189	189
自己株式の消却		1,080,816		1,080,816	-
利益剰余金から 資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	2,626,473	1,768,812	735,555	122,105
当期末残高	3,500,000	1,458,718	6,138,069	96,106	11,000,681

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,893,921	329,275	104,433	206,389	2,666,601	2,276,705	16,071,067
会計方針の変更による 累積的影響額						13	4,985
会計方針の変更を反映し た当期首残高	2,893,921	329,275	104,433	206,389	2,666,601	2,276,692	16,066,081
当期変動額							
剰余金の配当							202,193
欠損填補							-
親会社株主に帰属する 当期純利益							501,685
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							76,336
自己株式の取得							345,450
自己株式の処分							189
自己株式の消却							-
利益剰余金から 資本剰余金への振替							-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,162,740	150,654	8,009	36,487	1,357,892	102,898	1,254,994
当期変動額合計	1,162,740	150,654	8,009	36,487	1,357,892	102,898	1,377,099
当期末残高	1,731,180	479,930	112,443	169,902	1,308,709	2,379,590	14,688,981

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	1,458,718	6,138,069	96,106	11,000,681
会計方針の変更による 累積的影響額					-
会計方針の変更を反映し た当期首残高	3,500,000	1,458,718	6,138,069	96,106	11,000,681
当期変動額					
剰余金の配当			183,136		183,136
欠損填補					-
親会社株主に帰属する 当期純利益			431,066		431,066
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		1,505,816			1,505,816
自己株式の取得				205,355	205,355
自己株式の処分				98	98
自己株式の消却		100,056		100,056	-
利益剰余金から資本剰 余金への振替		147,154	147,154		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	1,458,718	100,775	105,200	1,463,143
当期末残高	3,500,000	-	6,238,845	201,307	9,537,537

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,731,180	479,930	112,443	169,902	1,308,709	2,379,590	14,688,981
会計方針の変更による 累積的影響額							-
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1,731,180	479,930	112,443	169,902	1,308,709	2,379,590	14,688,981
当期変動額							
剰余金の配当							183,136
欠損填補							-
親会社株主に帰属する 当期純利益							431,066
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							1,505,816
自己株式の取得							205,355
自己株式の処分							98
自己株式の消却							-
利益剰余金から資本剰 余金への振替							-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	837,535	104,786	3,705	32,198	768,652	2,641,071	1,872,418
当期変動額合計	837,535	104,786	3,705	32,198	768,652	2,641,071	409,274
当期末残高	893,645	375,143	116,148	137,703	540,056	5,020,661	15,098,256

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	841,287	695,212
減価償却費	255,361	229,490
減損損失	11,280	3,224
のれん償却額	1,317	2,082
持分法による投資損益(は益)	1,527	1,387
支払備金の増減額(は減少)	16,412	7,778
責任準備金の増減額(は減少)	2,864,265	3,015,234
契約者配当準備金積立利息繰入額	9	9
契約者配当準備金繰入額(は戻入額)	73,113	62,067
貸倒引当金の増減()	1,403	106
賞与引当金の増減額(は減少)	504	1,543
退職給付に係る資産及び負債の増減額	7,055	16,740
従業員株式給付引当金の増減額(は減少)	20	3
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	186	36
睡眠貯金払戻損失引当金の増減額(は減少)	15,016	4,158
保険金等支払引当金の増減額(は減少)	2,851	-
価格変動準備金の増減額(は減少)	67,789	82,645
受取利息及び受取配当金	996,273	959,368
支払利息	10,830	17,609
資金運用収益	1,369,735	1,243,685
資金調達費用	226,652	458,165
有価証券関係損益()	219,842	142,927
金銭の信託の運用損益(は運用益)	401,224	397,198
為替差損益(は益)	1,105,269	1,337,823
固定資産処分損益(は益)	17,070	13,795
貸出金の純増()減	248,159	1,163,957
貯金の純増減()	3,746,412	689,707
借入金の純増減()	1,686,100	3,971,000
コールローン等の純増()減	1,257,041	140
債券貸借取引支払保証金の純増()減	-	250,241
コールマネー等の純増減()	4,575,165	1,145,024
債券貸借取引受入担保金の純増減()	9,894	427,434
外国為替(資産)の純増()減	133,076	88,980
外国為替(負債)の純増減()	182	714
資金運用による収入	1,337,037	1,195,051
資金調達による支出	343,003	411,768
その他	417,008	1,129,687
小計	4,376,984	8,865,361
利息及び配当金の受取額	1,039,134	997,428
利息の支払額	11,308	17,794
契約者配当金の支払額	155,691	146,714
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	274,815	124,552
その他	9,864	5,767
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,984,168	8,151,226

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
コールローンの取得による支出	7,600,000	7,380,000
コールローンの償還による収入	7,690,000	7,380,000
買現先勘定の純増減額 (は増加)	2,096,833	735,373
売現先勘定の純増減額 (は減少)	2,570,899	1,169,788
買入金銭債権の取得による支出	384,982	119,988
買入金銭債権の売却・償還による収入	621,790	111,808
債券貸借取引支払保証金の純増減額 (は増加)	2,585,087	-
債券貸借取引受入担保金の純増減額 (は減少)	2,350,772	2,236,696
有価証券の取得による支出	44,871,665	47,557,119
有価証券の売却による収入	7,159,507	19,019,006
有価証券の償還による収入	38,079,332	38,666,999
金銭の信託の増加による支出	1,136,176	1,024,238
金銭の信託の減少による収入	885,997	655,650
貸付けによる支出	435,102	421,335
貸付金の回収による収入	1,146,131	1,067,457
有形固定資産の取得による支出	140,274	230,999
有形固定資産の売却による収入	45,991	30,623
無形固定資産の取得による支出	63,516	92,214
関係会社株式の取得による支出	-	6,688
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	23,721	121
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	4,990	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	30	-
その他	273,431	415,158
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,413,220	9,352,146
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	89,187	97,980
借入金の返済による支出	98,193	276,511
社債の発行による収入	-	34,887
自己株式の取得による支出	345,450	205,355
子会社の自己株式の取得による支出	548	52,322
子会社の自己株式の処分による収入	52	55
配当金の支払額	202,176	182,997
非支配株主への配当金の支払額	45,894	41,858
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	1	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	1,189	1,191,910
その他	19,205	16,147
財務活動によるキャッシュ・フロー	621,040	549,640
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,920	11,693
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	5,781,269	1,762,254
現金及び現金同等物の期首残高	62,637,954	68,419,223
現金及び現金同等物の期末残高	1 68,419,223	1 70,181,478

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 218社

主要な会社名 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険

なお、JPインベストメント地域・インパクト1号投資事業有限責任組合ほか2社は設立により、ToII Holdings Pty Limited(以下「トール社」という。)傘下の子会社1社は株式取得により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、トール社傘下の子会社31社は清算したことにより、当連結会計年度から連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 10社

不動産投資に関する匿名組合ほか 10社

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 14社

株式会社ジェイエイフーズおおいた、リンベル株式会社、セゾン投信株式会社、日本ATMビジネスサービス株式会社、JP投信株式会社、株式会社Good Technology Company、トール社傘下の関連会社

なお、株式会社Good Technology Companyは設立により、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 10社

不動産投資に関する匿名組合ほか 10社

(4) 持分法非適用の関連会社 3社

BPO.MP COMPANY LIMITED、株式会社エーアイスクエア、三井物産かんぽアセットマネジメント株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日

6月末日	5社
12月末日	31社
3月末日	182社

(2) 6月末日及び一部の12月末日を決算日とする連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結してあります。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式(及び出資金)並びに関連会社株式(及び出資金)については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等について

は移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く。)については、全部純資産直入法により処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記と同様の方法により行っております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く。)

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年 ~ 50年

その他 2年 ~ 75年

無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により行っております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

使用権資産

トール社及び傘下の関係会社におけるリース取引に係る使用権資産については、使用権資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社及び連結子会社(銀行子会社及び保険子会社を除く。)の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

銀行子会社における貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

銀行子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

保険子会社における貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

保険子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先(破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。)及び実質破綻先(実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。)に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、前連結会計年度37百万円、当連結会計年度92百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 従業員株式給付引当金の計上基準

従業員株式給付引当金は、一部の連結子会社が、各社の定める規程に基づき、従業員に対する自社の株式の給

付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(8) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、当社及び一部の連結子会社が、各社の定める規程に基づき、執行役等に対する自社の株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(9) 睡眠貯金払戻損失引当金の計上基準

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年～14年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年～14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し1959年1月以降に退職した者の1958年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用(以下「整理資源」という。)の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付に係る資産」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し1958年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用(以下「恩給負担金」という。)の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付に係る負債」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び当社の連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

郵便・物流事業における郵便、荷物に係る収益

郵便・物流事業においては、郵便サービスを全国一律の料金であまねく公平に提供しております。また、物流サービスとして、宅配便(ゆうパック等)及びメール便(ゆうメール等)の運送業務を提供しております。

郵便・物流事業における郵便、荷物に係る収益については、引受から配達完了までの一定期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

カタログ販売等の物販事業に係る収益

郵便局窓口事業においては、カタログ等を利用して行う生産地特産品販売等の商品又は権利の販売及び、店頭等におけるフレーム切手販売、年賀状印刷サービス及び文房具販売等の商品の販売又は役務の提供を行っております。

カタログ販売等の物販事業に係る収益については、顧客に商品等を引き渡した時点で、顧客が当該商品等に関する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、商品等の販売のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

国際物流事業に係る収益

国際物流事業においては、アジア・オセアニアからの輸出入を中心としたフルラインでの国際貨物輸送(以下、「フォワーディング事業」という。)、及び、アジア・オセアニアにおける輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービス(以下、「ロジスティクス事業」という。)を行っております。

フォワーディング事業に係る収益については、契約に基づく輸送期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。また、ロジスティクス事業に係る収益については、顧客への役務提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断していることが

ら、当該時点で収益を認識しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付し、収益及び費用は、期中平均相場による円換算額を付し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。また、一部の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

なお、銀行子会社において、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号）に規定する繰延ヘッジを適用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(14) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に一括償却しております。

(15) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(16) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価額の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資（銀行子会社における「現金預け金」のうち、譲渡性預け金を除く。）及び資金管理において現金同等物と同様に利用されている当座借越（負の現金同等物）であります。

(17) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

責任準備金の積立方法

連結会計年度末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については次の方式により計算しております。なお、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「郵政管理・支援機構」という。）からの受再保険の一部及び一時払年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた額が含まれております。

(a) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(b) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、連結会計年度末において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

投資信託の解約・償還損益の計上科目

銀行子会社における投資信託の解約・償還損益について、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるものは有価証券利息配当金として「銀行事業収益」に、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるもの以外は株式等売却益又は株式等売却損として「銀行事業収益」又は「その他経常費用」に計上しております。ただし、投資信託の有価証券利息配当金が全体で損となる場合は国債等債券償還損として「業務費」に計上しております。

保険料の計上基準

保険子会社における初回保険料は、収納があり保険契約上の責任が開始している契約について、当該収納した金額を「生命保険事業収益」に計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて当該金額を「生命保険事業収益」に計上しております。

なお、収納した保険料のうち、連結会計年度末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

保険金等支払金の計上基準

保険子会社における保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険契約に基づく支払事由が発生し、当該契約に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額を「業務費」に計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、連結会計年度末時点において支払義務が発生したが保険金等の支出をしていないもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められるもののうち保険金等の支出をしていないものについて支払備金を積み立てております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 有価証券の時価評価

銀行子会社及び一部の連結子会社における時価で測定される有価証券の残高は多額であり、連結財務諸表に対する影響が大きいため、有価証券の時価は会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
有価証券	193,172,232百万円	182,770,020百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法及び主要な仮定

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価額又は外部ベンダー、ブローカー等の第三者から提示された価格、投資信託の受益証券については基準価額を時価としております。比準価格方式により算定された価額又は第三者から提示された価格における主要な仮定は、時価評価において用いられているインプットであり、イールドカーブ、類似銘柄の価格から推計されるスプレッド等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、重要な見積りを含む市場で観察できないインプットが使用されている場合もあります。

翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することで、有価証券の時価が増減する可能性があります。

2. 退職給付債務の見積り

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

「(退職給付関係)」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社及び一部の連結子会社の退職給付債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率等が含まれます。退職給付債務の見積りは、高い不確実性を伴うため、前提条件が実績と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、翌連結会計年度の退職給付債務に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これにより、取得原価をもって連結貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価をもって連結貸借対照表価額とすることに变更しております。

なお、「(金融商品関係)」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

1. 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものであります。

2. 適用予定日

2025年3月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(当社グループの役員等に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

当社及び当社の連結子会社である日本郵便株式会社は、当社の執行役並びに日本郵便株式会社の取締役(業務を執行していない取締役を除く。)及び執行役員(以下、併せて「本制度対象役員」という。)に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

1. 取引の概要

本制度は、株式給付規程に基づき、本制度対象役員に対し当社株式等を給付する仕組みであり、連結会計年度における業績達成度を勘案して定まる数のポイントを付与します。本制度対象役員の退任時には、当該付与ポイントに相当する当社株式及び一定割合の当社株式を退任時の時価で換算した金額相当の金銭につき、本信託から給付を行います。

本制度対象役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度507百万円、375千株、当連結会計年度1,216百万円、1,140千株であります。

なお、当社の連結子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険においても信託を活用した株式給付制度を導入しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
株式	15,275百万円	23,275百万円
出資金	28,978 "	52,061 "

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引等)により貸し付けている有価証券及び有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債等に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
	3,657,589百万円	3,541,200百万円

現先取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
連結会計年度末に当該処分をせずに 所有している有価証券	4,904,839百万円	5,178,588百万円

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、「貸出金」、「外国為替」、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに「支払承諾見返」の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	- 百万円	- 百万円
危険債権額	0 "	0 "
三月以上延滞債権額	- "	- "
貸出条件緩和債権額	- "	- "
合計額	0 "	0 "

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
有価証券	30,906,567百万円	26,133,024百万円

(2) 担保に係る債務

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
貯金	608,469百万円	492,834百万円
売現先勘定	22,032,546 "	22,057,310 "
債券貸借取引受入担保金	3,751,134 "	1,941,872 "
借入金	5,603,600 "	1,632,600 "

(3) 上記以外の担保に供している資産及び担保に係る債務

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
	-	当社の総財産を社債35,000百万円の一般担保に供していません。

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引等の担保、先物取引証拠金の代用等として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
現金預け金	- 百万円	1,977百万円
有価証券	3,142,273 "	4,357,682 "

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、中央清算機関差入証拠金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
先物取引差入証拠金	158,969百万円	171,788百万円
保証金	21,242 "	22,970 "
中央清算機関差入証拠金	527,199 "	362,637 "
金融商品等差入担保金	743,560 "	538,805 "

5. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要

(1) 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
連結貸借対照表計上額	8,604,735百万円	8,075,012百万円
時価	9,106,029 "	8,237,638 "

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険子会社は、資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

簡易生命保険契約商品区分（一部の保険種類を除く。）

かんば生命保険契約(一般)商品区分（すべての保険契約）

かんば生命保険契約(一時払年金)商品区分（一部の保険種類を除く。）

なお、簡易生命保険契約商品を対象とする小区分については、従来、簡易生命保険契約商品のすべての保険契約を対象としておりましたが、2025年度に導入が予定されている新資本規制によるリスク管理の高度化への対応の一環として、一部の簡易生命保険契約商品の金利リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行うこととしたため、当第4四半期連結会計期間より、当該部分を責任準備金の小区分から除くことといたしました。この変更による損益への影響はありません。

6. 銀行子会社における当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
融資未実行残高	54,579百万円	39,855百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能な もの	20,221 "	579 "

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも銀行子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が

付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている銀行子会社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、保険子会社における貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
融資未実行残高	25,367百万円	15,659百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
減価償却累計額	1,702,779百万円	1,808,345百万円

(注) 上記には、使用权資産に係る減価償却累計額は含まれておりません。

8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
圧縮記帳額	89,959百万円	89,978百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(80 ")	(19 ")

9. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
期首残高	1,342,855百万円	1,260,009百万円
契約者配当金支払額	155,691 "	146,714 "
利息による増加等	9 "	9 "
年金買増しによる減少	278 "	200 "
契約者配当準備金繰入額	73,113 "	62,067 "
期末残高	1,260,009 "	1,175,171 "

10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
	525百万円	690百万円

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
	907百万円	880百万円

11. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除く。)は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、保険子会社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を積み立てております。また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金及び価格変動準備金を積み立てております。

上述した責任準備金(危険準備金を除く。)、危険準備金及び価格変動準備金の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
責任準備金(危険準備金を除く。)	29,331,229百万円	27,370,400百万円
危険準備金	1,203,243 "	1,260,220 "
価格変動準備金	695,157 "	711,298 "

12. 連結貸借対照表中、「貯金」は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

13. 連結貸借対照表中、「社債」には他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債が含まれております。

前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
300,000百万円	300,000百万円

14. 偶発債務に関する事項

連結子会社の一部の借入郵便局局舎の賃貸借契約については、その全部又は一部を解約した場合において、貸主から解約補償を求めることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、発生する可能性のある解約補償額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
61,334百万円	59,588百万円

なお、連結子会社の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

(連結損益計算書関係)

1. 経常収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。
2. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支援機構のため、契約者配当準備金に繰り入れた金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
契約者配当準備金繰入額	54,849百万円	43,678百万円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,543,827百万円	684,584百万円
組替調整額	183,633 "	312,257 "
税効果調整前	1,727,460 "	996,841 "
税効果額	517,395 "	288,977 "
その他有価証券評価差額金	1,210,064 "	707,864 "
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	442,446 "	245,230 "
組替調整額	201,500 "	129,938 "
資産の取得原価調整額	1,239 "	2,188 "
税効果調整前	242,186 "	117,481 "
税効果額	72,850 "	35,274 "
繰延ヘッジ損益	169,335 "	82,206 "
為替換算調整勘定：		
当期発生額	12,886 "	4,039 "
組替調整額	5,115 "	- "
税効果調整前	7,771 "	4,039 "
税効果額	- "	- "
為替換算調整勘定	7,771 "	4,039 "
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	8,220 "	2,762 "
組替調整額	45,806 "	35,333 "
税効果調整前	37,586 "	32,571 "
税効果額	1,061 "	764 "
退職給付に係る調整額	36,525 "	31,807 "
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	0 "	6 "
組替調整額	- "	- "
税効果調整前	0 "	6 "
税効果額	- "	- "
持分法適用会社に対する持分相当額	0 "	6 "
その他の包括利益合計	1,423,696 "	825,912 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,500,000		732,129	3,767,870	(注)

(注) 発行済株式(普通株式)の減少732,129千株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	456,635	381,134	732,250	105,519	(注) 1、2

(注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式496千株が含まれております。当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式375千株が含まれております。

2. 自己株式(普通株式)の株式数の増加381,134千株は、2021年6月10日開催の当社取締役会決議に基づき2021年6月11日に取得した276,090千株、2021年10月6日開催の当社取締役会決議に基づき2021年11月1日~2022年3月31日までの期間において取得した105,043千株及び単元未満株式の買取0千株によるものであり、減少732,250千株は、自己株式の消却732,129千株及び株式給付信託による給付120千株によるものであります。

なお、2021年10月6日開催の当社取締役会決議に基づく自己株式の取得は2022年4月7日に終了してあります。2022年4月1日~4月7日までの期間において取得した自己株式数は5,028千株であります。

3. 配当に関する事項

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	202,193	50.00	2021年3月31日	2021年6月15日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金24百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	183,136	利益剰余金	50.00	2022年3月31日	2022年6月20日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金18百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,767,870		110,072	3,657,797	(注)

(注) 発行済株式(普通株式)の減少110,072千株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	105,519	202,628	110,159	197,988	(注) 1、2、 3

(注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式375千株が含まれております。当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式1,140千株が含まれております。

2. 自己株式(普通株式)の株式数の増加202,628千株は、2021年10月6日開催の当社取締役会決議に基づき2022年4月1日～2022年4月7日までの期間において取得した5,028千株、2022年5月13日開催の当社取締役会決議に基づき2022年5月16日～2023年3月9日までの期間において取得した196,748千株、単元未満株式の買取0千株及び株式給付信託への追加拠出851千株によるものであり、減少110,159千株は、2022年4月25日開催の当社取締役会決議に基づく自己株式の消却110,072千株及び株式給付信託による給付86千株によるものであります。

3. 当社は、2023年3月29日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。当連結会計年度末において以下の自己株式について消却手続を完了しておりません。

帳簿価額 199,989百万円

株式の種類 普通株式

株式数 196,748千株

なお、上記自己株式について、2023年4月20日付で消却手続を完了いたしました。

3. 配当に関する事項

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	183,136	50.00	2022年3月31日	2022年6月20日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金18百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	173,047	利益剰余金	50.00	2023年3月31日	2023年6月22日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金57百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金預け金勘定	68,502,665百万円	70,243,186百万円
現金預け金勘定に含まれる		
銀行子会社における譲渡性預け金	65,000 "	65,000 "
有価証券勘定に含まれる譲渡性預け金	15,000 "	15,000 "
預入期間が3カ月を超える預け金	200 "	200 "
借入金勘定に含まれる当座借越	33,241 "	11,507 "
現金及び現金同等物	68,419,223 "	70,181,478 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として建物であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として動産であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、ツール社及び傘下の関係会社におけるリース取引に係る使用権資産の内容は、主として建物及び土地であり、使用権資産の減価償却の方法は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内	7,936	8,922
1年超	30,772	39,612
合計	38,709	48,534

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内	14,828	14,618
1年超	47,226	51,747
合計	62,055	66,366

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社の保有する金融資産及び金融負債の多くは市場変動による価値変化等を伴うものであるため、将来の金利・為替変動により安定的な期間損益の確保が損なわれる等の不利な影響が生じないように管理していく必要があります。

このため、両社それぞれにおいて、資産・負債の総合管理(A L M)を実施して収益及びリスクの適切な管理に努めており、その一環として、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約取引等のデリバティブ取引も行っております。

デリバティブ取引は運用資産の金利・為替変動リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けております。

また、両社とも、収益向上の観点から、リスク管理態勢の強化に努めつつ、許容可能な範囲でリスク資産への運用にも取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社が保有する金融資産の主なものは、国債を中心とする国内債券や外国債券等の有価証券、貸付や金銭の信託を通じた株式への投資などであり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。

A L Mの観点から、金利関連取引については、金利変動に伴う有価証券、貸出金、定期性預金等の将来の経済価値変動リスク・金利リスクを回避するためのヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っております。

また、通貨関連取引については、銀行子会社及び保険子会社が保有する外貨建資産の為替評価額及び償還金・利金の円貨換算額の為替変動リスクを回避するためのヘッジ手段等として、通貨スワップ又は為替予約取引を行っております。

なお、デリバティブ取引でヘッジを行う際には、財務会計への影響を一定の範囲にとどめるため、所定の要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

グループリスク管理における基本方針として、リスク管理の基本原則、日本郵政グループ各社が管理対象とするべきリスク区分などリスク管理に当たって遵守すべき基本事項を事業子会社各社との間の「グループ運営のルールに関する覚書」に定め、グループのリスク管理を実施しております。

さらに、グループ各社のリスク管理の状況を定期的に経営会議に報告するとともに、グループリスク管理の方針やグループリスク管理態勢などの協議を行っております。

市場リスク・信用リスク等のリスクについては、それぞれの会社において計量化するリスクを特定し、客観性・適切性を確保した統一的な尺度であるV a R (バリュアット・リスク：一定の確率のもとで被る可能性がある予想最大損失額)等により計測しております。当社は個々の会社ごとに計測されたリスク量が各社の資本量に対して適正な範囲に収まることを確認することによりリスクを管理しております。

信用リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ信用リスク管理に関する諸規程に基づき、V a Rにより信用リスク量を定量的に計測・管理しております。また、与信集中リスクを抑えるために、個社及び企業グループごとに「与信限度」等を定め、期中の管理等を行っております。

市場リスクの管理

(a) 銀行子会社

銀行子会社は、A L Mに関する方針のもとで、バンキング業務として国内外の債券や株式等への投資を行っており、金利、為替、株価等の変動の影響を受けるものであることから、市場リスク管理に関する諸規程に基づき、統計的な手法であるV a Rにより市場リスク量を定量的に計測し、自己資本等の経営体力を勘案して定めた資本配賦額の範囲内に市場リスク量が収まるよう、市場リスク限度枠や損失額等の上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

主要な市場リスクに係るリスク変数(金利、為替、株価)の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「貯金」、「デリバティブ取引」であります。

銀行子会社ではVaRの算定に当たって、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間240営業日(1年相当)、片側99%の信頼水準、観測期間1,200営業日(5年相当))を採用しております。なお、負債側については、内部モデルを用いて計測しております。前連結会計年度末(2022年3月31日)現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,853,231百万円であります。当連結会計年度末(2023年3月31日)現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で4,722,630百万円であります。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであることから、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクについて捕捉できない場合があります。このリスクに備えるため、さまざまなシナリオを用いたストレス・テストを実施しております。

市場リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び市場リスク管理の実施に関する事項については、定期的にリスク管理委員会・ALM委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

また、市場運用(国債等)中心の資産、貯金中心の負債という特徴を踏まえ、金利リスクの重要性についても十分認識した上で、ALMにより、さまざまなシナリオによる損益シミュレーションを実施するなど、多面的に金利リスクの管理を行っており、リスクをコントロールしております。

ALMに関する方針については、経営会議で協議した上で決定し、その実施状況等について、ALM委員会・経営会議に報告を行っております。

なお、デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブに関する諸規程に基づき実施しております。

(b) 保険子会社

保険子会社は、市場リスクを、金利リスク及び価格変動リスクに区分して管理しております。保険子会社の金利リスクは、ユニバーサルサービス対象商品である養老保険・終身保険を提供する使命を負う保険会社として、資産と負債のマッチングに一定の限界を有する中で、円金利の変動により、円金利資産及び保険負債の価値が変動し損失を被るリスクです。価格変動リスクは、金利リスク以外の市場リスクです。

保険子会社は、市場リスクを含む会社全体のリスクのうち定量化が可能なリスクを特定し、それらのリスク量に基づき算出した会社全体の統合リスク量と資本量を対比することにより、会社全体のリスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ資金繰りに関する指標等を設定し、資金流動性リスクの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）及び（注2）参照）。

また、現金預け金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	436,845	436,845	
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	11	11	
(3) 金銭の信託	7,873,224	7,873,224	
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	57,195,506	61,141,595	3,946,089
責任準備金対応債券	8,604,735	9,106,029	501,294
その他有価証券	124,051,186	124,051,186	
(5) 貸出金 貸倒引当金(*1)	8,693,923 171		
	8,693,751	8,922,524	228,772
資産計	206,855,261	211,531,418	4,676,157
(1) 貯金	191,731,173	191,761,374	30,201
(2) 借入金	5,942,886	5,942,925	38
(3) 社債	300,000	299,760	240
負債計	197,974,059	198,004,059	30,000
デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(83,231)	(83,231)	
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	(1,242,371)	(1,242,371)	
デリバティブ取引計	(1,325,602)	(1,325,602)	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。なお、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金及び有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該借入金及び当該有価証券の時価に含めて記載しております。

(*3) 銀行子会社は、ヘッジ対象である有価証券等の相場変動を相殺するために、金利スワップ等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っており、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)金銭の信託」及び「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
金銭の信託 (* 1)(* 2)(* 3)	2,889,132
有価証券	
非上場株式 (* 1)	66,271
投資信託 (* 2)	3,161,984
組合出資金 (* 3)	92,549
合計 (* 4)	6,209,937

(* 1)非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(* 2)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い経過措置を適用した投資信託の一部については、従前の取扱いを踏襲し、時価開示の対象とはしておりません。

(* 3)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(* 4)当連結会計年度において、5,661百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	525,632	525,632	
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	19	19	
(3) 金銭の信託(*1)	8,754,765	8,754,765	
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	59,989,200	62,218,904	2,229,703
責任準備金対応債券	8,075,012	8,237,638	162,626
その他有価証券(*1)	114,499,422	114,499,422	
(5) 貸出金	9,210,199		
貸倒引当金(*2)	175		
	9,210,023	9,312,882	102,858
資産計	201,054,076	203,549,265	2,495,189
(1) 貯金	192,420,880	192,441,115	20,235
(2) 借入金	1,791,279	1,791,683	404
(3) 社債	335,000	317,859	17,141
負債計	194,547,159	194,550,658	3,498
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(144,148)	(144,148)	
ヘッジ会計が適用されているもの(*4)	(999,973)	(999,973)	
デリバティブ取引計	(1,144,121)	(1,144,121)	

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。なお、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金及び有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該借入金及び当該有価証券の時価に含めて記載しております。

(*4) 銀行子会社は、ヘッジ対象である有価証券等の相場変動を相殺するために、金利スワップ等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っており、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)金銭の信託」及び「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
金銭の信託(*1)(*2)	3,032,876
有価証券	
非上場株式(*1)	74,917
投資信託	
組合出資金(*2)	131,467
合計(*3)	3,239,262

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当連結会計年度において、4,822百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	22,873	8,732	85,126	82,105	36,843	200,482
有価証券	21,969,273	22,196,975	15,602,697	18,003,969	20,517,210	45,261,183
満期保有目的の債券	10,256,223	5,653,851	4,544,503	5,744,850	7,236,070	23,360,165
うち国債	8,867,900	2,769,500	2,214,300	4,260,400	5,402,500	20,230,000
地方債	730,870	1,547,203	822,885	601,049	1,312,573	945,594
社債	510,972	1,023,285	924,077	872,957	520,997	1,430,306
その他	146,481	313,862	583,241	10,442		754,265
責任準備金対応債券	369,235	1,224,681	548,300	1,384,000	1,371,700	3,535,950
うち国債	277,000	981,400	511,000	1,359,400	1,176,900	2,394,600
地方債	67,299	183,364	1,100		60,000	233,450
社債	24,936	59,917	36,200	24,600	134,800	907,900
その他有価証券のうち 満期があるもの	11,343,814	15,318,442	10,509,894	10,875,118	11,909,440	18,365,066
うち国債	5,879,187	4,919,770	3,327,813	3,037,447	6,437,605	11,587,600
地方債	731,578	1,195,920	1,017,115	382,471	41,287	142,932
短期社債	1,434,500					
社債	1,067,464	1,866,364	1,316,362	945,338	838,578	1,439,414
その他	2,231,084	7,336,387	4,848,602	6,509,861	4,591,968	5,195,119
貸出金(*)	3,073,553	1,759,761	1,222,259	811,274	902,719	918,698
合計	25,065,700	23,965,469	16,910,084	18,897,349	21,456,773	46,380,365

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない0百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	32,452	19,175	76,085	80,073	64,531	255,197
有価証券	15,031,238	23,804,013	17,604,347	15,001,780	13,747,438	50,320,775
満期保有目的の債券	3,810,638	8,746,512	7,335,661	5,164,549	6,798,316	27,883,178
うち国債	2,262,900	5,606,700	3,605,800	3,520,300	4,954,200	23,958,500
地方債	806,945	1,211,060	1,056,854	941,204	1,257,508	810,854
社債	612,799	1,138,354	1,588,531	607,826	462,464	1,562,469
その他	127,993	790,398	1,084,475	95,218	124,144	1,551,354
責任準備金対応債券	478,065	605,516	571,300	1,708,700	1,127,100	3,423,393
うち国債	351,900	451,400	554,200	1,693,800	905,900	2,240,400
地方債	105,865	78,299	300		65,000	242,693
社債	20,300	75,817	16,800	14,900	156,200	940,300
その他有価証券のうち 満期があるもの	10,742,534	14,451,984	9,697,386	8,128,531	5,822,022	19,014,203
うち国債	3,966,264	6,443,348	1,126,493	981,061	1,331,342	11,224,600
地方債	683,713	862,909	654,932	103,518	2,200	136,019
短期社債	1,401,000					
社債	973,925	1,582,761	1,112,156	685,916	652,376	1,284,011
その他	3,717,631	5,562,965	6,803,805	6,358,034	3,836,103	6,369,571
貸出金(*)	3,876,819	1,864,634	1,058,157	780,316	820,536	805,714
合計	18,940,510	25,687,823	18,738,590	15,862,170	14,632,506	51,381,688

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない0百万円は含めておりません。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	121,457,781	12,086,520	13,565,375	23,932,579	20,688,915	
借入金	5,912,113	14,257	6,680	9,835		
社債						300,000
合計	127,369,895	12,100,778	13,572,055	23,942,414	20,688,915	300,000

(*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	128,161,115	10,653,395	18,946,445	16,717,895	17,942,029	
借入金	495,108	12,955	1,283,215			
社債			15,000		15,000	305,000
合計	128,656,223	10,666,350	20,244,660	16,717,895	17,957,029	305,000

(*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権		19,999	416,846	436,845
金銭の信託（*1）	6,037,636			6,037,636
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債	11			11
その他有価証券				
株式	573,902			573,902
国債	33,972,969	1,708,273		35,681,243
地方債		3,498,586	34,642	3,533,229
短期社債		1,434,510		1,434,510
社債	7,945	7,491,001	1,837	7,500,784
その他	13,282,874	13,369,772	258,059	26,910,707
うち外国債券	13,282,874	13,354,772	245,508	26,883,156
うち投資信託（*1）				
資産計	53,875,339	27,522,144	711,386	82,108,870
デリバティブ取引（*2）				
金利関連		(122,044)		(122,044)
通貨関連		(1,203,889)		(1,203,889)
クレジット・デリバティブ		330		330
デリバティブ取引計		(1,325,602)		(1,325,602)

（*1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は49,982,519百万円であります。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権		29,996	495,635	525,632
金銭の信託(*1)	6,399,239	736,851		7,136,091
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債	19			19
其他有価証券				
株式	504,415			504,415
国債	24,486,704	250,439		24,737,143
地方債		2,417,432	32,681	2,450,113
短期社債		1,400,895		1,400,895
社債		6,254,583	539	6,255,122
その他	11,513,828	61,620,996	140,294	73,275,120
うち外国債券	11,513,828	13,509,443	129,133	25,152,404
うち投資信託(*1)		48,096,553		48,096,553
資産計	42,904,207	72,711,195	669,151	116,284,553
デリバティブ取引(*2)				
金利関連		(22,200)		(22,200)
通貨関連		(1,122,023)		(1,122,023)
クレジット・デリバティブ		102		102
デリバティブ取引計		(1,144,121)		(1,144,121)

(*1)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は6,690,682百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は300,283百万円であります。

(*2)其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託		269,877		269,877
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	47,893,013			47,893,013
地方債		6,111,476	4,130	6,115,606
社債		5,339,471		5,339,471
その他	246,165	1,534,335	13,002	1,793,504
責任準備金対応債券				
国債	7,378,646			7,378,646
地方債		531,162	25,634	556,796
社債		1,170,585		1,170,585
貸出金			8,922,524	8,922,524
資産計	55,517,825	14,956,910	8,965,291	79,440,028
貯金		191,761,374		191,761,374
借入金		5,942,925		5,942,925
社債		299,760		299,760
負債計		198,004,059		198,004,059

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託		504,320		504,320
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	46,411,385			46,411,385
地方債		6,140,736	3,752	6,144,488
社債		5,929,623		5,929,623
その他	721,757	3,011,650		3,733,407
責任準備金対応債券				
国債	6,628,341			6,628,341
地方債		464,269	23,723	487,993
社債		1,121,303		1,121,303
貸出金			9,312,882	9,312,882
資産計	53,761,484	17,171,903	9,340,358	80,273,746
貯金		192,441,115		192,441,115
借入金		1,791,683		1,791,683
社債		317,859		317,859
負債計		194,550,658		194,550,658

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権については、ブローカー等の第三者から提示された価格を時価としており、主にレベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、株式及び市場における取引価格が存在する投資信託については取引所の価格、債券については日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値によっており、主にレベル1の時価に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるため、主にレベル1の時価に分類しております。

有価証券

株式については、取引所の価格を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるため、主にレベル1の時価に分類しております。

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価格等又は外部ベンダー、ブローカー等の第三者から提示された価格等を時価としております。

日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価格等を時価とする債券のうち、主に国債・国庫短期証券はレベル1、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。また、外部ベンダー、ブローカー等の第三者から提示された価格等を時価とする債券は、入手した価格や価格に使用されたインプット等の市場での観察可能性に基づき、レベル1、レベル2又はレベル3の時価に分類しております。

為替予約等の振当処理の対象とされた債券については、当該為替予約等の時価を反映しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格等を時価としております。

また、貸出金のうち、当該貸出を担保資産等の一定割合の範囲内に限っているものについては、返済期間及び金利条件等により、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

貯金

振替貯金、通常貯金等の要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

定期貯金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を割り引いた現在価値を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

定額貯金については、一定の期間ごとに区分して、過去の実績から算定された期限前解約率を反映した将来キャッシュ・フロー発生見込額を割り引いた現在価値を時価としております。観察できないインプットの影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

なお、定期貯金及び定額貯金の割引率は、新規に貯金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

また、金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

社債

当社及び連結子会社が発行する社債の時価については、公表された相場価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない、又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2022年3月31日)

連結子会社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載しておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

連結子会社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載しておりません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替 (*3)	レベル3 の時価か らの振替 (*4)	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する金融 資産及び 負債の評 価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他 の包括 利益に 計上 (*2)					
買入金銭債権	383,992	8	1,995	34,858			416,846	
有価証券								
その他有価証券								
地方債	29,238	1,105	958	759	6,016		34,642	1,105
社債	3,951	6	6	2,100			1,837	
その他	357,493	6,079	258	48,649		57,122	258,059	4,571
うち外国債券	343,184	6,079	399	47,032		57,122	245,508	4,571

(*1) 主に連結損益計算書の「銀行事業収益」、「生命保険事業収益」及び「業務費」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、地方債について観察可能なデータを利用できなくなったことによるものであります。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

(*4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、主に外国債券について観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替 (*3)	レベル3 の時価か らの振替 (*4)	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する金融 資産及び 負債の評 価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他 の包括 利益に 計上 (*2)					
買入金銭債権	416,846	6	2,555	81,351			495,635	
有価証券								
その他有価証券								
地方債	34,642	106	1,185	882			32,681	106
社債	1,837	3	0	1,294			539	
その他	258,059	2,793	4,107	62,160	10,529	64,818	140,294	1,707
うち外国債券	245,508	2,793	3,928	60,950	10,529	64,818	129,133	1,707

(*1)主に連結損益計算書の「銀行事業収益」、「生命保険事業収益」及び「業務費」に含まれております。

(*2)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*3)レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、主に外国債券についての市場の活動の減少により観察可能な市場データが不足していることによるものであります。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

(*4)レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、主に外国債券について観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

銀行子会社は時価検証部署において、時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価は、時価算定部署から独立した時価検証部署において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証し、当該検証結果に基づき、時価のレベルの分類を行っております。検証結果はALM委員会に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の金融商品の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

保険子会社は時価算定部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定め、時価の算定を行い、時価のレベル別分類を判断しております。また、リスク管理部門において金融商品の時価評価に関する検証手続を定め、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証していることから、金融商品の時価評価等の適切性が確保されております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

連結子会社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載しておりません。

(注3) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した基準価額を時価とみなす投資信託に関する情報

(1) 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 及び償還 の純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 投資信託の 評価損益
	損益に 計上 (*1)	その他 の包括 利益に 計上 (*2)					
3,884,768	76,133	1,255,198	1,474,582			6,690,682	

(*1)主に連結損益計算書の「銀行事業収益」に含まれております。

(*2)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 及び償還 の純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 投資信託の 評価損益
	損益に 計上 (*1)	その他 の包括 利益に 計上 (*2)					
225,542	127	35,443	39,168			300,283	

(*1)主に連結損益計算書の「銀行事業収益」に含まれております。

(*2)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

解約に一定程度の期間を要するもの等 6,690,682百万円

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」が含まれております。

また、「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日)

売買目的有価証券において、損益に含まれた評価差額はありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

売買目的有価証券において、損益に含まれた評価差額はありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	38,003,470	42,058,856	4,055,385
	地方債	3,453,953	3,620,009	166,055
	社債	2,161,921	2,244,078	82,156
	その他	573,309	587,450	14,140
	小計	44,192,656	48,510,394	4,317,737
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	6,116,978	5,834,157	282,821
	地方債	2,520,633	2,495,597	25,035
	社債	3,130,052	3,095,392	34,659
	その他	1,235,185	1,221,125	14,059
	小計	13,002,849	12,646,273	356,576
合計		57,195,506	61,156,667	3,961,161

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	33,096,724	36,136,138	3,039,413
	地方債	2,700,074	2,812,482	112,407
	社債	1,713,293	1,767,560	54,267
	その他	1,628,789	1,675,504	46,715
	小計	39,138,881	42,391,686	3,252,804
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	11,040,470	10,275,246	765,223
	地方債	3,398,397	3,332,005	66,391
	社債	4,266,512	4,162,063	104,449
	その他	2,144,937	2,089,715	55,222
	小計	20,850,318	19,859,030	991,287
合計		59,989,200	62,250,717	2,261,516

3. 責任準備金対応債券

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	5,683,080	6,253,790	570,710
	地方債	407,633	421,913	14,280
	社債	332,465	340,577	8,111
	小計	6,423,179	7,016,281	593,102
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,183,968	1,124,855	59,113
	地方債	137,892	134,883	3,008
	社債	859,694	830,008	29,686
	小計	2,181,555	2,089,747	91,808
合計		8,604,735	9,106,029	501,294

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	4,539,176	4,974,007	434,831
	地方債	253,802	262,977	9,174
	社債	53,063	56,749	3,685
	小計	4,846,042	5,293,734	447,691
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,815,799	1,654,334	161,465
	地方債	238,629	225,016	13,613
	社債	1,174,539	1,064,553	109,985
	小計	3,228,969	2,943,904	285,064
合計		8,075,012	8,237,638	162,626

4. その他有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	305,485	225,811	79,674
	債券	28,425,427	28,004,196	421,231
	国債	21,801,829	21,427,708	374,120
	地方債	2,658,327	2,649,646	8,681
	短期社債			
	社債	3,965,270	3,926,841	38,429
	その他	50,687,018	48,665,109	2,021,909
	うち外国債券	21,464,017	19,768,180	1,695,837
	うち投資信託	29,103,342	28,779,100	324,242
	小計	79,417,931	76,895,116	2,522,815
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	268,415	305,710	37,294
	債券	19,724,339	20,068,320	343,980
	国債	13,879,413	14,194,877	315,463
	地方債	874,901	877,451	2,549
	短期社債	1,434,510	1,434,510	
	社債	3,535,514	3,561,480	25,966
	その他	25,547,343	25,910,855	363,511
	うち外国債券	5,419,138	5,545,431	126,293
	うち投資信託	19,313,466	19,549,404	235,937
	小計	45,540,099	46,284,886	744,786
合計		124,958,031	123,180,003	1,778,028

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	323,928	246,070	77,858
	債券	16,719,089	16,509,721	209,367
	国債	12,809,843	12,625,559	184,283
	地方債	1,706,967	1,703,021	3,945
	短期社債			
	社債	2,202,279	2,181,140	21,138
	その他	30,017,234	27,059,409	2,957,825
	うち外国債券	16,620,961	14,806,448	1,814,513
	うち投資信託	13,249,409	12,107,481	1,141,927
	小計	47,060,252	43,815,201	3,245,051
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	180,487	259,160	78,673
	債券	18,124,185	18,922,513	798,327
	国債	11,927,300	12,655,296	727,996
	地方債	743,145	749,404	6,258
	短期社債	1,400,895	1,400,895	
	社債	4,052,843	4,116,915	64,072
	その他	50,250,129	51,663,850	1,413,720
	うち外国債券	8,531,443	8,884,533	353,090
	うち投資信託	40,723,755	41,780,815	1,057,059
	小計	68,554,801	70,845,523	2,290,721
合計		115,615,054	114,660,725	954,329

5. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

6. 連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
債券	428,238	6,800	
国債	428,238	6,800	
合計	428,238	6,800	

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
債券	295,753	4,003	
国債	295,753	4,003	
合計	295,753	4,003	

7. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	60,961	9,979	3,071
債券	2,045,311	1,351	31,276
国債	1,800,690	1,250	30,184
地方債	91,010	32	119
社債	153,610	68	972
その他	4,624,469	65,657	259,717
うち外国債券	3,731,655	19,052	77,793
うち投資信託	892,813	46,605	181,923
合計	6,730,742	76,989	294,065

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	119,406	19,993	6,372
債券	12,846,313	54,755	90,398
国債	12,375,748	54,278	77,876
地方債	277,139	58	125
社債	193,425	418	12,396
その他	5,756,251	141,265	270,990
うち外国債券	3,970,542	55,594	228,074
うち投資信託	1,785,709	85,671	42,916
合計	18,721,971	216,015	367,761

8．保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日)

保有目的が変更となった有価証券はありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

保有目的が変更となった有価証券はありません。

9．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、876百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、344百万円であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	7,873,224	5,555,610	2,317,614	2,434,352	116,738

(注) 1. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。

当連結会計年度における減損処理額は、10,124百万円であります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	8,754,765	6,249,110	2,505,654	2,640,416	134,761

(注) 1. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。

当連結会計年度における減損処理額は、9,555百万円であります。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	681,912	681,912	74,510	74,510
	売建	308,988		14,659	14,659
	買建	202,603		5,607	5,607
	合計			83,562	83,562

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	1,413,700	897,092	146,585	146,585
	売建	235,593		956	956
	買建	443,506		1,378	1,378
	合計			144,250	144,250

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 売建	28,223	14,000	330	330
合計				330	330

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 売建	14,000	5,000	102	102
合計				102	102

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	有価証券、 貯金、 借入金	3,400,000	3,400,000	13,672
	受取変動・支払固定		4,027,945	3,634,863	135,716
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	5,035	4,632	(注) 2.
合計					122,044

(注) 1. 繰延ヘッジによっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	有価証券、 貯金、 保険負債	5,275,000	4,725,000	7,071
	受取変動・支払固定		3,716,712	3,484,525	29,271
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	1,657	1,355	(注) 2.
合計					22,200

(注) 1. 繰延ヘッジによっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券、 借入金	8,782,501	7,754,729	762,595
為替予約等の振 当処理	通貨スワップ	有価証券	641,528	635,047	(注) 2.
ヘッジ対象に係 る損益を認識す る方法	為替予約	有価証券	4,032,109		290,030
	通貨スワップ		477,496	316,058	67,700
合計					1,120,327

(注) 1. 原則として、繰延ヘッジによっております。

2. 為替予約等の振当処理によるもののうち通貨スワップについては、ヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券の時価に含めて記載してあります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券、 借入金	9,195,588	7,765,631	913,382
為替予約等の振 当処理	通貨スワップ	有価証券	1,819,272	1,743,579	(注) 2.
ヘッジ対象に係 る損益を認識す る方法	為替予約	有価証券	2,979,420		15,496
	通貨スワップ		408,934	92,876	79,886
合計					977,773

(注) 1. 原則として、繰延ヘッジによっております。

2. 為替予約等の振当処理によるもののうち通貨スワップについては、ヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券の時価に含めて記載してあります。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

(1) 当社及び主な連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、当社の退職給付債務には、整理資源及び恩給負担金に係る負担額が含まれております。

なお、整理資源及び恩給負担金に係る負担額について、退職給付信託を設定しております。

(2) 一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)」に基づく退職等年金給付の制度への当社及び一部の連結子会社の要拠出額は、前連結会計年度10,355百万円、当連結会計年度10,330百万円であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,497,192百万円	2,468,764百万円
勤務費用	111,924 "	110,023 "
利息費用	16,267 "	16,231 "
数理計算上の差異の発生額	9,742 "	4,426 "
退職給付の支払額	146,738 "	169,911 "
過去勤務費用の発生額	408 "	- "
その他	268 "	4 "
退職給付債務の期末残高	2,468,764 "	2,420,676 "

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
年金資産の期首残高	351,103百万円	315,352百万円
期待運用収益	820 "	746 "
数理計算上の差異の発生額	1,879 "	1,664 "
事業主からの拠出額	236 "	241 "
退職給付の支払額	34,927 "	30,672 "
年金資産の期末残高	315,352 "	284,004 "

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	245,834百万円	208,110百万円
整理資源	240,665 "	202,939 "
恩給負担金	219 "	189 "
企業年金	4,949 "	4,981 "
年金資産	315,352 "	284,004 "
整理資源	308,792 "	277,608 "
恩給負担金	97 "	61 "
企業年金	6,462 "	6,335 "
	69,517 "	75,894 "
非積立型制度の退職給付債務	2,222,929 "	2,212,566 "
退職一時金	2,222,929 "	2,212,566 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,153,412 "	2,136,671 "
退職給付に係る負債	2,223,051 "	2,212,694 "
退職給付に係る資産	69,639 "	76,022 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,153,412 "	2,136,671 "

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	111,924百万円	110,023百万円
利息費用	16,267 "	16,231 "
期待運用収益	820 "	746 "
数理計算上の差異の費用処理額	21,651 "	17,950 "
過去勤務費用の費用処理額	24,206 "	17,383 "
その他	149 "	1,929 "
確定給付制度に係る退職給付費用	81,365 "	92,102 "

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
過去勤務費用	23,797百万円	17,383百万円
数理計算上の差異	13,788 "	15,188 "
合計	37,586 "	32,571 "

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
未認識過去勤務費用	112,619百万円	94,464百万円
未認識数理計算上の差異	59,356 "	44,415 "
合計	171,976 "	138,880 "

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
債券	76%	73%
株式	1 "	1 "
生保一般勘定	0 "	0 "
その他	23 "	26 "
合計	100 "	100 "

(注) 年金資産合計には、整理資源及び恩給負担金に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度98%、当連結会計年度98%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.2～0.7%	0.2～0.7%
長期期待運用収益率	0.1～2.0%	0.1～2.0%

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
要拠出額	11,534百万円	11,174百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	751,476百万円	737,429百万円
責任準備金	1,026,908 "	1,021,572 "
支払備金	38,057 "	48,375 "
賞与引当金	38,909 "	38,246 "
価格変動準備金	248,305 "	231,440 "
繰延ヘッジ損益	240,095 "	277,268 "
税務上の繰越欠損金(＊)	677,378 "	1,069,400 "
その他	233,959 "	329,922 "
繰延税金資産小計	3,255,090 "	3,753,656 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(＊)	677,301 "	1,069,383 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	801,120 "	797,890 "
評価性引当額小計	1,478,421 "	1,867,274 "
繰延税金資産合計	1,776,668 "	1,886,382 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,059,628 "	847,448 "
時価評価による評価差額	4,209 "	4,118 "
その他	57,859 "	36,659 "
繰延税金負債合計	1,121,697 "	888,225 "
繰延税金資産(負債)の純額	654,971 "	998,156 "

(注1) 責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産は、将来の長期にわたり発生する課税所得により税金負担額を軽減する効果を有しております。

(注2) 評価性引当額が388,852百万円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を392,082百万円追加的に認識したことに伴うものであります。

(＊) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	5,467	3,647	189,180	10,175	8,300	460,607	677,378百万円
評価性引当額	5,421	3,647	189,180	10,175	8,300	460,575	677,301 "
繰延税金資産	45					31	77 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	3,670	189,410	10,313	8,431	34	857,540	1,069,400 百万円
評価性引当額	3,670	189,410	10,313	8,431	34	857,523	1,069,383 "
繰延税金資産						16	16 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.5	4.6
評価性引当額の増減	21.2	56.4
子会社株式の投資簿価修正	23.7	56.5
その他	0.2	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.5%	25.1%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

子会社株式の一部売却

当社は、当社が保有する連結子会社である株式会社かんぽ生命保険及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「金融2社」という。）の普通株式の一部につき、以下のとおり売却を実施しました。

1. 株式会社かんぽ生命保険との取引

(1) 取引の概要

取引の概要及び目的

郵政民営化法において、当社は、金融2社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとしてとされています。この趣旨に沿って、当社は、当社の中期経営計画において、2025年までの期間のできる限り早期に金融2社の保有割合が50%以下となるまで売却していく方針としております。

上記方針に従い、株式会社かんぽ生命保険が実施した自己株式の取得に応じて、当社が保有する株式会社かんぽ生命保険の普通株式の一部の売却を行いました。

結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：株式会社かんぽ生命保険

事業の内容：生命保険業

企業結合日

株式会社かんぽ生命保険が実施した自己株式の取得に応じた売付け

2022年8月16日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の一部の売却

結合後企業の名称

変更ありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の一部売却

非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

7,725百万円

2. 株式会社ゆうちょ銀行との取引

(1) 取引の概要

取引の概要及び目的

郵政民営化法において、当社は、金融2社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとしてとされています。この趣旨に沿って、当社は、当社の中期経営計画において、2025年までの期間のできる限り早期に金融2社の保有割合が50%以下となるまで売却していく方針としております。

この度、上記方針を踏まえ、株式会社東京証券取引所の「プライム市場」の上場基準のうち、株式会社ゆうちょ銀行は「流通株式比率」について基準を充たしていないところ、同比率の改善への寄与を目的として、株式会社ゆうちょ銀行の株価、当社の資金需要、当社の連結業績への影響等を勘案した上で、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部の売出し（以下「本売出し」）を実施しました。

また、これに先立ち、株式会社ゆうちょ銀行が実施した自己株式の取得に応じて、当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部の売却を行いました。

結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：株式会社ゆうちょ銀行

事業の内容：銀行業

企業結合日

ア 株式会社ゆうちょ銀行が実施した自己株式の取得に応じた売付け

2023年3月3日

イ 本売出し

2023年3月20日から2023年3月31日まで

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の一部の売却

結合後企業の名称

変更ありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の一部売却

非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

1,532,635百万円

なお、上記取引によりその他資本剰余金が負の値となったため、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 平成27年3月26日)に基づき、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金から減額しました。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社及び連結子会社の建物解体時におけるアスベスト除去費用、並びに営業拠点や社宅等に係る不動産賃借契約等に基づく原状回復義務の履行に伴う費用等に関し、資産除去債務を計上しております。

なお、当社グループの郵便局を中心としたネットワークについては、公的なサービス提供の観点から、当該ネットワークの確実な維持が求められております。このため、当該ネットワーク維持に必要な施設に係る不動産賃借契約等に基づく原状回復義務については、当該契約の終了等により、その履行が明らかに予定されている場合に限り、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を1年～47年と見積り、割引率は0.0%～6.9%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	38,659百万円	37,143百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,611 "	574 "
連結子会社取得による増加額	4,900 "	- "
時の経過による調整額	51 "	295 "
見積りの変更による増減額(は減少)	2,864 "	130 "
資産除去債務の履行による減少額	8,100 "	7,300 "
その他増減額(は減少)	2,842 "	3,391 "
期末残高	37,143 "	27,190 "

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前連結会計年度及び当連結会計年度において、借地上の建物の解体費用等として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。この見積りの変更による増加額2,864百万円、減少額 130百万円を変更前の資産除去債務残高にそれぞれ加減算しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)や賃貸商業施設等を保有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は14,280百万円(主な賃貸収益はその他経常収益に、主な賃貸費用は減価償却費に計上)、売却損益は7,377百万円(特別損益に計上)、減損損失は4,295百万円(特別損益に計上)、その他の特別損失は302百万円であり、当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は8,377百万円(主な賃貸収益はその他経常収益に、主な賃貸費用は減価償却費に計上)、売却損益は15,419百万円(特別損益に計上)、減損損失は2,180百万円(特別損益に計上)、その他の特別利益は93百万円、その他の特別損失は1,363百万円であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	492,202	529,122
期中増減額	36,920	60,306
期末残高	529,122	589,429
期末時価	744,486	865,001

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額であります。
3. 開発中の賃貸等不動産は、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。これらの不動産の連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末216,418百万円、当連結会計年度末290,087百万円であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループにおける顧客との契約から生じる収益のうち、主な収益を下記のとおり分解しております。これらの分解した収益とセグメント収益との関連は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	顧客との契約から 生じる収益	その他の収益	外部顧客に対する 経常収益
郵便・物流事業セグメント	1,999,942	3,142	2,003,084
郵便業務等収益	1,902,472		
その他	97,469		
郵便局窓口事業セグメント	53,173	33,598	86,771
物販	37,596		
提携金融	7,585		
その他	7,991		
国際物流事業セグメント	686,777	802	687,579
銀行業セグメント	155,607	1,820,397	1,976,004
生命保険業セグメント	-	6,454,191	6,454,191
その他	30,950	23,740	54,690
合計	2,926,450	8,335,872	11,262,323

(注) 1. 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれない宿泊事業、病院事業等が含まれております。

2. 前連結会計年度の収益の分解情報については、「(セグメント情報等) 1. 報告セグメントの概要(報告セグメントの区分方法の変更)」に記載の報告セグメント区分変更後の区分により作成したものを記載しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	顧客との契約から 生じる収益	その他の収益	外部顧客に対する 経常収益
郵便・物流事業セグメント	1,958,813	4,749	1,963,562
郵便業務等収益	1,832,195		
その他	126,618		
郵便局窓口事業セグメント	52,935	31,574	84,509
物販	36,628		
提携金融	7,512		
その他	8,794		
国際物流事業セグメント	598,602	1,297	599,899
銀行業セグメント	173,346	1,889,163	2,062,509
生命保険業セグメント	-	6,374,579	6,374,579
その他	23,187	25,972	49,160
合計	2,806,885	8,327,336	11,134,222

(注) 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれない病院事業等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 郵便・物流事業

郵便・物流事業においては、主に郵便事業、印紙の売りさばき、お年玉付郵便葉書等の発行、物流事業及びその他の事業を行っております。そのうち物流事業としては、国内物流事業及びロジスティクス事業を行っております。国内物流事業については、国内貨物運送に関する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業に係る業務並びにこれらに附帯する業務であって、宅配便及びメール便の業務に相当する業務（ゆうパック、ゆうメール）を行っております。

郵便業務等収益のうち郵便、荷物に係る収益については、引受から配達完了までの一定期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

また、履行義務を充足する前に受け取った対価については、契約負債として認識しております。

郵便、荷物に係る収益のうち後納郵便等に関する対価は、別途定める支払条件により、概ね1カ月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) 郵便局窓口事業

郵便局窓口事業においては、お客さまにサービスを提供するための営業拠点として全国に設置した直営の郵便局において実施している郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務等及び保険窓口業務等の他、物販事業、不動産事業、提携金融サービス及びその他の事業を行っております。

カタログ販売等の物販事業に係る収益については、顧客に商品等を引き渡した時点で、顧客が当該商品等に関する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

また、カタログ販売等のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

カタログ販売等における対価は、顧客に商品等を引き渡した後、概ね1年以内に回収しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 国際物流事業

国際物流事業においては、アジア・オセアニアからの輸出入を中心としたフルラインでの国際貨物輸送（以下、「フォワーディング事業」という。）、及び、アジア・オセアニアにおける輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービス（以下、「ロジスティクス事業」という。）を行っております。

フォワーディング事業に係る収益については、契約に基づく輸送期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

また、ロジスティクス事業に係る収益については、顧客への役務提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

国際物流事業における対価は、役務の提供により顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は、以下のとおりであります。

なお、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「その他資産」に、契約負債は「その他負債」にそれぞれ含めております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	280,812	270,339
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	270,339	238,250
契約資産（期首残高）	6,423	8,523
契約資産（期末残高）	8,523	8,548
契約負債（期首残高）	44,142	46,266
契約負債（期末残高）	46,266	51,465

契約資産は、主に、郵便・物流事業における料金後納等の引受済みの郵便物や荷物のうち、期末日時点で配達 completed していないものについて履行義務の充足に係る進捗度に応じて合理的に見積もられる収益に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該後納郵便等に関する対価は、別途定める支払条件により、概ね1カ月以内に受領しております。

契約負債は、主に、郵便・物流事業における引受済みの郵便物や荷物（料金後納等を除く）のうち、履行義務の充足に係る進捗度に応じて期末時点で配達 completed していないと合理的に見積もられる部分の金額及び販売した郵便切手類のうち郵便切手類販売所における郵便切手類の買受額に対する在庫額の比率等に基づき期末時点の未使用額として合理的に見積もられる金額に関するもの等であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、それぞれ43,792百万円及び41,901百万円であります。

また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、前連結会計年度及び当連結会計年度に認識した収益の額に重要な金額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び当社の連結子会社では、前連結会計年度及び当連結会計年度ともに、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものを一定の基準に従い集約したものであります。

当社グループは、業績の評価等を主として連結子会社別(日本郵便株式会社は郵便・物流事業セグメント、郵便局窓口事業セグメントに分類)に行っているため、これらを事業セグメントの識別単位とし、このうち各事業セグメントの経済的特徴、製品及びサービスを販売する市場及び顧客の種類等において類似性が認められるものについて集約を実施し、報告セグメントを決定しております。

各報告セグメントは、日本郵便株式会社を中心とした「郵便・物流事業」及び「郵便局窓口事業」、トール社を中心とした「国際物流事業」、株式会社ゆうちょ銀行を中心とした「銀行業」、株式会社かんぽ生命保険を中心とした「生命保険業」であります。

(報告セグメントの区分方法の変更)

当社グループ内の業績管理区分の一部変更に伴い、当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントの区分として従来「郵便局窓口事業」に含まれていたJPビルマネジメント株式会社の営む事業を「その他」に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しておりません。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部経常収益は、市場価格又は総原価を基準に決定した価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	郵便局 窓口事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	2,003,084	86,771	687,579	1,976,004	6,454,191	11,207,632	54,690	11,262,323
セグメント間の 内部経常収益	40,540	1,069,944	237	1,637	16	1,112,376	279,651	1,392,028
計	2,043,624	1,156,716	687,817	1,977,642	6,454,208	12,320,009	334,341	12,654,351
セグメント利益	103,898	24,486	21,226	490,893	356,113	996,617	209,590	1,206,208
セグメント資産	2,185,467	2,632,504	435,273	232,954,438	67,174,796	305,382,480	5,924,102	311,306,583
その他の項目								
減価償却費	71,381	37,755	36,620	37,716	54,562	238,036	17,711	255,748
のれんの償却額	183	-	-	-	-	183	1,133	1,317
受取利息、利息 及び配当金収入 又は資金運用収益	10	61	375	1,369,735	985,879	2,356,061	10,007	2,366,069
支払利息又は 資金調達費用	817	0	7,872	226,652	2,352	237,696	52	237,749
持分法投資利益	-	358	879	290	-	1,527	-	1,527
特別利益	254	8,030	8,415	6,379	5,696	28,776	664	29,440
固定資産処分益	60	7,025	1,815	6,379	5,696	20,977	661	21,639
価格変動準備金 戻入額	-	-	-	-	-	-	-	-
特別損失	2,757	4,045	17,743	697	68,116	93,358	13,151	106,510
固定資産処分損	1,258	1,001	965	681	326	4,234	379	4,613
減損損失	659	3,035	576	15	-	4,286	6,995	11,282
価格変動準備金 繰入額	-	-	-	-	67,789	67,789	-	67,789
契約者配当 準備金繰入額	-	-	-	-	73,113	73,113	-	73,113
税金費用	32,380	4,533	6,466	142,348	62,517	248,245	25,466	222,779
持分法適用会社 への投資額	-	2,564	11,413	1,063	-	15,041	-	15,041
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	38,238	35,197	20,468	44,685	31,958	170,549	49,333	219,882

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれていない宿泊事業、病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のセグメント利益には当社が計上した関係会社受取配当金(203,393百万円)が含まれております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	郵便局 窓口事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	1,963,562	84,509	599,899	2,062,509	6,374,579	11,085,062	49,160	11,134,222
セグメント間の 内部経常収益	38,056	991,253	279	1,605	4,981	1,036,176	263,988	1,300,164
計	2,001,619	1,075,762	600,179	2,064,115	6,379,561	12,121,238	313,149	12,434,387
セグメント利益 又は損失()	35,212	50,466	723	455,537	117,892	658,385	189,802	848,188
セグメント資産	2,059,374	2,585,101	405,955	229,580,406	62,687,388	297,318,226	5,843,422	303,161,649
その他の項目								
減価償却費	66,456	36,395	35,698	34,234	39,490	212,275	17,507	229,782
のれんの償却額	-	-	103	-	-	103	1,979	2,082
受取利息、利息 及び配当金収入 又は資金運用収益	11	109	730	1,243,685	950,717	2,195,253	12,874	2,208,127
支払利息又は 資金調達費用	978	0	12,173	458,165	4,639	475,956	97	476,053
持分法投資利益	-	488	714	183	-	1,387	-	1,387
特別利益	1,449	12,588	2,304	257	82,645	99,246	12,988	112,235
固定資産処分益	1,103	12,078	1,264	257	-	14,704	5,889	20,593
価格変動準備金 戻入額	-	-	-	-	82,645	82,645	-	82,645
特別損失	2,277	4,081	2,528	1,557	319	10,764	1,695	12,459
固定資産処分損	1,172	1,335	228	575	319	3,632	230	3,863
減損損失	229	802	-	875	-	1,907	1,318	3,226
価格変動準備金 繰入額	-	-	-	-	-	-	-	-
契約者配当 準備金繰入額	-	-	-	-	62,067	62,067	-	62,067
税金費用	13,634	9,243	3,305	122,698	40,215	189,097	14,572	174,525
持分法適用会社 への投資額	-	3,048	12,205	1,012	-	16,266	-	16,266
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	75,715	105,043	34,654	54,223	36,794	306,432	60,779	367,211

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれていない病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のセグメント利益には当社が計上した関係会社受取配当金(184,610百万円)が含まれておりません。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	12,320,009	12,121,238
「その他」の区分の経常収益	334,341	313,149
セグメント間取引消去	1,392,028	1,300,164
調整額	2,451	4,358
連結損益計算書の経常収益	11,264,774	11,138,580

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「調整額」は、国際物流事業セグメントの経常収益の算出方法と連結損益計算書の経常収益の算出方法の差異等によるものであります。

(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	996,617	658,385
「その他」の区分の利益	209,590	189,802
セグメント間取引消去	211,745	187,443
調整額	2,997	3,245
連結損益計算書の経常利益	991,464	657,499

(注) 「調整額」は、国際物流事業セグメントのセグメント利益又は損失の算出方法と連結損益計算書の経常利益の算出方法の差異等によるものであります。

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	305,382,480	297,318,226
「その他」の区分の資産	5,924,102	5,843,422
セグメント間取引消去	7,459,602	7,050,062
連結貸借対照表の資産合計	303,846,980	296,111,587

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	238,036	212,275	17,711	17,507	386	292	255,361	229,490
のれんの償却額	183	103	1,133	1,979	-	-	1,317	2,082
受取利息、利息及び 配当金収入又は 資金運用収益	2,356,061	2,195,253	10,007	12,874	60	5,073	2,366,008	2,203,053
支払利息又は 資金調達費用	237,696	475,956	52	97	265	279	237,483	475,774
持分法投資利益	1,527	1,387	-	-	-	-	1,527	1,387
特別利益	28,776	99,246	664	12,988	-	-	29,440	112,235
固定資産処分益	20,977	14,704	661	5,889	-	-	21,639	20,593
価格変動準備金戻入額	-	82,645	-	-	-	-	-	82,645
特別損失	93,358	10,764	13,151	1,695	6	5	106,504	12,454
固定資産処分損	4,234	3,632	379	230	4	3	4,609	3,859
減損損失	4,286	1,907	6,995	1,318	1	1	11,280	3,224
価格変動準備金繰入額	67,789	-	-	-	-	-	67,789	-
契約者配当準備金繰入額	73,113	62,067	-	-	-	-	73,113	62,067
税金費用	248,245	189,097	25,466	14,572	-	-	222,779	174,525
持分法適用会社への 投資額	15,041	16,266	-	-	-	-	15,041	16,266
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	170,549	306,432	49,333	60,779	143	1,126	219,739	366,084

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりです。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりです。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	郵便局 窓口事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
当期償却額	183	-	-	-	-	183	1,133	1,317
当期末残高	-	-	-	-	-	-	8,905	8,905

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	郵便局 窓口事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
当期償却額	-	-	103	-	-	103	1,979	2,082
当期末残高	-	-	-	-	-	-	6,926	6,926

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当ありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	円	3,361.06	2,912.76
1株当たり当期純利益	円	131.93	120.82

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (2022年3月31日)	当連結会計年度末 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	14,688,981	15,098,256
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,379,590	5,020,661
うち非支配株主持分	百万円	2,379,590	5,020,661
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	12,309,391	10,077,594
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	3,662,350	3,459,808

3. 株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の連結会計年度末株式数は、前連結会計年度375,400株、当連結会計年度1,140,500株であります。

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	501,685	431,066
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	501,685	431,066
普通株式の期中平均株式数	千株	3,802,720	3,567,713

5. 株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の連結会計年度における期中平均株式数は、前連結会計年度413,423株、当連結会計年度1,022,544株であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2023年5月15日開催の当社取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第39条第1項の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、中期経営計画「JP ビジョン2025」における資本戦略に基づき、資本効率の向上、株主還元強化を目的として、自己株式の取得を実施いたします。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 346,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合 10.0%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 300,000百万円(上限) |
| (4) 取得期間 | 未定 |
| (5) 取得の方法 | 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)及び立会市場における取引による買付け |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回社債 (グリーンボンド)	2022年9月1日		15,000	0.255	一般担保	2027年9月1日
当社	第2回社債 (グリーンボンド)	2022年9月1日		15,000	0.469	一般担保	2032年9月1日
当社	第3回社債 (グリーンボンド)	2022年9月1日		5,000	0.984	一般担保	2042年9月1日
株式会社 かんぽ生 命保険	第1回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担 保社債(劣後特約付)	2019年1月29日	100,000	100,000	1.00 (注) 1.	なし	2049年1月29日
株式会社 かんぽ生 命保険	第2回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担 保社債(劣後特約付)	2021年1月28日	200,000	200,000	1.050 (注) 2.	なし	2051年1月28日
合計			300,000	335,000			

- (注) 1. 2029年1月29日の翌日以降は、6ヶ月ユーロ円ライボーに1.78%を加算した利率であります。
2. 2031年1月28日の翌日以降は、5年国債金利に2.010%を加算した利率(5年ごとにリセット)であります。
3. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
				15,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	5,942,886	1,791,279	0.42	
借入金	5,942,886	1,791,279	0.42	2023年4月～ 2028年3月
リース債務	126,147	123,249		2023年4月～ 2062年4月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金のうち、360,100百万円は無利息であります。
3. 一部の連結子会社において、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、リース債務の「平均利率」の欄に記載を行っておりません。
4. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	495,108	7,155	5,800	880	1,282,335
リース債務(百万円)	20,054	16,620	16,127	13,838	9,122

借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考)

なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーは、ありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	第2四半期 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	第3四半期 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益 (百万円)	2,718,248	5,450,460	8,411,793	11,138,580
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	184,833	354,660	577,333	695,212
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	118,555	205,912	376,278	431,066
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	32.46	56.81	104.64	120.82

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	第2四半期 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)	第3四半期 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	第4四半期 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり四半期純利益 (円)	32.46	24.28	48.15	15.74

訴訟

当社の連結子会社である日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社(以下「JPiT」という。)は、2015年4月30日付で、ソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社、以下「ソフトバンク」という。)及び株式会社野村総合研究所(以下「野村総合研究所」という。)を被告として、同社に発注した業務の履行遅延等に伴い生じた損害として16,150百万円の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起していましたが、2020年6月24日付で請求額を20,351百万円に増額する旨の申立てを行いました。

なお、当該訴訟に関連して、ソフトバンクより、2015年4月30日付で、JPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等として14,943百万円の支払いを求める訴訟の提起を受けていましたが、その請求額につきましては、2015年11月13日付で20,352百万円に、2016年9月30日付で22,301百万円に、2017年8月31日付で23,953百万円に増額する旨の申立てがなされました。また、野村総合研究所からは、2019年2月25日付でJPiTに対して追加業務に関する報酬として1,390百万円の支払いを求める反訴を提起されました。

2022年9月9日、東京地方裁判所より、ソフトバンクに対し、JPiTへ10,853百万円及びそれに対応する遅延損害金の支払いを命じる旨、JPiTに対し、ソフトバンクへ1,921百万円及びそれに対応する遅延損害金の支払いを命じる旨の判決が言い渡されました。これに対して、ソフトバンクは、当該判決を不服として東京高等裁判所に控訴を提起しております。また、JPiTは、同社の主張が一部認められていない部分があったため、東京高等裁判所に控訴を提起しております。一方、野村総合研究所への請求及び野村総合研究所からの反訴請求はいずれも棄却されており、一審判決にて確定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 142,756	2 1,318,201
棚卸資産	3 317	3 141
前払費用	774	784
短期貸付金	2 53,704	2 66,283
未収入金	2 36,153	2 24,992
未収還付法人税等	37,289	47,522
その他	2 5,867	2 1,200
貸倒引当金	4	3
流動資産合計	276,859	1,459,123
固定資産		
有形固定資産		
建物	4 43,093	4 35,446
構築物	4 2,185	4 939
機械及び装置	4 602	4 140
車両運搬具	63	23
工具、器具及び備品	4 18,352	4 12,632
土地	4 91,737	4 85,935
建設仮勘定	4 294	4 556
有形固定資産合計	156,328	135,674
無形固定資産		
ソフトウェア	18,229	12,515
その他	1,232	389
無形固定資産合計	19,461	12,905
投資その他の資産		
投資有価証券	147,465	99,069
関係会社株式	4,737,230	3,446,563
金銭の信託	412,160	450,583
長期貸付金	2 62,329	2 112,005
破産更生債権等	63	63
長期前払費用	1,445	988
前払年金費用	36,898	46,881
その他	2 172	2 217
貸倒引当金	63	63
投資損失引当金	1,700	1,700
投資その他の資産合計	5,396,001	4,154,608
固定資産合計	5,571,791	4,303,188
資産合計	5,848,650	5,762,311

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	2 16,237	2 11,423
未払費用	1,042	2 1,796
未払法人税等	151	35
未払消費税等	3,185	2,086
賞与引当金	1,371	1,300
その他	2,221	636
流動負債合計	24,210	17,277
固定負債		
社債	-	1 35,000
退職給付引当金	24,130	19,001
役員株式給付引当金	315	282
公務災害補償引当金	16,022	15,424
繰延税金負債	35,926	47,035
その他	7,323	3,255
固定負債合計	83,719	119,999
負債合計	107,929	137,277
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,500,000	3,500,000
資本剰余金		
資本準備金	875,000	875,000
その他資本剰余金	1,078,718	978,662
資本剰余金合計	1,953,718	1,853,662
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	325,471	436,123
利益剰余金合計	325,471	436,123
自己株式	96,106	201,307
株主資本合計	5,683,084	5,588,478
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	57,636	36,556
評価・換算差額等合計	57,636	36,556
純資産合計	5,740,721	5,625,034
負債純資産合計	5,848,650	5,762,311

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
営業収益		
ブランド価値使用料	1, 3 13,040	1, 3 12,692
関係会社受取配当金	1 203,393	1 184,610
受託業務収益	1 45,262	1 46,065
貯金旧勘定交付金	1 243	1 96
医業収益	1 14,020	1 13,352
宿泊事業収益	8,728	742
営業収益合計	284,688	257,559
営業費用		
受託業務費用	45,000	46,216
医業費用	17,708	16,291
宿泊事業費用	16,414	2,306
管理費	2 2,019	2 12,107
営業費用合計	1 81,142	1 76,922
営業利益	203,545	180,637
営業外収益		
受取利息	1 275	1 619
受取配当金	9,998	12,870
受取賃貸料	1 2,804	1 2,728
補助金収入	1,958	3,046
その他	1 867	1 967
営業外収益合計	15,904	20,232
営業外費用		
社債利息	-	92
賃貸費用	1 1,312	1 1,306
システム賃貸費用	1 198	1 393
貸倒引当金繰入額	2	-
その他	184	195
営業外費用合計	1,697	1,988
経常利益	217,753	198,881
特別利益		
固定資産売却益	1,072	1,460
事業譲渡益	-	6,995
関係会社株式売却益	1 87,530	1 71,783
その他	2,968	9
特別利益合計	91,572	80,249
特別損失		
固定資産除却損	295	219
減損損失	3,876	262
事業譲渡関連費用	4,717	-
その他	1,060	79
特別損失合計	9,949	561
税引前当期純利益	299,376	278,569
法人税、住民税及び事業税	26,084	15,218
法人税等合計	26,084	15,218
当期純利益	325,460	293,787

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	1,267,127	1,267,127
会計方針の変更による累積的影響額					11	11
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	1,267,115	1,267,115
当期変動額						
剰余金の配当			202,193	202,193		
欠損填補			1,267,127	1,267,127	1,267,127	1,267,127
当期純利益					325,460	325,460
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却			1,080,816	1,080,816		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	2,550,137	2,550,137	1,592,587	1,592,587
当期末残高	3,500,000	875,000	1,078,718	1,953,718	325,471	325,471

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	831,661	5,905,066	7,903	7,903	5,912,969
会計方針の変更による累積的影響額		11			11
会計方針の変更を反映した当期首残高	831,661	5,905,078	7,903	7,903	5,912,981
当期変動額					
剰余金の配当		202,193			202,193
欠損填補		-			-
当期純利益		325,460			325,460
自己株式の取得	345,450	345,450			345,450
自己株式の処分	189	189			189
自己株式の消却	1,080,816	-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			49,733	49,733	49,733
当期変動額合計	735,555	221,993	49,733	49,733	172,259
当期末残高	96,106	5,683,084	57,636	57,636	5,740,721

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,500,000	875,000	1,078,718	1,953,718	325,471	325,471
会計方針の変更による累積的影響額						
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,500,000	875,000	1,078,718	1,953,718	325,471	325,471
当期変動額						
剰余金の配当					183,136	183,136
欠損填補						
当期純利益					293,787	293,787
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却			100,056	100,056		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	100,056	100,056	110,651	110,651
当期末残高	3,500,000	875,000	978,662	1,853,662	436,123	436,123

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	96,106	5,683,084	57,636	57,636	5,740,721
会計方針の変更による累積的影響額		-			-
会計方針の変更を反映した当期首残高	96,106	5,683,084	57,636	57,636	5,740,721
当期変動額					
剰余金の配当		183,136			183,136
欠損填補		-			-
当期純利益		293,787			293,787
自己株式の取得	205,355	205,355			205,355
自己株式の処分	98	98			98
自己株式の消却	100,056	-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			21,080	21,080	21,080
当期変動額合計	105,200	94,606	21,080	21,080	115,687
当期末残高	201,307	5,588,478	36,556	36,556	5,625,034

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法、その他有価証券については、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同様の方法によっております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価の切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～60年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理しております。

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し1959年1月以降に退職した者の1958年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用(以下「整理資源」という。)の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「前払年金費用」として計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し1958年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用(以下「恩給負担金」という。)の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づき、執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 公務災害補償引当金

公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合の職員又は遺族に対する年金の支出に備えるため、当事業年度末における公務災害補償に係る債務を計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は主に、持株会社として子会社から、当社グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価としてブランド価値使用料を受け取るほか、グループの経営効率の向上を図るため間接業務を受託してサービスを提供する等しております。これらは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「システム賃貸費用」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた382百万円は、「システム賃貸費用」198百万円、「その他」184百万円として組み替えております。

(追加情報)

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(役員に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

執行役に対する信託を活用した業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりです。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
		総財産を社債35,000百万円の 一般担保に供しております。

2. 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期金銭債権	214,964百万円	1,395,969百万円
長期金銭債権	62,406百万円	112,082百万円
短期金銭債務	4,796百万円	5,885百万円

3. 棚卸資産の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
貯蔵品	317百万円	141百万円

4. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
圧縮記帳額	11,290百万円	11,290百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業取引(収入分)	261,618百万円	243,261百万円
営業取引(支出分)	16,484百万円	16,173百万円
営業取引以外の取引(収入分)	90,345百万円	12,220百万円
営業取引以外の取引(支出分)	379百万円	582百万円

2. 管理費のうち、主要な費目は次のとおりであります。

なお、退職給付費用がマイナスとなっているのは、主として整理資源に係る数理計算上の差異の償却等によるものであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付費用	18,657百万円	9,456百万円
給料・手当	7,232百万円	7,218百万円
委託費	2,566百万円	2,470百万円
広告宣伝費	1,754百万円	1,301百万円
減価償却費	1,145百万円	1,168百万円
租税公課	3,143百万円	4,673百万円

3. ブランド価値使用料

当社グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価として、当社が子会社から受け取る収益を計上するものです。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 子会社株式	3,882,994	3,712,951	170,042
(2) 関連会社株式			
合計	3,882,994	3,712,951	170,042

当事業年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 子会社株式	2,685,545	2,804,252	118,707
(2) 関連会社株式			
合計	2,685,545	2,804,252	118,707

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
(1) 子会社株式	854,235	761,018
(2) 関連会社株式		
合計	854,235	761,018

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	560,144百万円	952,732百万円
退職給付引当金	88,894	75,340
賞与引当金	420	404
その他	21,285	30,882
繰延税金資産小計	670,744	1,059,359
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	560,144	952,732
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	110,599	106,627
評価性引当額小計	670,744	1,059,359
繰延税金資産合計		
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	35,926	47,035
繰延税金資産(負債)の純額	35,926百万円	47,035百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	23.5	30.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.0
評価性引当額の増減	51.0	134.1
子会社株式の投資簿価修正	66.5	141.1
繰越欠損金の期限切れ	0.0	1.4
その他	0.4	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.7%	5.5%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

子会社株式の一部売却

当社は、当社が保有する連結子会社である株式会社かんぽ生命保険及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「金融2社」という。）の普通株式の一部につき、以下のとおり売却を実施しました。この売却により関係会社株式売却益が71,783百万円発生しております。

1. 株式会社かんぽ生命保険との取引

(1) 取引の概要

取引の概要及び目的

郵政民営化法において、当社は、金融2社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされています。この趣旨に沿って、当社は、当社の中期経営計画において、2025年までの期間のできる限り早期に金融2社の保有割合が50%以下となるまで売却していく方針としております。

上記方針に従い、株式会社かんぽ生命保険が実施した自己株式の取得に応じて、当社が保有する株式会社かんぽ生命保険の普通株式の一部の売却を行いました。

結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：株式会社かんぽ生命保険

事業の内容：生命保険業

企業結合日

株式会社かんぽ生命保険が実施した自己株式の取得に応じた売付け

2022年8月16日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の一部の売却

結合後企業の名称

変更ありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

2. 株式会社ゆうちょ銀行との取引

(1) 取引の概要

取引の概要及び目的

郵政民営化法において、当社は、金融2社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされています。この趣旨に沿って、当社は、当社の中期経営計画において、2025年までの期間のできる限り早期に金融2社の保有割合が50%以下となるまで売却していく方針としております。

上記方針を踏まえ、株式会社東京証券取引所の「プライム市場」の上場基準のうち、株式会社ゆうちょ銀行は「流通株式比率」について基準を充たしていないところ、同比率の改善への寄与を目的として、株式会社ゆうちょ銀行の株価、当社の資金需要、当社の連結業績への影響等を勘案した上で、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部の売出し（以下「本売出し」）を実施しました。

また、これに先立ち、株式会社ゆうちょ銀行が実施した自己株式の取得に応じて、当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部の売却を行いました。

結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：株式会社ゆうちょ銀行

事業の内容：銀行業

企業結合日

ア 株式会社ゆうちょ銀行が実施した自己株式の取得に応じた売付け

2023年3月3日

イ 本売出し

2023年3月20日から2023年3月31日まで

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の一部の売却

結合後企業の名称

変更ありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2023年5月15日開催の当社取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第39条第1項の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、中期経営計画「JP ビジョン2025」における資本戦略に基づき、資本効率の向上、株主還元強化を目的として、自己株式の取得を実施いたします。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 346,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合 10.0%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 300,000百万円(上限) |
| (4) 取得期間 | 未定 |
| (5) 取得の方法 | 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)及び立会市場における取引による買付け |

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	43,093	1,108	(143) 6,610	2,144	35,446	11,629
	構築物	2,185	9	(31) 1,187	66	939	357
	機械 及び装置	602	4	(1) 431	34	140	299
	車両 運搬具	63	-	(-) 34	5	23	34
	工具、器具 及び備品	18,352	454	(7) 642	5,531	12,632	19,497
	土地	91,737	-	(78) 5,801	-	85,935	-
	建設 仮勘定	294	1,431	(-) 1,169	-	556	-
	計	156,328	3,008	(262) 15,878	7,783	135,674	31,819
無形 固定資産	ソフトウェア	18,229	1,526	(-) 200	7,038	12,515	41,078
	その他	1,232	726	(-) 1,549	20	389	47
	計	19,461	2,252	(-) 1,750	7,059	12,905	41,125

(注) 当期減少高の欄の()内の金額は、減損損失による減少分であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	67	7	9	66
投資損失引当金	1,700	-	-	1,700
賞与引当金	1,371	1,300	1,371	1,300
役員株式給付引当金	315	263	296	282
公務災害補償引当金	16,022	450	1,048	15,424

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増し手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告掲載方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.japanpost.jp/corporate/public_notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、当社定款の定めにより、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第17期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月20日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2023年6月8日関東財務局長に提出

事業年度 第16期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

2023年6月8日関東財務局長に提出

事業年度 第17期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年6月20日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第18期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月10日関東財務局長に提出。

第18期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月25日関東財務局長に提出。

第18期第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月14日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び四半期報告書の訂正報告書の確認書

事業年度 第17期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2023年6月8日関東財務局長に提出。

事業年度 第17期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2023年6月8日関東財務局長に提出。

事業年度 第17期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2023年6月8日関東財務局長に提出。

事業年度 第18期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2023年6月8日関東財務局長に提出。

事業年度 第18期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2023年6月8日関東財務局長に提出。

事業年度 第18期第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年6月8日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書

2022年4月4日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書

2022年6月21日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書

2023年4月3日関東財務局長に提出。

(7) 発行登録書(株券、社債券等)及びその添付書類

2022年7月25日関東財務局長に提出。

(8) 訂正発行登録書

2022年7月25日関東財務局長に提出。

2022年7月25日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。

2023年4月13日関東財務局長に提出。

2022年7月25日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。

2023年6月8日関東財務局長に提出。

2022年7月25日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。

(9) 発行登録追補書類(株券、社債券等)及びその添付書類

2022年8月26日関東財務局長に提出

2022年7月25日に提出した発行登録書の発行登録追補書類であります。

(10) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2022年3月1日 至 2022年3月31日) 2022年4月8日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年4月1日 至 2022年4月30日) 2022年5月12日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年5月1日 至 2022年5月31日) 2022年6月10日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年6月1日 至 2022年6月30日) 2022年7月11日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年7月1日 至 2022年7月31日) 2022年8月8日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年8月1日 至 2022年8月31日) 2022年9月9日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年9月1日 至 2022年9月30日) 2022年10月11日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年10月1日 至 2022年10月31日) 2022年11月9日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年11月1日 至 2022年11月30日) 2022年12月9日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年12月1日 至 2022年12月31日) 2023年1月13日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2023年1月1日 至 2023年1月31日) 2023年2月10日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2023年2月1日 至 2023年2月28日) 2023年3月10日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2023年3月1日 至 2023年3月31日) 2023年4月13日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年 6月21日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 野 充 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 松 啓 輔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富 山 貴 広

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵政株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ゆうちょ銀行におけるレベル2及びレベル3に区分されているその他有価証券の評価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>日本郵政株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、有価証券182,770,020百万円が計上されており、資産の部合計の約62%を占めている。</p> <p>連結子会社である株式会社ゆうちょ銀行(以下、銀行子会社という)は、貯金で集めた資金を主として国債、社債、外国債券、投資信託といった有価証券で運用している。時価で同社連結貸借対照表に計上しているその他有価証券には、レベル2に区分されている社債及びその他に含まれる外国債券(以下、社債及びその他に含まれる外国債券を合わせて「社債等」という。)15,409,964百万円及びレベル3に区分されている社債等99,200百万円が含まれている。銀行子会社は、これらの有価証券について、主として情報ベンダーやブローカー等の第三者から入手した価格を時価として利用している。注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、第三者から入手した価格における主要な仮定として類似銘柄の価格から推計されるスプレッド等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットや、重要な見積りを含む市場で観察できないインプットが使用されている。</p> <p>これらの主要な仮定は、市場環境の急激な変化や金融市場の混乱が生じ、買気配と売気配の幅が著しく拡大することや流動性リスク・プレミアムが著しく拡大すること等により影響を受け、特にレベル2及びレベル3に区分されている一部の流動性が低い社債等(私募債や証券化商品等)の時価の算定において、見積りの不確実性が高まる可能性がある。このため、これらについて、第三者から入手した価格を時価として利用するにあたっては、経営者の判断を伴い、適切でない仮定に基づいた価格を利用した場合には、それによる連結財務諸表に対する影響は重要となる可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、銀行子会社におけるレベル2及びレベル3に区分されている一部の流動性が低い社債等の評価の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、銀行子会社におけるレベル2及びレベル3に区分されている一部の流動性が低い社債等の評価の合理性を検討するため、銀行子会社の監査人に監査の実施を指示するとともに監査手続の実施結果の報告を受け、十分かつ適切な監査証拠が入手されているか否かを評価した。銀行子会社の監査人は、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 銀行子会社におけるレベル2及びレベル3に区分されている社債等の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の第三者から入手した価格を比較し、時価として利用する価格の合理性を検討していること ・価格から推計したスプレッドの検証等による、時価として利用する価格の合理性を検討していること <p>(2)時価の合理性の検討 レベル2及びレベル3に区分されている社債等のうち、銀行子会社が複数の第三者から入手した価格間の乖離が大きい銘柄や証券化商品等、銀行子会社の監査人が個別に検討を要すると判断した銘柄に対して、主に以下の手続を実施した。これらの手続の実施にあたっては、当監査法人が属するネットワークファームの金融商品の評価の専門家を関与させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行子会社が時価として利用する価格と監査人が他の第三者より直接入手した価格を比較し、時価として利用する価格が合理的な範囲であるか否かを検討した。 ・銀行子会社が時価として利用する価格と監査人が独自の見積りで算定した価格を比較し、時価として利用する価格が合理的な範囲であるか否かを検討した。

責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>日本郵政株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、責任準備金53,518,219百万円が計上されており、負債の部合計の約19%を占めている。</p> <p>注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）の「4. 会計方針に関する事項（17）責任準備金の積立方法」に記載のとおり、保険業法等に基づき、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てている。</p> <p>責任準備金は、保険業法等に基づき、金融庁に認可を受けた算出方法書により毎決算期に積み立てが要求されている。また、保険業法等により、責任準備金に積立不足が生じていないかの検証が求められ、責任準備金の積み増しを行うことが必要となる場合がある。</p> <p>責任準備金は、将来の長期間にわたり発生するキャッシュ・フローについて計算前提（予定死亡率・予定利率・予定事業費率等）において計算される。金融庁に認可を受けた算出方法書に基づく責任準備金の計算式は複雑であり、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。また、責任準備金に積立不足が生じていないかを検証するために、保険業法等により、保険計理人による将来収支分析が求められているが、当該分析においては今後の保険商品の販売水準、保険金等支払額、資産運用収益、事業費などの将来キャッシュ・フロー等の見積りに重要な判断が必要となるとともに、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。</p> <p>以上から、当監査法人は、責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性を検討するため、連結子会社である株式会社かんば生命保険（以下、保険子会社という）の監査人に監査の実施を指示するとともに、監査手続の実施結果の報告を受け、十分かつ適切な監査証拠が入手されているか否かを評価した。保険子会社の監査人は、当監査法人内の保険数理の専門家及びITシステムの専門家を関与させ、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 保険子会社における責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性に関連するプロセスについて、内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任準備金計算システムにより、責任準備金を正確に計算するシステム統制が有効に機能していること ・保険数理関連部門において、全ての保険契約に対して責任準備金が網羅的に計上されていることを確認していること ・保険数理関連部門において、責任準備金の計算の正確性について、サンプル抽出による再計算による検証及び決算用の責任準備金計算システム以外のシステムにより計算された責任準備金計上額との整合性の検証を実施していること ・保険子会社の経営者が、責任準備金の積立額の十分性を確認するために、保険計理人の意見書についての報告を受けていること <p>(2)責任準備金の計算の正確性に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連結会計年度に新たに販売された保険商品及び改定された保険商品の責任準備金について、金融庁に認可を受けた算出方法書に従い正確に計算されていることを再計算により確認した。 ・過年度からの責任準備金の増減と当連結会計年度の保険料、保険金、事業費等との整合性を確認した。 <p>(3)責任準備金の積立額の十分性に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任準備金の積立額の十分性を検討するために、将来収支分析が、関連する法令及び「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（公益社団法人 日本アクチュアリー会）に基づいて適切に行われていることを確認し、過年度の計算結果と比較した。 ・保険計理人の意見書及び附属報告書等について保険計理人の意見を踏まえて内容を検討し、保険計理人に対し質問した。

責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産の回収可能性に関する判断の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>日本郵政株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産1,065,309百万円が計上されており、注記事項(税効果会計関係)に記載のとおり、繰延税金負債との相殺前の金額は1,886,382百万円である。このうち、責任準備金に係る繰延税金資産及び価格変動準備金に係る繰延税金資産の金額がそれぞれ1,021,572百万円、231,440百万円であり、多額である。</p> <p>繰延税金資産は、将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識する。繰延税金資産の計上額は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)に基づく企業の分類の妥当性及び将来の課税所得の見積りに依存する。</p> <p>注記事項(税効果会計関係)に記載のとおり、日本郵政株式会社は、責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産について、将来の長期にわたり発生する課税所得により税金負担額を軽減する効果を有するものとして回収可能性があるかと判断している。保険子会社の経営者による将来の長期にわたり発生する課税所得の見積りは、今後の保険商品の新契約水準、保険金等支払額、資産運用収益や事業費見込みといった主要な仮定に対する重要な判断を伴う。特に保険商品の新契約水準は、当連結会計年度に作成した経営計画を基礎とし、今後、当該計画における取組方針の下、一定の水準に到達するとの前提に基づくが、当連結会計年度における新契約実績は緩やかな回復に留まっており、見積りの不確実性が高い。</p> <p>以上から、当監査法人は、責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産の回収可能性に関する判断の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産の回収可能性に関する判断の合理性を検討するため、保険子会社の監査人に監査の実施を指示するとともに、監査手続の実施結果についての報告を受け、十分かつ適切な監査証拠が入手されているか否かを評価した。保険子会社の監査人は、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 保険子会社における、経営計画の策定を含む、将来の課税所得の見積りに係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)企業の分類についての検討 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業の分類の妥当性、特に、近い将来に保険子会社の経営環境に著しい変化が見込まれるかどうかを検討した。</p> <p>(3)将来の課税所得の見積りの適切性及び実現可能性についての検討 ・保険子会社の経営者及び関連部署に対し質問し、将来の課税所得の見積りの基礎となる保険子会社の経営計画の前提を理解した。 ・過年度における将来の課税所得の見積りと実績の主な差異原因について、保険子会社の関連部署への質問により理解し、将来の課税所得の見積りに与える影響を確認した。 ・将来の課税所得の見積りと保険子会社の経営計画の整合性を確認した。 ・保険子会社の経営者による将来の課税所得見積りのストレスシナリオに使用した代替的な仮定について関連部署に質問し、その結果を理解するとともに、経営者による見積りの不確実性に対する評価の適切性を検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示

する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本郵政株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本郵政株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年 6月21日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 野 充 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 松 啓 輔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富 山 貴 広

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵政株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

楽天グループ株式会社株式の時価が著しく下落したときに該当するかどうかの判断の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>日本郵政株式会社の当事業年度の貸借対照表において、投資有価証券が99,069百万円計上されている。これには、その他有価証券に区分されている楽天グループ株式会社株式の時価80,436百万円が含まれている。</p> <p>注記事項(重要な会計方針)に記載のとおり、時価のあるその他有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額の合計額について税効果額を考慮した金額を純資産の部に計上している。一方で、時価が著しく下落したときは、取得原価の水準にまで回復する見込みがあると認められる場合を除き、評価差額は、損益計算書において当事業年度の損失として計上される。</p> <p>日本郵政株式会社は、楽天グループ株式会社株式について、期末時点で時価の取得原価からの下落率が30%以上50%未満であることから、会社が設けた基準に基づき、時価が下落している期間等を勘案し、著しく下落したときに該当しないと判断している。このように、同社株式の評価には、経営者による重要な判断が伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、楽天グループ株式会社株式の時価が著しく下落したときに該当するかどうかの判断の合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。なお、監査上の主要な検討事項は、個々の監査業務における相対的な重要性を考慮して決定しており、当該事項は当連結会計年度の連結財務諸表に対する監査報告書においては、監査上の主要な検討事項として選定していない。</p>	<p>当監査法人は、楽天グループ株式会社株式の時価が著しく下落したときに該当するかどうかの判断の合理性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 楽天グループ株式会社を含む時価のあるその他有価証券の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 楽天グループ株式会社株式の時価が著しく下落したときに該当するかどうかの判断の合理性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社が設けた基準を閲覧するとともに、経営者及び関連部署の担当者に対し質問し、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合に、著しく下落したときに該当するかどうかを判断する基準の合理性を検証した。また、当該基準が每期継続的に適用されていることを確認した。 ・会社が保有している同社株式の時価と取得原価との比較を行い、時価の取得原価からの下落率が正確に算定されているかどうかを確認した。 ・時価の取得原価からの下落率が30%以上50%未満の同社株式について、過去の株価推移等を確認し、経営者による判断が会社が設けた基準に準拠していることを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。